

ロシア
連邦民法第4法典
2021年6月11日改正

目次

第69章 総則

- 第1225条 知的活動の成果及び識別手段の保護
- 第1226条 知的財産権
- 第1227条 知的所有権及び物に対する権利
- 第1228条 知的活動の成果の創作者
- 第1229条 排他権
- 第1230条 排他権の存続期間
- 第1231条 ロシア連邦領域内における排他権及び他の知的財産権の効力
- 第1231-1条 公的表象、公的名称及び公的識別標章を含む物件
- 第1232条 知的活動の成果及び識別手段の国家登録
- 第1233条 排他権の処分
- 第1234条 排他権の譲渡に係る契約
- 第1235条 ライセンス契約
- 第1236条 使用許諾契約の種類
- 第1237条 使用許諾契約の履行
- 第1238条 再使用許諾契約
- 第1239条 強制使用許諾
- 第1240条 複合的な客体の構成物としての知的活動の成果の使用
- 第1241条 契約によらない排他権の他者への移転
- 第1242条 著作権及び著作隣接権の集中管理団体
- 第1243条 権利管理団体による権利所有者との契約の履行
- 第1244条 権利管理団体の国家認定
- 第1244-1条 認可を受けた団体の監督委員会
- 第1245条 私的使用のためのレコード及び視聴覚著作物の無償複製及び再生に係る報酬
- 第1246条 知的所有権分野における関係の国家規制
- 第1247条 弁理士
- 第1248条 知的財産権保護に関連する紛争
- 第1249条 特許及びその他の手数料
- 第1250条 知的財産権の保護
- 第1251条 非財産的人格権の執行
- 第1252条 排他権の執行
- 第1253条 排他権の侵害に関連する法人の清算及び個人事業者の活動の終了
- 第1253-1条 情報媒介者の質及び責任
- 第1254条 被許諾者の権利の保護

第 70 章 著作権

- 第 1255 条 著作権
- 第 1256 条 ロシア連邦内での学術，言語及び美術の著作物に係る排他権の効力
- 第 1257 条 著作物の著作者
- 第 1258 条 共同著作
- 第 1259 条 著作権の客体
- 第 1260 条 翻訳，他の二次的著作物。編集著作物
- 第 1261 条 コンピュータプログラム
- 第 1262 条 コンピュータープログラム及びデータベースの国家登録
- 第 1263 条 視聴覚著作物
- 第 1264 条 公文書，象徴及び紋章の草案
- 第 1265 条 著作者人格権及び著作者の氏名表示権
- 第 1266 条 著作物の同一性保持権及び歪曲からの著作物の保護
- 第 1267 条 著作者人格権，著作者の氏名表示権及び著作者の死後における同一性保持権の保護
- 第 1268 条 著作物の公表権
- 第 1269 条 撤回権
- 第 1270 条 著作物に係る排他権
- 第 1271 条 著作権保護記号
- 第 1272 条 公表された著作物の原物又は複製物の頒布
- 第 1273 条 私的使用のための著作物に係る無償の複製
- 第 1274 条 情報，学術，教育又は文化の目的での著作物の無償利用
- 第 1275 条 図書館，記録保管所及び教育組織による著作物に係る無償の利用
- 第 1276 条 公共の場に恒常的に設置された著作物の無償の利用
- 第 1277 条 適法に公表された音楽著作物に係る無償の公の実演
- 第 1278 条 法執行目的のための無償の複製
- 第 1279 条 放送事業者による著作物に係る短期利用のための無償の録音（録画）
- 第 1280 条 コンピュータープログラム及びデータベースに係る使用者の権利
- 第 1281 条 著作物に係る排他権の有効期間
- 第 1282 条 著作物の公有財産への移行
- 第 1283 条 著作物に係る排他権の相続による移転
- 第 1284 条 著作物に係る排他権及びライセンスに基づく著作物の使用権に対する強制執行
- 第 1285 条 著作物に係る排他権の譲渡契約
- 第 1286 条 著作物の利用権を付与するためのライセンス契約
- 第 1286-1 条 学術，文学又は芸術の著作物の利用に係るオープンライセンス
- 第 1287 条 出版許諾契約の特別な要件
- 第 1288 条 創作契約
- 第 1289 条 創作契約の履行期
- 第 1290 条 創作契約に基づく責任
- 第 1291 条 著作物の原物の譲渡。著作物に係る排他権
- 第 1292 条 接近権

- 第 1293 条 継承権（追及権）
- 第 1294 条 建築，都市計画及び景観芸術の著作物に係る著作者の権利
- 第 1295 条 職務著作物
- 第 1296 条 注文に基づいて創作された著作物
- 第 1297 条 契約の履行過程で創作された著作物
- 第 1298 条 国家又は地方自治体との契約に基づき創作された学術，言語又は美術の著作物
- 第 1299 条 技術的著作権保護手段
- 第 1300 条 著作権情報
- 第 1301 条 著作物に係る排他権の侵害に対する責任
- 第 1302 条 著作権侵害裁判における執行

第 71 章 著作隣接権

第 1 節 総則

- 第 1303 条 総則
- 第 1304 条 著作隣接権の客体
- 第 1305 条 著作隣接権の法的保護標章
- 第 1306 条 権利者の同意及び補償金の支払を要しない著作隣接権の客体の利用
- 第 1307 条 著作隣接権の客体に係る排他権の譲渡契約
- 第 1308 条 著作隣接権の客体を利用する権利を付与するライセンス契約
- 第 1308-1 条 著作隣接権の客体に係る排他権の相続による移転
- 第 1309 条 著作隣接権保護の技術的手段
- 第 1310 条 著作隣接権情報
- 第 1311 条 著作隣接権の客体に係る排他権の侵害に対する責任
- 第 1312 条 著作隣接権侵害裁判における請求の保全

第 2 節 実演権

- 第 1313 条 実演家
- 第 1314 条 共同実演における著作隣接権
- 第 1315 条 実演者の権利
- 第 1316 条 実演家の死後における実演の創作者人格権，実演家の氏名表示権及び同一性保持権の保護
- 第 1317 条 実演に係る排他権
- 第 1318 条 実演に係る排他権の存続期間，相続による当該権利の承継及び公有財産への移行
- 第 1319 条 実演に係る排他権及びライセンスに基づく実演の利用権に対する強制執行
- 第 1320 条 職務遂行により創作された実演
- 第 1321 条 ロシア連邦領域内での実演に係る排他権の効果

第 3 節 レコードに係る権利

- 第 1322 条 レコード製作者

- 第 1323 条 レコード製作者の権利
- 第 1324 条 レコードに係る排他権
- 第 1325 条 公表されたレコードの原盤又は増製物の頒布
- 第 1326 条 商業目的のために公表されたレコードの利用
- 第 1327 条 レコードに係る排他権の有効期間, 当該権利の法定相続人への移転及びレコードの公有財産への移行
- 第 1328 条 ロシア連邦領域内でのレコードに係る排他権の効力

第 4 節 放送事業者及び有線放送事業者の権利

- 第 1329 条 放送組織及び有線放送組織
- 第 1330 条 ラジオ又はテレビ送信に係る排他権
- 第 1331 条 ラジオ又はテレビ送信を伝達する排他権の存続期間, 当該権利の法定相続人への承継及びラジオ又はテレビ送信の伝達の公有財産への移行
- 第 1332 条 ロシア連邦領域内でのラジオ又はテレビ送信に係る排他権の効果

第 5 節 データベース制作者の権利

- 第 1333 条 データベース制作者
- 第 1334 条 データベース制作者の排他権
- 第 1335 条 データベース制作者の排他権の存続期間
- 第 1335-1 条 データベース制作者の排他権の侵害とみなされない行為
- 第 1336 条 ロシア連邦領域内でのデータベース制作者の排他権の効力

第 6 節 学術, 言語又は美術の著作物に係る出版者の権利

- 第 1337 条 出版者
- 第 1338 条 出版者の権利
- 第 1339 条 著作物に係る出版者の排他権
- 第 1340 条 著作物に係る出版者の排他権の有効期間
- 第 1341 条 ロシア連邦領域内での著作物に係る出版者の排他権の効力
- 第 1342 条 著作物に係る出版者の排他権の早期終了
- 第 1343 条 著作物の原作品及び著作物に係る出版者の排他権の譲渡
- 第 1344 条 出版者の排他権により保護される著作物の原作品又は複製物の頒布

第 72 章 特許法

第 1 節 総則

- 第 1345 条 特許権
- 第 1346 条 ロシア連邦領域内における発明, 実用新案及び意匠に係る排他権の効力
- 第 1347 条 発明者, 実用新案の考案者又は意匠の創作者
- 第 1348 条 共同発明者, 実用新案の共同考案者又は意匠の共同創作者
- 第 1349 条 特許権の客体
- 第 1350 条 発明の特許性の条件

- 第 1351 条 実用新案の特許性の条件
- 第 1352 条 意匠の特許性の条件
- 第 1353 条 発明，実用新案及び意匠の国家登録
- 第 1354 条 発明，実用新案又は意匠の特許
- 第 1355 条 発明，実用新案及び意匠の創作並びにその使用のための国による奨励策

第 2 節 特許権

- 第 1356 条 発明，実用新案又は意匠に係る創作者人格権
- 第 1357 条 発明，実用新案又は意匠の特許を取得する権利
- 第 1358 条 発明，実用新案又は意匠に係る排他権
- 第 1358-1 条 従属発明，従属実用新案及び従属意匠
- 第 1359 条 発明，実用新案又は意匠に係る排他権の侵害に該当しない行為
- 第 1360 条 国家安全保障の利益のための発明，実用新案又は意匠の使用
- 第 1360-1 条 ロシア連邦が締結した国際条約に従った輸出を目的とする医薬品の生産のための発明の使用
- 第 1361 条 発明，実用新案又は意匠の先使用权
- 第 1362 条 発明，実用新案又は意匠に係る強制ライセンス
- 第 1363 条 発明，実用新案及び意匠に係る排他権の存続期間
- 第 1364 条 発明，実用新案又は意匠の公有財産への移行

第 3 節 発明，実用新案又は意匠に係る排他権の処分

- 第 1365 条 発明，実用新案又は意匠に係る排他権の譲渡契約
- 第 1366 条 発明特許の譲渡契約締結の公募
- 第 1367 条 発明，実用新案又は意匠を使用する権利の付与に関する実施許諾契約
- 第 1368 条 発明，実用新案又は意匠に係るオープンライセンス
- 第 1369 条 発明，実用新案又は意匠に係る排他権を処分する契約の方式並びに排他権及びその質入の移転並びに発明，実用新案又は意匠を使用する権利の付与に係る国家登録

第 4 節 職務遂行中又は契約に基づく職務遂行中に創作された発明，実用新案の考案又は意匠の創作

- 第 1370 条 職務発明，職務考案又は職務意匠
- 第 1371 条 契約に基づく業務遂行中に創作された発明，実用新案又は意匠
- 第 1372 条 注文に基づいて創作された意匠
- 第 1373 条 国家又は地方自治体との契約に基づく業務の遂行中に創作された発明，実用新案の考案又は意匠

第 5 節 特許付与

- 1. 特許付与を求める出願，出願の補正及び取下げ
- 第 1374 条 発明，実用新案又は意匠の特許付与を求める出願の提出
- 第 1375 条 発明の特許付与を求める出願
- 第 1376 条 実用新案の特許付与を求める出願

- 第 1377 条 意匠の特許付与を求める出願
- 第 1378 条 発明，実用新案又は意匠に係る出願の補正
- 第 1379 条 発明，実用新案又は意匠に係る出願の変更
- 第 1380 条 発明，実用新案又は意匠に係る出願の取下

2. 発明，実用新案及び意匠の優先権

- 第 1381 条 発明，実用新案又は意匠の優先権の確立
- 第 1382 条 条約による発明，実用新案又は意匠の優先権
- 第 1383 条 発明，実用新案又は意匠の優先日の一致の結果

3. 特許付与を求める出願の審査，発明及び意匠の仮保護

- 第 1384 条 発明出願の方式審査
- 第 1385 条 発明及び意匠出願に関する情報の公開
- 第 1386 条 発明出願の審査
- 第 1387 条 発明特許の付与，付与拒絶又は出願取下の宣言に関する決定
- 第 1388 条 特許出願資料を閲覧する出願人の権利
- 第 1389 条 発明出願の審査に関係する懈怠の場合に徒過した期限の回復
- 第 1390 条 実用新案出願の審査
- 第 1391 条 意匠出願の審査
- 第 1392 条 発明及び意匠の暫定的な法的保護

4. 発明，実用新案又は意匠の登録及び特許の付与

- 第 1393 条 発明，実用新案又は意匠の国家登録及び特許付与手続
- 第 1394 条 発明，実用新案又は意匠に係る特許付与に関する情報の公告
- 第 1395 条 外国及び国際組織における発明及び実用新案の特許付与
- 第 1396 条 本法に規定する出願と同じ法的効果を有する国際出願及びユーラシア出願
- 第 1397 条 同一発明に係るユーラシア特許及びロシア連邦特許

第 6 節 特許の存続期間の終了及び回復

- 第 1398 条 発明，実用新案又は意匠に係る特許の無効確認
- 第 1399 条 発明，実用新案又は意匠の特許の存続期間の早期終了
- 第 1400 条 発明，実用新案又は意匠に係る特許の効力の回復。事後使用権

第 7 節 秘密発明の法的保護及び使用の特性

- 第 1401 条 秘密発明の特許付与を求める出願の提出及び処理
- 第 1402 条 秘密発明の国家登録及び特許付与。秘密発明に関する情報の開示
- 第 1403 条 秘密性の分類格付の変更及び発明の機密解除
- 第 1404 条 指定機関により付与された秘密発明特許の無効確認
- 第 1405 条 秘密発明に係る排他権

第 8 節 発明者及び特許権者の権利の保護

- 第 1406 条 特許権の保護に関連する紛争
- 第 1406-1 条 発明，実用新案又は意匠に対する排他権の侵害の責任
- 第 1407 条 特許の侵害に関する裁判所の判決の公表

第 73 章 新品種に係る権利

第 1 節 総則

- 第 1408 条 新品種に係る権利
- 第 1409 条 ロシア連邦領域内での新品種に係る排他権の効力
- 第 1410 条 新品種の育成者
- 第 1411 条 新品種の共同育成者
- 第 1412 条 新品種に係る知的財産権の客体
- 第 1413 条 新品種の保護の要件
- 第 1414 条 新品種の国家登録
- 第 1415 条 新品種の特許
- 第 1416 条 育成者証明書
- 第 1417 条 新品種の育成及び使用のための国家による奨励策

第 2 節 新品種に係る知的財産権

- 第 1418 条 新品種に係る育成者権
- 第 1419 条 新品種の命名権
- 第 1420 条 新品種の特許を取得する権利
- 第 1421 条 新品種に係る排他権
- 第 1422 条 新品種に係る排他権の侵害に該当しない行為
- 第 1423 条 新品種の強制使用許諾
- 第 1424 条 新品種に係る排他権の存続期間
- 第 1425 条 新品種の公有財産への移行

第 3 節 新品種に係る排他権の処分

- 第 1426 条 新品種に係る排他権の譲渡契約
- 第 1427 条 新品種の特許譲渡契約を締結するための公募
- 第 1428 条 新品種の使用権を付与するための使用許諾契約
- 第 1429 条 新品種に係るオープンライセンス

第 4 節 労働契約に基づく職務遂行中に育成，二次的育成又は発見がなされた新品種

- 第 1430 条 職務育成品種
- 第 1431 条 注文に基づいて育成，二次的育成又は発見がなされた新品種
- 第 1432 条 国家又は地方自治体との契約に基づき育成，二次的育成又は発見がなされた新品種

第 5 節 新品種の特許の取得。新品種の特許の終了

- 第 1433 条 新品種の特許付与を求める出願
- 第 1434 条 新品種の優先権
- 第 1435 条 特許出願の予備審査
- 第 1436 条 新品種の暫定的な法律上の保護
- 第 1437 条 新品種の新規性に対する審査
- 第 1438 条 新品種の顕著性、単一性及び安定性に対する試験
- 第 1439 条 新品種の家登録手続及び特許付与
- 第 1440 条 新品種の保存
- 第 1441 条 新品種の特許の無効確認
- 第 1442 条 新品種の特許の存続期間満了前終了
- 第 1443 条 新品種に関する情報の公表
- 第 1444 条 新品種の使用
- 第 1445 条 外国における新品種の特許取得

第 6 節 新品種の育成者及びその他の特許権者の権利の防御

- 第 1446 条 新品種の育成者又はその他の特許権者の権利の侵害
- 第 1447 条 新品種に係る排他権の侵害に関する裁判所の判決の公表

第 74 章 集積回路の回路配置に係る権利

- 第 1448 条 集積回路の回路配置
- 第 1449 条 集積回路の回路配置に係る権利
- 第 1450 条 集積回路の回路配置の創作者
- 第 1451 条 集積回路の回路配置の共同創作者
- 第 1452 条 集積回路の回路配置の家登録
- 第 1453 条 集積回路の回路配置に対する創作者人格権
- 第 1454 条 回路配置に係る排他権
- 第 1455 条 集積回路の回路配置の法的保護の標章
- 第 1456 条 回路配置に係る排他権の侵害に該当しない行為
- 第 1457 条 回路配置に係る排他権の存続期間
- 第 1457-1 条 回路配置に係る排他権の相続による移転
- 第 1458 条 回路配置に係る排他権の譲渡契約
- 第 1459 条 回路配置の利用権を付与する使用許諾契約
- 第 1460 条 回路配置に係る排他権を処分する契約の方式、回路配置に係る排他権の移転及びその質入の家登録並びに回路配置を利用する権利の規定
- 第 1461 条 職務回路配置
- 第 1462 条 契約に基づいて創作された回路配置
- 第 1463 条 注文に基づき創作された回路配置
- 第 1464 条 家との契約に基づき創作された回路配置

第 75 章 営業秘密(ノウハウ)に係る権利

- 第 1465 条 営業秘密(ノウハウ)

- 第 1466 条 営業秘密に係る排他権
- 第 1467 条 営業秘密に係る排他権の有効期間
- 第 1468 条 営業秘密に係る排他権の譲渡契約
- 第 1469 条 営業秘密の利用権を付与する使用許諾契約
- 第 1470 条 職務営業秘密
- 第 1471 条 契約に基づく業務遂行中に取得された営業秘密
- 第 1472 条 秘密取得に係る排他権の侵害に対する責任

第 76 章 法人，商品，業務，サービス及び事業の識別手段に係る権利

第 1 節 商号に係る権利

- 第 1473 条 商号
- 第 1474 条 商号に係る排他権
- 第 1475 条 ロシア連邦領域内での商号に係る排他権の有効期間
- 第 1476 条 商号に係る権利と，取引名，商標及びサービスマークに係る権利との関係

第 2 節 商標に係る権利及びサービスマークに係る権利

1. 総則

- 第 1477 条 商標及びサービスマーク
- 第 1478 条 商標に係る排他権の保有者
- 第 1479 条 ロシア連邦領域内での商標に係る排他権の効力
- 第 1480 条 商標の国家登録
- 第 1481 条 商標証明書
- 第 1482 条 商標の種類
- 第 1483 条 商標登録に対する拒絶理由

2. 商標の使用及び商標に係る排他権の処分

- 第 1484 条 商標に係る排他権
- 第 1485 条 商標の保護記号
- 第 1486 条 商標の不使用の結果
- 第 1487 条 商標に係る排他権の消尽
- 第 1488 条 商標に係る排他権の譲渡契約
- 第 1489 条 商標の使用権の付与に係るライセンス契約
- 第 1490 条 商標に係る排他権の処分に係る契約の方式並びに，商標に係る排他権の移転，商標に係る排他権の質権及び商標を使用する権利の付与の国家登録
- 第 1491 条 商標に係る排他権の存続期間

3. 商標の国家登録

- 第 1492 条 商標出願
- 第 1493 条 商標出願書類を閲覧する権利

- 第 1494 条 商標の優先権
- 第 1495 条 条約優先権及び展示会優先権
- 第 1496 条 商標の優先日同日の結果
- 第 1497 条 商標出願の審査及び出願書類の補正
- 第 1498 条 商標出願の方式審査
- 第 1499 条 商標として請求されている標章の審査
- 第 1500 条 商標出願に関する決定に対する上訴
- 第 1501 条 商標出願の審査に関連して徒過した期限の回復
- 第 1502 条 商標出願の取下及び分割出願の申請
- 第 1503 条 商標の国家登録に係る手続
- 第 1504 条 商標証明書が発行
- 第 1505 条 国家商標登録簿及び商標証明書における変更
- 第 1506 条 商標の国家登録に関する情報の公表
- 第 1507 条 外国における商標の登録及び商標の国際登録

4. 周知商標の法的保護の態様

- 第 1508 条 周知商標
- 第 1509 条 周知商標に対する法的保護の付与

5. 団体商標の法的保護の特長

- 第 1510 条 団体商標に係る権利
- 第 1511 条 団体商標の国家登録

6. 商標に係る排他権の終了

- 第 1512 条 商標への法的保護に対する異議申立及び無効確認の根拠
- 第 1513 条 商標の法的保護の付与に対する異議申立及び無効化の手続
- 第 1514 条 商標の法的保護の終了

7. 商標に係る権利の保護

- 第 1515 条 商標の違法使用に対する責任

第 3 節 地理的表示又は商品の原産地名称に係る権利

1. 総則

- 第 1516 条 地理的表示及び原産地名称
- 第 1517 条 ロシア連邦の領域内での地理的表示又は原産地名称を使用する排他権の効力
- 第 1518 条 地理的表示の国家登録

2. 地理的表示の使用

- 第 1519 条 地理的表示を使用する排他権
- 第 1520 条 地理的表示及び原産地名称の保護記号

第 1521 条 地理的表示に係る法的保護の実施

3. 地理的表示の国家登録及び地理的表示を使用する排他権の付与

第 1522 条 地理的表示の出願

第 1522-1 条 原産地名称の具体的詳細

第 1523 条 地理的表示出願の審査及び出願書類の変更

第 1524 条 商品の原産地名称出願の方式審査

第 1525 条 地理的表示又は商品の原産地名称として請求されている名称の審査

第 1526 条 地理的表示に対する法的保護の付与及び／又は地理的表示を使用する排他権の付与に対する異議申立の審査の結果に基づく決定

第 1527 条 地理的表示出願の取下げ

第 1528 条 地理的表示出願に関する決定に対する不服申立：期限延長

第 1529 条 地理的表示の国家登録手続

第 1530 条 地理的表示又は商品の原産地名称を使用する排他権の証明書の発行

第 1531 条 地理的表示又は原産地名称を使用する排他権の証明書の有効期間

第 1532 条 表示・名称登録簿に登録された情報の変更

第 1533 条 地理的表示の国家登録に関する情報の公告

第 1534 条 外国における地理的表示の登録

4. 地理的表示の法的保護及び地理的表示に係る排他権の終了

第 1535 条 地理的表示に対する法的保護及び地理的表示に係る排他権の付与に対する異議申立及び無効確認の根拠

第 1536 条 地理的表示の法的保護及び当該地理的表示に係る排他権の終了

5. 地理的表示及び原産地名称の保護

第 1537 条 地理的表示及び原産地名称の違法使用に対する責任

第 4 節 取引名に係る権利

第 1538 条 取引名

第 1539 条 取引名に係る排他権

第 1540 条 取引名に係る排他権の効力

第 1541 条 取引名に係る権利と商号及び商標に係る権利との関係

第 77 章 一体化技術の知的活動の成果の利用権

第 1542 条 技術に係る権利

第 1543 条 一体化技術に係る権利の範囲

第 1544 条 一体化技術の開発の全体的形成に寄与した者の知的活動の成果の利用権

第 1545 条 一体化技術を利用する義務

第 1546 条 ロシア連邦及びロシア連邦構成体の技術に係る権利

第 1547 条 ロシア連邦又はロシア連邦構成体に帰属する一体化技術に係る権利の譲渡

第 1548 条 技術に係る権利の対価

- 第 1549 条 複数人に共同で帰属する一体化技術に係る権利
- 第 1550 条 一体化技術に係る権利の移転の一般要件
- 第 1551 条 一体化技術の輸出管理の要件

第 69 章 総則

第 1225 条 知的活動の成果及び識別手段の保護

1. 法的保護(知的所有物)が付与される, 知的活動の成果並びに当該成果と同視される法人, 物品, 著作物, 役務及び事業の識別手段は, 次の各号に掲げるとおりである。
 - (1) 学術, 言語及び美術の著作物
 - (2) 電子計算機用プログラム (コンピュータプログラム)
 - (3) データベース
 - (4) 実演
 - (5) レコード
 - (6) テレビ若しくはラジオ放送又はケーブルラジオ若しくはテレビ放送(放送者による送信)
 - (7) 発明
 - (8) 実用新案
 - (9) 意匠
 - (10) 新品種
 - (11) 集積回路の回路配置
 - (12) 営業秘密(ノウハウ)
 - (13) 商号
 - (14) 商標及びサービスマーク
 - (14-1) 地理的表示
 - (15) 商品の原産地名称
 - (16) 取引名
2. 知的財産は法により保護される。

第 1226 条 知的財産権

知的財産権は, 知的活動の成果及び当該成果と同視される識別手段(知的活動の成果及び識別手段)として認識されるものであり, 当該権利は, 専有権である排他権並びに本法に定める非財産的人格権及びその他の権利(追及権, 接近権等)も含む。

第 1227 条 知的所有権及び物に対する権利

1. 知的財産権は, 知的活動の成果又は識別手段が反映されている所有権又はその他の物理的媒体(物)への権利に依存するものではない。
2. 物に対する所有権の移転は, 当該物に反映されている知的活動の成果又は識別手段に対する知的財産権の移転又は付与を伴わないが, 本法第 1291 条(1)第 2 副段落に基づく場合はこの限りでない。
3. 知的財産権は, 本節の規定により別段の定めがある場合を除き, 本法第 II 節の規定によって規制されない。

第 1228 条 知的活動の成果の創作者

1. 自己の創作物により当該成果をもたらした者が知的活動の成果の創作者である。単に技術上の, コンサルティング上の, 組織上の又は材料上の支援又は援助のみを提供した者又は

かかる成果の権利化においてのみ寄与した者並びに創作の監督に対する貢献を行ったり、その創作を監視するのを進めた者等を含めて、知的活動の成果に対する個人的な創作的貢献を行わなかった者は、創作者とみなされない。

2. 創作者人格権は、知的活動に携わった者に属し、かつ、本法に定めがある場合には、氏名表示権及びその他の非財産的人格権も創作者に帰属する。創作者の創作者人格権、氏名表示権及び他の非財産的人格権は、不可譲、かつ、移転不能である。これらの権利の放棄は無効である。創作者人格権及び氏名表示権は、無期限に保護される。創作者の死後、創作者の創作者人格権及び氏名表示権の防御は、本法第 1267 条第 2 項及び第 1316 条第 2 項に定める場合を除き、利害関係人によりこれを行うことができる。

3. 創作によりもたらされた知的活動の成果に対する排他権は、最初に創作者に帰属する。創作者は契約に基づき当該権利を移転することができ、また、法に定める他の事由に基づき他人へ譲渡することもできる。

4. 2 名以上の者(共同創作者)の共同創作により創作された知的活動の成果に対する権利は、共同創作者の共有に属する。

第 1229 条 排他権

1. 知的活動の成果又は識別手段に対する排他権を有する個人又は法人(権利者)は、法に相反しないあらゆる方法で自己の裁量で、当該成果又は当該手段を使用する権利を有する。権利者は、本法に別段の定めがない限り、知的活動の成果又は識別手段に対する排他権を処分することができる(第 1233 条)。

権利者は自己の裁量で、知的活動の成果又は識別手段の使用を許諾し又は禁止することができる。禁止しないことをもって、同意(許諾)とされることはない。他人は、本法に定める場合を除き、権利者の同意なく、各知的活動の成果又は識別手段を使用してはならない。権利者の同意を得ずに行われる知的活動の成果又は識別手段の使用(本法に定める方法による使用を含む。)は、権利者の同意を得ることなく権利者以外の者により当該成果又は手段を使用することが本法上認められている場合を除き違法であり、本法及び他の法令に定める責任を負う。

2. 知的活動の成果又は識別手段に対する排他権(商号に係る排他権を除く。)は、単一の者に又は複数人に共同で帰属され得る。

3. 知的活動の成果又は識別手段に対する排他権が複数の者に共同で属する場合は、本法に別段の規定があるか又は権利所有者間に別段の合意があるときを除き、各権利者は、その成果又は手段を自己の自由裁量により使用することができる。共同で排他権を所有する者の間の関係は、彼ら相互間の合意に決められる。

知的活動の成果又は識別手段に対する排他権の実現化は、本法又は共有者間に別段の定めがある場合を除き、共同でなされる。

知的活動の成果又は識別手段の共同使用からの又はかかる成果又は手段への排他権の共同処分からの所得は、権利共有者間の合意に別段の定めがある場合を除き、これらの者の間で均等に配分される。

各権利所有者は、知的活動の成果又は識別手段に対する自己の権利を守る手段による自衛権を有する。

4. 本法第 1454 条(3)、第 1466 条(2)及び第 1518 条(2)に規定する場合においては、同一の知

的活動の成果又は識別手段に対する独立の排他権を、異なる者が同時に所有することができる。

5. 知的活動の成果及び識別手段に対する排他権に係る制限(補償金請求権を留保して、権利所有者の同意なくして知的活動の使用が許容される場合を含む)は、本法の定めによる。

学術、文学及び芸術の著作物、著作隣接権の客体、発明、意匠並びに商標に対する排他権に係る上記の制限は、本段落の第3副段落、第4副段落及び第副5段落に記載の条件に従う。

学術、文学及び芸術の著作物並びに著作隣接権の客体における排他権に係るこれらの制限は、これらの著作物又は客体の通常の利用を不当に妨げず、かつ、権利所有者の正当な利益を不当に害さないことを条件として、一定の特別の場合に定められる。

発明又は意匠に対する排他権に係るこれらの制限は、その制限が発明又は意匠の通常の利用に不当に抵触しないことを条件として特別の場合に定められるものとし、かつ、権利所有者の正当な利益を不当に害しない第三者の正当な利益を考慮に入れる。

商標に対する排他権に係る制限は、権利所有者及び第三者の正当な利益を考慮に入れることを条件として、特別の場合に課される。

第1230条 排他権の存続期間

1. 知的活動の成果及び識別手段に係る排他権は、本法に定める場合を除き、一定期間有効である。

2. 知的活動の成果又は識別手段に係る排他権の有効存続期間、当該期間の算出のための手続、当該期間を延長するための根拠及び手続並びに期間満了前に排他権を終了するための根拠及び手続は、本法の定めによる。

第1231条 ロシア連邦領域内における排他権及び他の知的財産権の効力

1. ロシア連邦が締結した国際条約及び本法により確立された知的活動の成果及び識別手段に対する排他権は、ロシア連邦の領域内において効力を有する。

非財産的人格権及び排他的効力を有しない他の知的財産権は、本法第2条第1項第4段に従い、ロシア連邦の領域内において効力を有する。

2. ロシア連邦が締結した国際条約に基づく知的活動の成果又は識別手段に対する排他権の確認における、権利の内容、その効力、制限及びその権利化及び保護のための手続は、当該国際条約又は本法に別段の定めがない限り、当該排他権の原発国国の制定法の規定にかかわらず、本法の定めによる。

第1231-1条 公的表象、公的名称及び公的識別標章を含む物件

1. 公的表象、公的名称及び公的識別標章の複製物又は模倣を含む意匠又は識別手段である物件には法的保護が与えられず、これには次に掲げるものが含まれる。

- (1) 国の表象及び標識(旗、国の紋章、国の勲章、紙幣等)
- (2) 国際組織及び政府間組織の略称又は完全名称、その旗、紋章、標章及びその他の標識
- (3) 公的管理印、保証印又は品質証明印、紋章及びその他の国の栄誉章

2. 本条第1段落にいう公的な表象、名称及び識別標章又はそれらの認識可能な部分若しくは複製品を、保護されない要素として意匠又は識別手段に含めることができるが、権限を有する国の組織若しくは機関、国際組織又は政府間組織の同意があることを条件とする。

第 1232 条 知的活動の成果及び識別手段の国家登録

1. 本法に規定する場合は、知的活動の成果又は識別手段に対する排他権は、かかる成果又は手段の国家登録を受けることを条件として、認識され、かつ、保護される。

権利所有者は、知的所有権を所管する連邦行政機関及び新品種を所管する連邦行政機関(第 1246 条)に対し、所有権者(法的名称又は名称、所在又は居所及び通信受領宛先)についての知的活動の成果又は識別手段情報の国家登録に関するすべての変更を通知しなければならない。前記の変更通知が行われない場合又は不確かなデータが提示される場合のすべての不利益の危険は、所有権者に帰される。知的所有権を所管する連邦行政機関及び新種を所管する連邦行政機関は、知的活動の成果又は識別手段の登録に関するデータについて、職権により又は何れかの者の請求に基づき、かつ、所有権者に事前の通知を行って、明白、かつ、技術的な誤りの訂正のための変更を施すことができる。

2. 知的活動の成果又は識別手段が本法に基づいて国家登録の対象となっている場合は、契約に基づくかかる成果又はかかる手段に対する排他権の譲渡、権利の質入及び、契約に基づくかかる成果又はかかる手段を使用する権利の付与、さらには契約によらないかかる成果又はかかる手段に対する排他権の移転も同様に国家登録の対象となり、その方法及び条件は、ロシア連邦政府により定められる。

3. 知的活動の成果又は識別手段に対する排他権の契約に基づく譲渡の国家登録、その権利に係る質入の国家登録、更にはかかる成果又はかかる手段を使用する権利の契約による付与の国家登録は、当該契約の当事者による申請により行われる。

前記の申請は、当該契約の各当事者又は当事者の 1 により行われ得る。当該契約の当事者の 1 のみによる申請の場合、申請人の選択により次に掲げる書類の 1 件を申請書に添付する。

移転を承認する当事者全員の署名を伴う通知書

公証人の証明を記載した契約書の抜粋

契約書自体

契約の全当事者による申請書又は当事者の 1 名により添付された書類には、次に掲げる事項が記載されていなければならない。

契約の種類

全当事者についての情報

知的活動の成果又は識別手段に対する排他権を証明する書類の番号を付した契約の主題

知的活動の成果又は識別手段を使用する権利の国家登録及び本段落第 7 から第 9 副段落までに特定される情報に関連して、契約の全当事者の申請書又は当事者の 1 名のみにより提出された申請書に添付された書類には、次に掲げる事項が記載されていなければならない。

契約にそのような期間が定められている場合は、契約期間

契約にそのような領域が定められている場合は、知的活動の成果又は識別手段を使用する権利に関する適用領域

契約により認められた知的活動の成果の使用又は識別手段を使用する権利の対象である商品若しくはサービス

そのような同意が与えられた場合は、知的活動の成果又は識別手段を使用する権利のサブライセンス許諾に対する同意の事実(第 1238 条第 1 段落)

契約が一方的に解除される可能性

排他権に係る質入の国家登録の場合、本段落第7から第9副段落までに特定される情報と共に契約の全当事者の請求又は当事者の1のみにより申請に添付された書類には、次に掲げる事項が記載されていなければならない。

当該質権の有効期間

知的活動の成果若しくは識別手段を使用する又はかかる成果若しくはかかる手段に対する排他権を処分する質権設定者の権利の制限

4. 本法第1239条に基づき、関係する裁判所の判決も、知的活動の成果を使用する権利の付与の国家登録に係る理由となる。

5. 相続による知的活動又は識別手段に対する排他権の移転の国家登録の根拠は、本法第1165条で扱う場合を除いては、相続権の証明書である。

6.

排他権の譲渡契約に基づく又は契約に基づかない知的活動の成果若しくは識別手段に対する排他権の移転の国家登録の要件に合致していない場合、排他権の質入又は契約に基づくそのような成果若しくはそのような手段を使用する権利の他人への付与、排他権の移転、質入又は使用権の付与は無効と見做される。

7. 本法に規定する場合、知的活動の成果の国家登録は、権利所有者の選択に基づいて行われる。この場合、本法に別段の規定がある場合を除き、本条第2段落から第6段落までの規定が知的活動の登録された成果及びかかる成果に対する権利に適用される。

第1233条 排他権の処分

1. 権利者は、自分の知的活動の成果又は識別手段に係る排他権を、法律及びこの排他権の本質に反しないいかなる方法(契約(排他権の譲渡に関する契約)に基づく他人への権利譲渡(使用許諾契約)又は契約の範囲内での各知的活動の成果又は識別手段に係る利用権の他人への提供を含む。)によっても処分することができる。

使用許諾契約の締結は、使用許諾を受けた者へ排他権を移転する効果を生ぜしめない。

2. 知的活動の成果又は識別手段に対する排他権の処分のための契約(排他権を譲渡する契約及び使用許諾(若しくは再使用許諾)契約を含む。)は、本節に別段規定されない限り又は排他権の内容又は性質から生じない限り、債務に関する総則(第307条から第419条まで)及び契約に関する総則(第420条から第453条まで)の規定に従う。

3. 知的活動の成果又は識別手段に対する排他権の移転が全範囲に亘って行われることを明定しない契約は、使用許諾契約と見做される。但し、複合的な客体(第1240条第1項第2段)を構成するために特別に創作されたか又は創作されるべき知的活動の成果を利用する権利に関して契約が締結される場合はこの限りではない。

4. 特定の種類の又は特定の分野における知的活動の成果を創作する者の権利又は当該成果に係る排他権を他人へ譲渡する者の権利について制限を加える排他権譲渡契約又は使用許諾契約におけるいかなる条件も無効とする。

5. 権利所有者は、例えば、権利所有者が有する学術、文学若しくは芸術の著作物又は著作隣接権の客体を、権利所有者が定める条件で契約の有効な期間内に無料で使用許諾することを申し出る機会を公表することにより通知することができる。この期間中に誰でもこの著作物又は著作隣接権の客体を権利所有者が定める条件のもとに使用することができる。

そのような許諾申し出の通知は、連邦行政機関の公式ウェブサイト上で公開する方法により

行われる。公開方法のみならず公開手順や公開期間について責任を負う連邦行政機関はロシア連邦政府によって決められる。

この申し出には権利所有者及び権利所有者が有する著作物または著作隣接権の客体を特定するための情報を含んでいなければならない。

権利所有者の通知に期間が特定されていない場合、期間は5年間となる。

権利所有者の通知に地域が特定されていない場合、ロシア連邦と見なされる。

通知の有効な期間中、これを撤回することはできず、その使用のために定めた条件を限定することはできない。

著作物または著作隣接権の客体を使用するための排他的使用許諾が同じ条件で与えられる有効な使用許諾契約がある場合には、権利所有者は前記許諾申し出の通知を行う権利がない。

相殺のための非排他的使用許諾が同じ範囲内に著作物又は近接権の客体に付与されている有効な使用許諾契約がありながら権利所有者が前記使用許諾申し出の通知を実施した場合には、そのような契約は解消される。有効な使用許諾契約が存在するのに相当する申し出の通知を行った権利所有者は、被使用許諾者に生じる損害に対して賠償しなければならない。

本段落に従ってなされた許諾の申し出の不適切な公表により著作物または隣接権の客体に対する排他権が侵害された場合、創作者またはいかなる権利所有者も、本法第 1252 条に従って排他権の侵害者に対する保護措置の適用を要求する権利が与えられる。

本節の規定はオープンライセンスには適用されない（第 1286 条 1 項）。

第 1234 条 排他権の譲渡に係る契約

1. 排他権の譲渡に係る契約に基づき、一方当事者（権利所有者）は、知的活動の成果又は識別手段に係る自己の排他権を全面的に他方当事者（譲受人）移転するか又は移転する義務を負う。

2. 排他権の譲渡に係る契約は、書面により締結されなければならない。この書面要件の不遵守は、契約を無効にする。

排他権の移転は、本法第 1232 条に規定する手続に基づく国家登録を受けることを条件とする。

3. 排他権の譲渡に係る契約に基づき、譲受人は、契約に別段の規定がある場合を除き、契約に規定する対価を権利所有者に支払う義務を負う。

排他権の譲渡に係る有償契約に対価の額の条件又はその決定に係る手続が存在しない場合は、当該契約は不完全なものとなされる。かかる場合は、本法第 423 条(3)中の価格の決定に関する規定は適用されない。

排他権の譲渡契約に基づく対価の支払は、定額の 1 回払い若しくは定期払いの方式、所得（収入）の一定割合方式又はその他の方式で規定することができる。

3-1. 本法に別段の規定がある場合を除き、営利組織間の取引において排他権を無償で譲渡することは認められない。

4. 知的活動の成果又は識別手段に係る排他権は、当事者間の合意により別段の規定がある場合を除き、排他権の譲渡契約が成立した時に、権利所有者から譲受人に移転する。排他権の譲渡契約に基づく排他権の移転が国家登録を条件としている場合（第 1232 条(2)）は、かかる成果又は手段に係る排他権は、国家登録の時に権利所有者から譲受人に移転する。

5. 排他権の譲渡に係る契約により定められた期間内に知的活動の成果又は識別手段に係る排他権の付与に関して権利所有者に対価を支払う義務を譲受人が守らなかった場合において

(第 450 条 2 段落第 1 副段落), 当該排他権が譲受人に移転していたときは, 以前の権利所有者は, 司法手続により, 排他権に係る譲受人の権利の自己に対する再移転及び損害賠償を要求する権利を有する。

排他権が譲受人に移転されていなかった場合において, 同人が, 契約により定められた期間内に排他権の取得に係る対価を支払う自己の義務を履行していなかったときは, 権利所有者は, 契約を一方的に放棄し, 契約の取消による損害賠償金の受取を求めることができる。契約は, 契約廃棄の通知を譲受人が受領した時から 30 日の期間内に譲受人が報酬支払義務を履行しなかった場合, 当該期間の満了時に終了する。

第 1235 条 ライセンス契約

1. ライセンス許諾契約において, 一方当事者, 即ち知的活動の成果又は識別手段に係る排他権の所有者(使用許諾者)は, かかる成果又は手段をライセンス許諾契約に規定する条件の範囲で使用する権利を他方当事者(使用権者)に付与するか又は付与する義務を負う。

使用権者は, 知的活動の成果又は識別手段をライセンス許諾契約に規定する限度内でのみ利用する。ライセンス許諾契約に明示的に表示されていない知的活動の成果又は識別手段を利用する権利は, 使用権者に付与されているものとみなされない。

2. 本法に別段の定めがない場合は, ライセンス許諾契約は書面により行う。書面方式を遵守しない場合は, ライセンス許諾契約は無効になる。

ライセンス許諾契約に基づく知的活動の成果又は識別手段を利用する権利の付与は, 本法第 1232 条に規定する状況及び手続に従って国家登録を条件とする。

3. ライセンス許諾契約には, 知的活動の成果又は識別手段の利用が許容される領域を表示する。かかる成果又はかかる手段が認められる領域が契約に表示されていない場合は, 使用権者は, ロシア連邦の全領域において当該利用を行う権利を有する。

4. ライセンス許諾契約の存続期間は, 知的活動の成果又は識別手段に係る排他権の有効期間を越えてはならない。

ライセンス許諾契約の存続期間が表示されていないときは, 当該契約の期間は, 本法に別段の規定がある場合を除き, 5 年と推定する。

排他権が終了した場合は, ライセンス許諾契約も終了したものとみなされる。

5. 使用権者は, ライセンス許諾契約に別段の規定がある場合を除き, 当該契約に規定する対価を使用許諾者に支払う義務を負う。

有償ライセンス許諾契約中に支払額についての条件又は支払額を決定するための手続が存在しない場合は, 当該ライセンス許諾契約は不完全なものとみなされる。そのような場合, 本法第 424 条第 3 段落に規定される当該契約価格の決定条項は適用されない。

ライセンス許諾契約に基づく報酬の支払は, 定額の 1 回払い又は定期払いの方式, 所得(利益)の一定割合方式又は他の何らかの方法により規定することができる。

5-1. 本法に別段の定めがある場合を除き, 全世界の領域における, 排他的ライセンスの条件に基づいて排他権が有効である全期間内の営利組織間の取引において, 知的活動の成果又は識別手段を利用する権利を無償で移転することは禁止される。

6. ライセンス許諾契約には, 次に掲げる事項を含めなければならない。

(1) 契約の主題。契約に基づいて利用される可能性がある知的活動の成果又は識別手段及び適切な場合は当該の成果又は手段に係る排他権を証明する書類(特許証若しくは証明書)の番

号に言及することによる。

(2) 知的活動の成果又は識別手段を利用する方法

7. 知的活動の成果又は識別手段に係る排他権の新たな権利所有者への移転は、以前の権利所有者により締結されたライセンス許諾契約の変更又は解除の理由とはならない。

第 1236 条 使用許諾契約の種類

1. 使用許諾契約は次に掲げる事項を規定する。

(1) 許諾者が他人に対し使用許諾を付与する権利の留保を伴う、知的活動の成果又は識別手段を利用する権利の被許諾者に対する付与(通常(非独占的)使用許諾)

(2) 許諾者が他人に対し使用許諾を付与する権利の留保を伴わない、知的活動の成果又は識別手段を利用する権利の被許諾者に対する付与(専用使用許諾)

1-1. 当該契約に別段の規定がある場合を除き、使用許諾者自身は、排他的ライセンスに係る契約により使用権者に付与された知的活動の成果又は識別手段を利用する権利の限度内にかかる成果又は手段を利用する権利を有さない。

2. 使用許諾契約に別段の定めがない限り、使用許諾は、通常(非独占的)使用許諾であると推定される。

3. 知的活動の成果又は識別手段に係る異なる利用方法に関する使用許諾契約には、異なる種類の使用許諾契約に係る本条第 1 項に規定される条件が含まれ得る。

第 1237 条 使用許諾契約の履行

1. 被許諾者は、使用許諾契約又は本法に別段の定めがない限り、知的活動の成果又は識別手段の利用に関する報告書を許諾者に提供する義務を負う。その使用許諾契約は知的活動の成果又は識別手段の利用に関する報告書について規定しているが、当該提出の期日及び手続について示す規定がない場合、被許諾者は、許諾者の請求に応じ当該報告書を許諾者に提出する。

2. 使用許諾契約の存続期間中、許諾者は、被許諾者が知的活動の成果又は識別手段を当該契約に規定する期間に利用する権利を実現することを妨げるおそれのあるいかなる行為も行ってはならない。

3. 知的活動の成果又は識別手段に係る、使用許諾契約に定めのない態様による利用若しくは使用許諾契約の存続期間満了後の利用又は契約により被許諾者に付与された権利の範囲を超えたその他の態様による利用は、本法、その他の法令又は当該契約に定める知的活動の成果又は識別手段に係る排他権の侵害に対する責任を伴う。

4. 使用権者が知的活動の成果又は識別手段を利用する権利を得るための対価を使用許諾者に支払う義務を履行しなかった場合は、使用許諾者は、ライセンス許諾契約から一方的に手を引き、かつ、当該契約の取消により生じた損失に係る支払を要求することができる。契約破棄通知の受領時から 30 日以内に使用権者が対価を支払う義務を履行しない場合には、契約は終了する。

第 1238 条 再使用許諾契約

1. 許諾者の書面の同意により、被許諾者は、契約に基づき知的活動の成果又は識別手段を利用する権利を他人に対し付与することができる(再使用許諾契約)。

2. 再使用許諾契約により、再被許諾者は、被許諾者のために元となる使用許諾契約に定める権利及びそれらの利用の限度内においてのみ、知的活動の成果又は識別手段を利用する権利を付与される。
3. 使用許諾契約の有効期間を超える期間を契約期間として締結された再許諾契約は、使用許諾契約の有効期間として締結されたものと見做される。
4. 被許諾者は、使用許諾契約に別段の定めがない限り、再被許諾者の行為につき許諾者に対し責任を負う。
5. 使用許諾契約に関する本法の規定は、再許諾契約に適用される。

第 1239 条 強制使用許諾

本法に定める場合、裁判所は、関係者の請求に応じ、他人に帰属する排他権である知的活動の成果を利用する権利(強制使用許諾)を、司法判断中に定める条件に従い当該請求人へ付与する決定をなすことができる。

第 1240 条 複合的な客体の構成物としての知的活動の成果の使用

1. 保護された複数の知的活動の成果(映画の著作物、その他視聴覚著作物、演劇、マルチメディア製品、データベース)を含む複合的な客体の創作の全体的形成に寄与した者は、当該知的活動の各成果に係る排他権を保有する者との間で締結された、当該排他権を譲渡する契約又は使用許諾契約に基づき、これらの成果を利用する権利を取得する。

複合的な客体の創作の全体的形成に寄与した者が、当該複合的客体中に包含するために特別に創作されたか又は創作されるべき知的活動の成果に係る利用権を取得する場合、当該取得に係る契約は、当事者の合意による別段の定めがない限り、当該排他権を譲渡する契約とされる。

複合的な客体の構成物における知的活動の成果の利用を定める使用許諾契約は、契約に別段の定めがない限り、各々の排他権が効力を有するすべての地域及び期間にわたり締結される。

2. 複合的な客体の構成物における知的活動の成果の利用を制限する使用許諾契約の規定は、無効である。
3. 複合的な客体の構成物における知的活動の成果の利用において、当該成果の創作者は、当該成果に係る帰属の権利及び他の非財産的人格権を留保する。
4. 複合的な客体の構成物における知的活動の成果の利用において、当該客体の創作の全体的形成に寄与した者は、自己の氏名又は名称を表示するか又は当該表示を要求する権利を有する。
5. 本条の規定は、本法第 77 章に別段の定めがない範囲において、全部又は一部が連邦予算の費用で創作された一体化技術体系における知的活動の成果を利用する権利に適用される。

第 1241 条 契約によらない排他権の他者への移転

知的活動の成果又は識別手段に係る排他権について、契約によらない他人への移転は、一般承継(相続、法人の再編)及び権利者の財産に対する徴税執行を含む法定事由に該当する場合に認められる。

第 1242 条 著作権及び著作隣接権の集中管理団体

1. 著作者、実演家、レコード製作者並びにその他の著作権者及び著作隣接権者は、個人による自己の権利行使が困難な場合又は本法により、各権利者への補償金の支払をもって各権利者の同意なく著作権ならびに著作隣接権の客体の利用が認められる場合、権利者らが定める委託条件に従い、各権利の集中管理を目的とした非営利共同事業団体(権利管理団体)を創設することができる。

当該団体の創設は、その他の法人又は個人による著作権者又は著作隣接権者の代理権行使を妨げない。

2. 権利管理団体は、著作権及び著作隣接権の一種類又は数種類の客体に関連した権利を管理することを目的として、各客体に係る特定の利用方法に関する一種類以上の権利の管理を目的として又はあらゆる著作権及び／若しくは著作隣接権の管理を目的として、これを創設することができる。

3. 権利管理団体の権限は、本法第 1244 条第 3 項第 1 段に定める場合を例外として、当該団体が権利者と書面で締結した権利管理権限に係る譲渡契約に基づく。

当該契約は、当該団体の構成員である権利者及び非構成員である権利者と締結され得る。締結にあたり、権利管理団体は、当該種類の権利の管理が、当該団体が認可を得ている活動に関連する場合、当該権利を管理する義務を負う。権利管理団体の権限の下に、その他の団体(権利集中管理を行う外国の団体を含む。)との契約を結ぶことができる。

本項第 1 段及び第 2 段に明記する契約は、管理目的で移転された権利の内容又は性質により該当しないものを除き、債務(第 307 条から第 419 条まで)及び契約(第 420 条から第 453 条まで)に関する総則に従う。排他権の譲渡契約及び使用許諾契約に関する本節の規定は、当該契約に適用されない。

4. 権利管理団体は、管理目的で当該団体が移転を受けた排他権である著作権及び著作隣接権の客体を利用する権利を有しない。

5. 権利管理団体は、権利者名で又は当該団体の名称で、法律上の請求を裁判所に提出し、また、集中管理のために当該団体に移転された法律上の権利の保護に必要なその他の措置を講ずる権利を有する。

認可を受けた団体(第 1244 条)は、さらに、不特定数の権利者名で、管理目的で委託された権利の保護のために必要な請求を裁判所に提出する権利を有する。

6. 権利管理団体の法的地位、当該団体の機能並びに当該団体の構成員の権利及び義務は、本法、非営利組織に関する法令及び各団体の定款により定められる。

第 1243 条 権利管理団体による権利所有者との契約の履行

1. 権利管理団体は、権利所有者管理業務として、利用者が権利所有者の著作権及び著作隣接権の客体を利用する方法を含む通常の(非排他的)ライセンス条件によるライセンス許諾契約を利用者と締結するものとし、かつ、前記客体の利用について利用者から料金を徴収する。著作権及び著作隣接権の客体を本法に基づいて権利所有者の同意なしに、ただし料金を支払って、利用することができる場合については、管理団体は、利用者又は本法に基づいて当該利用についての補償金の支払、料金の支払及びこれらの目的のための資金の徴収に責任を負う者と契約を締結する。

権利管理団体は、十分に正当な理由なしに、利用者又は本法に基づいて補償金の支払につい

て責任を負うその他の者と契約を締結することを拒絶することができない。

2. 使用許諾契約が権利者により利用者と直接締結される場合、権利管理団体は、当該契約に明示的に規定されている場合に限り、著作権及び著作隣接権の客体の使用料を徴収することができる。

3. 利用者は、権利管理団体の請求に応じて、著作権及び著作隣接権の客体の利用並びに使用料の徴収及び配分のために必要なその他の情報及び書類に関する報告書を提出するものとし、報告書提出に係る一覧表及び時間枠は契約に明記する。

4. 権利管理団体は、著作権及び著作隣接権の客体の使用に係る補償金を権利所有者間に分配し、かつ、権利所有者に対し当該補償金を支払う。

権利管理団体は、受領した料金から、補償金の徴収、分配及び支払のための経費に充当する金額並びに当該団体が代表する権利所有者の利益のために当該団体が創設した特別基金へ権利所有者の同意を得て拠出される額を、当該団体の定款に規定する額及び手続において控除する権利を有する。補償金の徴収、分配及び支払に必要な経費に充当するために認可を受けた団体(第 1244 条)が控除する額の限度(上限)並びに特別基金へ拠出される額は、ロシア連邦政府により決定される。

補償金の分配及び支払は、権利管理団体の定款に規定する期間内に定期的に、かつ、利用者が提出した情報及び書類並びに統計情報を含む著作権及び著作隣接権の客体の使用に関するその他のデータにより決定された著作権及び著作隣接権の各客体の実際の使用に応じ按分して行われる。

補償金の支払とともに、権利管理団体は、権利所有者の権利の使用に関する情報(徴収された料金額及び控除された運営費の額を含む)を記載した報告書を権利所有者に提出する。

インターネットを使用して本項第 4 段にいう情報を権利所有者に提供するために、認可を受けた団体(第 1244 条)は、「権利所有者の個人アカウント」情報システムを運用し、前記システムへのアクセス権限を権利所有者に付与する。

5. 権利管理団体は、権利所有者、管理を委託された権利及び著作権及び著作隣接権の客体に関する情報を記載した登録簿を維持する。かかる登録簿に記載された情報は、当該団体が定める手続に基づいて、すべての関係者に提供されるが、法令により権利所有者の同意なしには開示してはならないものはこの限りでない。

権利管理団体は、管理のために当該団体に移転された権利に関するデータ、著作権及び著作隣接権の客体の名称並びに著作者又はその他の権利所有者の名称を公共情報システムの下に置く。

6. 権利管理団体が、本法により定められた権利管理手続に違反した結果として、権利所有者のために徴収した料金を支払わなかったときは、本法第 1252 条に基づく排他権の保護に係る措置が適用される。

第 1244 条 権利管理団体の国家認定

1. 権利管理団体は、集中管理に係る次の各号に掲げる集中管理の分野における活動のための国家認定を得ることができる。

(1) 再演、再送信を含む公の実演、放送又は有線放送に関して行われる、公表された音楽の著作物(歌詞の有無を問わない。)に係る排他権並びに演劇音楽の著作物の部分に係る排他権の管理(第 1270 条第 2 項第 6 段から第 8 段まで)

(2) 当該視聴覚著作物の公の実演又は放送若しくは有線放送に係る使用料徴収のために視聴覚著作物において使用される音楽の著作物(歌詞の有無を問わない。)の著作者による権利行使(第1263条第3項)

(3) 美術作品並びに言語の著作物及び音楽の著作物の著作者による(自筆)原稿に関する、追及権の管理(第1293条)

(4) 私的使用のためのレコード及び視聴覚著作物の複製に係る報酬に対する、著作者、実演家並びにレコード及び視聴覚の著作物の制作者による権利行使(第1245条)

(5) 公の実演に係る報酬及び商業目的で公表されたレコードの放送又は有線放送に係る使用料の徴収のための実演家による権利行使(第1326条)

(6) 公の実演に係る報酬及び商業目的で公表されたレコードの放送又は有線放送に係る使用料の徴収のためのレコード制作者による権利行使(第1326条)

国家認定は、ロシア連邦政府が定める手続に従い、利害関係人(権利者を含む。)の意見を適切に考慮し、手続の透明性の原則に基づいて行われる。

2. 本条第1項に明記された集中管理活動を遂行するための国家の認可は、分野毎に単一の権利管理団体のみが取得することができる。

権利管理団体は、本条第1項に明記された集中管理の1, 2又はそれ以上の分野における活動を遂行するための国家認定を有することができる。

独占禁止法令に定める制限は、認可を受けた権利管理団体の活動に適用されない。

3. 国家認定された権利管理団体(認可を受けた団体)は、本法第1242条第3項に定める手続に従い当該団体と契約を締結した各権利者の権利の管理に加えて、当該組織がかかる契約を締結していない権利者が保有する権利の管理及び使用料の徴収を行う権利を有する。

認可を受けた団体の存在は、権利の集中管理を目的とする他の団体(本条第1項に明記する集中管理分野におけるものを含む。)の創設を妨げない。当該団体は、本法第1242条第3項に定める手続に基づき、権利を管理する権限を当該団体に許諾した権利者の利益のためのみ、利用者と契約を締結する権利を有する。

4. 権利を管理する権限(本条第3項)を、認可を受けた団体に許諾する契約を当該団体と締結していない権利者は、随時、当該団体による自己の権利に係る管理を全面的又は部分的に中止する権利を有する。当該権利者は、認可を受けた団体に対して自己の決定を書面で通知しなければならない。権利者が、著作権又は著作隣接権の、及び(又は)これら権利の客体の一部のみに関し、認可を受けた団体による管理を中止することを意図する場合、当該権利者は、認可を受けた団体に対して、除外された当該権利及び/又は客体の一覧表を提出しなければならない。

権利者から当該通知を受領した日から3月の満了時に、認可を受けた団体は全利用者との契約から、権利者が指定した権利及び/又は客体を除外し、かつ、その旨の情報を一般にアクセス可能な情報システムに掲載しなければならない。認可を受けた団体は、従前締結した契約に基づき利用者から徴収した未払使用料を権利者に支払い、本法第1243条第4項第4段に基づく報告書を作成しなければならない。

5. 認可を受けた団体は、当該団体により締結された使用許諾契約及び使用料に関する契約に基づき、使用料請求権を有する権利者を特定する合理的、かつ、十分な措置を講ずる。法令に別段の定めがない限り、認可を受けた団体は、当該団体により締結された使用許諾契約及び使用料関連契約に基づく使用料請求権を有する権利者の当該団体構成員資格を拒絶する

権利を有しない。

6. 認可を受けた団体は、著作権及び著作隣接権の分野における監督及び監視の機能を果たす公認連邦行政機関(公認連邦行政機関)の監督の下でその活動を行なわなければならない。

認可を受けた団体の年次会計(財務)諸表及び認可を受けた団体が法人として創設した特別基金の年次会計(財務)諸表は、義務的監査の対象となるものとし、監査報告書を取得した日から10就業日以内に、ただし、報告年の翌年の12月31日までに、監査報告書とともに認可を受けた団体の公式ウェブサイト上で公開することにより開示される。認可を受けた団体は、当該公開に関する情報(公開日を含む)を、公開日から3就業日以内に公認連邦行政機関に提出しなければならない。

年次会計(財務)諸表及び監査報告書は、認可を受けた団体の公式ウェブサイト上で、公開日から5年間入手できる。

認可を受けた団体は、その活動に関する年次報告書を、公認連邦行政機関により決定された様式で公認連邦行政機関に提出しなければならない。

認可を受けた団体は、その活動に関する情報(補償金の徴収及び徴収された補償金の分配のために使用する方法を含む)及び当該団体が法人として創設した特別基金の活動に関する情報を開示しなければならない。認可を受けた団体による情報開示の構成、手続及び条件を定める情報開示基準は、ロシア連邦政府により決定される。

7. 認可を受けた団体の定款は、ロシア連邦政府が定める手続に従い承認される。

8. 認可を受けた団体により補償金が分配された年の翌年の1月1日から3年以内に権利所有者が請求しない補償金は、次回分配される額に含めるが、認可を受けた団体が本条第5項に定める措置を取ることを条件とする。

第1244-1条 認可を受けた団体の監督委員会

1. 認可を受けた団体内に、認可を受けた団体の合議制管理機関である監督委員会を創設しなければならない。当該監督委員会は、認可を受けた団体の執行機関の活動を監督し、かつ、本条第3項及び本法第65.3条の規定を考慮に入れて、認可を受けた団体の定款に従ってその排他的管轄に属するその他の問題を処理しなければならない。

2. 認可を受けた団体の監督委員会は、権利所有者、文化団体、創作者組合、利用者、著作権及び著作隣接権の分野における規範及び法を執行する連邦行政機関、認可を受けた団体によるロシア連邦の法令への適合を監督する(監視する)ことができる連邦行政機関の代表者並びに認可を受けた団体の合議制管理機関の構成員としての権限を行使する者から構成される。さらに、認可を受けた団体の単独執行機関の権限を行使する者は、監督委員会の構成員となることはできないが、監督委員会の会合に顧問の資格で参加する。

監督委員会の構成員の数は、11名以上とする。監督委員会の設置手続は、公認連邦行政機関により決定される。

3. 認可を受けた団体の監督委員会の排他的管轄は、次に掲げる事項を含む。

- ・当該団体の執行機関の活動を監督すること
 - ・当該団体の財務及び経済活動を監督すること
 - ・特別基金の支出を監督すること
 - ・認可を受けた団体の定款に従ってその排他的管轄に属するその他の問題を監督すること
- 監督委員会の排他的管轄に属する問題の取扱いは、認可を受けた団体のその他の機関に割り

当てることはできない。

4. 認可を受けた団体の監督委員会は、自発的にその活動を行う。

第 1245 条 私的使用のためのレコード及び視聴覚著作物の無償複製及び再生に係る報酬

1. 作者、実演家並びにレコード及び視聴覚著作物の制作者は、専ら個人の私的使用のためのレコード及び視聴覚著作物の無償複製に係る報酬に対する権利を有する。当該報酬は、補償としての性質を有するものとし、かつ、当該複製及び再生の用に供される装置及び媒体の製造者及び輸入者から徴収されるべき手数料から、権利者へ支払われる。

当該装置及び媒体の一覧表並びに各手数料額及び徴収手続は、ロシア連邦政府により定められる。

2. 個人の私的使用のためのレコード及び視聴覚著作物の無償複製に係る補償金の支払としての基金の徴収は、認可を受けた管理団体がこれを行う(第 1244 条)。

3. 個人の私的使用のためのレコード及び視聴覚著作物の無償複製に係る報酬は、下記の比率で権利者間に分配される：

作者に 40 パーセント、実演者に 30 パーセント及びレコード又は視聴覚著作物の制作者に 30 パーセント。

特定の作者、実演者及びレコード又は視聴覚著作物の制作者間における報酬の分配は、レコード又は視聴覚著作物の各々に係る実際の利用に応じ按分して行われる。報酬の分配及び権利者への支払の手続の詳細は、ロシア連邦政府がこれを定める。

4. 私的使用のためのレコード及び視聴覚著作物の無償複製に係る補償金支払の手料は、輸出用に生産された装置及び媒体の製造業者並びに家庭内利用を目的としない業務用装置の製造業者及び輸入者からは徴収されない。

第 1246 条 知的所有権分野における関係の国家規制

1. 本法に基づいて定められている場合において、著作権及び著作隣接権の客体に関する知的財産権の分野における関係の規制のための規範的法令の制定は、著作権及び著作隣接権の分野における規範的及び法的規制を執行する公認連邦行政機関の任務とする。

2. 発明、実用新案、意匠、コンピュータプログラム、データベース、集積回路配置、商標及びサービスマーク、商品の地理的表示及び原産地名称に関連する知的所有権の分野における関係の規制の目的で、知的所有権の分野における規範的及び法的規制を執行する公認連邦行政機関は、本条第 3 項に定める法的に重要な措置を取るための基礎となる書類(出願、不服申立、異議申立、申立等)の様式を決定するものとし、前記の書類の作成及び提出に係る規則、検討に係る規則及び手続(前記書類の理由に裏付けられた検討に基づく決定に係る基準を含む)を決定し、かつ、本法に規定する場合にはその他の法的規制を公布する。

3. 発明、実用新案、意匠、コンピュータプログラム、データベース、集積回路配置、商標及びサービスマーク、地理的表示並びに商品の原産地名称の国家登録の過程(出願の受理及び実体的審査、知的活動の成果及び識別手段に係る権利所有者の排他権を証明する特許証及び証明書の発行を含む)における法的に重要な措置並びに法令により定める場合は知的活動の成果及び識別手段の法的保護に関するその他の措置は、知的財産権を所管する連邦行政機関が取るものとする。本法第 1401 条から第 1405 条に従って、ロシア連邦政府により授権されたその他の連邦行政機関も、本段落に記載された措置を取ることができる。

4. 新品種に関し、本条第2段落及び第3段落に定める機能は、農業の分野における規範的及び法規制を執行する公認連邦行政機関及び新品種を所管する連邦行政機関によりそれぞれ果たされる。

5. ロシア連邦政府は、従業者発明、従業者実用新案及び従業者意匠に係る報酬の料率、手続及び支払条件を定めることができる。この料率、手続及び条件は、使用者及び従業者が従業者発明、従業者実用新案及び従業者意匠に係る報酬支払の料率、条件及び手続を定める合意を行っていない場合適用される。

6. ロシア連邦政府は、法令に従い当該知的活動の成果を利用するにはその権利所有者の同意及び報酬の支払を要する場合は、当該特定の種類の実用作業、実演及びレコードに係る報酬の最低料率並びに徴収、分配及び支払の手続を定めることができる。

ロシア連邦政府は、法令に基づいて当該知的活動の成果をその権利所有者の同意を得ないでただし報酬を支払って利用する場合については、当該の作業、演技及びレコードの利用に係る報酬の料率並びに料金の徴収、分配及び支払の手続を定めることができる。

第1247条 弁理士

1. 知的所有権を所管する連邦行政機関に対する手続は、出願人、権利者、その他の者又は当該連邦行政機関に登録された弁理士を介して又はその他の代理人を介して、これを行う。

2. ロシア連邦の領域外に常住する者及び外国法人は、ロシア連邦が締結した国際条約に別段の定めがない限り、当該連邦行政機関に登録された弁理士を介して知的所有権を所管する連邦行政機関に対する手続を行う。

出願人、権利者又は他の者が、直接自分で又は知的所有権を所管する連邦行政機関に弁理士として登録されていない代理人を介して当該連邦行政機関に対する手続をなす場合、当該連邦行政機関の請求に応じ、ロシア連邦領域内における連絡のための住所を通知しなければならない。

弁理士その他の代理人への委任事項は出願人、権利者又は他の者により作成された委任状により証される。

3. ロシア連邦領域内に常住するロシア連邦の市民は、弁理士として登録することができる。弁理士のその他の要件、自己の証明及び登録のための手続並びに知的活動の成果及び識別手段の法的保護に関する手続を行う法的権能は、法令にこれを定める。

第1248条 知的財産権保護に関連する紛争

1. 侵害された又は争われた知的財産権の保護に関連する紛争は、裁判所がこれを判断し、解決する(第11条第1項)。

2. 本法に定める場合には、知的活動の成果及び識別手段の国家登録、対応する法的文書の発行、当該成果及び手段に係る法的保護に対する異議又は法的保護の終結を伴う、発明特許、実用新案、意匠、新品種、商標、サービスマーク、地理的表示及び商品の原産地名称を付与するための出願の申請及び手続に関する知的財産権の保護は行政手続によるものとし(第11条第2項)、各々、知的所有権を所管する連邦行政機関、品種を所管する連邦行政機関及び本法第1401条から第1405条までに定める場合にはロシア連邦政府が授権する連邦行政機関(第1401条第2項)がこれを行う。当該行政機関の決定はその採択日に効力を生ずる。当該決定は、法令に定める手続により裁判所で争うことができる。

3. 本条第2項に定める、知的所有権を所管する連邦行政機関並びに新品種を所管する連邦行政機関による紛争に係る判断及び解決の手続は、それぞれ、知的財産分野において規範的、かつ、法的な規制を執行する連邦行政機関及び農業分野における規範的、かつ、法的な規制を執行する連邦行政機関がこれを定める。本条第2項に特定される秘密発明に関連する紛争に係る判断及び解決の手続は、所管行政機関がこれを定める(第1401条第2項)。

第1249条 特許及びその他の手数料

1. 特許及びその他の手数料は、発明、実用新案、意匠又は新品種に係る特許、コンピュータプログラム、データベース、集積回路の回路配置、商標及びサービスマークの国家登録、地理的表示又は商品の原産地名称に係る国家登録及び排他権の付与、排他権の他人への移転の国家登録、これらの権利の質入の国家登録並びに知的活動の成果又は識別手段を契約により利用する権利の付与に関して法的に有意の措置を取るために徴収する。

2. 公的料金の納付の対象となるコンピュータプログラム、データベース及び集積回路の回路配置に関する法的に有意の措置、それらの金額、納付に係る手続及び期間並びに当該料金の納付に係る免除、減額、納付延期又は還付の理由を示す一覧は、ロシア連邦の課税及び料金法制において定める。

本段落の第1副段落に示したものの以外の法的に有意の措置の一覧は、特許及びその他の料金の対象となり、それらの金額、納付の手続及び期日、料金の納付を要しない事由、料金が減額される事由、納付期日延期の事由又は料金の還付の事由と共にロシア連邦政府により定められる。

第1250条 知的財産権の保護

1. 知的財産権は、本法に定める救済方法により保護されるものとし、侵害された権利の本質及び当該権利の侵害の結果が考慮される。

2. 本法に定める知的財産権保護の方法は、権利所有者、権利管理団体及び法令に定めるその他の者の請求に基づいて利用される。

3. 知的財産権の侵害責任が侵害者の過失による場合は、本法に別段の定めがない限り、本法に規定する措置が適用される。

無罪は、他人の知的財産権を侵害したと申し立てられている者により証明されなければならない。

本法に別段の定めがない場合は、知的財産権の侵害であって侵害者が自己の事業活動の遂行に当たって犯したものに係る措置は、本法第1252条第1段落第3副段落及び第3段落に規定され、侵害者の過失の有無に拘らず、侵害者が、当該知的財産権の侵害は不可抗力の結果、即ち当該事情にあつては防ぐことができない異常な状況の結果であったことを証明しない限り適用される。

4. 本法第1252条第1段落第3副段落及び第4副段落並びに第3段落に規定する知的財産権保護措置の対象にされていた者が無罪であった場合は、第三者に支払った金額を含め、被った損害に係る補償を要求することができる。

5. 侵害者が無罪であっても、知的財産権の侵害を終了させる義務は免れず、また、侵害に関する判決の公告(第1252条第1段落第5副段落)、知的活動の成果若しくは識別手段に係る排他権の侵害行為又はかかる権利の侵害をもってする脅迫行為の抑止(第1252条第1段落第2

副段落)、偽造有形媒体の没収及び破毀(第 1252 条第 1 段落第 4 副段落)等の侵害者に対する措置を取ることを排除するものではない。これらの措置は、侵害者の費用で行われる。

第 1251 条 非財産的人格権の執行

1. 創作者の非財産的人格権に係る侵害があるとき、当該権利の執行は、特に、権利の確認、当該権利の侵害前に存在した状態への回復、権利を侵害する行為又は権利侵害のおそれの発生の防止、精神的損害に対する賠償、関与した侵害について到達した裁判所の判決の公表をもって行われる。
2. 本条第 1 項の規定は、本法第 1240 条第 4 項、第 1260 条第 7 項、第 1263 条第 4 項、第 1295 条第 3 項、第 1323 条第 1 項、第 1333 条第 2 項及び第 1338 条第 1 項(2)に定める権利の保護にも適用される。
3. 著作者の名誉、尊厳又は業務上の評判の保護は、本法第 152 条の規定にしたがい行われる。

第 1252 条 排他権の執行

1. 知的活動の成果及び識別手段に係る知的財産権は、本法に規定の手續を踏み、要求を提示することにより執行される。
 - (1) 権利の確認 - 当該権利を否定するかそうでなければ認識せず、それにより権利者の利益を侵害する者に対するもの
 - (2) 当該の権利を侵害する行為又は侵害の恐れを起す行為の抑止：かかる行為をなすか又はかかる行為の準備をする者に対するもの及びかかる行為を防止することができるその他の者に対するもの
 - (3) 損害賠償：権利所有者と契約を締結することなく知的活動の成果若しくは識別手段を違法に利用した者(契約なしの利用)又はその他のやり方で権利所有者の排他権を侵害し、損害を生じさせた者に対するもの。これには本法第 1245 条、第 1263 条第 3 段落及び第 1326 条に規定する報酬を受領する権利を侵害した者が含まれる。
 - (4) 本条第 4 段落で扱われる有形媒体の押収：かかる製造者、輸入者、保管者、運搬者、販売者、その他の流通業者又は悪意の取得者に対するもの
 - (5) 現実の権利所有者に関してなされた侵害に対する判決の公告 - 排他権の侵害者に対するもの
2. 排他権の侵害事件における主張を担保するために、違法行為の程度及び内容に適した、訴訟法に定める担保措置を取ることができ、これには有形媒体、装置及び材料の差押、情報遠距離電気通信ネットワークにおいて適切な措置を取ることの禁止が含まれるが、かかる有形媒体、装置及び材料に関して又はかかる措置に関して、知的活動の成果又は識別手段に係る排他権が侵害されたと申し立てた場合に限る。
3. 一定の種類 of 知的活動の成果又は識別手段に関して本法に規定される場合において、排他権の侵害が行われているときは、権利所有者は、損害の請求に代えて、当該権利の侵害に係る補償金の支払を侵害者に要求する権利を有する。

補償は、当該権利の侵害の事実の証拠に基づく回収を条件とする。かかる場合、権利の執行を請求する権利所有者は、被った損害の額について立証責任を負わない。この補償金は、侵害の内容及び事件のその他の事情にかんがみて、本法に規定される限度の範囲内で、公正及

び正義の原則を考慮に入れて裁判所が認定する。

単一の行為が複数の知的活動の成果又は識別手段に係る権利を侵害する場合は、認定される補償金額は、違法に利用された知的活動の成果又は識別手段のそれぞれについて、裁判所が決定する。知的活動の成果又は識別手段に係る権利が単一の権利所有者により所有されている場合は、同人の権利の侵害に係る補償金の総額については、侵害の内容及び結果を考慮するものとし、裁判所は本法に規定する限度を下回る額に減額することができるが、かかる侵害に対する全ての補償の最低金額の総計の50%を下回ってはならない。

4. 知的活動の成果又は識別手段を組み込んだ有形媒体の生産、頒布又はその他の使用及び輸入、輸送又は貯蔵がかかる成果又はかかる手段に係る排他権の侵害につながる場合は、かかる有形媒体は、偽造のものとみなされ、裁判所の決定があったときは、本法に別段の定めがある場合を除いて、流通経路から除去し、かつ、一切の補償なしに破毀することができる。

5. 主として知的活動の成果及び識別手段に係る排他権の侵害のために利用され又は意図された装置又はその他の資源及び材料は、判決に基づき、侵害者の費用において流通経路から除去され、かつ、破毀されるが、法令がこれらをロシア連邦の収入になると規定する場合はこの限りでない。

5-1 権利所有者及び排他権の侵害者が法人及び(又は)個人事業主であり、かつ、紛争が仲裁裁判所に付託される場合は、権利所有者は、損害賠償又は補償の訴えを提起する前に請求を行わなければならない。

請求の支払が全部若しくは一部拒絶された場合又は請求を行った日から30日以内に請求に回答がない場合は、契約に別段の定めがない限り、損害賠償又は補償の支払の訴えを提起することができる。

本条第1項(1)、(2)、(4)及び(5)並びに第5項に定める要求を提示する前に権利所有者が請求を行う必要はない。

6. 異なる識別手段(企業名称、商標、サービスマーク又は取引名)が混同を生じる程に同一であるか又は類似しており、この同一性又は類似性の結果として、消費者及び/又は契約当事者に誤認が生じる虞がある場合は、排他権が先に生じた識別手段が又は条約若しくは博覧会優先権が存在するときは先の優先権を有する識別手段が優先される。

識別手段又は意匠が混同を生じる程に同一であるか又は類似しており、この同一性又は類似性の結果として、消費者及び/又は契約当事者に誤認が生じる虞がある場合は、排他権が先に生じた識別手段若しくは意匠が又は条約、博覧会若しくはその他の優先権が存在するときは先の優先権を有する識別手段又は意匠が優先される。

かかる排他権の所有者は、本法に定める手続において、商標若しくはサービスマークに係る法的保護の無効の宣言、意匠に係る特許の無効の宣言又は企業名称若しくは商業上の名称の使用の全面的若しくは部分的禁止を求めることができる。

本段落の適用上、部分的禁止とは、次に掲げることを意味する。

企業名称に関して - 一定種類の活動におけるその使用の禁止

商業上の名称に関して - 範囲を限定した領域の限界内及び/又は特定種類の活動におけるその使用の禁止

6-1. 知的活動の成果及び識別手段に係る排他権の共通の侵害が複数の者の共同行為を通じて生じたときは、これらの者は、権利所有者に対して共同責任を負う。

7. 知的活動の成果及び識別手段に係る排他権の侵害が所定の手続に基づき不正競争行為と

して認定された場合は、侵害された排他権に係る執行は、本法に規定する方法によっても、また、独占防止法制に従っても実行することができる。

第 1253 条 排他権の侵害に関連する法人の清算及び個人事業者の活動の終了

法人が知的活動の成果及び識別手段に係る排他権を複数回にわたり又は甚だしく侵害した場合は、裁判所は、検察官の申立に基づき、本法第 61 条第 2 段落に従って、当該法人の清算を命じることができる。かかる侵害が個人事業主として自己の活動を行う者によりなされたときは、個人企業家としてのかかる活動は、判決又は法令に定める手続に基づくその他の判断により停止させることができるが、その者が排他権の侵害について有罪である場合に限る。

第 1253-1 条 情報媒介者の質及び責任

1. 情報及び遠距離電気通信ネットワーク（「インターネット」を含む）を通じて資料の送信を行う者、かかる情報及び遠距離電気通信ネットワークを用いて資料を検索する上で必要な資料又は情報を配置する機会を提供する者、かかるネットワーク内の資料へのアクセスを提供する者 - 情報媒介者 - は、本条第 2 段落及び第 3 段落に定める侵害行為について有罪と認められた場合は、本法に定める理由による情報及び遠距離電気通信ネットワークにおける知的所有権の侵害について責任を負う。

2. 次に掲げる場合は、情報及び遠距離電気通信ネットワークにより資料を送信する情報媒介者は、かかる送信の結果として生じる知的財産権の侵害について責任を負わない。

(1) その者が当該送信の開始者ではなく、かつ、この資料の受領者を決定していない場合

(2) その者が、当該資料を送信する過程を実現するために行った変更を除き、遠距離電気通信サービスの提供に関する資料を変更していない場合

(3) その者が、対応する知的活動の成果又は識別手段を含む資料の送信を開始した者による関係する知的活動の成果又は識別手段の利用が違法であったことを知らなかったか又は知らなかったに違いない場合

3. 情報及び遠距離電気通信ネットワークに資料を配置する機会を提供する情報媒介者は、次に掲げる状況における情報ブローカーとの関係で、情報及び遠距離電気通信ネットワークへの第三者による当該資料の配置の結果として又はそれらの命令に基づいて生じた知的財産権の侵害について責任を負わない。

(1) その者が、当該資料に含まれたそれぞれの知的活動の成果又は識別手段の利用が違法であったことを知らなかったそして知らなかったに違いない場合

(2) 当該資料が置かれたインターネットのサイト及び(又は)ネットワークアドレスを明示して知的財産権の侵害を主張する所有者による書面による請求があったとき、当該知的財産権の侵害を停止させるための必要、かつ、十分な措置を直ちに行った場合。必要、かつ、十分な措置及びそれを実行するための手続の一覧が法令により定められる。

4. 本条に従って知的財産侵害に対する責任を負わない情報媒介者は、排他権を侵害する情報の除去又は当該情報へのアクセス制限を含む民事責任に係る措置に関連しない知的財産権保護(本法第 1250 条第 1 段落、第 1251 条第 1 段落、第 1252 条第 1 段落)を要求され得る。

5. 本条の規定は、情報及び遠距離電気通信ネットワークを用いて資料又は情報へのアクセス及びそれらを検索する上で必要な手段を提供する者に適用される。

第 1254 条 被許諾者の権利の保護

独占的使用許諾の対象である知的活動の成果又は識別手段に係る排他権の第三者による侵害が使用許諾契約上の被許諾者の権利に影響を及ぼす場合、被許諾者は、（他の救済方法とともに）本法第 1250 条及び第 1252 条に定めるように自分の権利を保護することができる。

第 70 章 著作権

第 1255 条 著作権

1. 学術、言語及び美術の著作物に係る知的財産権は著作権である。
2. 著作物の著作者は次の各号に掲げる権利を有する。
 - (1) 著作物に係る排他権
 - (2) 著作者人格権
 - (3) 著作者の氏名表示権
 - (4) 著作物の同一性保持権
 - (5) 著作物の公表権
3. 本法に定める場合、本条第 2 項に明記された権利とともに著作物の著作者に帰属するその他の権利は、職務著作物の対価請求権、撤回権、追及権及び美術の著作物に係る接近権を含む。

第 1256 条 ロシア連邦内での学術、言語及び美術の著作物に係る排他権の効力

1. 学術、言語及び美術の著作物に係る排他権は次の各号に掲げるものに及ぶ。
 - (1) ロシア連邦領域内において公表されたか又は公表されていないがロシア連邦の領域内に有形的形式で存在するとともに、著作者(又はその法定相続人)の市民権にかかわらず著作者(又は著作者の法定相続人)の著作物と認められるものに対して
 - (2) ロシア連邦の領域外において公表されたか又は公表されていないがロシア連邦の領域外に有形的形式で存在するとともに、ロシア連邦の自然人である著作者(又はその法定相続人)に所有される著作物と認められるものに対して
 - (3) ロシア連邦の領域外において公表されたか又は公表されていないがロシア連邦の領域外に有形的形式で存在するとともに、ロシア連邦が締結した国際条約に基づき、他国の市民及び市民権を有しない者である著作者(又はその法定相続人)の著作物とロシア連邦の領域内で認められるものに対して
2. 著作物はまた、ロシア連邦の領域外での最初の公表日から 30 日以内にロシア連邦の領域内で公表された場合、ロシア連邦の領域内におけるその公表により最初に公表されたものとされる。
3. ロシア連邦領域内において、ロシア連邦が締結した国際条約に基づき著作物に係る保護を付与する場合、著作物の著作者又は他の最初の権利者は、当該領域内における著作権取得の基礎として働くその法的行為が発生した国の法令にしたがい決定される。
4. ロシア連邦領域内において、ロシア連邦が締結した国際条約に基づく著作物の保護は、著作物の原発国において定められた著作権に係る排他権の有効期間満了により公有財産となっていない著作物であって、かつ、本法に定める著作権にかかる排他権の有効期間満了の結果としてロシア連邦において公有財産とは未だとなっていない著作物に対して付与される。ロシア連邦が締結した国際条約に基づく著作物に保護を与える場合、ロシア連邦領域内における当該著作物に対する排他権の有効期間は、当該著作物の原発国において定められた排他権の有効期間を超えてはならない。

第 1257 条 著作物の著作者

学術、文学又は芸術の著作物の著作者は、自己の創作的活動により当該著作物を作った者である。著作物の原物又は複製物に又は第 1300 条第 1 段落に従ったその他の方法で著作者と名指された者は、別段の証明がされない限り、その著作者とみなされる。

第 1258 条 共同著作

1. 共同の創作行為により著作物を創作する者は、当該著作物の総体が単一不可分であるか又はそれぞれが独立した意味を有する部分から構成されているかにかかわらず共同著作者と認められる。
2. 共同著作により創作された著作物は、共同著作者相互の合意による別段の定めがない限り、共同著作者が共同で利用することができる。当該著作物の総体が不可分である場合には、いずれの共同著作者も、当該著作物の利用を十分な根拠なく禁止する権利を有しない。著作物のうち他の部分から独立した利用が可能な部分、すなわち、独立した意味を持つ部分は、共同著作者間の合意による別段の定めがない限り、該当部分の著作者が自己の裁量で利用することができる。
3. 本法第 1229 条第 3 項の規定は、共同著作者と、著作物の利用による収益及び著作物に係る排他権の処分による収益の分配との関係に準用される。
4. 各共同著作者は、共同著作者によって創作された著作物の総体が不可分である状況を含め、自己の権利に係る保護手段を独立して講じる権利を有する。

第 1259 条 著作権の客体

1. 著作権の客体は、著作物の価値及び目的並びにその表現の態様にかかわらず、学術、言語及び美術の著作物である。

言語の著作物

演劇及び楽劇の著作物、脚本

舞踊又は無言劇の著作物

歌詞を伴い又は歌詞を伴わない音楽の著作物

視聴覚著作物

絵画、彫刻、グラフィックス、デザイン、劇画、漫画及びその他の美術の著作物

装飾・応用美術及び舞台芸術の著作物

建築、都市計画並びに景観の著作物(これらは企画、図面、描写及び模型の形式を含む。)

写真の著作物及び写真術と類似する方法により制作された著作物

地理学的及びその他の地図、図面、スケッチ並びに地理学、地形学及びその他の学術に関連する彫塑的著作物

その他の著作物

コンピュータプログラムもまた著作権の客体とみなされ、言語の著作物として保護される。

2. 著作権の客体には次に掲げるものも含まれる。

(1) 二次的著作物、すなわち、別の著作物を改作した著作物

(2) 複合著作物、すなわち、素材の選択又は配置による創作的行為の成果である著作物

3. 書面、口頭の形式(演説、公の実演及びその他すべての形式)、描写、音声録音又はビデオ録画の形式又は三次元形式等、表現の実在形式を問わず、公表された著作物及び未公表の

著作物に、著作権は適用される。

4. 著作権の発生、具現化及び保護のためには、著作物の登録のみならずいかなる方式の手続きの履行も要しない。

コンピュータプログラム及びデータベースは、本法第 1262 条の規定に基づき、権利者の請求により登録することができる。

5. 著作権は、思想、概念、原則、方法、製法、システム、手段、技術的・組織的若しくはその他の課題の解決法、発見、事実、プログラム言語又は下層土壌に関する地質情報には及ばない。

6. 次に掲げるものは著作権の対象とならない。

(1) 国家機関及び地方自治体の行政機関の公文書(制定法及びその他の法令、判決、立法・行政・司法の性質を有するその他の資料を含む。)、国際組織の公文書並びにそれらの公式訳

(2) 国家の象徴及び紋章(旗、印章、記章、貨幣等)並びに地方自治体の象徴及び紋章

(3) 著作者が知られていない民間芸術(民間伝承)の著作物

(4) 専ら情報提供的な性質を有する、事象及び事実に関する報道(日々のニュース報道、テレビ放送用番組表、交通手段の時刻表等)

7. 著作権は、本質的に著作者の創作の成果である著作物として独立して感得でき、かつ、本条第 3 項に定める要件を満たす場合は、著作物の一部、著作物の名称及び著作物の特徴に及ぶ。

第 1260 条 翻訳、他の二次的著作物。編集著作物

1. 翻訳者及び二次的著作物(加工、翻案、動画版、編曲、舞台版又はこれに準ずるその他の著作物)の著作者は、自らなした翻訳及び他者の(原)著作物に係るその他の再加工それぞれについて著作権を所有する。

2. 収集物を編集した者及びその他の複合著作物(選集、百科事典、データベース、インターネットウェブサイト、地図帳又はこれに準ずるその他の著作物)の著作者は、素材の選択又は配置(編集)における著作権を所有する。

データベースは、客観的な組み合わせの形式で表現され、かつ、コンピュータの使用によりその素材の検索及び処理が可能となる態様で体系化された独立した素材(記事、計算、法令、司法判断及びこれに準ずるその他の素材)の集合体である。

3. 翻訳者、編集者又は二次的著作物若しくは複合著作物のその他の著作者は、二次的著作物又は編集著作物の創作のために使用された著作物の著作者の権利を害しないことを条件として、自己の著作権を行使することができる。

4. 翻訳者、編集者又は二次的著作物若しくは編集著作物のその他の著作者の著作権は、二次的著作物又は編集著作物が依拠する著作物に係る著作者の権利にかかわらず、独立した客体に係る著作権における権利として保護される。

5. 収集物又はその他の編集著作物に収録された著作物の著作者は、編集著作物の創作者との契約に別段の定めがない限り、編集著作物とは独立して自己の著作物を利用する権利を有する。

6. 翻訳、収集物又はその他の二次的著作物若しくは編集著作物に係る著作権は、他人が同一の原著物を翻訳若しくは翻案すること又は同一の素材の異なる選択若しくは配置により

自己の編集著作物を創作することを妨げない。

7. 百科事典、百科事典的辞書、学術論文の定期的及び継続的収集物、新聞、雑誌及びその他の定期刊行物の出版者は、それらすべての出版物を利用する権利を有する。出版者は、当該刊行物の利用に際し、当該刊行物の名称を記載させる権利又は当該名称を含めることを要求する権利を有する。

著作者又は当該刊行物に含まれる著作物に係る排他権のその他の所有者は、出版者又はその他の者が当該著作物を全体として利用する権利とは別に、当該排他権を留保する。但し、当該排他権が、出版者若しくはその他の者に移転された場合又は法令に規定されるその他の状況において出版者若しくはその他の者に移転される場合はこの限りではない。

第 1261 条 コンピュータプログラム

表現の言語及び形式を問わず、あらゆる種類のコンピュータプログラム(オペレーションシステム及びプログラムコンビネーションを含む。)に係る著作権は、ソースコード及びオブジェクトコードを含み、言語の著作物に係る著作権と同様に保護される。コンピュータプログラムは、有形的形式で表現され、特定の結果を得ることを目的として1個のコンピュータ又はその他のコンピュータ装置を機能させることを意図した指令及びデータの総体(コンピュータプログラムの開発過程で作成された予備的材料及び当該コンピュータプログラムにより生じた視聴覚的表現を含む。)である。

第 1262 条 コンピュータープログラム及びデータベースの国家登録

1. 権利所有者は、コンピュータープログラム又はデータベースに係る自己の排他権の有効期間中、かかるプログラム又はかかるデータベースを知的所有権を所管する連邦行政機関に登録することができる。

国家機密である情報を含むコンピュータープログラム又はデータベースは、公的登録の対象とならない。公的登録に係る出願を提出する者(出願人)は、ロシア連邦の法令に従って国家機密となる情報を含むコンピュータープログラム又はデータベース中の情報の開示について責任を負う。

2. コンピュータープログラム又はデータベースの公的登録の出願(登録出願)は、1件のコンピュータープログラム又は1件のデータベースに係るものでなければならない。

各登録出願には次に掲げるものを含めなければならない。

コンピュータープログラム又はデータベースの公的登録に係る出願並びに権利所有者及び著作者(著作者が著作者として名指されることを拒絶しなかった場合に限り)の表示並びにこれらの者それぞれの居所又は所在場所

要約を含む当該コンピューター又はデータベースを特定する寄託された資料。

登録出願の方式化に係る規則は、知的所有権の分野で規範的、かつ、法的規制を執行する連邦行政機関により制定される。

3. 登録出願に基づいて、知的所有権を所管する連邦行政機関は、必要な書類及び資料の審査並びにこれらが本条第2項に定める要件に適合するか否かを審査する。審査を通過した場合は、前記の連邦行政機関は、コンピュータプログラム又はデータベースをそれぞれコンピュータプログラム登録簿又はデータベース登録簿に収載し、国家登録証を電子形式又は出願人の請求に基づき紙面で出願人に交付し、かつ、登録されたコンピュータプログラム又はデー

データベースに関する情報をその公報において公告する。

前記の連邦行政機関の請求に基づき又は自発的に、著作者又はその他の権利所有者は、コンピュータプログラム又はデータベースの国家登録の前に、登録出願に含まれる書類及び資料を補足、明確化及び訂正することができる。

4. コンピュータープログラム及びデータベースの公的登録手続、公的登録の証明書の様式、これに記載することを要する詳細事項の一覧並びに知的所有権を所管する連邦行政機関の公報において公告される情報の一覧は知的所有権の分野において規範的、かつ、法的規制を執行する連邦行政機関により定められる。

5. 登録したコンピュータプログラム又はデータベースに係る排他権を契約により又は契約なしに移転する行為は、知的所有権を所管する連邦行政機関において国家登録を受けることを条件とする。

5-1. 知的所有権を所管する連邦行政機関は、権利所有者の請求に基づき、コンピュータプログラム又はデータベースの権利所有者及び／又は著作者についてのデータ(権利所有者の名称、これらの事業所又は居所の宛先、著作者の名称又は郵便宛先を含む)に関する修正並びにコンピュータプログラム登録簿又はデータベース登録簿及び国家登録に係る証明書中の明白、かつ、技術的な誤記の訂正に関連する修正を行う。

知的所有権を所管する連邦行政機関は、職権に基づき又は何れかの者の請求により、コンピュータプログラム登録簿又はデータベース登録簿中の明白、かつ、技術的な誤記の訂正に関連した変更を、権利所有者に通知した後に施すことができる。

知的所有権を所管する連邦行政機関は、コンピュータプログラム登録簿又はデータベース登録簿に施した変更に関する情報をその公報において公告する。

6. コンピュータープログラム登録簿又はデータベース登録簿に記載された情報は、別段のことが証明されない限り、正確であるものとみなされる。出願人は、公的登録手続において提供した情報の正確性について責任を負う。

第 1263 条 視聴覚著作物

1. 視聴覚著作物は、固定された互いに関連した連続する影像(音を伴うと否とを問わない。)から構成される著作物であり、適切な技術的装置の利用通して視覚及び(音を伴う場合は)聴覚により認識されることを意図したものである。視聴覚著作物には、最初の又は後続する創作を問わず、映画の著作物、映画に準ずる手段により表示されたすべての著作物(テレビ及びビデオフィルム並びにその他これに準ずる著作物)を含む。

2. 視聴覚著作物の著作者は次の各号に掲げる者である。

(1) 監督 - 製作者

(2) 脚本の著作者

(3) 当該視聴覚著作物のために特別に創作された音楽の著作物(歌詞を伴うと否とを問わない。)の著作者である作曲者

3. 再演、再送信を含む視聴覚著作物の公の実演、放送又はケーブル送信が行われた場合は、かかる視聴覚著作物中で使用された音楽著作物(文言の有無を問わない)の著作者は、自己の音楽創作物の使用に対する報酬に係る権利を留保する。

4. 視聴覚作品の制作者、即ち当該著作物の創作を組織した者(プロデューサー)の権利は、本法第 1240 条に規定する権利とする。

制作者／プロデューサーは、視聴覚著作物全般に係る排他権を所有するが、同人と本条第 2 段落に定める視聴覚著作物の著作者との間に別段の契約が締結されていないことを条件とする。

何れかの者が視聴覚著作物を使用するときは、当該視聴覚著作物の制作者／プロデューサーは、名指されるか又は特定される権利を有し、かつ、それを要求する権利を有する。逆の証明がなされない限り、視聴覚著作物の制作者／プロデューサーは、当該著作物が通常の方法で提示されたときに名称が表示され又はその他の特定がなされる者であるものとみなされる。

5. 視聴覚著作物を構成する著作物の各著作者は、当該構成する著作物が従前より存在していたものであると(その場合は映画脚本等の原作として利用される著作物の著作者)、当該視聴覚著作物の創作過程において創作されたものであると(その場合は運営担当製作責任者、芸術担当製作責任者等)を問わず、自己の著作物に係る排他権を留保する。但し、当該排他権が他の法定事由により製作者や他の者に移転された場合はこの限りではない。

第 1264 条 公文書、象徴及び紋章の草案

1. 公文書の草案(当該文書の公式訳の草案及び公式の象徴又は紋章の草案を含む。)に係る著作者人格権は、各草案を創作した者(「起案者」)に帰属する。

公文書、象徴又は紋章の草案の起案者は、起案された草案を発注した国家機関、地方自治体の行政機関又は国際組織が禁止しない限り、当該草案の公表権を有する。草案の公表にあたり、起案者は氏名表示権を有する。

2. 公文書、象徴又は紋章の草案が起案者により国家機関、地方自治体の行政機関又は国際組織の利用に供するために公表され又は起案者より当該機関又は組織に送付された場合、当該機関又は組織は、起案者の同意なく公文書作成又は象徴若しくは紋章の制作のためにこれを利用することができる。

当該草案に基づく公文書作成及び公式の象徴若しくは紋章の制作において、公文書作成又は公式の象徴若しくは紋章に係る当該草案の制作を発注した国家機関、地方自治体の行政機関又は国際組織は、その裁量により追加及び改変をなすことができる。

国家機関、地方自治体の行政機関又は国際組織は、当該草案を正式に採用した後は、起案者の氏名表示なく当該草案を使用することができる。

第 1265 条 著作者人格権及び著作者の氏名表示権

1. 著作者人格権、著作物の著作者として認められる権利及び著作者の氏名表示権(実名若しくは変名(雅号)を表示し又は氏名表示なく無名で著作物を利用し又は利用を許諾する権利)は、一身専属、かつ、不可譲である(著作権に係る排他権を第三者へ譲渡又は移転する場合及び著作物の利用権を第三者へ付与する場合を含む。)。これらの権利に係る放棄は無効である。

2. 無名又は雅号で著作物が出版される場合(著作者の雅号が当該著作者の特定につき疑義を生ぜしめない場合を除く。)、反証がない限り、氏名又は名称が著作物上に表示される出版者(第 1287 条第 1 項)が著作者の代理人とされるものとし、かつ、当該出版者の権限により著作者の権利を保護し、かつ、その権利行使を確保する権利を有する。この規定は、著作物の著作者が実名を明らかにするか又は自己の著作者人格権を宣言する時まで適用される。

第 1266 条 著作物の同一性保持権及び歪曲からの著作物の保護

1. 著作物に係る改変，要約若しくは追加又は著作物の利用における挿絵や図，前書き若しくは後書き，注釈又は説明の挿入は作者の同意がなければ認められない(同一性保持権)。作者の死後における著作物の利用にあたり，当該著作物に係る排他権を保有する者は，作者の思想を歪曲せず，著作物が認識されるうえで完全性を妨げず，かつ，作者が遺言，手紙，日記又はその他の書面形式で明確に表現した作者の意思と矛盾しないことを条件として，著作権に係る変更，要約又は追加を許可する権利を有する。
2. 作者の名誉，尊厳又は業務上の評判を損なう，著作物の歪曲，切除又はその他の改変がある場合及び当該行為が図られた場合，作者は本法第 152 条の規定に従い，自己の名誉，尊厳又は業務上の評判の保護を請求する権利を有する。この場合，作者の死後においても，利害関係人の請求に応じ作者の名誉及び尊厳に係る保護が認められる。
3. 本法第 1233 条第 5 段落及び第 1286 条第 2 段落に規定するように，作者は，将来著作物に変更，削除及び追加を施すことに同意することができるが，これが(事実に係るデータ等について誤記を訂正し，明白にし又は補足する)必要性から生じた場合に限り，これが作者の考え方を歪曲せず，かつ，著作物の物の見方の統一性を犯さないことを条件とする。

第 1267 条 著作者人格権，著作者の氏名表示権及び著作者の死後における同一性保持権の保護

1. 著作者人格権，氏名表示権及び同一性保持権は，無期限に保護される。
2. 著作者は，遺言執行人の指定のために規定されているように(第 1134 条)，自己の死後における著作者人格権，氏名表示権及び同一性保持権の保護(第 1266 条第 1 項第 2 段)を委託する者を指定する権利を有する。当該被指定人は，その権能を生存中にわたり行使することができる。
当該指定がない場合又は著作者が指定した者がその権限の行使を拒絶した場合そして又同人の死亡後は，著作者人格権，氏名表示権及び同一性保持権の保護は，著作者の相続人，当該相続人の法定承継人及びその他の利害関係人によりなされる。

第 1268 条 著作物の公表権

1. 著作物を公表する権利，すなわち，公開，公の展示，公の実演，無線放送又は有線による伝達により又はその他態様を問わず，著作物を公衆に対して最初に提供する行為をなし又は当該行為に同意を与える権利を，著作者は有する。
公表(公衆への発表)とは，著作物の性質に基づき公衆の合理的な必要を充足するに十分な部数により，著作物の有形的形態である著作物の複製物を流通上に発行することをいう。
2. 著作物を他人へ移転する契約を結ぶ著作者は，当該著作物の公表に同意したものとされる。
3. 著作者の存命中に公表されなかった著作物は，その公表が，当該著作物の著作者が書面(遺言，手紙，日記等)により明確に表示した意思と矛盾しない場合，著作者の死後に当該著作物に係る排他権を保有する者がこれを公表することができる。

第 1269 条 撤回権

1. 著作者は，自己の著作物を公表するとの以前の決定を取り消すことができる(撤回権)が，

著作物に係る排他権を譲渡されていた者又は著作物を使用する権利が付与されている者に対し前記の決定から生じた損失に係る弁済金が支払われることを条件とする。

2. 本条の規定は、コンピュータープログラム、職務著作物及び複合物(第1240条)に用いられている著作物には適用されない。

第1270条 著作物に係る排他権

1. 法令に反しないあらゆる形式及びあらゆる態様(本条第2項に示す方法を含む。)により、本法第1229条に基づき著作物を利用する排他権(「著作物に係る排他権」)を、著作物の著作者又は他の権利者は有する。権利者は当該著作物に係る排他権を処分することができる。

2. 営利目的で又は営利目的なしに当該措置が取られたか否かに拘らず、著作物の使用には次に掲げる事項が含まれる。

(1) 著作物の複製即ち録音又は録画を含め如何なる形であっても著作物又はその一部の1以上の複製物の作成、二次元著作物の1以上の三次元複製物及び三次元著作物の1以上の二次元複製物の作成。電子方式の著作物の録音・録画(コンピューターの記憶装置に保存したものを含む)も複製とみなされる。他方、一時的又は偶然の著作物であって法的な用途のみに意図された技術的方法の不可分、かつ、重要な一部であるものから短期的に録音・録画した場合又は情報ブローカーによる第三者間の情報遠距離電気通信ネットワークを通じた著作物の移転である場合は複製とはみなされないが、かかる録音・録画が別個の経済的重要性を有さないことを条件とする。

(2) 原物若しくは複製物の販売又はその他の譲渡による著作物の頒布

(3) 著作物の公の展示、即ち著作物の原物又は複製物の直接的な展示又はフィルム、スライド、テレビ映像若しくはその他の技術的手段を用いたスクリーンでの上映、及び意図した順序になっていないか又は技術的手段を用いて順序通りになっている、参加自由な公開の場所での又は通常の家家族構成員ではないかなり多数の者が出席している場所での視聴覚著作物の個々のフレームの提示。著作物はその提示の場所で見られるか又は著作物の提示と同時に他の場所で見られるかを問わない。

(4) 頒布目的での著作物の原物又は複製物の輸入

(5) 著作物の原物又は複製物の賃貸

(6) 著作物の公の行為、即ちライブでの又は技術的手段(ラジオ、テレビ及びその他の技術的手段)を用いた著作物の提示並びに参加自由な公開の場所での又は通常の家家族構成員ではないかなり多数の者が出席している場所における(音声を伴う又は伴わない)視聴覚作品の提示。作品がその提示の場所で見られるか又は著作物の実演又は展示と同時に他の場所で見られるかを問わない。

(7) 無線による伝達、すなわち有線による伝達を除く、ラジオ又はテレビによる著作物の公衆への伝達。かかる伝達とは、公衆が現実に認識するか否かに拘らず、著作物を聴覚及び/又は視覚によって認識可能にするいかなる行為をも意味する。著作物が衛星を介して放送される場合、地上局からの信号の衛星への受信及びそれらの信号の衛星からの信号の送信を意味し、これにより公衆が現実に受信するか否かに拘らず、著作物が公衆に伝達される。コード化された信号の送信は、放送組織により又はその同意を得てコード解読手段が無制限の公衆に提供される場合、無線放送として認識される。

(8) ケーブルによる伝達，即ちケーブル，電線，光ファイバー又は類似の手段を通じたラジオ又はテレビによる著作物の公衆への伝達。ケーブル放送組織により又はその同意を得てコード解読手段が無制限の公衆に付与されている場合，コード化された信号の伝達が生じる。

(8-1) 中継放送又は再送信，即ち無線又はケーブル放送に従事する組織がケーブルを介して送信するラジオ又はテレビ放送の完全なそして無変更のもの又はその重要部分の(衛星又はケーブルを介する)受信及び同時再送信。

(9) 著作物の翻訳又はその他翻案。この場合，著作物の翻案とは，派生的著作物(改作，映画版，編曲，舞台版等)の創作をいう。コンピュータープログラム又はデータベースの翻案(又は改変)とは，これらについて行なわれた変更をいい，かかるコンピュータープログラム又はかかるデータベースのある言語から他の言語への翻訳を含むが，改作，即ちユーザーの又はユーザーの特定のプログラムの管理下にある特定の技術的装置の操作のみのために行うコンピュータープログラム又はデータベースの変更を除く。

(10) 建築，設計，都市計画又は公園若しくは庭園の計画の施行

(11) 誰でも好みの場所から好みの時に著作物にアクセスできる方法で公衆に著作物を伝達すること(公衆への伝達)

3. 著作物の内容を構成する要素(技術，経済，組織又はその他の解決として提供されたものを含む。)の実用的応用は，本条第2項第10段に定める利用を除き，本章に定める著作物の利用ではない。

4. 本条第2項第5段の規定は，コンピュータープログラムには適用されないが，当該プログラムが貸与の主要な客体である場合はこの限りではない。

第1271条 著作権保護記号

権利者は，自己に帰属する著作物に係る排他権の通知のために，著作権の保護を示す記号を使用する権利を有するものとし，当該記号は著作物の各複製物に掲示されるものとし，かつ，次に掲げる要素から構成される。

円で囲まれたラテン文字「C」

権利者の氏名又は名称

著作物が最初に公表された年

第1272条 公表された著作物の原物又は複製物の頒布

ある著作物の原物又は複製物が販売又はその他の譲渡手段によりロシア連邦の領域内の商業的流通に適法に導入された場合は，当該著作物の原物又は複製物の更なる頒布は権利所有者の同意なしに，かつ，同人への補償金の支払なしに認められるが，本法第1293条に規定する場合を除く。

第1273条 私的使用のための著作物に係る無償の複製

1. 適法に開示された著作物の作者又はその他の権利所有者の同意なし，かつ，対価なしでの複製は，次に掲げるものを除いて，必要な範囲で，かつ，専ら私的な目的の場合に認められる。

(1) 建築著作物の複製で，建築物及び類似の構造物の形のもの

(2) データベース又はその重要な部分の複製で，本法第1280条に規定するところを除くもの

- (3) コンピュータープログラムの複製で、本法第 1280 条に規定する場合を除くもの
 - (4) 書籍(全体)及び楽譜(第 1275 条)の複製で、出版以外の目的での技術的装置の支援を受けたファクシミリ複写であるもの
 - (5) 視聴覚作品のビデオ録画で、自由参加に開放された場所又は通常の家家族構成員でないかなりの人数の者が居る場所での公に上映されるもの
 - (6) 視聴覚作品の複製で、家庭用に作られたものでない専門的装置を用いたもの
2. レコード及び視聴覚作品の複製がもっぱら私的目的で行われた場合は、レコード及び視聴覚作品の著作者、実演者及びプロデューサーは、本法第 1245 条に定める報酬を受ける権利を有する。

第 1274 条 情報、学術、教育又は文化の目的での著作物の無償利用

1. 次に掲げる利用は、著作者又はその他の権利所有者の同意なし、かつ、補償金の支払なしで認められるが、利用される著作物の著作者及び借り出し先を名指す義務を伴う。

(1) 適法に公表された著作物に係る著作者の創作意図を開示することを目的とする、かかる開示目標により正当化される範囲での学術、討論、評論、情報及び教育を目的とする原著作物及びその翻訳の引用で、報道論評の形での新聞及び雑誌記事の抜粋の複製を含む。

(2) 適法に公表された著作物及びそれらからの抜粋の、教育的性質を有する刊行物、ラジオ及びテレビ放送並びに視聴覚収録における説明としての、かかる目的により正当化される範囲での利用

(3) 定期刊行物の複製及びそれに続く無線又は有線でのこれらの刊行物の複製物の頒布、現下の経済、政治、社会及び宗教問題に関する適法に公表された記事の公衆への伝達又は同様の内容の著作物の公衆への放送。ただし、かかる複製、伝達又は流布が作者又はその他の権利所有者により特に禁止されていない場合に限る。

(4) 政治的発言、演説、講演及びその他類似の著作物の、公衆への告知目的により正当化される範囲での、定期刊行物の複製及びそれに続く無線又は有線でのこれらの刊行物の複製物の頒布。同時に、かかる著作物の著作者は、これらを集めた形で刊行する権利を留保する。

(5) 現下の出来事の過程で見聞される著作物の、公衆への告知目的により正当化される範囲での(写真、映画、テレビ又はラジオでの)複製、頒布、無線又は有線放送、論評

(6) 適法に公表された著作物の、ライブでの提示による、利益を上げる目的なしの、教育組織、医療組織、社会事業組織及び刑罰制度機関での、これらの組織の従業者(職員)、これらの組織の業務の対象である者又はこれらの機関の中に含まれる者のための公演

(7) 論文の要約のコンピューター記憶装置への収録及び公衆への伝達を含む電子媒体への収録

2. 適法に公表された著作物の専ら視覚障害者向けの方式(点字形式又はその他特別の方法)(特別の方式)での複製物の作成並びにかかる複製物の非営利の複製及び頒布は、著作者又はその他の排他権所有者の同意なし、かつ、補償金の支払なしで、ただし自己の著作物を利用されている著作者及び借り出し先の名称を表示することを義務の下に、許容される。図書館は、特別の方式により創作された著作物の複製を自宅での一時的、かつ、無償の利用のために視覚障害者に提供することができ、かつ、遠距離電気通信ネットワークを介してかかる情報源へのアクセスを提供することができる。承認された特別の方式並びに特別の方式による著作物のための情報遠距離電気通信ネットワークへのアクセスを有する図書館及びかかる

アクセスのための手続の一覧がロシア連邦政府により作成される。

視覚障害者向けのかかる著作物のその他の複製又はその他の方式による公の提供は認められない。

本項の規定は、特別の方式による利用の目的で創作された著作物及び主として音楽著作物から成るレコードには適用されない。

3. 身体上の障害を持つ者による著作物の知覚を容易にするために聴覚上の説明をすること又は著作物に手話翻訳を提供することは、著作者又はその他の権利所有者の同意なしに、かつ、補償金の支払なしに認められる。

4. 適法に公表された原作を文学、音楽、風刺又はその他のカリカチュアの表現法で風刺的にもじること及びこれを利用することは、著作者又はその他の原著作物に係る排他権の所有者の同意なしに、かつ、補償金の支払なしに認められる。

第 1275 条 図書館、記録保管所及び教育組織による著作物に係る無償の利用

1. 公共図書館及び記録保管所は、記録文書への接触が限定されない場合、利益目的でなければ、著作者又はその他の権利者の同意なく、かつ、補償金の支払を要せずに、合法的に社会に流通する著作物の原本又は複製物の一時的に無償で提供する権利を有する。

同時に、電子形式の著作権の複製物も図書館や記録保管所の域内で一時的に無償で使うことが認められるが、それら著作権の更なる電子複製物を作成することができないことが条件となる。

2. 公共図書館及び記録保管所は、記録文書への接触が限定されない場合、利益目的でなければ、著作者又はその他の権利者の同意なく、補償金の支払を要しないが、利用される著作物の著作者の氏名及び出所を明示する義務を負うという条件で、合法的に社会に流通する著作者らが所有する著作物の電子形式を含む一つの複製物を作成する権利を有する。

(1) その目的は以下の著作物の安全な保管と利用者の迅速な入手性を確保するため；

著作物の破損したり、使い古したり、傷んだり、欠陥のある複製物；

著作物の唯一及び（又は）稀な複製物や、使用者の手に渡ると紛失や損傷、破壊につながる可能性のある原稿；

それを利用するために必要な装置のないコンピュータ判読可能媒体上に記録された著作物の複製物；

科学的及び教育的に格別重要な著作物の複製物であって、ロシア連邦内における最新版の刊行日から 10 年以上増刷されていないもの。

(2) 喪失又は損傷した著作物の複製物の復元または置換えの目的、また文書への接触が制限されてなく、何らかの理由で著作物の複製物を紛失した他の図書館や記録保管所へそれらを提供するため。

3. 本条第 2 項に従った電子形式で作成された著作物の複製物の複製物は、本条第 1 項の規定の条件の下で利用可能である。

4. 複製物を義務的に提出せねばならないという法律に従って論文の複製物を受理した図書館は、利益目的でない場合、著作権者又は他の権利者の同意を要せず、そして補償金の支払を要しないが、利用される著作物の著作者の氏名及び出所を明示する義務を負うという条件で、本条第 2 項に規定される目的のために電子形式を含む論文の 1 つの複製物を作成する権利を有する。

電子形式で作成された論文の複製物は、本条第1項に規定される条件に従って利用者に提供される。

5. 公共図書館は、記録文書が制限されていない記録保管所も同様に、利益を得る目的でない場合、著作権者又は他の権利者の同意を要せず、そして補償金の支払を要しないが、その著作物が利用される著作者の氏名及び出所を引用する義務を負うという条件で、科学や教育の目的のための個別の要請に応じて、個別の複製物を作成し、収蔵物や新聞や他の定期刊行物に合法的に公表された、特に電子形式の個別の記事や短編、合法的に公表された文献の短い要約（挿絵や図の有無を問わない。）を提供する権利を有する。

6. 教育機関は、利益を得る目的でない場合、著作権者又は他の権利者の同意を要せず、そして補償金の支払を要しないが、その著作物が利用される著作者の氏名及び出所を引用する義務を負うという条件で、特に電子形式の、合法的に公表された選集、新聞及び他の定期刊行物中の個別の記事及び短編、合法的に公表された他の書物からの短い要約（挿絵や図の有無を問わない。）の複製を作成し、試験や授業や自己訓練のために実習生や教育学従事者にその目的に必要なとされる数の複製を提供する権利を有する。

7. 国家記録保管所は、権限の範囲内において、更なる複製とそれらが公表されることを防止するために、著作物の個別の複製物を作成し、これらをインターネット上に掲示する権利を有する。

第1276条 公共の場に恒常的に設置された著作物の無償の利用

1. 著作者又はその他の権利所有者の同意なしに、かつ、補償金の支払なしに公共の場に恒常的に設置されている芸術著作物又は写真著作物を複製し、無線放送又は有線放送を行うことが認められるが、当該著作物の像が中心主題であるか又は当該著作物の利用が営利目的である場合を除く。

2. 製造コピーを複製し頒布したり、無線放送又は有線放送する手段で公共の場所に設置されているか又はそのような場所から目に見える建築の著作物、都市計画及び風景芸術の著作物を映像の形で公衆に利用できるようにすることは、無償で認められる。

第1277条 適法に公表された音楽著作物に係る無償の公の実演

公的又は宗教的な儀式又は葬儀における、かかる儀式の性質上正当な範囲内での適法に公表された音楽著作物の公の実演は、著作者又はその他の権利所有者の同意なしに、かつ、補償金の支払なしに認められる。

第1278条 法執行目的のための無償の複製

行政上の違反の事案における手続の実行、照会手続、予備調査手続又は裁判手続の実施のための当該目的上正当な範囲内における著作物の複製は、著作者又はその他の権利者の同意なく、かつ、補償金の支払を要せず認められる。

第1279条 放送事業者による著作物に係る短期利用のための無償の録音（録画）

放送事業者は、当該事業者が無線により伝達する権利を取得した著作物の短期的利用を目的として、著作者又はその他の権利者の同意なく、かつ、追加的な補償金の支払を要せず、録音（録画）を行う権利を有する。但し、当該事業者が自己の装置を用い、かつ、自らの放送

のために当該録音（録画）を行うことを条件とする。当該事業者は、より長い期間が権利者と合意されたか又は法令の定めがない限り、当該録音（録画）の創作の日から6月以内に当該録音（録画）物を破棄しなければならない。当該録音（録画）物は、専らドキュメンタリーとしての性質を有する場合、当該権利者の同意なく、これを国家又は地方自治体の記録保管所に保存することができる。

第1280条 コンピュータープログラム及びデータベースに係る使用者の権利

1. コンピュータープログラム又はデータベースの複製物又はデータベースの複製物を適法に保持している者（ユーザー）は、作者又はその他の権利所有者の許可なしに、かつ、追加の補償金の支払なしに、次に掲げることを行う権利を有する。

(1) コンピュータープログラム又はデータベースの機能（これらの目的に従ってこれらを使用している間のものを含む）に必要な措置を取ること。ただし、これには（ネットワーク上の単一のコンピューター又は単一のユーザーの）コンピューター記憶装置にそれを収録し保存すること及びユーザーの装置上で機能を果たす目的のためにのみコンピュータープログラム又はデータベースに明白な誤りを訂正するために変更を施すことが含まれるが、権利所有者との契約中に別段の規定がある場合を除く。

(2) コンピュータープログラム又はデータベースの複製物を、これが保存目的に限られることを条件として作成すること又は正当に取得された複製物が失われ、破壊され若しくは使用不可能になったときにはこれを置き換えること。コンピュータープログラム又はデータベースの複製物は、第1副段落に定める以外の目的で使用してはならず、かつ、かかるプログラム又はデータベースの複製物の保持が適法でなくなった場合は、これを破壊しなければならない。

2. コンピュータープログラムの複製物を適法に保持している者は、権利所有者の同意なしに、かつ、追加的な補償金の支払なしに、本条第1段落第1副段落に規定する措置を実行することにより当該プログラムの要素の基礎となっている考え方及び原理を確認するために、当該プログラムの機能を検討し、研究し又は試験することができる。

3. コンピュータープログラムの複製物を適法に保持している者は、権利所有者の同意なしに、かつ、追加的な補償金の支払なしに、（当該コンピュータープログラムを逆コンパイルするために）オブジェクトコードを複製し若しくはソースコードに転換すること又は権利所有者が独立して開発したコンピュータープログラムと、逆コンパイルされたプログラムと相互に作用し得る他のプログラムとの間に相互運用性を獲得するために必要な場合には、前記の措置を実行するよう他の者に指図することができるが、次に掲げる条件に従わなければならない。

(1) 当該者が以前は他の情報源からは利用できなかった、かかる相互運用性を取得する上で必要な情報

(2) 当該措置が、逆コンパイルされたコンピュータープログラムの部分でのみ当該相互作用性を獲得する上で必要なものに関して行われること

(3) 逆コンパイルにより取得した情報は、独立して開発されたコンピュータープログラムと他のプログラムとの間の相互運用性を獲得するためにのみ利用することができ、独立して開発されたコンピュータープログラムと他のプログラムとの間の相互運用性を獲得する上で必要な場合を除いて他人に移転してはならず、かつ、逆コンパイルされたコンピュータープログラムに実質的に類似する種類のコンピュータープログラムの開発に利用しても、また、当

該コンピュータープログラムに係る排他権を侵害する措置を実行するために利用してもならない。

4. 本条の規定の適用は、コンピュータープログラム又はデータベースの通常の利用と矛盾してはならず、また、著作者又は権利所有者の正当な利益を不当に害してもならない。

第 1281 条 著作物に係る排他権の有効期間

1. 著作物における排他権は、著作者の存命中に加え、著作者が死亡した年の翌年の 1 月 1 日から起算して 70 年間、存続する。

共同著作により創作された著作物に係る排他権は、共同著作者のうち最も長く生きた著作者の存命中に加え、当該著作者が死亡した年の翌年の 1 月 1 日から起算して 70 年間、存続する。

2. 無名又は変名で公表された著作物の場合、排他権の存続期間は、当該著作物が適法に公表された年の翌年の 1 月 1 日から起算して 70 年後に満了する。上述の期間中に無名又は変名で公表された著作物の著作者が身元を明らかにした場合又は著作者の特定に疑義がない場合、排他権は、本条第 1 項に定める期間にわたり存続する。

3. 著作者の死後に公表された著作物に係る排他権は、著作物が著作者の死後 70 年以内に公表されたことを条件として、著作物の公表が属する年の翌年の 1 月 1 日から起算して著作物の公表後 70 年間存続する。

4. 著作物の著作者が弾圧され、かつ、死後に名誉が回復された場合、排他権の存続期間は延長されるものとし、70 年の存続期間は、著作物の著作者の名誉が回復された年の翌年の 1 月 1 日から起算して計算される。

5. 著作者が大祖国戦争の時期に労したか又は当該戦争に参加した場合、本条に定める排他権の存続期間は 4 年間延長される。

第 1282 条 著作物の公有財産への移行

1. 学術、言語又は芸術の著作物は、公表未公表を問わず、排他権の有効期間の満了時に公有財産となる。

2. 公有財産となった著作物は、何ら同意又は許諾をも要せず、かつ、著作権料の支払も要せず、何人も自由にこれを利用することができる。しかしながら、著作者の氏名表示権及び同一性保持権は引き続き保護される。

3. 公有財産となった未公表の著作物は、著作物の公表が、著作者が書面(遺言、手紙、日記等)で具体的に明確に表示した意思と矛盾しないであろう限り、何人もこれを公表することができる。

当該著作物を適法に公表した者の権利は、本法第 71 章に従い決定される。

第 1283 条 著作物に係る排他権の相続による移転

1. 著作物に係る排他権は、相続により移転する。

2. 遺産の一部である著作物に係る排他権は本法第 1151 条に基づいて終了し、かつ、当該著作物は公有財産となる。共同著作者の 1 が死亡した場合において、著作物が複数の部分から成るときは、そのそれぞれが独立の価値を有し、排他権は当該人が所有していた部分について終了し、また、当該著作物が不可分であるときは、排他権に係る死亡共同著作者の持分は、

生存する共同著作者に均等に移転する。

第 1284 条 著作物に係る排他権及びライセンスに基づく著作物の使用権に対する強制執行

1. 排他権に対する強制執行は、著作者により署名された質入契約でその主題が当該契約に明記された著作物に係る排他権であるものに基づいて行われ、かつ、著作者が当該著作物にかかる排他権を所有する場合を除いて、認められない。強制執行に係る著作者の要求は、当該著作物に係る排他権の譲渡契約及びライセンス許諾契約に基づいてその他の者に対して行うことができ、また、著作物の利用から得られた所得に対しても行うことができる。

排他権が著作者以外の者に帰属する場合及び著作物を利用する権利が実施権者に所有されている場合も、強制執行を行うことができる。

本段落第 1 副段落の規定は、当該排他権の有効期間内は、著作者の相続人、その相続人等に適用される。

2. 被許諾者に帰属する著作物の利用権に対する執行を目的とした競売において当該権利が売却される場合、著作者に対し、当該権利を再取得する優先権が付与される。

第 1285 条 著作物に係る排他権の譲渡契約

著作物に係る排他権を譲渡する契約においては、著作者又はその他の権利者は、著作物に係る排他権の全部を当該権利の購買者に対し移転し又は移転する義務を負う。

第 1286 条 著作物の利用権を付与するためのライセンス契約

1. ライセンス許諾契約に基づき、一方当事者 - 著作者又はその他の権利の所有者(使用許諾者)は、契約に定める条件の範囲内で著作物を利用する権利を他方当事者(使用権者)に付与するか又は付与することに同意する。

2. ライセンス許諾契約は、書面により行わなければならない。定期刊行物において著作物を使用する権利を付与する契約は、口頭により締結することができる。

3. 補償ライセンス許諾契約においては、著作物の利用に係る報酬額又はかかるロイヤルティの計算に係る手続を明示しなければならない。

4. コンピュータープログラム又はデータベースのユーザーは、本法第 1280 条により提供される権利と共に、契約において定める条件により限定されるコンピュータープログラム又はデータベースを利用する権利を使用許諾契約に基づいて付与され得る。

5. ユーザーとの間に締結されたコンピュータープログラム又はデータベースを利用する通常の(非排他的)ライセンスをユーザーに提供するライセンス許諾契約は、簡素化された方法で締結することができる。

簡素化された方法で作成されたライセンス契約は、附従契約であり、その具体的な条件は、取得されたコンピュータープログラム又はデータベースの複製物上又はかかる複製物の包装上に記載することができ、また電子的形態(第 434 条第 2 段落)で記載することもできる。かかるコンピュータープログラム又はデータベースの最初の利用により、ユーザーが、契約条件により定義されるように、契約を締結することに同意することを意味する。この場合、当該契約書は承諾されたものとみなされる。

かかる簡素化された方法により作成されたライセンス許諾契約は、契約に別段の規定がない限り無償とする。

第 1286-1 条 学術、文学又は芸術の著作物の利用に係るオープンライセンス

1. 著作者又は権利所有者(使用許諾者)が使用権者に学術、文学又は芸術の著作物を利用する通常の(非排他的)ライセンス付与するライセンス許諾契約は、簡素化された手続により締結することができる(オープンライセンス)。

オープンライセンスは附従契約である。そのすべての条件は公衆に公開され、かつ、使用権者が関連する著作物の利用を開始する前にこれに馴染めるように掲示される。オープンライセンスには、その条件の受諾とみなされる措置を表示することができる(第 438 条)。かかる場合は、当該契約書は承諾されたものとみなされる。

2. オープンライセンスの対象は、契約条件の範囲内での学術、文学又は芸術の著作物の利用である。

使用許諾者は、使用権者に対し、知的活動の新規の成果の創出のために自己が所有する著作物を利用する権利を付与することができる。オープンライセンスに別段の規定がない限り、使用許諾者は、自己が所有する著作物の、使用権者により創出された知的活動の新規の成果の当該著作物に基づく利用を希望する者による、オープンライセンスに規定する範囲内での、規定された条件に基づく利用に関する契約を締結する申出(第 437 条第 2 段)を行ったものとみなされる。当該申出の受諾も、当該著作物に関してライセンス許諾契約を締結するとの使用許諾者の申出の受諾とみなされる。

3. オープンライセンスは、別段の規定を有さない限り、ロイヤルティなしである。オープンライセンスの存続期間がコンピュータープログラム又はデータベースに関して定められていない場合は、当該契約は、排他権が有効である期間のものとみなされ、また、その他の種類の著作物に係る契約期間は 5 年であるものとみなされる。

オープンライセンスにおいて著作物の利用が認められる領域を特定していない場合は、この利用は全世界に及ぶ。

4. オープンライセンスを付与した使用許諾者は、使用権者が、使用許諾者が所有する著作物を利用する権利又はかかる著作物に基づいて使用権者が創出した知的活動の新規の成果の利用に係る権利を、当該権利の範囲を越えて及び(又は)当該オープンライセンスに規定されている以外の条件に基づいて、第三者に付与した場合は、全面的に又は部分的に契約から一方的に手を引くことができる(第 450 条第 3 段落)。

5. 著作者又はその他の権利所有者は、著作物に係る排他権がオープンライセンスの提供又は利用に関する違法行為により侵害された場合は、本法第 1252 条に基づく排他権の侵害者に対する保護措置の行使を要求する権利を有する。

第 1287 条 出版許諾契約の特別な要件

1. 著作者又はその他の権利者が出版者、すなわち、当該契約上著作物を出版する義務を負う者、と締結する、著作物を利用する権利を付与する契約(「出版許諾契約」)に基づき、被許諾者は、契約に明定する期日に従って著作物の利用を開始する義務を負う。当該義務を履行しない場合、許諾者は、結果として生ずる損害につき被許諾者に対する補償を要せず契約を破棄する権利を有する。

契約中に具体的利用開始日の定めがない場合、著作物の利用は、著作物の種類及びその利用方法において通常の期間内に開始される。当該契約は、本法第 450 条に定める理由及び方法

により許諾者がこれを解除することができる。

2. 本条第1項に規定に基づき出版許諾契約を解除する場合、許諾者は、契約に定める補償金全額の支払を要求する権利を有する。

第1288条 創作契約

1. 創作契約においては、一方当事者(著作者)は、他方当事者(「依頼人」)の注文に応じ、契約に定める学術、言語又は芸術の著作物を有形的媒体又は別の形式で創作する義務を負う。

著作物の媒体の所有権は、当事者間の合意により依頼人による利用に供するため一時的にのみ移転する旨の定めがない限り、依頼人へ移転される。

創作契約は、当事者間の合意による別段の定めがない限り有償とする。

2. 創作契約は、創作した著作物に対する排他権を依頼人へ譲渡する旨又は当該著作物の利用権を契約に定める範囲内で依頼人へ付与する旨を定めることができる。

3. 創作契約が、著作者が作成した著作物に係る排他権の依頼人への譲渡を規定する場合には、契約の本質からそれ以外にしたがう場合を除き、排他権の譲渡に関する契約に関する本法の規定が、当該契約に準用される。

4. 創作契約が、当該契約に定める範囲内で著作物を利用する権利の依頼人に対する付与につき期間の定めをもって締結される場合、本法第1286条及び第1287条の規定がそれぞれ当該契約に準用される。

第1289条 創作契約の履行期

1. 創作契約により、創作につき規定された著作物は、当該契約に定める期日までに依頼人に引き渡されなければならない。

履行期の定めがない契約又は履行期を確定できない契約は、有効とは見なされない。

2. 創作契約の履行期が終了した場合、著作物創作の完成のために必要で正当な事由があるときには、著作者は、契約の履行期として定められた期間の四分の一に相当する猶予期間が付与されるが、当事者がより長い猶予期間に合意する場合はこの限りではない。

本法第1240条第1項に基づき、契約に別段の定めがない限り、本項の規定が適用される。

3. 本条第2項により著作者に与えられた猶予期間が満了したとき、依頼人は、創作契約を一方的に破棄する権利を有する。

依頼人はまた、履行期日までに達成されない場合、履行期日の徒過により契約により得べかりし利益を逸失するに至ることが状況から明白に示されているとき、契約に定める履行期が終了した後、直ちに、創作契約を破棄する権利を有する。

第1290条 創作契約に基づく責任

1. 著作物に係る排他権を譲渡する契約及び使用許諾契約に基づく著作者の責任は、他方当事者が被る実際の損害額を上限とするが、契約の定めにより著作者が負う責任の上限が当該額を下回る場合はこの限りではない。

2. 著作者が責任を負う創作契約上、不履行又は不完全履行がある場合、著作者は、前払金を依頼人に対し返金する義務を負い、かつ、契約に定めるときは、依頼人に対し違約金の支払義務を負う。但し、当該支払の総額は、依頼人が実際に被った損害額を上限とする。

第 1291 条 著作物の原物の譲渡。著作物に係る排他権

1. 著作者が原著作物(原稿, 肉筆画, 彫刻等)を譲渡した場合(原著作物が注文契約に基づいて譲渡された場合を含む)は, 契約に別段の規定がない限り, 著作者は当該著作物に係る排他権を留保することができる。

原著作物が, その後継所有者であって当該著作物に係る排他権を所有しているが当該著作物の著作者ではないものにより譲渡される場合において, その他の取り決めが契約に規定されていないときは, 当該著作物に係る排他権は原著作物の取得者に移転する。

著作物に係る著作者に関する本項の規定は, 当該著作物に係る排他権の有効期間内に限り, 当該著作者の相続人, その相続人等にも及ぶ。

2. 著作物に係る排他権が原著作物の購入者に移転されなかった場合は, 当該購入者は, 著作者の同意なしに, かつ, 著作者への補償金の支払なしに, 原著作物を展示し, かつ, 展覧会のカタログ及び当該著作者の著作物に関わる刊行物中で再現し及び他人が組織した展覧会で当該原著作物を展示させる権利がある。

原芸術著作物又は写真著作物の購入者で当該著作物中に載せられているものは, 著作者の同意又はその他の権利所有者の同意なしに, かつ, 補償金を支払うことなしに, 文学著作物を刊行する際にこの著作物を挿絵として利用すること並びにこの著作物を複製し, 公に展示し及び非営利目的でその複製品を配ることができるが, 著作者又はその他の権利所有者との間で別段の取り決めができていた場合を除く。

写真著作物の購入者で当該著作物中に載せられているものも, 同購入者の伝記に関わる著作物の刊行と関連して, 当該著作物を自由に利用することができるが, 著作者又は当該写真著作物に係る権利のその他の所有者との契約により別段の取り決めがなされている場合を除く。

第 1292 条 接近権

1. 美術の著作物の著作者は, 当該著作物の原作品の所有者に対して, それを複製することが可能となるよう請求する権利(「接近権」)を有する。但し, 当該原作品の所有者に対し当該原作品を著作者に提供するよう請求することはできない。

2. 建築の著作物の著作者は, 当該著作物の原作品の所有者に対して, 契約に別段の取り決めがない限り, 当該原作品の写真撮影及びビデオ録画を行うことが可能となるよう請求する権利を有する。

第 1293 条 継承権 (追及権)

1. 視覚芸術の著作物の著作者が著作物の原本を第三者に譲渡した場合は, 法人又は個人事業主が仲介者(特に, 競売企業, 画廊, 美術展又は店舗)として参加して著作物の原本が再販売されるごとに, 著作者は, 販売者から再販売価格の一定歩合として補償金を受領する権利(継承権/追及権)を有する。本項にいう法人又は個人事業主は, 著作者又は権利管理団体からの照会に基づく場合を含め, ロシア連邦政府により定められた順序で, 著作者又は著作者の利益を代表する権利管理団体への補償金の支払に必要な情報を提供する。

本項にいう情報の一覧並びに歩合控除額並びに支払条件及び手続は, ロシア連邦政府により決定される。

2. 著作者は, 本条第 1 項の手続きに基づいて芸術家の継承権を行使することができ, 言語

の著作物及び音楽の著作物に係る著作者の(直筆)原稿についても、適用される。

3. 芸術家の継承権は譲渡不能であるが、著作物に対する著作者の排他権の存続期間中は著作者の相続人に承継することができる。

第 1294 条 建築，都市計画及び景観芸術の著作物に係る著作者の権利

1. 建築，都市計画又は景観芸術の著作物の著作者は，契約に別段の規定がない限り本法第 1270 条第 2 項及び第 3 項に基づき自己の著作物を利用する排他権(建設用書面を作成する方法及び建築，都市計画又は景観設計の施工による利用を含む。)を有する。

建築，都市計画又は景観設計を施工するための利用は，当該計画や設計を創作する際の契約に別段の定めがない限り，1 回限り認められる。当該建設のための設計及び書類は，契約に別段の規定がない限り当該設計に係る著作者が同意する場合にのみ，これを再使用することができる。

2. 建築，都市計画又は景観芸術の著作物の著作者は，建設用書類作成に係る管理並びに建造物若しくは構造物の建設又はその他の設計の企画に対して著作者が監督を行う権利を有する。著作者が管理及び監督を行う手続は，建築及び都市計画を所管する連邦行政機関がこれを定める。

3. 建築，都市計画又は景観芸術の著作物の著作者は，建築，都市計画又は景観設計の依頼人に対して，契約に別段の定めがない限り，自己の事業計画の実施に参加する権利を付与するよう請求する権利を有する。

第 1295 条 職務著作物

1. 従業者(著作者)について定められている労働義務の範囲内で創出された学術，文学又は芸術の著作物(従業者の著作物)に係る著作権は著作者に帰属する。

2. 従業者の著作物に係る排他権は，使用者と著作者との間の民事又は労働契約に別段の規定がない限り，使用者に帰属する。

従業者の著作物が使用者の裁量に委ねられた日から 3 年以内に使用者がこの産物の利用を開始しないか，当該排他権を他の者に与えないか又は当該著作物が秘密であることを著作者に通知しない場合は，当該従業者の著作物に係る排他権は著作者に返還される。

本段落第 2 副段落に定める期間内に使用者が従業者の著作物の利用を開始するか当該排他権を他の者に与えた場合は，著作者は，報酬を受ける権利を有する。使用者が職務著作物を秘密のままにしておくことを決定し，従って，所定の期間内にこの著作品産物の利用を開始しない場合は，著作者が補償に係る権利を取得する。報酬金額並びに使用者によるその支払に係る条件及び手続は，使用者と従業者間の契約により定められ，また，紛争が生じた場合は裁判所により定められる。

職務著作物の報酬に係る権利は不可譲であり，かつ，相続可能でないが，著作者とその使用者が締結した契約に基づく著作者の権利及び著作者の未払報酬は，著作者の相続人に移転する。

3. 本条第 2 段落に従い，職務著作物に係る排他権が著作者に所有される場合は，使用者は，通常(非排他的)使用権者の条件に基づき，ロイヤルティを権利所有者に支払って，当該職務著作物を利用することができる。職務著作物の利用に係る限度並びにロイヤルティ支払の金額及び手続は，使用者及び著作者が締結した契約により定められ，また，紛争が生じた場合

は裁判所により定められる。

4. 使用者は、同人と著作者との間で締結された契約に別段の規定がない限り、職務著作物を公表することができ、かつ、当該職務著作物を利用する際に自己の名称を引用すること又はその表示を要求することができる。

第 1296 条 注文に基づいて創作された著作物

1. 契約に基づいて創作されたコンピュータープログラム、データベース又はその他の著作物に係る排他権でその対象が(注文による)かかる著作物の創作であるものは、請負人(業務遂行者)と顧客との間の契約に別段の規定がない限り、注文を行った顧客に帰属する。

2. 本条第 1 段落に従って著作物に係る排他権が顧客に帰属する場合は、請負人(業務遂行者)は、契約に別段の規定がない限り、排他権の全有効期間中、無償の通常の(非排他的)ライセンスの条件に基づいて当該著作物を自己の目的に利用する権利を有する。

3. 請負人(業務遂行者)と顧客との間で締結された契約に従って、著作物に係る排他権が請負人(業務遂行者)により所有されている場合は、顧客は、契約に別段の規定がない限り、排他権の全有効期間中、無償の通常の(非排他的)ライセンスの条件に基づいて当該著作物を自己の目的に利用することができる。

4. 注文に基づいて作られた著作物の著作者で当該著作物に係る排他権を所有しないものは、本法第 1295 条第 2 段落第 3 副段落に従って対価を受ける権利を有する。

5. 本条の規定は、請負人(業務遂行者)が当該著作物の著作者である契約(第 1288 条)には及ばない。

第 1297 条 契約の履行過程で創作された著作物

1. 研究、開発又は技術的業務の履行に係る契約であって著作物の創作について明示的に規定していないものの過程で又はかかる契約に基づいて創作されたコンピュータープログラム、データベース又はその他の著作物に係る排他権は、請負人(業務遂行者)と注文を行った顧客との間の契約に別段の規定がない限り、請負人(業務遂行者)に帰属する。

この場合、顧客は、契約により別段のことが規定されていない限り、前記のように創作された著作物を、当該契約締結の目的のために、通常の(非排他的)ライセンスの条件で、追加的な補償金の支払なしに、当該排他権の有効期間中利用する権利を有する。著作物に係る排他権が請負人(業務遂行者)により他の者に譲渡された場合は、顧客は、当該著作物を利用する権利を留保する。

2. 請負人(業務遂行者)と顧客との間の契約に従って、著作物に係る排他権が顧客に引き渡されたか又は顧客により第三者に譲渡された場合は、請負人(業務遂行者)は、自己が創作した著作物を、自己の目的のために、無償の通常の(非排他的)ライセンスの条件で、契約中の別段の規定に基づいて、排他権の有効期間中利用する権利を有する。

3. 第 1 段落にいう著作物の著作者であって当該著作物に係る排他権を所有しないものは、本法第 1295 条第 3 副段落に従って対価を受ける権利を有する

第 1298 条 国家又は地方自治体との契約に基づき創作された学術、言語又は美術の著作物

1. 国家又は地方自治体の必要のために国家又は地方自治体との契約の下で創作された学術、言語又は美術著作物に係る排他権は、国家又は地方自治体との契約において、当該権利

がロシア連邦，ロシア連邦構成体，国家若しくは地方自治体である注文者を代理する地方自治体の行政機関に単独で帰属し又は業務遂行者及びロシア連邦，業務遂行者及びロシア連邦構成体又は業務遂行者及び地方自治体の共有に属する旨の定めがない限り，著作者又は国家若しくは地方自治体との契約を履行する他の者である業務遂行者に帰属する。

2. 国家又は地方自治体との契約に従い，学術，言語又は美術の著作物に係る排他権が，ロシア連邦，ロシア連邦構成体又は地方自治体の行政機関に帰属する場合，業務遂行者は，当該権利が各々ロシア連邦，ロシア連邦構成体及び地方自治体の行政機関へ移転されるよう，自己の従業者及び第三者と契約を締結することにより当該権利の一切を取得するか，移転のための獲得を請け合う義務を負う。この場合，業務遂行者は，第三者から各々の権利を取得することと関連する支出への対価を請求する権利を有する。

3. 国家又は地方自治体の必要のために国家又は地方自治体との契約のもとで創作された学術，言語又は美術の著作物に係る排他権が，本条第1項に従い，ロシア連邦にも，ロシア連邦構成体にも又は地方自治体の行政機関にも帰属しない場合，権利者は国家又は地方自治体である注文者の要求に応じて，注文者が指示する者に対し，学術，言語又は美術の各著作物につき，国家又は地方自治体の必要のために通常(非独占的)使用許諾を付与する義務を負う。

4. 国家又は地方自治体の必要のために国家又は地方自治体との契約の下で創作された学術，言語又は美術の著作物に係る排他権が，業務遂行者及びロシア連邦，業務遂行者及びロシア連邦構成体又は業務遂行者及び地方自治体の行政機関の共有に属する場合，国家又は地方自治体の注文者は，学術，言語又は美術の当該著作物を国家又は地方自治体の必要のために利用する無償の通常(非独占的)使用許諾を，業務遂行者にこの旨を通知した後に，付与する権利を有する。

5. 本条第2項に基づく自己の排他権が業務遂行者へと移転した従業者は，本法第1295条第2項第3段に従い，対価請求権を有する。

6. 本条の規定はまた，国家又は地方自治体の必要のために国家又は地方自治体との契約に規定されていない創作であって，当該契約の履行の過程で創作されたコンピュータプログラム及びデータベースにも適用される。

第1299条 技術的著作権保護手段

1. 技術的著作権保護手段は，著作物に対するアクセスを管理し，これにより著作者又はその他の権利者が著作物に関して許可していない行為を防止又は制限するあらゆる技術，技術的装置又はそれらの構成部品を意味する。

2. 著作物について，次に掲げる行為は認められない。

(1) 著作者又はその他の権利者の許可なく，技術的著作権保護手段を施すことにより設定された著作物の利用に係る制限の除去を目的とした行為をなすこと

(2) 創作，頒布，貸与，一時的な無償利用提供，輸入，あらゆる技術の広告，あらゆる技術的装置又はその構成部品及び利益の獲得又は関連役務の提供を目的とした当該技術的手段の利用であって，これらの行為の結果として，著作権を保護する技術的手段の使用が不可能になるか，当該技術的手段による上記権利の適切な保護が確保できなくなるとき

3. 本条第2段落にいう規定の違反があった場合は，著作者又はその他の権利所有者は，自己の選択により，違反者に対し損害の補償又は本法第1301条に従って補償金の支払を要求する権利を有する。

4. 本法第 1274 条第 1 段落から第 3 段落まで及び第 1278 条が著作者又はその他の権利所有者の同意なしでの著作物の利用を許容しているが、技術的著作権保護手段が存在するためにかかる利用が不可能である場合は、かかる利用を正当に要求する者は、技術的著作権保護手段の一部であるかかる保護制限措置を除去すること又は権利所有者の判断で利用の機会を許容することを著作者又はその他の権利所有者に求めることができるが、これが技術的に可能であり、かつ、多大の費用を要しないことを条件とする。

第 1300 条 著作権情報

1. 著作権に関する情報とは、著作物、著作者若しくはその他の権利者又は著作物の利用条件に関する情報であって、著作物の原作品又は複製物に記載されるか、著作物に添付されるか又は無線若しくは有線による伝達において若しくは当該著作物を公表する際に表示されるもの、並びに当該情報が含まれる番号又はコードである。

2. 著作物について次の各号に掲げる行為をなすことはできない。

(1) 著作者又はその他の権利者の許可なく著作権に関する情報を削除し又は改変すること

(2) 著作者又はその他の権利者の許可なく著作権に関する情報が削除又は改変された著作物の複製、頒布、頒布のための輸入、公の実演、無線若しくは有線による伝達又は公表

3. 本条第 2 項の規定に違反がある場合、著作者又はその他の権利者は、自己の選択により、違反者に対し損害の補償又は本法第 1301 条に従い補償の支払を請求する権利を有する。

第 1301 条 著作物に係る排他権の侵害に対する責任

著作物に係る排他権の侵害が生じた場合は、著作者又はその他の権利所有者は、本法第 1252 条第 3 段落に従い、損害賠償金の支払に代えて、本法に定める責任に適用される救済方法及び措置(第 1250 条、第 1252 条及び第 1253 条)と共に、自己の選択により次に掲げる補償を侵害者に要求することができる。

(1) 侵害の内容に基づいて裁判所の裁量により決定される 10,000 ルーブル以上 5,000,000 ルーブル以下の金額

(2) 当該作品の偽造複製品の価額の 2 倍の金額

(3) 侵害者が当該著作物を使用した方法での適法な利用に同等の状況で通常課される価額を基礎として決定される当該著作物を利用する価額の 2 倍の金額

第 1302 条 著作権侵害裁判における執行

1. 著作物の複製物が偽造品と考えられる場合、裁判所は、被告又は著作権侵害者であると考えられる合理的な理由がある者が、流通経路に導入する目的で、かかる複製物について一定の行為(製造、複製、販売、賃貸、輸入又は本法に規定するその他の利用並びに輸送、保管又は保持)を実行することを禁止することができる。

裁判所はまた、違法行為の範囲及び内容に応じて、情報遠距離電気通信ネットワーク上での著作物の不法な利用の抑制、違法に使用された著作物を含む材料の利用の制限を狙いとした措置を取ることができる。かかる材料の利用を制限する手続は、情報に関するロシア連邦の法令により規定される。

2. 裁判所は、著作物の偽造の嫌疑があるすべての複製物並びにその製造/再生産に使用又は

意図された材料及び装置の差押を命じることができる。

著作権侵害の十分な証拠がある場合は、調査又は捜査機関は、偽造品と推定される著作物の複製物並びに当該著作物の複製物の再生産に使用又は意図された材料及び装置を捜索し差し押さえる措置を取らなければならない、この措置には、必要なときは差し押さえた物を安全に保管するための差押及び管理担当官への移送に係る措置を含む。

第71章 著作隣接権

第1節 総則

第1303条 総則

1. 実演行為(実演)、レコード、ラジオ及びテレビ送信の電波又は有線による伝達(放送組織及び有線放送組織による放送)の成果、データベースの内容並びに公知になった後初めて公表された学術、文学又は芸術の著作物に係る知的財産権は、著作権に関連する権利(著作隣接権)である。
2. 著作隣接権には排他権が含まれ、かつ、本法に規定される場合は、非財産的人格権も含まれる。
3. 著作隣接権は、著作隣接権の対象物を創作するために使用された学術、文学及び芸術に関する著作権と共に行使される。著作隣接権は、当該著作物に関して著作権が存在するか否かから独立して認識され、そして機能する。

第1304条 著作隣接権の客体

1. 著作隣接権の客体は次の各号に掲げるとおりである。
 - (1) 実演活動の成果物(実演)(実演家及び指揮者による実演を含む)であって、技術的手段によるその複製及び頒布が可能な形式で表現されるもの並びに演出家による製作物であって、その反復的な公衆による複製が可能な形式で表現されるもの。ただし、特定の製作物が聴衆にとって認識可能であり、かつ、技術的手段によるその複製及び頒布が可能な形式のままであることを条件とする。
 - (2) レコード、すなわち、実演の音又はその他の表現における音(視聴覚著作物に収録された録音を除く。)を専ら録音したレコード
 - (3) 放送事業者及び有線放送事業者による送信の伝達(放送事業者又は有線放送事業者自体が創作した放送又は当該事業者の命令により当該事業者の費用で別の組織が創作した放送を含む。)
 - (4) データベース - データベースの内容を構成するデータに係る無許諾の抽出及び反復的な利用からの保護に関する側面
 - (5) 権利消滅後に公表された学術、言語及び美術の著作物の当該著作物の出版者の権利保護に関する側面
2. 著作隣接権、当該権利の行使及び保護は、当該権利を客体とする登録又はその他あらゆる方式の対象とならないものである。
3. ロシア連邦が締結した国際条約に基づく著作隣接権の客体に対するロシア連邦領域内における保護は、実演、レコード、放送事業者若しくは有線放送事業者の送信の伝達であって、その発生日で定められた当該客体に対する排他権の有効期間満了の結果として当該国内で公有財産となっておらず、かつ、本法に定める排他権の存続期間満了の結果としてロシア連邦領域内で公有財産となっていないものに対し付与される。

第1305条 著作隣接権の法的保護標章

レコードの製作者及び実演者並びにレコード又は実演に係る排他権の他の所有者は、自己が

所有する排他権について注意を促す目的で、レコードの原物若しくは複製物のそれぞれ並びに／又はそれを入れるそれぞれのケースに又は本法第 1310 条に従ったいかなる他の方法により付けられた著作隣接権保護標章を使用する権利を有し、係る標章は以下の 3 つの要素 - 円で囲んだローマ字の「P」、排他権の所有者の名称又は社名及び当該レコードの最初の公表の年 - で構成される。この場合、レコードの複製物とは、当該レコードから直接又は間接に製造された有形媒体上の複製物をいい、当該レコードに固定された音声の全部若しくは一部又は音声の表現を含む。音声の表現とは、音声を耳に聴こえる形式に転換するための対応する技術装置を必要とするデジタル形式の表現をいう。

第 1306 条 権利者の同意及び補償金の支払を要しない著作隣接権の客体の利用

著作物に係る無償の利用の場合(第 1273 条, 第 1274 条, 第 1277 条, 第 1278 条及び第 1279 条)及び本章に定めるその他の場合には、権利者の同意を得ず、補償金の支払を要せず著作隣接権の客体の利用が認められる。

第 1307 条 著作隣接権の客体に係る排他権の譲渡契約

著作隣接権の客体に係る排他権の譲渡契約において、一方当事者、すなわち、実演家、レコード製作者、放送事業者若しくは有線放送事業者、データベースの製造業者、学術、言語又は美術の著作物の出版者又はその他の権利者は、当該著作隣接権の各客体に対する自己の排他権の総体を他方当事者、すなわち、排他権の譲受人へ移転し又は移転する義務を負う。

第 1308 条 著作隣接権の客体を利用する権利を付与するライセンス契約

1. ライセンス許諾契約に基づいて、一方当事者、すなわち実演者、レコード製作者、放送組織若しくは有線放送組織、データベース製作者、学術、文学若しくは芸術の著作物の刊行者又はその他の権利所有者(使用許諾者)は、他方当事者に対し、契約により定める限度内で著作隣接権の対象物を利用する権利を付与するか又は付与する義務を負う。
2. 著作隣接権の客体の利用のための通常の(非排他的)ライセンスを付与するライセンス許諾契約は、簡素化された手続で締結することができる(オープンライセンス)。学術、文学又は芸術の著作物の利用のためのオープンライセンスの付与に関する規定(第 1286-1 条)が適用される。

第 1308-1 条 著作隣接権の客体に係る排他権の相続による移転

著作物に係る排他権の相続による移転に関する規定(第 1283 条)は、実演、レコード並びにラジオ及びテレビ番組の無線又は有線放送、データベースの内容並びに公有財産となった後公表された学術、文学及び芸術の著作物に係る排他権に適用される。

第 1309 条 著作隣接権保護の技術的手段

本法第 1299 条及び第 1311 条の規定は、著作隣接権の客体へのアクセスを管理するあらゆる技術、技術的装置又はそれらの構成部品であって、当該客体につき権利者が許可していない行為の実行を排除又は制限するもの(「著作隣接権の技術的保護手段」)に準用される。

第 1310 条 著作隣接権情報

本法第 1300 条及び第 1311 条の規定は各々、著作隣接権の客体若しくは権利者を特定する情報又は著作隣接権の客体の利用条件に係る情報であって、それぞれの有形的媒体上に記載されるか、当該媒体に添付されるか又は無線若しくは有線による伝達において若しくは当該客体を公表する際に表示されるもの、並びに当該情報が含まれる数字及びコード(「著作隣接権情報」)に準用される。

第 1311 条 著作隣接権の客体に係る排他権の侵害に対する責任

著作隣接権の客体に係る排他権が侵害された場合、排他権の所有者は、本法(第 1250 条、第 1252 条及び第 1253 条)に定める適用可能なその他の救済方法及び賠償手段を求めるほか、本法第 1253 条第 3 段落に従い、自己の裁量により、侵害者に対し、損害賠償金の支払に代えて次に掲げる補償を請求する権利を有する。

- (1) 当該違法行為の性質に基づき裁判所の裁量により決定された 10,000 ルーブル以上 5,000,000 ルーブル以下の金額
- (2) レコードの偽造複製物に係る価額の 2 倍に相当する金額
- (3) 類似の状況において侵害者によって利用された方法での当該著作隣接権の客体の適法な利用の対価として通常認められる価格にかんがみて見積もられた当該客体を利用する権利の価額の 2 倍に相当する金額

第 1312 条 著作隣接権侵害事件における請求の保全

著作隣接権侵害事件における請求の保全準備のため、被告人又は著作隣接権の侵害者であると考えられる十分な根拠がある者、並びに模倣品と考えられる著作隣接権の客体はそれぞれ、本法第 1302 条の措置が課せられる。

第2節 実演権

第1313条 実演家

実演家(実演の創作者)とは、実演を自己の創作的営為により作出した者、実演芸能人(俳優、歌手、音楽家、舞踊家又は言語、美術若しくは民族伝承(大衆演芸、サーカス若しくは人形劇を含む)の著作物の実演において、配役を演じる、読む、朗読する、歌う、楽器を演奏する等の方法で参加するその他の者)及び製作者、ショーの監督指揮者(演劇、サーカス、人形劇、大衆演芸又はその他の演劇鑑賞作品の製作を指揮する者)。

第1314条 共同実演における著作隣接権

1. 共同実演における著作隣接権は、実演の作出に参加した実演家集団(ショーに参加する俳優、オーケストラの構成員、実演家集団のその他の構成員)の構成員の実演が不可分の総体を形成するか、それぞれが独立した意味を持つ要素から構成されているかにかかわらず、当該構成員に共同で帰属する。

2. 共同実演における著作隣接権は、実演家集団の構成員間における合意に別段の定めがない限り、実演家集団の長がこれを行使し、集団の長が存在しないときは、実演家集団の構成員が共同でこれを行使する。

共同実演が不可分の総体を形成する場合、実演家集団の構成員は、十分な根拠がない限り、実演の利用を禁止できない。

他の要素と独立して利用が可能な共同実演の要素、すなわち、独立した意味を持つ要素は、実演家集団の構成員間の合意に別段の定めがない限り、実演を作出した実演家が自己の裁量でこれを利用することができる。

3. 本法第1229条第3項の規定は、共同実演の利用による収益の分配に関して、実演家集団構成員間の関係に準用される。

4. 実演家集団の各構成員は、共同実演において(当該実演が不可分の総体を形成する場合を含む。)、自己の著作隣接権を保護する手段を独立して講じる権利を有する。

第1315条 実演者の権利

1. 実演者は、次に掲げる権利を有する。

(1) 実演に係る排他権

(2) 創作者権 - 実演の創作者として認識される権利

(3) 名称権 - レコードの複製物上及び実演を利用するその他の場合において自己の名称又は変名を表示する権利並びに本法第1314条第1段落に規定する場合において、実演者集団の名称を表示する権利。ただし、著作物の利用の性質上、実演者の名称又は実演者集団の名称を表示することができない場合を除く。

(4) 舞台装置を含む実演の統一性に係る権利 - 如何なる歪曲からも、すなわち、実演が公衆の利用に供される際の又は舞台劇が公に実演される際の、その収録、電波若しくは有線での放送における変更により、意味が変更され又は実演の認識に係る統一性が損なわれることから実演を保護する権利

2. 実演家は、著作物を実演した創作者の権利につき自己の権利を行使することができる。

3. 実演家の権利は、実演した著作物に係る著作権の存在及び効力にかかわらず、認めら

れ、かつ、効力を保持する。

第 1316 条 実演家の死後における実演の創作者人格権、実演家の氏名表示権及び同一性保持権の保護

1. 実演家の創作者人格権及び実演家の氏名表示権並びに同一性保持権は、無期限に保護される。
2. 実演家は、遺言の執行人の指定につき規定された手続(第 1134 条)の過程において、自己の死後に氏名表示権及び実演の同一性保持権の保護を委託する者を指示する権利を有する。この者は存命中その権限を行使することができる。
当該指示がない場合又は実演家が指名した者が相応の権限を行使することを拒絶した場合及び当該被指名者が死亡した後は、実演家の氏名表示権及び実演の同一性保持権は、実演家の相続人、当該相続人の法定承継人及びその他の利害関係人がこれを行行使することができる。

第 1317 条 実演に係る排他権

1. 本法第 1229 条に従い、法令に反しない態様(本条第 2 項に明記された手段を含む。)で実演を利用する排他権(実演に係る排他権)は、実演家に帰属する。実演家は実演に係る排他権を処分することができる。
2. 次に掲げることは実演の利用とみなされる。
 - (1) 放送、すなわち公衆への伝達のための、実演のラジオ又はテレビによる放送手段による伝達(再送信を含む)、ただし、有線放送を除く。この場合、伝達とは、公衆が現実に知覚すると否とに拘らず、実演を聴覚的及び／又は視覚的に利用可能にする行為をいう。実演が衛星を介して放送される場合は、放送とは、地上局からの信号の衛星における受信及び衛星からの信号の送信をいい、この信号は、公衆が現実に受信するか否に拘らず、実演を公衆に知らせる役割を果たす。コード化された信号の送信は、解読方法が無線放送組織により又はその同意を得て不特定多数の者に提供されている場合は、無線放送とみなされる。
 - (2) 有線による伝達、すなわちケーブル、電線、光ファイバー又は類似の補助手段を用いたラジオ又はテレビによる送信(再送信を含む)による実演の公衆への伝達。
 - (3) 実演を公衆に知らせ、もって、何人も自己の選択による場所及び時において利用できるようにすること(公衆への周知)
 - (4) 実演の収録、すなわち技術的手段による音声及び／又は映像又はそれらの表示の有形形態での固定であって、その多重の認識、再生又は伝達を可能にするもの
 - (5) 実演又はその一部の、有形形態での 1 又は複数の複製物を作成すること。この場合、電子媒体上での実演の収録(コンピューターの記憶装置に行った収録を含む)も、複製とみなされる。一時的又は偶然の性質の収録及び適法に当該収録を利用することのみを意図した技術的方法の不可分、かつ、重要な部分の収録又は情報ブローカーによる第三者への、実演の情報遠距離電気通信ネットワークによる送信は、複製とはみなされないが、かかる収録が独立の経済的重要性を有さないことを条件とする。
 - (6) 実演の収録の原物又は有形媒体でのその複製物の販売その他による譲渡を通じての実演の収録の頒布
 - (7) 実演の収録に関して取られた行為で、本段落の第 1 副段落から第 3 副段落までに想定されているもの

(8) 実演の収録の公の再生，すなわち公衆に開放された場所又は通常の家族の構成員でないかなりの数の者が居る場所における技術的方法による収録の伝達であつて，当該収録がその伝達場所において又は同時に伝達されている他の場所において知覚されているか否かを問わない。

(9) 実演の収録の原物又は複製物の貸出

(10) 舞台劇を公に実演すること，すなわち，公衆に開放された会場又は家族でない多数の者が居る会場においてライブで又は技術的手段により実演すること。舞台劇が実演される場所で見聞されるか又は実演と同時に異なる場所で見聞されるかを問わない。

3. 実演に係る排他権は，実演の固定が実演家の同意を得て行われる場合及び固定物の複製，無線若しくは有線による伝達又は公の実演が，実演の固定時に取得された実演家の同意のためと同一の目的で行われる場合には，複製，無線若しくは有線による伝達又は実演の固定物の公の実演には及ばない。

4. 視聴覚著作物の創作に関し実演家と契約を締結する場合，当該視聴覚著作物を構成する実演に係る利用に対する実演家の同意が推定される。視聴覚著作物に固定された音声又は影像に係る個別の利用に対する実演家の同意は契約中に直接的に明記されなければならない。

5. 実演家でない者による実演の利用の場合には，本法第 1315 条第 2 項の規定が準用される。

第 1318 条 実演に係る排他権の存続期間，相続による当該権利の承継及び公有財産への移行

1. 実演に係る排他権は，実演家の存命中にわたり効力を有するが，実演家又は指揮者が実演をし又はその実演を収録し又は実演を公共の電波若しくは有線で送信し又は実演を公衆の利用に供した年の翌年の 1 月 1 日から起算して 50 年を下回らないものとする。

実演の演出に係る演出家の排他権は，演出家の存命中にわたり効力を有するが，演出家の製作物が最初に公に実演された年の翌年の 1 月 1 日から起算して 50 年を下回らないものとする。

2. 実演家が弾圧され，かつ，死後に名誉が回復された場合，排他権の存続期間は延長されるものとし，上記下限の 50 年は，実演家の名誉が回復された年の翌年の 1 月 1 日から起算して計算される。

3. 実演家が大祖国戦争の時期に労したか又は当該戦争に参加した場合は，本条第 1 項に定める排他権の存続期間は 4 年間延長される。

4. 実演に係る排他権は，本条第 1 段落から第 3 段落までにいう期間の残存部分の範囲内で，実演者の相続人に移転される。

5. 実演に係る排他権の有効期間が満了したときは，当該権利は公有財産となる。公有財産となった実演は，本法第 1282 条第 2 段落の規定に従う。

第 1319 条 実演に係る排他権及びライセンスに基づく実演の利用権に対する強制執行

1. 実演者が所有している排他権に対する強制執行は禁止されるが，実演者が締結した質入契約であつてその対象が当該契約に明示された特定の実演に係る実演者が所有する排他権であるものに基づいて強制執行が行われる場合を除く。実演に係る排他権の譲渡に関する契約及び使用許諾契約に基づく実演者の他人に対する請求権及び実演の利用から生じた所得に対し

て強制執行を行うことができる。

実演者以外の者に帰属する排他権及び使用権者に帰属する実演の利用権に対して強制執行を行うことができる。

本段落第 1 副段落の規定も、排他権の有効期間内は、実演者の相続人、かかる相続人の相続人等々に及ぶ。

2. 被許諾者に帰属する実演の利用権の執行を目的とした競売において当該権利が売却される場合、実演家に対し、当該権利を取得する優先権が付与される。

第 1320 条 職務遂行により創作された実演

従業者(実演者)によりその雇用の過程で創作された実演に係る権利(共演に係る権利を含む)は、本法第 1295 条の規定に従う。

第 1321 条 ロシア連邦領域内での実演に係る排他権の効果

実演に係る排他権は、次に掲げる場合に、ロシア連邦領域内において有効である。

実演者がロシア連邦国民である場合

最初の実演がロシア連邦領域で行われた場合

実演がレコードとして固定され、本法第 1328 条の規定に従って保護される場合

レコードとして固定されていないが本法第 1332 条の規定に基づいて保護されている放送又は有線送信に含まれている実演の場合

ロシア連邦が締結した国際条約により扱われているその他の場合

第3節 レコードに係る権利

第1322条 レコード製作者

レコードの製造者とは、実演又はその他の音声若しくは音声による表現の最初のレコードに着手し、かつ、それに責任を負う者である。別段の証明がなされない限り、レコードの製造者は、自己の名称が通常の方法でレコードの複製物及び／若しくはその包装に又は本法第1310条に適合するその他の方法で表示される者である。

第1323条 レコード製作者の権利

- レコード製作者は次の各号に掲げる権利を有する。
 - レコードに係る排他権
 - レコードの複製物上及び／又は複製物の包装上に自己の氏名又は名称を表示する権利
 - レコードをその利用の過程における損害から保護する権利
 - レコードの公表権、すなわち、レコードの公表、発表、公の実演、無線若しくは有線による伝達等の手段により、公衆に対してレコードを最初に利用可能とする行為をなす権利。公表(リリース)とは、レコード製作者の同意を得て、公衆の合理的な必要を充足するに足る数のレコードの複製物を流通内で発行することである。
- レコード製作者は、著作物の著作権の権利及び実演家の権利と共に自己の権利を行使することができる。
- レコード製作者の権利は、著作権及び実演家の権利の存否及び効力の有無にかかわらず、認められるものとし、かつ、効力を有する。
- レコードの複製物上及び／又はそれらの包装上に自己の氏名又は名称を表示する権利及びレコードの損害を防ぐ権利は、レコード製作者の存命中又はレコード製作者である法人消滅まで存続し保護され。

第1324条 レコードに係る排他権

- 本法第1229条に従い、法令に反しない態様でレコードを利用する排他権(レコードに係る排他権)(本条第2項に明記する手段による利用を含む。)は、レコード製作者に帰属する。レコード製作者は、レコードに係る排他権を処分することができる。
- 次に掲げる事項は、レコードの利用とみなされる。
 - 公の実演、すなわち自由な参加に開放されている場所又は通常の家族の構成員でないかなりの数の者が居る場所における、技術的手段に補助されたレコードの伝達であって、当該レコードが当該伝達の場所で知覚されるとそれ以外の場所で当該伝達と同時に知覚されるとを問わない。
 - 無線による伝達、すなわち有線による伝達を除く、ラジオ又はテレビによる送信(再送信を含む)によるレコードの公衆への伝達。かかる伝達とは、公衆が現実に認識すると否とに拘らず、レコードを聴覚によって認識可能にするいかなる行為をも意味する。レコードが衛星を介して放送される場合、地上局からの信号の衛星への受信及びそれらの信号の衛星からの送信を意味し、これにより公衆が現実に受信するか否かに拘らず、レコードが公衆に伝達される。コード化された信号の送信は、放送組織により又はその同意を得てコード解読手段が制限のない公衆に提供される場合、無線放送として認識される。

- (3) 有線伝達，すなわち有線，電線，光ファイバー又は類似の手段に補助されたラジオ又はテレビによる送信(再送信によるものを含む)を介したレコードの公衆への伝達
 - (4) 何人も自己の選択による場所から自己の選択による時に当該レコードを利用できる方法でのレコードの公衆への伝達(公衆への伝達)
 - (5) 複製，すなわちレコード又はその一部の1以上の複製物の有形形態での製造。レコード又はその一部の電子媒体での再収録(コンピューターの記憶装置での保存を含む)も，複製とみなされる。複製は，一時的若しくは偶然の性質のものであるか又はもっぱらレコードを適法に利用すること若しくは情報ブローカーを介した第三者間の情報遠距離電気通信ネットワークへレコードを移転することを意図した技術的方法の不可分，かつ，重要な一部であるレコードの短期的な収録とは見なされないが，かかる収録が経済的に重要でないことを条件とする。
 - (6) 物理的媒体上のレコードの原盤又はかかるレコードの複製である複製物の販売又はその他の譲渡によるレコードの頒布
 - (7) レコードの原盤又は複製物(権利所有者の許可を得て作成された複製物を含む)の頒布目的での輸入
 - (8) レコードの原盤及び複製物の賃貸
 - (9) レコードの改訂
3. レコードの翻案を適法に行う者は，翻案されたレコードに係る著作隣接権を取得することができる。
 4. レコード製作者以外の者によるレコードの使用の場合には，本法第1323条第2項の規定が準用される。

第1325条 公表されたレコードの原盤又は複製物の頒布

レコードの原盤又は複製物が，当該レコードの販売やその他の処分により適法にロシア連邦領域内における商業的な流通に置かれた場合，原盤又は複製物に係る更なる頒布は，レコードに係る排他権の保有者の同意なく，かつ，当該保有者に対する補償金の支払を要せず認められる。

第1326条 商業目的のために公表されたレコードの利用

1. 商業目的のために公表されたレコードの公の実演及び当該レコードの無線若しくは有線による伝達は，レコードに係る排他権の保有者及び当該レコードに録音された実演に対する排他権の保有者の許可なく認められるが，当該保有者に対する補償金の支払を要する。
2. 本条第1項に定める補償金の徴収及び当該補償金の分配は，該当する管理上の行為につき国家の認可を得た権利管理団体がこれを行う(第1244条)。
3. 本条第1段落に規定する対価は，次に掲げる比率に従って権利所有者に分配される。実演者に50パーセント，レコード製作者に50パーセント。このロイヤルティの特定の実演者及びレコード製作者への配分は，それぞれのレコード収録帯の現実の使用に係る比率で行われる。ロシア連邦政府は，料率及びかかる補償金の徴収，配分及び支払の手続を定める。
4. レコードの利用者は，権利管理団体に対して，レコードの利用に関する報告書並びに対価の徴収及び分配のために必要なその他の情報及び書類を提供しなければならない。

第 1327 条 レコードに係る排他権の有効期間，当該権利の法定相続人への移転及びレコードの公有財産への移行

レコードに係る排他権の有効期間は，収録が行われた年の翌年の 1 月 1 日から算定して 50 年とする。レコードを公表する場合，排他権は，レコードが公表された年の翌年の 1 月 1 日から算定して 50 年有効とするが，レコードがその収録から 50 年以内に公表されることを条件とする。

2. レコードに係る排他権は，本条第 1 段落に定める有効期間の残存期間を限度として，レコード製作者の相続人及びその他の法定相続人に移行する。

3. レコードに係る排他権の有効期間の満了時，レコードは公有財産に移行する，すなわち当該レコードは何人の同意又は許可なしに，かつ，如何なるロイヤルティ又は補償金の支払なしに，何人も自由に利用することができる。

第 1328 条 ロシア連邦領域内でのレコードに係る排他権の効力

レコードに係る排他権は，次の場合にロシア連邦領域内において効力を有する。

レコード製作者がロシア連邦の市民であるか又はロシアの法人であるとき

ロシア連邦の領域内において，レコードが公表されたか又はレコードの複製物が最初に公衆に頒布されたとき

ロシア連邦が締約国である国際条約に定めるその他の場合

第4節 放送事業者及び有線放送事業者の権利

第1329条 放送組織及び有線放送組織

放送組織及び有線放送組織は、ラジオ及びテレビの番組の内容(音声及び／若しくは映像又はそれらの表現の組合せ)を独立して決定し、かつ、これを無線又は有線により独力で又は第三者の支援を得て伝達する法人である。

第1330条 ラジオ又はテレビ送信に係る排他権

1. 放送事業者又は有線放送事業者は、法令に反しない手段により、本法第1229条に従って無線若しくは有線放送を送信(本条第2項に明記された手段によるものを含む。)する排他権(ラジオ又はテレビ信号を伝達するための排他権)を保有する。放送事業者又は有線放送事業者は、ラジオ又はテレビ放送を伝達する排他権を処分することができる。

2. 次に掲げる事項は、ラジオ又はテレビ送信を利用する伝達(放送)であるものとみなされる。

(1) ラジオ及びテレビ送信の収録、すなわち技術的手段を用いた音声及び／若しくは映像又はそれらの表現の有形形態での収録であって、反復的な認識、再生又は伝達が可能なもの

(2) ラジオ又はテレビ放送の収録の再生、すなわちラジオ若しくはテレビ放送又はそれらの一部の収録されたメッセージの有形形態での1以上の複製物の作成。かかるラジオ若しくはテレビ放送又はそれらの一部の電子媒体での収録(コンピューターの記憶装置での保存を含む)も、複製とみなされる。一時的又は偶然の性質のものであって、かつ、ラジオ若しくはテレビ放送の収録又は情報ブローカーによる第三者のための情報遠距離電気通信ネットワークへのその送信を適法に利用する目的での技術的方法の不可分、かつ、本質的な部分である短期的な収録は、かかる収録からの収入が経済的に重要でないことを条件として、複製とはみなされない。

(3) ラジオ又はテレビ送信の収録の原物又は複製物の販売又はその他の処分を通じてのラジオ又はテレビ送信の頒布

(4) 再送信、すなわち放送組織又は有線放送組織による無線又は有線によるラジオ若しくはテレビ番組又はそのかなりの部分の無線又は有線での(たとえば衛星を介した)受信及び同時放送

(5) ラジオ又はテレビ送信の公衆への提供であって、誰もが自己の選択による場所で、自己の選択による時に当該ラジオ又はテレビ送信を利用できるような方法で行われるもの(公衆による利用可能性)

(6) 公の実演、すなわち入場有料の場所での技術的手段に補助されたラジオ又はテレビ送信の伝達で、伝達場所で知覚されるか又は他の場所で知覚されるかを問わない。

(7) 収録されたラジオ又はテレビ放送の原物又は複製物の賃貸

3. [削除]

4. 本法第1317条第3段落の規定は、ラジオ又はテレビ送信を利用する権利に適用される。

5. 放送組織及び有線放送組織は、著作物の著作権者の権利、実演者及び適切な場合はレコードの権利所有者の権利並びに他の放送組織及び有線放送組織のラジオ及びテレビ送信に係る権利に関する自己の権利を行使することができる。

6. 放送組織及び有線放送組織の権利は、著作権、実演者の権利及びレコードに係る権利の存

在及び有効性の有無に拘らず認められる。

第 1331 条 ラジオ又はテレビ送信を伝達する排他権の存続期間，当該権利の法定相続人への承継及びラジオ又はテレビ送信の伝達の公有財産への移行

1. ラジオ又はテレビ送信の伝達に係る排他権は，無線又は有線によるラジオ又はテレビ送信の伝達が行われた年の翌年の 1 月 1 日から起算して 50 年間存続する。
2. ラジオ又はテレビ送信の伝達に係る排他権は，本条第 1 項に明記された期間の残存期間の限度において，放送事業者又は有線放送事業者の法定承継人へ承継される。
3. ラジオ又はテレビ番組の送信に係る排他権の有効期間の終了後，当該権利は公有財産に移行し，あらゆる者が，同意なしに，かつ，補償金の支払なしに，自由に利用できる。

第 1332 条 ロシア連邦領域内でのラジオ又はテレビ送信に係る排他権の効果

ラジオ又はテレビ送信の伝達に係る排他権は，放送事業者又は有線放送事業者がロシア連邦領域内にあり，かつ，ロシア連邦領域内に設置された送信機を用いて伝達を行うとき及びロシア連邦が締結した国際条約に定めるその他の場合においてロシア連邦領域内で効力を有する。

第5節 データベース制作者の権利

第1333条 データベース制作者

1. データベース制作者とは、データベースの創作及びその構成部分の収集、処理及び配置にかかる作業をまとめた者をいう。逆の証拠がない限り、その名前又は名称が通常の方法でデータベースの複製物及び／又はその包装に表示されている者又は法人が当該データベース制作者とみなされる。

2. データベース制作者は次に掲げるものを所有する。

- データベースに係る排他権
- データベースの複製物及び／又はその包装に自己の氏名又は名称を表示する権利
- データベースを開示する権利，すなわちデータベースを公に知らせ，無線若しくは有線又はその他の方法で放送して公表することにより，初めて公衆の利用に供する措置を取る権利。この公表（公開）とは，制作者の同意を得て，公衆の需要を満たすのに十分な量でデータベースの複製物を供給することをいう。

データベースの複製物及び／又はその包装に自己の名称を表示する権利は強制力のあるものであり，データベースに係る制作者の排他権の全有効期間を通じて保護される。

第1334条 データベース制作者の排他権

1. その創作（対応するデータの処理又は提示を含む）が財政面，資材面，組織面等で相当の費用を要するデータベースについて，当該データベースから素材を抽出する，並びに形式及び手段を問わず当該素材を利用する排他権（データベース制作者の排他権）は，当該データベース制作者に帰属する。データベース制作者は，自由にその排他権を処分することができる。反証がない場合，データベースは，データベースの内容を構成する1万個以上の独立した情報要素（又は素材）（第1260条第2項第2段）を有する。

何人も，本法に定める場合を除き，権利者の許可なくデータベースから素材を抽出し，それらを利用する権利を有さない。素材の抽出は，何らかの技術的手段を用いて及び何らかの形式で，データベースの全内容又は当該データベースを構成する素材の重要部分を別の情報媒体へ移すことである。

2. データベース制作者の排他権は，データベースの資料及び編集著作物としてのデータベース全体に係るデータベース制作者及びその他の者の著作権及びその他の排他権の存在及び有効性の如何に拘らず認識され，かつ，有効に働く。

3. データベースに係る排他権の有効期間内に，権利所有者は，知的所有権を所管する連邦行政機関に当該データベースを登録することができる。この登録には，本法第1262条の規定が適用される。

第1335条 データベース制作者の排他権の存続期間

1. データベース制作者の排他権は，当該データベースの制作完了時に生じ，当該完了が属する年の翌年の1月1日から起算して15年間存続する。上述の期間中に公表されたデータベース制作者の排他権は，当該データベースの公表が属する年の翌年の1月1日から起算して15年間存続する。

2. 本条第1項に定める期間は，データベースの更新毎に更新される。

第 1335-1 条 データベース制作者の排他権の侵害とみなされない行為

1. 公表されたデータベースを正当に利用する者は、データベース制作者である排他権所有者の同意なしに、かつ、当該利用がデータベース制作者及びその他の者の著作権を侵害しない限り、次に掲げる目的で、データベースから資料を検索し、かつ、これを利用する権利を有する。

- 他の目的が契約により設定されていない限りにおいて、範囲を問わず、データベースが制作された目的

- 私的、学術的及び教育的な目的。これらの目的により正当化される範囲内とする。

- データベースのわずかな部分に関わるその他の目的

無制限の人数の人にアクセスさせる目的でデータベースから抽出した資料は、これらの資料が抽出されたデータベースであることを明示しなければならない。

2. データベースに係る制作者の排他権により許容される他の者による行為は、当該他の者が、自己はデータベース制作者の身元を確認できないこと又は当該の事情の下でデータベースに係る排他権の有効期間は満了していると合理的に考えたことを証明できる場合は、当該排他権の侵害とはならない。

3. データベースのわずかな部分である資料の反復的な抽出又は利用は、かかる行為がデータベースの通常の利用に反し、かつ、データベース制作者の正当な利益を不当に害する場合は認められない。

4. データベース制作者は、一定の資料で、当該データベースに含まれているが当該資料を利用している者が当該データベース以外の出所から正当に受領したものの利用を禁止することはできない。

第 1336 条 ロシア連邦領域内でのデータベース制作者の排他権の効力

1. データベース制作者の排他権は、次に掲げる場合において、ロシア連邦の領域内で有効である。

データベース制作者が、ロシア連邦市民又はロシア法人であるとき

データベース制作者が外国の市民であるか外国法人であるときは、当該外国の法令により、ロシア連邦市民又はロシア法人が制作者であるデータベースにつき、その制作者の排他権を当該外国の領域内において保護する旨を規定していることを条件とする

ロシア連邦が締結した国際条約に定めるその他の場合

2. データベース制作者が市民権を有しない者であるとき、同人の居住地がロシア連邦領域内であるか外国の領域内であるかに応じて、ロシア連邦市民又は外国市民に関する本条第 1 項の規定が準用される。

第6節 学術、言語又は美術の著作物に係る出版者の権利

第1337条 出版者

1. 出版者とは、未公表であるが公有財産となっていたか（第1282条）又は著作権の保護が及んでいないという事実により公有財産である、学術、言語又は美術の著作物を適法に公表するか又は公表の手筈を調える者である。
2. 出版者の権利は、著作物が創作された時期にかかわらず、本法第1259条の規定により著作権の客体として認められるであろう著作物に適用される。
3. 本条の規定は、国家及び地方自治の保存記録中の著作物に適用されない。

第1338条 出版者の権利

1. 次の各号に掲げる権利は、出版者に帰属する。
 - (1) 自ら公表した著作物に係る出版者の排他権(第1339条第1項)
 - (2) 自ら公表した著作物の複製物上の、及び著作物の翻訳又はその他の翻案の場合を含む当該著作物を利用する場合の氏名表示権
2. 著作物を公表するとき、出版者は、本法第1268条第3項に定める要件を遵守する義務を負う。
3. 著作物に係る出版者の排他権の存続期間中には、出版者は、本法第1268条第1項に明記する権限を有する。著作物に係る出版者の排他権を譲受した者は、同一の権限を有する。

第1339条 著作物に係る出版者の排他権

1. 著作物を利用する排他権は、本法第1270条第2項(1)から(8)まで及び(11)に規定されるように、本法第1229条に従って(著作物についての出版者の排他権)行使される。or 著作物の出版者は、本法第1270条第2項(1)から(8)まで及び(11)に規定されるように、本法第1229条に従って(著作物についての出版者の排他権)、著作物を利用する排他権を有する。著作物の出版者は上述の排他権利処分することができる。
2. 著作物に係る出版者の排他権は、著作物が出版者により翻訳又はその他の翻案の形式で公表された場合にも認められる。著作物についての出版者の排他権は、出版者又はその他の者の翻訳又はその他著作物の翻案に係る著作権の存否及び効力の有無にかかわらず、認められ、かつ、有効である。

第1340条 著作物に係る出版者の排他権の有効期間

1. 著作物に係る出版者の排他権は、著作物の出版の日を開始し、出版の年の翌年の1月1日から25年有効である。
2. 著作物に係る出版者の排他権が終了したときは、何人も、誰の同意も許可もなしに、かつ、支払を要することなく、自由にこれを利用することができる。

第1341条 ロシア連邦領域内での著作物に係る出版者の排他権の効力

1. 出版者の排他権は、次の各号に掲げる著作物に適用される。
 - (1) 出版者の市民権を問わず、ロシア連邦領域内で公表された著作物
 - (2) ロシア連邦の市民によりロシア連邦領域外で公表された著作物

(3) 外国の市民又は市民権を有しない自然人によりロシア連邦の領域外で公表された著作物、但し、当該著作物が公表された外国の法令が、当該外国の領域内においてロシア連邦市民である出版者の排他権に対する保護を与えるということを条件とする。

(4) ロシア連邦が締結した国際条約に定めるその他の場合

2. 本条第1項(3)に言及される状況において、ロシア連邦領域内における著作物に係る出版者の排他権の存続期間は、この排他権を取得する根拠となった法的事実がその領域内で発生した国家において定められた著作物に係る出版者の排他権の存続期間を上回ってはならない。

第1342条 著作物に係る出版者の排他権の早期終了

著作物に係る出版者の排他権は、権利者が、著作物を利用する過程で、著作者人格権、著作者の氏名表示権又は同一性保持権の保護に関し本法に定める要件に違反する場合、利害関係人が提起する訴訟の結果として下される裁判所の判決により早期に終了させることができる。

第1343条 著作物の原作品及び著作物に係る出版者の排他権の譲渡

1. 著作物に係る出版者の排他権を保有する当該著作物の出版者－所有者により著作物の原作品(原稿及び絵画、彫刻等の著作物の原作品)が譲渡される場合、当該排他権は、契約に別段の定めがない限り、著作物の原作品の譲受人へ移転される。

2. 著作物に係る出版者の排他権が著作物の原作品の譲受人へ移転されなかった場合、譲受人は、出版者の排他権保持者の同意なく、本法第1291条第1項第2段に明記する態様で著作物の原作品を利用する権利を有する。

第1344条 出版者の排他権により保護される著作物の原作品又は複製物の頒布

本節に従い公表された著作物の原作品又は複製物が販売又は他の処分により適法に商業的な流通に置かれた場合、原作品又は複製物に係るその後のさらなる頒布は、出版者の同意なく、かつ、出版者に対する補償金の支払を要せず認められる。

第 72 章 特許法

第 1 節 総則

第 1345 条 特許権

1. 発明，実用新案及び意匠に係る知的財産権は特許権である。
2. 次の各号に掲げる権利を，発明者，実用新案の考案者又は意匠の創作者は有する。
 - (1) 排他権
 - (2) 創作者人格権
3. 本法に規定する場合には，その他の権利(特許を取得する権利，従業者発明，実用新案又は意匠に対する対価に係る権利を含む)も，発明者，実用新案考案者又は意匠創作者に帰属する。

第 1346 条 ロシア連邦領域内における発明，実用新案及び意匠に係る排他権の効力

ロシア連邦領域内において，排他権は，知的所有権を所管する連邦行政機関が付与する特許により又はロシア連邦が締結した国際条約に従ってロシア連邦領域内において効力を有する特許により証される発明，実用新案及び意匠につき認められる。

第 1347 条 発明者，実用新案の考案者又は意匠の創作者

発明者，実用新案の考案者又は意匠の創作者は，自己の創作的行為により知的活動の成果をもたらした者である。発明，実用新案又は意匠の特許出願中に発明者，考案者または創作者として明記された者は，別段の証明がされない限り，発明者，実用新案の考案者又は意匠の創作者とされる。

第 1348 条 共同発明者，実用新案の共同考案者又は意匠の共同創作者

1. 共同の創作的行為により発明，実用新案の考案又は意匠の創作を行った者は各々共同発明者，共同考案者又は共同創作者とされる。
2. 共同発明者，共同考案者又は共同創作者の各々は，それらの者間での合意による別段の定めがない限り，自己の裁量で，発明，実用新案又は意匠を使用する権利を有する。
3. 本法第 1229 条第 3 項の規定は，発明，実用新案又は意匠の使用から受け取った収益の分配及び発明，実用新案又は意匠に係る排他権の処分に関連した共同発明者，共同考案者又は共同創作者の相互関係に適用される。

発明，実用新案又は意匠の特許を取得する権利の処分は共同発明者，共同考案者又は共同創作者により共同で遂行される。
4. 共同発明者，共同考案者又は共同創作者の各自は，発明，実用新案又は意匠に係る自己の権利を行使する独立した権利を有する。

第 1349 条 特許権の客体

1. 特許権の客体は，発明及び実用新案につき本法に定める要件を満たす科学及び技術分野における知的活動の成果及び意匠につき本法に定める要件を満たす意匠分野における知的活動の成果である。

2. 本法の規定は、本法第 1401 条から第 1405 条までの特別規定及び当該規定に従い発布された制定法に別段の定めがない限り、国家機密を構成する情報を含む発明(「秘密発明」)に及ぶ。
3. 本法上の法的保護は、国家機密を構成する情報を含む実用新案及び意匠には適用されない。
4. 次に掲げるものは特許権の客体ではない。
 - (1) ヒトのクローン化方法及び得られるクローン
 - (2) ヒトの胚細胞株の遺伝的完全性の組換え方法
 - (3) 工業目的及び商業目的でのヒトの胚の使用
 - (4) 本条第 1 段落にいう知的活動の成果であって公共の利益、人間性及び倫理性の原則に反するもの

第 1350 条 発明の特許性の要件

1. 商品(装置、物質、微生物の菌株、植物若しくは動物の細胞培養を含む)又は方法(有形手段を用いて有形物に影響を与える方法)に関連するあらゆる主題分野における技術的解決は、商品の使用又は特定の目的の方法を含め、発明として保護を受けることができる。発明は、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能な場合は、法的保護が付与される。
2. 発明は、先行技術において知られていない場合は、新規であるものとみなされる。発明は、技術水準にかんがみて、当該技術の熟練者にとって自明でない場合は、進歩性を有するとみなされる。発明に関する技術水準には、発明の優先日前に世界の何れかの場所で公衆の利用に供されたすべての情報が含まれる。発明の新規性を評価する場合、技術水準には、発明、実用新案及び意匠に関してその他の出願人がロシア連邦において行った先の優先日を有するすべての出願(そのファイルは本法第 1385 条第 2 項及び第 4 項又は第 1394 条第 2 項に従って何人も閲覧することができる)並びにロシア連邦において特許が付与された発明、実用新案及び意匠も含まれる。
3. 発明に関する情報の開示であって、発明の発明者、出願人又は発明者から直接若しくは間接にこの情報を得た者によるもので、発明の範囲を公にしたもの(博覧会で当該発明を展示した結果によるものを含む)は、特許出願が当該開示の日から 6 月以内に知的所有権を所管する連邦行政機関になされていることを条件として、当該発明の特許性を妨げる事情とはならない。発明の範囲についての情報の開示が発明の特許性の認定を妨げない事情の立証責任は、出願人が負う。
4. 発明は、工業、農業、公衆衛生、経済のその他の部門又は社会的分野で使用され得る場合は、産業上利用可能であるとみなされ得る。
5. 次に掲げるものは発明とみなされない。
 - (1) 発見
 - (2) 科学的理論及び数学的方法
 - (3) もっぱら商品の外観に関する提案で審美的要求を満たすことを意図したもの
 - (4) ゲーム及び知的活動又は事業活動に係る規則及び方法
 - (5) コンピュータープログラム
 - (6) 情報の提示のみに関するアイデア

本段落に従い、これらのものは、特許出願がこれら自体に言及している場合には、発明に分類されない。

6. 次に掲げるものには、発明としての法的保護が付与されない。

(1) 植物品種、動物品種及びそれらを生産するための生物学的方法、すなわち異種交配及び選択から全部構成される方法。ただし、微生物学的方法及びかかる方法により作られた商品を除く。

(2) 集積回路の回路配置

第 1351 条 実用新案の特許性の要件

1. 装置に関連した技術的解決は、実用新案として保護される。

実用新案は、新規であり、かつ、産業上利用可能である場合は、法的保護が付与される。

2. 実用新案は、その本質的特徴の組み合わせが技術水準から認識されない場合は、新規である。

実用新案に関する技術水準には、当該実用新案の優先日前に世界で一般的に利用可能なすべてのデータが含まれる。技術水準には、(先の優先権を条件として)ロシア連邦内の他の者が発明、実用新案又は意匠に関して行ったすべての特許出願(その関連書類は本法第 1385 条第 2 項及び第 4 項又は第 1394 条第 2 項に従って何人も閲覧する権利を有する)並びにロシア連邦において特許が付与された発明及び実用新案も含まれる。

3. 実用新案に関する情報の開示であって、その考案者、出願人又はこれらから直接若しくは間接にこの情報を得たその他の者によるもので、当該実用新案の本質を公にしたもの(博覧会で当該実用新案を展示した結果によるものを含む)は、特許出願が当該開示の日から 6 月以内に知的所有権を所管する連邦行政機関になされていることを条件として、当該実用新案の特許性を妨げる事情とはならない。範囲についての情報の開示が実用新案の特許性の認定を妨げない事情の立証責任は、出願人が負う。

4. 実用新案は、工業、農業、公衆衛生、経済のその他の部門又は社会的分野で使用され得る場合は、産業上利用可能である。

5. 本法第 1350 条第 5 段落に掲げるものは、実用新案とはみなされない。当該段落に従い、これらのものを実用新案として分類する可能性は、実用新案に係る特許出願が指定されたもの自体に関わる場合にのみ排除される。

6. 実用新案に関する法的保護は、本法第 1350 条第 6 段落に掲げるものには付与されない。

第 1352 条 意匠の特許性の要件

1. 意匠は、工業的又は手工芸的製造物品の外観の解決を保護する。

意匠は、その本質的な特徴に関して新規、かつ、独創的である場合は、法的保護を得る。

意匠の本質的な特徴とは、物品の外観の審美的な細部を決定する特徴をいい、その形状、輪郭、装飾、色彩及び線模様、当該物品の外形、当該物品を形成している材料の質感又は仕上げを含む。

もっぱら物品の技術的機能により決定される特徴は、意匠において保護される特徴ではない。

2. 意匠は、物品の外観の像に反映されるその本質的な特徴の組み合わせが、当該意匠の優先日前に世界で公衆の利用に供されていた情報に知られていなかった場合は、新規であるとみなされない。

3. 意匠は、その本質的特徴が当該物品の特徴の独創的特性によるものである場合、特にかかる特徴が、当該意匠の優先日前に世界で一般的に利用可能であった情報(事情に通じた消費者に当該物品の像により示される意匠と同一の全般的印象を与える、以前は知られていなかった類似の目的の物品を提示する解決であるもの)に知られていない場合は、創作的とみなされる。

4. 意匠の新規性及び独創性を確認するときは、(先の優先権の条件で)その他の者によりロシア連邦でなされた発明、実用新案及び意匠に係るすべての出願並びに商標及びサービスマークの国による登録を求める出願、及び本法第 1385 条第 2 段落、第 1394 条第 2 段落及び第 1431 条第 1 段落に従い何人も閲覧する権利を有するこれらの出願に関する書類も考慮に入れなければならない。

意匠についての情報のその創作者、出願人又はそれらから当該情報を直接又は間接に受領した者による開示(博覧会で意匠を展示した結果によるものを含む)で、当該意匠の本質に関する情報を公衆に利用可能にしたものは、当該意匠の特許性を妨げる事情とはならないが、当該情報開示の後 12 月以内に、当該意匠に係る特許出願が知的所有権を所管する連邦行政機関になされることを条件とする。意匠の本質に関する当該情報開示が当該意匠の特許性の認定を妨げない事情が存在することの立証責任は、出願人が負う。

5. 次に掲げるものは、意匠としての法的保護は付与されない。

(1) すべての特徴がもっぱら当該物品の技術的機能による解決

(2) 物品製造者若しくは物品製造場所又は物品が容器の役割を果たす商品、その包装若しくはラベルに関して物品使用者に誤認を生じさせる虞がある解決、本法第 1483 条第 4 段落から第 10 段落までに掲げるものである解決又は同一の全般的印象を与えるか若しくは前記のものを含む解決であって、これらのものに係る権利が当該意匠の優先権の前に生じた場合。ただし、請求されている意匠の法的保護が排他権を有する者による場合を除く。本法第 1483 条第 4 段落、第 9 段落第 1 副段落及び第 2 副段落に言及されているか又は同一の印象を与えるか若しくはそれらのもを含むものと同一である意匠に係る法的保護の付与は、所有者又は所有者若しくは前記のものに係る権利保有者に授権された者の同意があれば認められる。

第 1353 条 発明、実用新案及び意匠の国家登録

発明、実用新案又は意匠に係る排他権は、各発明、実用新案又は意匠の国家登録を条件として認められ、かつ、保護されるものとし、当該正式登録に基づき、知的所有権を所管する連邦行政機関は発明、実用新案又は意匠の特許を付与する。

第 1354 条 発明、実用新案又は意匠の特許

1. 発明、実用新案又は意匠の特許は、発明、実用新案又は意匠の優先権、創作者権及び発明、実用新案又は意匠に係る排他権を証する。

2. 発明又は実用新案に係る知的権利の保護は、特許に基づいて付与されるものとし、保護の範囲は、特許に含まれる発明又は実用新案のクレームにより決定される。発明又は実用新案のクレームを解釈するために、説明及び図面並びに電子形式による発明又は実用新案の立体模型を使用することができる(第 1375 条第 2 項、第 1376 条第 2 項)。

3. 意匠に係る知的財産権の保護は、当該意匠の本質的な特徴の組み合わせであって当該意匠の特許に含まれている当該物品の外観の像において明白なものにより規定される範囲内で、

特許に基づいて付与される。

第 1355 条 発明，実用新案及び意匠の創作並びにその使用のための国による奨励策

国は，ロシア連邦の制定法に基づき，発明者，実用新案の考案者及び意匠の創作者，特許保有者並びに発明，実用新案及び意匠を使用する被許諾者に対して便益を提供することにより，発明，実用新案及び意匠の創作及び使用を奨励する。

第2節 特許権

第1356条 発明，実用新案又は意匠に係る創作者人格権

創作者人格権，すなわち，発明者，実用新案の考案者又は意匠の創作者であるとされる権利は不可譲，かつ，移転不能である（発明，実用新案又は意匠に係る排他権を第三者に譲渡又は移転する場合及び他人にこれを使用する権利を付与する場合を含む。）。いかなる当該権利の放棄も無効とする。

第1357条 発明，実用新案又は意匠の特許を取得する権利

1. 発明，実用新案又は意匠の特許を取得する権利は，発明者，実用新案の考案者又は意匠の創作者に原初的に帰属する。
2. 発明，実用新案又は意匠の特許を取得する権利は，他人（法定承継人）へ譲渡可能であり又は制定法に定める場合は当該制定法の定めに基づいて（一般承継による場合を含む。）又は契約（労働契約を含む。）に基づいて移転することができる。
3. 発明，実用新案又は意匠の特許を取得する権利の譲渡に係る契約は，書面で締結される。書面要件の遵守を怠る場合，契約は無効となる。
4. 発明，実用新案又は意匠の特許を取得する権利の譲渡に係る契約当事者間の合意による別段の定めがない限り，特許性の欠如に対するリスクは当該権利の譲受人が負担する。

第1358条 発明，実用新案又は意匠に係る排他権

1. 制定法に反しないあらゆる手段（例えば本条第2項に記載の方法）による，本法第1229条に従って発明，実用新案又は意匠の使用に係る排他権（発明，実用新案又は意匠に係る排他的権利）を，特許権者は保有する。特許権者は，発明，実用新案又は意匠に係る排他権を処分することができる。
2. 次に掲げる事項は，発明，実用新案又は意匠の使用と見なされる。
 - （1）発明若しくは実用新案が利用される商品又は意匠を利用する物品の，ロシア連邦領域内への輸入，製造，利用，販売の申出，販売，その他の態様での民間の取引への導入又はかかる目的での保管
 - （2）特許を付与された方法により直接得られた商品に関して，本段落第1副段落に規定する行為をなすこと。特許を付与された方法により得られた商品が新規である場合，反証がない限り，同一の商品は，当該特許方法により得られた物とみなされる。
 - （3）特許方法が自動的に含まれる機能（作用）を有する器具に係る本段落第1副段落にいう行為をなすこと
 - （4）発明が特定の目的での商品の使用により保護される場合におけるクレームに定める目的に従った用途が意図される商品に係る本段落第1段落に規定する行為をなすこと
 - （5）発明が使用される方法の実施。たとえば使用方法の手段
3. 次に掲げる場合は，発明が当該商品において又は当該方法において使用されているとみなされる。すなわち，特許の独立クレームに記載されている発明の各特徴又はこれと同等の特徴であって，その優先日前にある技術分野においてそれ自体知られていたものを，当該商品が包含し，方法が使用する場合。
特許に含まれる実用新案の独立クレームに記載されている実用新案の各特徴をある商品が包

含する場合は、実用新案は当該商品において使用されているとみなされる。

発明又は実用新案の使用如何を判定する場合、発明又は実用新案のクレームは、本法第 1354 条第 2 段落に従って解釈される。

意匠は、物品が当該意匠の本質的特徴のすべてを含むか、事情に通じた消費者に特許意匠と同じ一般的印象を与える特徴の組み合わせを含む場合は、当該物品に使用されているとみなされるが、当該商品が類似の目的を有することを条件とする。

4. 発明又は実用新案の使用において、すべての特長が、特許に含まれる他の発明の独立クレームに記載されているか、これと同等の特徴であって、発明の優先日前に当該技術分野において公知となっていたものを包含する場合、特許に含まれる独立した方式の点に記載される各特徴を包含する場合又は意匠の使用の場合において、他の意匠に係る各本質的特徴又は事情に通じた消費者に他の意匠と同じ一般的印象を与える特徴の組み合わせを含む場合、当該物品が類似の目的を有する限り、他の発明、他の実用新案又は他の意匠も使用されたとみなす。

5. 発明、実用新案又は意匠に係る特許の所有者が複数である場合は、これらの者の間の関係には、何れかの特許所有者が知的活動の当該成果の発明者・考案者・創作者であるか否かに拘らず、それぞれ本法第 1348 条第 2 段落及び第 3 段落の規定が適用される。

第 1358-1 条 従属発明、従属実用新案及び従属意匠

1. 特許により保護されており、かつ、先の優先権を有する他の発明、実用新案及び意匠を使用することなしには、商品又は方法におけるその使用が不可能である発明、実用新案及び意匠は、従属発明、従属実用新案及び従属意匠とみなされる。

特に従属発明とは、先の優先権を有する特許により保護される他の発明を使用する商品の特定の目的での使用の形で保護される発明である。

商品又は方法に関する発明又は実用新案も、当該発明又は当該実用新案のクレームが先の優先権を有する他の特許発明又は他の実用新案のクレームと商品又は方法の目的においてのみ異なる場合は、従属しているものとみなされる。

2. 発明、実用新案又は意匠は、これらが従属している他の発明、他の実用新案又は他の意匠の特許所有者の許可なしに使用してはならない。

第 1359 条 発明、実用新案又は意匠に係る排他権の侵害に該当しない行為

次に掲げる行為は、発明、実用新案又は意匠に係る排他権の侵害ではない。

(1) 発明又は実用新案を使用した商品の利用及び、構造体、付属装置又は輸送手段(河川及び海上輸送、航空輸送、自動車輸送及び鉄道輸送)若しくは外国の宇宙技術における意匠が使用された物品の利用。ただし、当該輸送手段又は当該宇宙技術が一時的又は偶発的にロシア連邦領域内に所在し、かつ、前記の商品又は物品がもつぱら輸送手段又は宇宙技術の必要のために使用されている場合に限る。かかる行為は、ロシア連邦において登録されている輸送手段及び宇宙船に類似の権利を付与する外国の輸送手段及び宇宙技術に関して、特許所有者の排他権の侵害行為とは認定されない。

(2) 発明若しくは実用新案が使用された商品若しくは方法の科学的研究の実施、意匠が使用された物品の研究の実施又は当該商品、方法若しくは装置に関する実験の実施

(3) 緊急事態(自然災害、大惨事、事故)における発明、実用新案又は意匠の使用。ただし、

特許権者に可能な限り速やかに通知され、かつ、合理的な対価が支払われることを条件とする。

(4) 利益又は収入を得ることが使用目的でない場合における、私的、家族内、家庭内又はその他の非営利活動のための発明、実用新案又は意匠の使用

(5) 発明を用いた薬剤の処方箋の薬局における1回限りの調合

(6) 発明若しくは実用新案を組み込む商品又は意匠を用いる装置のロシア連邦領域内への輸入、販売の申出、販売、その他の態様での取引への導入又はこれらの目的での保管であって、当該商品又は装置が特許所有者又は特許所有者の同意を得ていたその他の者により以前ロシア連邦領域内の市場に導入されていたか又はかかる同意はなかったがこのような商業的流通への導入が本法に基づいて適法であった場合

第 1360 条 国家安全保障の利益のための発明、実用新案又は意匠の使用

1. 国家の防衛及び安全保障又は市民の生命及び健康の保護に関連する目的で絶対的に必要な場合は、ロシア連邦政府は、特許所有者の同意なしに、発明、実用新案又は意匠を使用する決定を下す権利を有する。かかる場合は、特許所有者は、可能な限り速やかに通知され、かつ、合理的な補償を支払われる。

2. 補償額及び支払手続を決定する方法は、ロシア連邦政府により承認される。

第 1360-1 条 ロシア連邦が締結した国際条約に従った輸出を目的とする医薬品の生産のための発明の使用

1. ロシア連邦が締結した国際条約に定める場合及び条件において、ロシア連邦は、特許所有者の同意なしに、輸出を目的とするロシア連邦の領域内での医薬品の生産のために発明を使用する決定を下す権利を有する。かかる場合は、特許所有者は、可能な限り速やかに通知され、かつ、合理的な補償を支払われる。前記の決定は、医薬品がその領域に輸出される外国の必要により定められた医薬品の生産量に関する情報を含む。当該医薬品の包装には、特別な標章を付さなければならない。

2. 本条第1項にいう通知の送付に係る手続、輸出を目的とするロシア連邦の領域内での医薬品の生産のために発明を使用し、特許を停止させる決定を下す理由及び手続、当該決定の有効期間の決定に係る手続並びに補償額及び支払手続を決定する方法は、ロシア連邦が締結した国際条約に従ってロシア連邦政府により承認される。

第 1361 条 発明、実用新案又は意匠の先使用权

1. 発明、実用新案又は意匠の優先日(第 1381 条及び第 1382 条)より前に同一の解決若しくは当該発明と均等な特徴(第 1358 条第 3 段落)が異なるのみの解決を着想し、かつ、ロシア連邦領域内において善意で使用していたか又は当該使用のために必要な準備を行っていた者は、使用範囲が拡大されないことを条件として、当該解決を更に無償で使用する権利を有する(先使用权)。

2. 先使用权は、同一の解決の使用又は使用のために必要な準備が行われた事業と共にする場合にのみ、他人に移転可能である。

第 1362 条 発明，実用新案又は意匠に係る強制ライセンス

1. 発明又は意匠については特許証発行日から 4 年間，実用新案については特許発効日から 3 年間，特許所有者が使用を怠るか又は特許所有者による使用が不十分であり，その結果，市場における関係商品，著作物又は役務の供給が不十分になる場合，当該発明，実用新案又は意匠を使用すること望んでおりまたその用意がある何人も，確立した慣行に合致した条件でのライセンス許諾契約締結を拒絶されたときは，ロシア連邦領域内で当該発明，実用新案又は意匠を使用するための強制単純(非排他的)ライセンスを求めて，特許所有者に対して法的請求を裁判所に提起することができる。この者による法的請求には，当該ライセンスの条件案(発明，実用新案又は意匠の使用の範囲，規模，支払手続及び支払期日を含む)を表示しなければならない。

特許権所有者が，発明，実用新案又は意匠に係る自己の不使用又は不十分な使用が正当な理由に基づくことを証明しない場合は，裁判所は，本段落第 1 副段落にいうライセンスを付与し，かつ，その効力の条件を定めることができる。かかるライセンスに係る支払い総額は裁判所が決定するものとし，かつ，類似の事情におけるライセンスの価額を下回らないものとする。

強制単純(非排他的)ライセンスを正当化する事情が消滅し，かつ，再発しそうにない場合は，裁判所は，特許所有者が提起した訴訟において当該強制ライセンスの効力を終了させることができる。この場合，裁判所は，当該強制単純(非排他的)ライセンス及びそれに基づいて生じた権利の終了の日及び手続を定める。

本段落に基づく半導体技術に関する発明の使用に係る強制単純(非排他的)ライセンスの付与は，もっぱら，国，公共又はその他の社会的利益に係る非営利的使用のために又はロシア連邦の独占禁止法令違反とみなされる状況を変更するために許容される。

2. 特許権者が排他権を保有している発明につき，発明又は実用新案に係る他の特許(第 1 特許)の特許権者の権利を侵害することなく当該発明を使用することができない場合であって，第 1 特許に係る特許権者が，確立した慣例に合致した条件で実施許諾契約を締結することを拒絶したとき，当該特許(第 2 特許)に係る特許権者は，特許(第 1 特許)に係る特許権者に対して，ロシア連邦領域内で第 1 特許に係る特許権者の発明又は実用新案を利用するための強制通常(非独占的)実施許諾の付与を求めて，訴訟を提起することができる。主張は，第 2 特許の所有者への実施許諾付与の条件(発明又は実用新案の利用範囲，規模，支払手続及び支払期日を含む。)を特定しなければならない。当該従属発明に係る排他権を有する特許権者が，当該従属発明が重要な技術的成果であり，かつ，第 1 特許に係る特許権者の発明又は実用新案に対しても実質的な経済的利点を有することを立証した場合，裁判所は，強制通常(非独占的)実施許諾の付与について決定を下す。当該実施許諾に基づき与えられた，第 1 特許により保護された発明を使用する権利は，第 2 特許を譲渡する場合を除き，他人へ移転することができない。

かかる強制通常(非独占的)実施許諾に対する支払総額は，裁判所の判決において確立されなければならない。実施許諾の額は類似の条件下にある事案を下回らないものでなければならない。

本項に基づき強制通常(非独占的)実施許諾が付与される場合は，上述の実施許諾に基づいて使用权が付与される発明又は実用新案に係る特許権者は，強制通常(非独占的)実施許諾が確立した慣例に合致した条件で付与された従属発明の使用のための通常(非独占的)実施許諾を

得る権利をも有する。

3. 本条第1段落及び第2段落に従って下された判決に基づき、知的財産に関する連邦行政機関は、強制通常(非排他的)実施許諾に基づいて発明、実用新案又は意匠を使用する権利の付与及び終了の国家登録を行う。

第1363条 発明、実用新案及び意匠に係る排他権の存続期間

1. 発明、実用新案又は意匠の排他権、及び当該権利を証明する特許は、本法に定める要件を満たすことを条件として、特許出願が知的所有権を所管する連邦行政機関へ提出された日から起算して又は分割出願の場合は有効な期間を有する最初の出願から起算して次に掲げる期間にわたり有効である。

発明の場合は、20年

実用新案の場合は、10年

意匠の場合は、5年

特許により証される排他権は、発明、実用新案又は意匠の国家登録及び特許証発行(第1393条)の後にのみ保護され得る。

2. 法律により確立された手続の下で特許が求められた医薬品、有害生物防除剤又は農業化学品などの商品に関連する発明の特許出願の日から最初の使用許可を受け取る日までに5年を上回る期間が経過した場合、当該発明に係る排他権及び当該権利を証する特許の存続期間は、特許権者から知的所有権を所管する連邦行政機関への請求に基づいて延長され得る。前記期間は、発明の特許付与を求める出願の提出日から発明を使用する初回許可の受領日までの経過した期間から5年を減じた期間、但し5年を越えない期間延長され得る。期間の延長の請求は、特許の存続期間中に、商品を使用することの最初の許可の受領日又は特許付与日のうち満了が遅い方から6月の機関満了までに、特許権者により提出される。

それが無いと請求の考慮が不可能である場合には、追加の資料が特許権者に要求される。これらの追加の文献は要求の日から3カ月以内に提出されなければならない。特許権者が期限内に要求された文献を提出しない場合又はこの期間の延長申請を提出しない場合には、請求は拒絶される。追加資料提出のために設定された期限は知的所有権を所管する連邦行政機関により10カ月以内で延長され得る。

本段落第1副段落に基づく延長の場合、追加の特許は、認可が付与された商品を特色付ける特許発明の特徴の全体を含む方式で発行される。

3. 意匠に係る排他権及び当該権利を証する特許の存続期間は、特許権者の申請に基いて知的所有権を所管する連邦行政機関への特許出願日から、分割出願の場合(1381条第4項)には原出願の出願日から、通常25年を上限として5年単位で繰り返し延長することができる。

4. 追加の発明特許の発行及び運営のための手続、及び発明又は意匠の特許の存続期間延長のための手続は、知的財産分野における規範的、かつ、法的規制を執行する連邦行政機関がこれを定める。

5. 発明、実用新案、意匠及びこれらの権利を証明する特許に係る排他権は追加の特許を含め、本法第1398条及び第1399条に定める理由及び手続に基づき、無効とされ又は存続期間満了前に終了する。

第 1364 条 発明，実用新案又は意匠の公有財産への移行

1. 排他権の存続期間の満了後，発明，実用新案又は意匠は公有財産となる。
2. 公有財産となった発明，実用新案又は意匠は，何人も，同意又は何らの許可も得ることなく，かつ，対価の支払を要せず，無償でこれを使用することができる。

第3節 発明、実用新案又は意匠に係る排他権の処分

第1365条 発明、実用新案又は意匠に係る排他権の譲渡契約

1. 発明、実用新案又は意匠に係る排他権の譲渡に関する契約(特許譲渡契約)に基づき、一方当事者(特許権者)は、知的活動の相応する成果に係る自己の排他権を全面的に他方当事者 - 当該排他権の受領者(特許購入者) - に譲渡する又は譲渡する義務を負う。
2. 意匠に係る排他権の譲渡は、商品又はその製造者について消費者に誤認を生じさせる虞がある場合は認められない。

第1366条 発明特許の譲渡契約締結の公募

1. 特許を付与し又は特許出願を拒絶し又は出願を取り下げられたものとみなす決定が下される前に、発明の単独発明者である出願人は、特許が付与された場合は、確立された慣行と合致する条件に基づく譲渡契約を、ロシア連邦の市民又はロシア法人であって、当該契約を締結する意思を最初に表明し、かつ、特許所有者及び知的所有権を所管する連邦行政機関に通知したものと締結することに同意する旨の申告を提出することができる。前記の申告が行われた場合は、本法に規定する特許出願手数料及び特許発行手数料は、出願人から徴収しない。前記の申告が行われる前に納付された手数料は、還付されない。

知的所有権を所管する連邦行政機関は、前記の申告に関する通知をその公報において公告する。

前記の申告に基づいて特許手数料の免除を受けることができる同一の出願人による出願の数の上限は、ロシア連邦政府により決定される。

2. 本条第1段落にいう宣言に基づいて発明特許の譲渡に係る契約を締結した者は、出願人(特許権者)が当該納付を免除されてからのすべての特許手数料を納付する義務を負う。以降の特許手数料は、通常の手続に従い納付しなければならない。

特許の譲渡に係る契約に基づく排他権の購入者への移転の国家登録は、出願人(特許権者)は納付が免除されてからの特許料の納付を条件として、知的所有権を所管する連邦行政機関により承認される。

3. 本条第1段落に基づく宣言が提出された発明特許許可通知の公告日から2年以内に、当該特許の譲渡に係る契約の締結希望に関する通知書を知的所有権を所管する連邦行政機関が受領しなかった場合は、特許権者は、当該連邦行政機関に対し、自己の宣言の取下に係る申請をすることができる。この場合、本法に規定する出願人(特許権者)が当該納付を免除されてからの特許手数料を納付しなければならない。以降の特許手数料は、所定の手続に従って納付する。

知的所有権を所管する連邦行政機関は、本条第1段落に基づく宣言の取下に関する通知をその公報において公告する。

第1367条 発明、実用新案又は意匠を使用する権利の付与に関する実施許諾契約

実施許諾契約により、一方当事者すなわち特許権者(許諾者)は、他方当事者(被許諾者)に対して、契約に定める限度内で特許に証された発明、実用新案又は意匠を使用する権利を付与するか又は付与する義務を負う旨を約する。

第 1368 条 発明，実用新案又は意匠に係るオープンライセンス

1. 特許権者は，発明，実用新案又は意匠を使用する権利を何人に対しても付与する（オープンライセンス）可能性に関する宣言を知的所有権を所管する連邦行政機関に提出することができる。

この場合，発明，実用新案又は意匠に係る特許維持手数料の金額は，50 パーセント減額され，当該減額は，知的所有権を所管する連邦行政機関がオープンライセンスに関する通知を公表した年の翌年から適用される。

発明，実用新案又は意匠を使用する権利が何人に対しても付与され得る実施許諾の条件は，特許権者がこれを知的所有権を所管する連邦行政機関に対して通知し，当該連邦行政機関は，オープンライセンスに関する各通知を特許権者の費用負担で公表する。特許権者は，上述の発明，実用新案又は意匠を使用する意思表示をなした者と，通常（非独占的）実施許諾の条件に従い，実施許諾契約を締結する義務を負う。

2. オープンライセンスに関する通知の公表日から 2 年以内に，特許権者が，当該特許権者が宣言において提示した条件に従った実施許諾契約を締結する旨の書面による申し出を受理しなかった場合，当該特許権者は，上記 2 年の後，オープンライセンスに関する自己の宣言の取下げを，知的所有権を所管する連邦行政機関に申請することができる。この場合，特許維持手数料は，オープンライセンスに関する通知の公表日以後の期間につき追加料金の納付が条件となり，かつ，それ以降は全額納付が条件となる。前記連邦行政機関は，宣言の取下げに関する通知を公報に掲載する。

第 1369 条 発明，実用新案又は意匠に係る排他権を処分する契約の方式並びに排他権及びその質入の移転並びに発明，実用新案又は意匠を使用する権利の付与に係る国家登録

1. 特許の譲渡契約，ライセンス許諾契約及びその他の契約で発明，実用新案又は意匠に係る排他権が処分されるものは，書面により締結される。この書面方式義務を遵守しなかったときは，かかる契約は無効とされる。

2. 発明，実用新案若しくは意匠に係る排他権の譲渡若しくは質入又はこれらの使用权の契約による付与は，本法第 1232 条により定める手続に基づく国家登録の対象となる。

第4節 職務遂行中又は契約に基づく任務遂行中に創作された発明，実用新案又は意匠

第1370条 職務発明，職務考案又は職務意匠

1. 自己の職務又は雇用者が指定した特定の任務と関連して従業者がした発明，考案した実用新案又は創作した意匠は，それぞれ，職務発明，職務考案又は職務意匠とみなされる。
2. 職務発明，職務考案又は職務意匠に係る創作者人格権は，従業者(創作者)に帰属する。
3. 職務発明，職務考案又は職務意匠に係る排他権及び特許を取得する権利は，従業者と雇用者との間の労働契約又は民法の契約に別段の定めがない限り，雇用者に帰属する。
4. 別段の規定を定める使用者と従業者との間の契約(本条第3段落)が存在しないときは，従業者は，自己の雇用義務の遂行の過程で又は使用者に課された特定の職務から生じた自己の創作であって法的保護を受けられる成果について，書面により使用者に通知しなければならない。

従業者による通知の日から4月以内に，使用者が，当該発明，職務実用新案又は職務意匠について特許の付与を求める出願を知的所有権を所管する連邦行政機関に対して行わず，職務発明，職務実用新案又は職務意匠について特許を取得する権利を他人に移転せず，かつ，当該知的活動の成果に関する情報を秘密にしておくことについて当該従業者に通知しないときは，かかる発明，実用新案又は意匠について特許を取得する権利は，当該従業者に戻る。この場合，使用者は，特許の有効期間中，単純(非排他的)ライセンスに基づき，補償金を特許所有者に支払って当該の職務発明，職務実用新案又は職務意匠を自己の事業に使用する権利を有するものとし，支払の金額，条件及び方法は従業者と使用者との間の契約により決定され，紛争が生じた場合は裁判で解決される。

使用者が，職務発明，職務実用新案若しくは職務意匠について特許を受けるか，かかる発明，実用新案若しくは意匠についての情報を秘密にしておくこととしその旨を従業者に通知するか，特許を取得する権利を他人に移転するか又は自己の責任のある事情により自己が行った出願に基づいて特許を取得できなかった場合は，従業者は補償金を受ける権利を有する。当該補償金の額，使用者による支払の条件及び手続は，使用者と従業者との間の契約により決定され，紛争が生じた場合は裁判により決定される。

職務発明，職務実用新案又は職務意匠について補償金を受ける権利は不可譲であるが，排他権の残存有効期間については発明者・考案者・創作者の相続人に移転する。

5. 雇用者の財政的，技術的又はその他の有形資産を用いたが，自己の職務又は雇用者が指定した特定の任務の部分としてでなく，従業者がなした発明，考案した実用新案又は創作した意匠は，職務発明，職務考案又は職務意匠ではない。当該発明，実用新案又は意匠について特許を取得する権利及び当該発明，実用新案又は意匠に係る排他権は，従業者に帰属する。この場合，雇用者は，自己の裁量で，創作された知的活動の成果を，排他権の存続期間中自己の必要のために使用する無償の通常(非独占的)実施権の付与を要求する権利又は当該発明，実用新案の考案又は意匠の創作と関連して雇用者が負担した費用の返還請求権を有する。

第1371条 契約に基づく業務遂行中に創作された発明，実用新案又は意匠

1. 発明，実用新案又は意匠の創作について明示的に規定していない労働契約又は研究，開発若しくは技術的作業の実施に係る契約の履行中に創作された発明，実用新案又は意匠に関して特許及び排他権を取得する権利は，請負人(業務遂行者)と顧客との間の契約に別段の規定

がない限り、請負人(業務遂行者)に帰属する。

この場合、契約に別段の規定がない限り、顧客は、特許の全有効期間を通じ、追加の補償金を支払うことなく、単純(非排他的)ライセンスに基づき、基礎となる契約の締結の目的で当該の発明、実用新案又は意匠を使用する権利を有する。請負人(業務遂行者)が特許の取得又は当該特許の他人への譲渡に係る自己の権利を移転したときは、顧客は、引き続き、当該発明、実用新案又は意匠を同一の条件で使用する権利を有する。

2. 請負人(業務遂行者)と依頼人との間の契約に基づき、特許を取得する権利又は発明、実用新案又は意匠に係る排他権が、依頼人又は依頼人が指定する第三者に対し移転された場合、請負人(業務遂行者)は、契約に別段の定めがない限り、特許の全存続期間にわたり無償の通常(非独占的)実施許諾によりなされた発明、考案された実用新案又は創作された意匠を自己の必要のために使用する権利を有する。

3. 本条第1項に明記された発明者、実用新案の考案者又は意匠の創作者であって特許権者以外の者は、本法第1370条第4項に基づく対価が支払われる。

第1372条 注文に基づいて創作された意匠

1. 契約で、その主題が(契約に基づく)意匠の創作であったものに基づいて創作された意匠について特許及び排他権を取得する権利は、請負人(業務遂行者)と顧客との間の契約に別段の規定がない限り、顧客に帰属する。

2. 本条第1段落に基づき、意匠について特許及び排他権を取得する権利が顧客に帰属するときは、請負人(業務遂行者)は、契約に別段の規定がない限り、当該特許の有効期間中、無料の通常(非排他的)ライセンスに基づき、当該意匠を自己の必要のために使用する権利を有する。

3. 請負人(業務遂行者)と顧客との間の契約に従い、当該意匠について特許及び排他権を取得する権利が請負人(業務遂行者)により所有されている場合は、顧客は、当該特許の有効期間中、無料の通常(非排他的)ライセンスに基づき、契約締結の目的であった意匠を使用する権利を有する。

4. 注文に基づいて創作された意匠の創作者であって特許権者でないものは、本法第1370条第4段落に従い補償を受ける。

第1373条 国家又は地方自治体との契約に基づく業務の遂行中に創作された発明、実用新案又は意匠

1. 国家又は地方自治体との契約の下で、国家又は地方自治の必要のための業務遂行中になされた発明、考案された実用新案又は創作された意匠につき、特許を取得する権利及びこれに係る排他権は、国家又は地方自治体との契約を履行する組織(「業務遂行者」)に帰属する。但し、国家又は地方自治体との契約により、当該権利が、国家若しくは地方自治体である依頼人が代理として行動するロシア連邦、ロシア連邦構成体若しくは地方自治の機関に帰属すると規定される場合又は当該権利が業務遂行者及びロシア連邦、ロシア連邦構成体又は、業務遂行者及び地方自治体の機関の共有とする旨を規定される場合はこの限りではない。

2. 国家又は地方自治体との契約に従い、特許を取得する権利及び発明、実用新案又は意匠に係る排他権がロシア連邦、ロシア連邦構成体又は地方自治体政府に帰属する場合、国家又は地方自治体である依頼人は、発明、実用新案又は意匠としての法的保護に適格な知的活動の

成果を得た旨を業務遂行者が通知した日から 6 月以内に、特許出願を行うことができる。国家又は地方自治体である依頼人が、前記期間内に特許取得のための出願を怠った場合、特許を取得する権利は業務遂行者に帰属する。

3. 国家又は地方自治体との契約の下における発明、実用新案又は意匠につき、特許を取得する権利及びこれに係る排他権がロシア連邦、ロシア連邦構成体又は地方自治体政府に帰属する場合、業務遂行者は、自己の従業者及び第三者と適切な合意を締結することにより、すべての権利を取得し、かつ、当該権利がロシア連邦、ロシア連邦構成体又は地方自治体政府に付与されるよう確保する義務を負う。この場合、請負人〔業務遂行者〕は、第三者から関係する権利を取得することと関連して負担した経費を補填するための報酬を請求する権利を有する。

4. 国家又は地方自治の必要のための国家又は地方自治体との契約の下における業務遂行中になされた発明、実用新案又は意匠の特許が、本条第 1 項により、ロシア連邦、ロシア連邦構成体、地方自治体政府のいずれにも帰属しない場合、特許権者は、国家又は地方自治体顧客の要求に応じ、顧客が指定する者に対し、国家又は地方自治の必要のために当該発明、実用新案又は意匠を使用するための無償の通常(非独占的)実施許諾を付与する義務を負う。

5. 国家又は地方自治体の必要のための国家又は地方自治体との契約の下における業務遂行によりなされた発明、実用新案又は意匠の特許が、業務遂行者とロシア連邦、業務遂行者とロシア連邦構成体又は業務遂行者と地方自治体政府とを共有者として付与される場合、国家又は地方自治体顧客は、業務遂行者への事前通知をもって、国家又は地方自治の必要のための業務遂行又は商品供給を目的として、当該発明、実用新案又は意匠を使用する無償の通常(非独占的)実施許諾を得る権利を有する。

6. 本条第 1 項に基づき、発明、実用新案又は意匠の特許を自己の名で取得した業務遂行者が特許存続期間をその満了前に終了させる決定を行う場合、業務遂行者は、国家又は地方自治体顧客に通知し、かつ、当該顧客の要求により、ロシア連邦、ロシア連邦構成体又は地方自治体政府に対し当該特許を無償で移転する義務を負う。

本条第 1 項に基づき、ロシア連邦、ロシア連邦構成体又は地方自治体政府の名で付与された特許の存続期間をその満了前に終了させる決定が採択された場合、国家又は地方自治体顧客は、業務遂行者に通知し、かつ、業務遂行者の要求により、業務遂行者に対し当該特許を無償で移転する義務を負う。

7. 本条第 1 項に明記された発明者、実用新案の考案者又は意匠の創作者には、本法第 1370 条第 4 項に基づき対価が支払われる。

第5節 特許付与

1. 特許付与を求める出願，出願の補正及び取下げ

第1374条 発明，実用新案又は意匠の特許付与を求める出願の提出

1. 発明，実用新案又は意匠の特許付与を求める出願は，本法に基づき特許を取得する資格がある者（「出願人」）により，知的所有権を所管する連邦行政機関に提出される。
2. 発明，実用新案又は意匠に対する特許付与を求める出願はロシア語で記載される。その他の出願書類はロシア語又は他言語で記載される。出願書類が他言語で記載される場合は，ロシア語による翻訳文が出願に添付される。
3. 発明，実用新案又は意匠に係る特許付与を求める出願は，出願人により署名されるものとし，弁理士又はその他の代理人を介して出願する場合には，出願人又は出願を提出する出願人の代理人により提出される。
4. 発明，実用新案又は意匠の特許付与を求める出願書類の要件は，本法に基づき知的所有権の分野における規範及び法を執行する連邦行政機関により定められる。

第1375条 発明の特許付与を求める出願

1. 発明の特許付与を求める出願（「発明出願」）は，単一の発明又は単一の発明概念を形成する一群の発明と関連しなければならない（「発明の単一性の要件」）。
2. 発明に係る願書には，次に掲げるものを含める。
 - (1) 発明者及び出願人 - 特許を受ける権利を有する者 - 並びに各人の居所又は所在地を表示する特許付与を求める出願
 - (2) 当該技術の熟練者が当該発明を実施することを可能にする程度に当該発明の本質を十分詳細に開示する発明の説明
 - (3) 発明の本質を明確に表現し，かつ，その説明に十分に基づいた発明のクレーム
 - (4) 発明を理解する上で必要な場合，図面及びその他の資料（出願人が希望する場合は発明の立体模型を含む）。
 - (5) 要約
3. 発明出願の出願日は，知的所有権を所管する連邦行政機関による，特許付与の請求，発明の明細並びに明細中に言及されている場合は図面を含む出願の受理日であり，前記書類のすべてが同時に提出されなかった場合は最終の文書の受理日であるとされる。

第1376条 実用新案の特許付与を求める出願

1. 実用新案の特許付与を求める出願（実用新案出願）は，単一の実用新案に関連する（実用新案の単一性の要件）。
2. 実用新案の出願には，次に掲げるものを含める。
 - (1) 実用新案の考案者及び出願人 - 特許を受ける権利を有する者 - 並びに各人の居所又は所在地を表示する特許付与を求める出願
 - (2) 当該技術の熟練者が実用新案を実施することを可能にする程度に当該実用新案の本質を十分詳細に開示する実用新案の説明
 - (3) 実用新案の本質を明確に表現し，かつ，その説明に十分に基づいた，単一の技術的解決

に関する実用新案のクレーム

(4) 実用新案の本質を理解するのに必要な場合、図面及び実用新案の立体模型(出願人が希望する場合)。

(5) 要約

3. 実用新案出願の提出日は、知的所有権を所管する連邦行政機関による、特許の付与を求める願書、実用新案の説明及び説明に言及がある場合は図面の受領の日であり、これらの文書すべてが同時に提出されなかった場合は、最後に提出された書類の受領の日である。

第 1377 条 意匠の特許付与を求める出願

1. 意匠の特許付与を求める出願(意匠出願)は、1 件の意匠又は単一の創作的概念を形成するように密接に関係付けられた一群の意匠に関連する(意匠の単一性の要件)。

2. 意匠出願には、次に掲げるものを含める。

(1) 意匠の創作者及び出願人 - 特許を受ける権利を有する者 - 並びに各人の居所又は所在地を表示する特許付与を求める出願

(2) 意匠の本質的特徴の完全で詳細な概念を提示し、かつ、物品の外観の美的特徴を提示する物品の 1 組の像(出願人が希望する場合は意匠の立体模型を含む)

(3) 意匠の本質を開示するために必要な場合は、物品の全体図及び組立チャート

(4) 意匠の説明

3. 意匠出願の出願日は、知的所有権を所管する連邦行政機関による、特許付与を求める願書、物品の 1 組の像、物品の外観の審美的特徴を規定する意匠の本質的特徴の全体像を表現する物品の 1 組の像を含む出願の受領の日であり、これらの文書すべてが同時に提出されなかった場合は、最後に提出された書類の受領の日である。

第 1378 条 発明、実用新案又は意匠に係る出願の補正

1. 出願人は、特許付与、特許拒絶又は出願放棄認定について決定が下される前に、知的所有権を所管する連邦行政機関の請求に基づいて追加資料を提出することにより、発明、実用新案又は意匠に係る自己の出願書類への追加、明確化及び訂正を行う権利を有するが、当該追加、明確化及び訂正が発明、実用新案又は意匠に係る出願の本質を変更しないことを条件とする。

出願人は、本法第 1386 条第 2 段落から第 4 段落までに定める態様により行われた情報調査に関する報告の受領後、自発的に、発明の本質を変更しない補正クレームを提示すると共にその説明の適切な補正を行う 1 回限りの権利を有する。

2. 追加資料は、次に掲げる例の 1 を含むとき、発明又は実用新案に係る出願を変更するとされる。

- 検討のために受理された発明又は発明の一群に関して発明の単一性の要件を満たさない別の発明又は別の実用新案

- 発明又は実用新案のクレームに含まれるべきであるが、本法第 1375 条第 2 段落第 1 副段落から第 4 副段落まで又は第 1376 条第 2 段落第 1 副段落から第 4 副段落までにいう出願書類において開示されておらず、出願日に提出されなかった特徴

- 発明又は実用新案により提供されるが、同じ書類に含まれる技術的成果に関係しない技術的成果の開示

3. 追加資料は、次に掲げるところに該当する物品の像を含む場合、意匠に係る出願を本質的に変更するものである。

- 検討のために受理された像において開示された意匠又は一群の意匠に関して意匠の単一性の要件を満たさない別の意匠

- 意匠の本質的な特徴が出願日に提出された像に存在していないか又は出願日時時点で提出されていた像において利用できた意匠の本質的な特徴が除去された像が提示された

4. 発明、実用新案又は意匠の登録前、出願人は、自発的に、出願書類において、発明者・考案者・創作者及び出願人についての情報の変更(特許を取得する権利の他人への移転又は発明者・考案者・創作者の名称若しくは出願人の名称の変更によるものを含む)並びに明白、かつ、技術的な誤りの訂正を行うことができる。

5. 発明に係る出願書類に出願人が行った変更は、これが出願日から15月以内に知的所有権を所管する連邦行政機関に提示された場合は、出願についての情報を公告する時に考慮される。

第1379条 発明、実用新案又は意匠に係る出願の変更

1. 発明に係る出願の公告(第1385条第1段落)前であって発明特許付与に関する決定の日以前又は発明特許の付与若しくは取下に係る請求を拒絶する決定を下す時であって本法に基づいて当該決定に対する異論を最早提起できなくなる前に、出願人は、適切な申請を知的所有権を所管する連邦行政機関に提出することにより、当該出願を実用新案出願又は意匠出願に変更することができるが、出願人が本法第1366条第1段落に基づき、特許譲渡に係る契約を締結する宣言を提示している場合はこの限りでない。

2. 実用新案出願の発明若しくは意匠に係る出願への変更又は意匠出願の発明若しくは実用新案(出願)への変更は、特許の付与に関する決定の日まで、特許付与を拒絶する決定又は出願が取り下げる場合 - 本法に基づき当該決定に対する異論を提出する可能性が閉ざされるまでは、知的所有権を所管する連邦行政機関に提出される申告に基づき認められる。

3. 本条第1段落又は第2段落に従った発明、実用新案又は意匠に係る出願の変更は、本法第1375条第3段落、第1376条第3段落、第1377条第3段落、第1381条第3段落又は第1382条の要件に従う変更された出願の優先権及び提出日に変わりがない場合は認められる。

第1380条 発明、実用新案又は意匠に係る出願の取下

出願人は、発明、実用新案又は意匠について提出した出願を、発明、実用新案又は意匠の各登録簿への国家登録前に取り下げることができる。

2. 発明，実用新案及び意匠の優先権

第 1381 条 発明，実用新案又は意匠の優先権の確立

1. 発明，実用新案又は意匠についての優先権は，知的所有権を所管する連邦行政機関に対する，発明，実用新案又は意匠の出願の提出日に確立される。
2. 発明，実用新案又は意匠についての優先権は，出願人が追加資料を別の出願として提出する場合は，当該追加資料の受理日により決定される。但し，追加資料が請求された解決の本質を変更するとの認識を理由に追加資料を斟酌することができない旨の通知を知的所有権を所管する連邦行政機関から出願人が受領した後 3 月以内に当該別出願が提出されたこと，当該出願の提出日に上述の追加資料を含む出願が取り下げられておらず，かつ，取り下げられたものと見なされていなかったことを条件とする。
3. 発明，実用新案又は意匠の優先権は，同一出願人が，当該発明，実用新案又は意匠を開示する先の発明，実用新案又は意匠出願を知的所有権を所管する連邦行政機関に提出した日により決定される。ただし，優先権を主張している出願の提出日に，当該先の出願が取り下げられておらず，取り下げられたとみなされておらず，かつ，当該先の出願に基づいて発明，実用新案又は意匠が該当登録簿に登録されておらず，また，当該先の出願の提出日から 12 月以内に優先権を主張する発明に係る出願が提出され，他方当該先の出願が提出された日から 6 月以内に実用新案又は意匠に係る出願が提出されることを条件とする。
優先権を請求している出願の提出時に，先の出願が取り下げられたものとみなされる。
優先権は，先の優先権が既に主張されている出願の提出日により定めることはできない。
4. 分割出願のもとでの発明，実用新案又は意匠についての優先権は，知的所有権を所管する連邦行政機関に対し同一出願人が当該発明，実用新案又は意匠を開示する最初の出願を提出した日により決定され，原出願のもとでより早い優先権が存在している場合は，最先の優先権の日付により決定される。但し，分割出願の提出日において，発明，実用新案又は意匠に係る原出願が取り下げられておらず，かつ，取り下げられたものと見なされていなかったこと，及び本法に定める原出願の下で特許の付与を拒絶する査定に対する不服申立期間満了前に又は原出願を基礎として特許付与の査定がなされた場合は，当該発明，実用新案又は意匠の登録日の前に，分割出願が出願されたことを条件とする。
5. 発明，実用新案又は意匠についての優先権は，本条第 2 項，第 3 項，第 4 項及び本法第 1382 条に定める各規定の要件に従い，数個の先の出願又はその追加資料を基礎として決定され得る。

第 1382 条 条約による発明，実用新案又は意匠の優先権

1. 発明，実用新案又は意匠についての優先権は，工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国における発明，実用新案又は意匠に係る最初の出願日により決定される（「条約による優先権」）。但し，知的所有権を所管する連邦行政機関に対して，発明又は実用新案の出願は上記の優先日から 12 月以内に，及び意匠の出願の出願は上記の優先日から 6 月以内に提出されたことを条件とする。出願人の支配が及ばない事情により，所定の期間内に条約優先権の主張を伴う出願が提出できなかった場合，当該期間は，2 月を超えない範囲内で知的所有権を所管する連邦行政機関がこれを延長することができる。
2. 意匠出願に関して条約優先権を行使しようとする出願人は，当該出願の提出後 2 月以内に

知的所有権を所管する連邦行政機関にその旨を通知し、かつ、条約優先権を主張している出願の当該連邦行政機関への提出後 3 月以内に本条第 1 段落にいう最初の出願の認証謄本を提示しなければならない。最初の出願の認証謄本が前記期間内に提出されなかった場合でも、知的所有権を所管する連邦行政機関は、前記期間の満了前に出願人が当該知的所有権を所管する連邦行政機関に提出した申立に基づき、当該優先権を承認することができる。申立は、最初の出願の謄本が最初の出願の提出日から 8 月以内に最初の出願の提出先と同じ特許機関へ出願人により請求され、かつ、出願人がそれを受領した日から 2 月以内に知的所有権を所管する連邦行政機関に提示されることを条件として認めることができる。

3. 発明又は実用新案出願に関して条約優先権を行使することを希望する出願人は、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国の特許部局に最初の出願を提出してから 16 月以内に、知的所有権を所管する連邦行政機関に通知し、かつ、最初の出願の認証謄本を同連邦行政機関に提出しなければならない。

この期間内に最初の出願の認証謄本が提出されなかった場合でも、知的所有権を所管する連邦行政機関は、前記期間内に申立に基づき、条約優先権を承認することができる。ただし、最初の出願の謄本が最初の出願の提出から 14 月以内に最初の出願の提出先である特許部局から出願人により請求され、かつ、出願人がそれを受領してから 2 月以内に知的所有権を所管する連邦行政機関に提出されることを条件とする。

知的所有権を所管する連邦行政機関は、発明又は実用新案の優先権に係る主張の有効性の確認が当該発明又は実用新案の特許性の確認に関連している場合にのみ、発明又は実用新案に係る最初の出願のロシア語への翻訳文を出願人に要求することができる。

第 1383 条 発明、実用新案又は意匠の優先日の一致の結果

1. 複数の出願人が同一の発明、実用新案又は意匠に係る出願を提出し、かつ、これらの出願が同一の優先日を有することが審査の過程で明らかになった場合、当該発明、実用新案又は意匠に係る特許は、これらの出願の 1 のみに対して出願人の中の合意により決定される者に付与される。

知的所有権を所管する連邦行政機関から通知を受領した日から 12 月以内に、出願人の中で到達した合意について前記連邦行政機関に通知しなければならない。

出願の 1 に対する特許付与により、これらの出願に表示されたすべての発明者・考案者・創作者は、同一の発明・実用新案又は意匠に関して共同発明者・共同考案者・共同創作者と認められる。

同一の発明、実用新案又は意匠について同一の優先日を有する複数の出願が同一出願人により提出された場合には、特許は出願人が選択する出願に付与される。出願人は、本段落第 2 副段落に規定する期間及び態様に従い、自己の選択を通知しなければならない。

出願人からの前記の通知又は定められた期間の延長に係る申請が、本法第 1386 条第 6 段落に規定する期間及び態様に従い知的所有権を所管する連邦行政機関により受領されなかった場合は、これらの出願は取り下げられたものとみなされる。

2. 発明と同一の実用新案の優先日が一致し、これらに関する特許付与を求める出願が同一出願人により提出された場合、これら出願のうち一出願に係る特許が付与された後、他の出願に係る特許付与は、同一の発明若しくは実用新案のうち最先の特許権者が、当該特許の存続期間を終了させる請求を知的所有権を所管する連邦行政機関に提出する条件においてのみ可

能である。この場合、最先の特許の存続期間は、本法第 1394 条に基づき他の出願に係る特許付与に関する情報が公開された日に終了する。発明又は実用新案の出願に対する特許付与に関する情報及び最先の特許の存続期間終了に関する情報は、同時に公開される。

3. 特許付与を求める出願の審査，発明及び意匠の仮保護

第 1384 条 発明出願の方式審査

1. 知的所有権を所管する連邦行政機関により受領された発明出願に関して，本法第 1375 条第 2 段落により要求される書類の完全性及び確立した要件への適合性を確認するために，方式審査が行われる。
2. 知的所有権を所管する連邦行政機関は，当該審査の終了後，出願人に対し，発明に係る他人の出願の方式審査の肯定的な結果を直ちに通知する。
3. 発明出願が出願書類に係る要件に適合していない場合は，知的所有権を所管する連邦行政機関は，出願人に対し通知を送付し，当該通知の発送から 3 月以内に，訂正された書類又は欠けている書類を提出するよう求める。出願人が所定の期間内に当該書類を提出せず，かつ，期間延長を求める申立も提出しない場合は，出願は取り下げられたものとみなされる。前記の連邦行政機関は，当該期間を 10 月を越えない範囲で延長することができる。
4. 発明出願の方式審査を行って，これが発明の単一性要件(第 1375 条第 1 段落)に違反していることが確認されたときは，知的所有権を所管する連邦行政機関は，出願人が対応する通知を受領してから 3 月の期間内に，請求された発明の何れを審査の対象とするかを述べること及び必要な場合は出願書類を補正することを求める。当該出願においてクレームされたその他の発明は，分割出願として出願することができる。出願人が当該期間内に請求された発明の何れを審査の対象とするかを宣言せず，かつ，必要な場合に，該当する書類を提出することもしなかったときは，出願中で最初に請求された発明が審査される。
5. 発明出願の方式審査を行って，出願人が提出した追加資料が出願の本質を変更することが確認された場合は，本法第 1386 条第 6 段落第 3 副段落の規定が適用される。

第 1385 条 発明及び意匠出願に関する情報の公開

1. 知的所有権を所管する連邦行政機関は，方式審査の結果が肯定的である発明の出願に関し，その出願日から 18 月の期間満了時，発明の出願に関する情報を官報に掲載する。公開される情報の構成は，知的財産分野における規範的，かつ，法的規制を執行する連邦行政機関がこれを決定する。
発明者は，発明の出願に関する公開情報中における氏名表示権を放棄することができる。
発明の出願日から 12 月の期間満了前に提出された出願人の請求に応じて，知的所有権を所管する連邦行政機関は，当該出願日から 18 月の期間満了前に発明の出願に関する情報を公開することができる。
発明の出願日から 15 月の期間満了前に，出願が取り下げられたか若しくは取り下げられたと認められた場合又は出願に基づいて発明の登録が発効した場合は，公開は行われぬ。
2. 出願が，発明に関する情報の公開日において取り下げられているか又は取り下げられたと認められていない限り，何人も，発明の出願に関する情報の公開後は，出願書類を閲覧する権利を有する。出願書類に対するアクセスを管理する手続及び出願書類の複写を作成する手続は，知的財産分野における規範的，かつ，法的規制を執行する連邦行政機関がこれを定める。
3. 発明の出願に関する情報の公開日において出願が取り下げられているか又は取り下げられたと認められた場合，かかる情報は，発明の出願に関する情報の公開日から 12 月の期間満

了前に知的所有権を所管する連邦行政機関に提出された同一出願人による後続出願の処理において、先行技術には含まれない。

4. 知的所有権を所管する連邦行政機関は、出願人の請求に基づき、方式審査を通過した意匠出願に関する情報をその公報において公開する。公開される情報の一覧は、知的所有権の分野における規範及び法を執行する連邦行政機関により決定される。

意匠の創作者は、公開される意匠出願に関する情報に創作者として記載されることを拒絶する権利を有する。

出願が取り下げられたか若しくは取り下げられたものとみなされた場合又は当該出願に基づいて意匠が登録された場合は、情報は公開されない。

意匠出願に関する情報が公開されたときは、何人も、出願書類を閲覧する権利を有する。当該書類の閲覧及びその複製の提供に係る手続は、知的所有権の分野における規範及び法を執行する連邦行政機関により決定される。

第 1386 条 発明出願の審査

1. 特許出願時又は出願日から 3 年以内に、かつ、方式審査の結果が肯定的であることを条件として、出願人又は第三者が知的所有権を所管する連邦行政機関に申立を提出したときは、当該発明出願は、実体審査を受ける。当該連邦行政機関は、第三者から申立を受領したときは出願人に通知する。

知的所有権を所管する連邦行政機関は、提出期限前に出願人が提出する請求に基づき、発明出願の実体審査に係る申立の提出期限を 2 月を越えない範囲で延長することができる。

発明出願の実体審査を求める申立が所定の期間内に提出されない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。

2. 発明出願の実体審査には次に掲げるものが含まれる。

- 請求された発明に関して、当該発明の特許性が確認されるべき先行技術の水準を評価する情報調査

- 請求された発明の本法第 1349 条第 4 段落の要件並びに本法第 1350 条第 1 段落第 1 副段落並びに第 1350 条第 5 段落及び第 6 段落に定める特許性条件の遵守の確認

- 本法第 1375 条第 2 段落第 1 副段落から第 4 副段落までに規定され、かつ、出願日において当該技術に熟練した専門家が当該発明を実施するために提示された出願書類中での請求されている発明の開示の適切性の確認

- 請求されている発明の本法第 1350 条第 1 段落第 2 副段落に規定する特許性の条件の遵守の確認

知的所有権を所管する連邦行政機関は、情報調査に関する報告を出願人に送付する。

第 1349 条第 4 段落並びに本法第 1350 条第 5 段落及び第 6 段落に列挙された対象に関しては情報調査は行われず、知的所有権を所管する連邦行政機関は、その旨を出願人に通知する。

情報調査の遂行及び報告に係る手続は、知的所有権の分野における規範的及び法規制を執行する連邦行政機関により定められる。

3. 発明出願の実体審査を求める申立が出願と共に提出され、かつ、出願日より先の優先権が出願中で主張されていない場合は、知的所有権を所管する連邦行政機関は、出願の実体審査の開始日から 7 月が経過する前に、その情報調査に関する報告を出願人に送付する。

知的所有権を所管する連邦行政機関は、連邦行政機関の蓄えの中に欠けている情報を他の組

織に請求する必要があるか又は請求されている発明の特性から確立された方法で情報調査を行うことが不可能である場合は、情報に関する報告を出願人に送付するための期間を延長することができる。当該連邦行政機関は、情報調査に関して報告する期間の延長の事実及び延長の理由について出願人に通知する。

4. 出願人及び第三者は、方式審査を受けた特許出願について請求された発明の特許性が評価されるのに必要となる技術水準を決定するための情報調査の実施を求める申立をする権利を有する。かかる情報調査及びその結果に関する情報の提供に係る手続及び条件は、知的所有権の分野における規範及び法を執行する連邦行政機関により定められる。

5. 本法第 1385 条に従った発明出願の公開の後、知的所有権を所管する連邦行政機関は、本条第 2 段落及び第 4 段落に従って行われた情報調査に関する報告を公開する。

発明出願についての情報が公開された後、何人も、請求された発明に関し、本法第 1350 条により規定された特許性条件の順守について自己の意見を提出することができる。かかる者は、出願に関する手続に参加しない。かかる者の見解は、本法第 1387 条に定める手続きに基づき出願に関する決定が下されるときに考慮される。

情報調査の結果及びかかる結論に関する報告の公開についての出願人に対する通知に係る手続及び条件は、知的所有権の分野における規範及び法を執行する連邦行政機関により定められる。

6. 発明出願の実体審査の間、知的所有権を所管する連邦行政機関は、実体審査又は特許の付与に関する決定に不可欠な追加資料(補正されたクレームを含む)を、出願人に要求することができる。この追加資料は、出願の実体を変更することなしに、要求又は出願に反駁する資料の写しの送付から 3 月以内に提出しなければならない。ただし、当該写しに関しては、当該連邦行政機関による要求から 2 月以内に、出願人がこれを請求することを条件とする。所定の期間内に、出願人が請求された資料を提出するか又は期間の延長を求める申立を提出しない限り、出願は取り下げられたものとみなされる。当該連邦行政機関は、請求資料の出願人による提出のために定められた期間を 10 月を越えない範囲で延長することができる。

出願の実体審査において、発明の単一性要件が満たされていないことが確認された場合は、本法第 1384 条第 4 段落の規定が適用される。

出願人が追加資料を提出した場合は、当該資料が出願の本質を変更する(第 1378 条)ものであるか否かが確認される。

出願の本質を部分的に変更する追加資料は検討されない。出願人は、かかる資料を独立出願として提出することができる。知的所有権を所管する連邦行政機関は、この旨を出願人に通知する。

第 1387 条 発明特許の付与、付与拒絶又は出願取下の宣言に関する決定

1. 発明出願の実体審査により、出願人が提出した発明クレームにおいて提示されている請求された発明が、本法第 1349 条第 4 段落に記載されている客体に関連せず、本法第 1350 条に規定する特許性の条件及び本法第 1375 条第 2 段落第 1 副段落から第 4 副段落までに言及され、かつ、出願日に提出された出願書類中の請求された発明の本質に合致し、かつ、発明の形成を適切に開示すると認められた場合は、知的所有権を所管する連邦行政機関は、当該発明に特許を許可する旨を決定する。当該決定は、発明出願の出願日及び発明の優先日を明記する。

発明出願の実体審査において、出願人が提出した発明クレームに表示されている請求された発明が本段落第 1 副段落にいう少なくとも 1 つの特許性の要件若しくは条件の何れにも合致しないか又は本段落第 1 副段落にいう出願書類が本段落に定める要件に合致しないことが確認された場合は、知的所有権を所管する連邦行政機関は、特許の付与を拒絶する。

知的所有権を所管する連邦行政機関は、特許の付与を拒絶する旨を決定する前に、請求された発明の特許性の確認の結果を通知すると共に、通知に記載された理由に応答する主張を求める。かかる理由に関する出願人の応答は、通知が送付された日から 6 月以内に提出しなければならない。

2. 発明出願は、知的所有権を所管する連邦行政機関の決定に基づき、本章の規定に基づいて取り下げられたものとみなされる。

3. 出願人は、発明に係る特許付与に関する知的所有権を所管する連邦行政機関の決定、発明に係る特許の拒絶又は発明出願が取り下げられたとの見做しを争うことができるものとし、そのためには、出願人は、関係決定又は特許の許可を拒絶する決定に引用されている資料の写しの請求を、出願に異議を申し立てている連邦行政機関が送付した日から 7 月以内に、自己の異論を当該連邦行政機関に提出しなければならない。ただし、出願人が、当該発明出願に関して決定が送付された日から 3 月以内に前記の資料の写しを請求したことを条件とする。

第 1388 条 特許出願資料を閲覧する出願人の権利

出願人は、何人も閲覧が認められない出願書類(特に、本法第 1383 条第 1 段落第 2 副段落に規定する通知に明記されている出願)を除き、知的所有権を所管する連邦行政機関から受領した請求、報告、決定、通知及びその他の書類に言及された発明の特許の付与に関連するすべての資料を閲覧する権利を有する。ただし、かかる出願に関するデータが公表されていないことを条件とする。出願人が前記の連邦行政機関に請求した特許書類の写しは、当該請求の受領日から 1 月以内に送付される。

第 1389 条 発明出願の審査に係る懈怠の場合に徒過した期限の回復

1. 出願人が、知的所有権を所管する連邦行政機関の請求に基づく出願書類又は追加資料に係る基本期限又は延長された期限(第 1384 条第 4 段落及び第 1386 条第 6 段落)、発明出願の実体審査を求める申立の提出(第 1386 条第 1 段落)に係る期限並びに連邦行政機関への異論の提出に係る期限(第 1387 条第 3 段落)を徒過した場合は、当該連邦行政機関がこれを回復することができるが、出願人が当該期限を徒過した正当な理由を立証することを条件とする。

本法第 1384 条第 4 段落並びに第 1386 条第 1 段落及び第 6 段落に規定する期限は、知的所有権を所管する連邦行政機関によって出願取下の宣言に関する決定を破棄し徒過した期限を回復する決定に基づき、本章の規定に従って更新される。

2. 出願人は、所定の期限の満了から 12 月以内は、徒過した期限の回復の請求を提出することができる。当該請求は、次に掲げるものの何れかを添えて、知的所有権を所管する連邦行政機関に提出しなければならない。

- 期限の回復を支持する書類若しくは追加資料又はこれらの書類若しくは資料を提出する期限の延長の請求
- 発明出願の実体審査の実施請求
- 知的所有権を所管する連邦行政機関への不服申立

第 1390 条 実用新案出願の審査

1. 知的所有権を所管する連邦行政機関が受領した実用新案出願について、本法第 1376 条第 2 段落に規定する書類の存在及びかかる書類の所定の要件への適合性を確認するための方式審査を行う。

この方式審査の結果が肯定的であった場合は、実用新案出願の実体審査が行われるが、これには次に掲げるものが含まれる。

確認すべき請求された実用新案の特許性に対する技術水準を評価するための当該請求された実用新案に関する情報調査

請求されている発明の、本法第 1349 条第 4 段落に規定する要件並びに本法第 1351 条第 5 段落第 1 副段落及び第 6 段落の特許性条件との適合性の確認

本法第 1376 条第 2 段落第 1 副段落から第 4 副段落までに従った、当該技術に熟練した者による作成のために出願日に提出された請求されている実用新案出願書類の開示の適切性の確認
請求されている実用新案の、本法第 1351 条第 1 段落第 2 副段落に規定する特許性要件との適合性の確認

本法第 1349 条第 4 段落並びに第 1351 条第 5 段落及び第 6 段落に明示する事項に係る情報調査は行われぬものとし、知的所有権を所管する連邦行政機関は、その旨を出願人に通知する。

2. 実用新案出願の実体審査により、出願人の発明方式で表現されている実用新案は、本法第 1349 条第 4 段落に掲げられている客体に関連せず、かつ、本法第 1351 条の特許性条件に合致していること及びその提出日に提出された、本法第 1376 条第 2 段落第 1 副段落から第 4 副段落までに言及される出願書類の中の主張されている発明の本質的要素が、当該技術に熟練した専門家による発明の実施のために全く十分に開示していることが確認された場合は、知的所有権を所管する連邦行政機関は、発明クレームを伴う当該実用新案に実用新案特許を付与する決定を行う。当該決定には、実用新案出願の提出日及び実用新案の優先日を含める。実用新案の実体審査において、出願人の方式で表現されている、主張される主題が本段落第 1 副段落の特許性条件の何れにも合致しないこと又は本法第 1376 条第 2 段落第 1 副段落から第 4 副段落までに規定する出願書類であつて出願日に提出されたものが当該技術に熟練した専門家による作成を可能にする上で十分な当該実用新案の詳細を適切に開示していないことが確認された場合は、知的所有権を所管する連邦行政機関は、特許付与を拒絶する決定を行う。

3. 実用新案出願の方式審査及び当該出願の実体審査においては、本法第 1384 条第 2 段落から第 5 段落まで、第 1386 条第 6 段落、第 1387 条第 2 段落及び第 3 段落、第 1388 条並びに第 1389 条の規定がそれぞれ適用される。

4. 知的所有権を所管する連邦行政機関が行った検討において、出願書類中の情報が国家機密を構成することが判明した場合は、当該書類は、国家機密に関する法令により定められた手続に従って機密扱いにされる。出願人は、当該実用新案を取り下げる可能性又は秘密発明出願への変更の可能性について通知されなければならない。出願の検討は、出願人からの適切な請求の提出まで又は出願人からの出願の秘密解除の請求まで停止する。

第 1391 条 意匠出願の審査

1. 知的所有権を所管する連邦行政機関が受領した意匠出願は、本法第 1377 条第 2 段落に規定する書類が存在すること及び当該書類が法定要件と合致することを確認するために方式審査が行われる。

方式審査の結果が肯定的であった場合は、意匠出願の実体審査が行われ、それには次に掲げる事項が含まれる。

主張されている意匠の特許性の審査において確認及び評価すべき情報を決定するための当該意匠に関する情報調査

請求されている意匠の、本法第 1231-1 条及び第 1349 条第 4 段落に定める要件並びに本法第 1352 条第 1 段落第 1 副段落及び第 1352 条第 5 段落の特許性条件との適合性の確認

請求されている意匠の、本法第 1352 条第 1 段落第 2 副段落の特許性条件との適合性の確認
本法第 1349 条第 4 段落に係る事項に係る情報調査は行なわれないものとし、知的所有権を所管する連邦行政機関は、その結果を出願人に通知する。

2. 意匠出願の実体審査の結果、物品の外観の像の上の請求されている意匠が本法第 1231-1 条又は第 1349 条第 4 段落に係る対象に該当せず、かつ、本法第 1352 条に掲げる特許性の条件を満たすことが確認された場合は、知的所有権を所管する連邦行政機関は、意匠特許の付与を決定する。この決定には、当該意匠出願の提出日及び当該意匠の優先日を含める。意匠の実体審査の過程で、主張される対象が本段落第 1 副段落に定める特許性の要件又は条件の何れにも合致しないことが確認された場合は、知的所有権を所管する連邦行政機関は、特許付与の拒絶を決定する。

3. 意匠に係る出願の方式審査及び出願の実体審査を行うときは、本法第 1384 条第 2 段落から第 5 段落まで、第 1386 条第 6 段落、第 1387 条第 2 段落及び第 3 段落、第 1388 条並びに第 1389 条に定める規定がそれぞれ適用される。

第 1392 条 発明及び意匠の暫定的な法的保護

1. 知的所有権を所管する連邦行政機関に出願が提出された発明は、出願の公開(第 1385 条第 1 項)の日から特許付与の公告(第 1394 条)の日まで、その公開されたクレームの範囲内で、ただし、当該発明の特許を付与する当該連邦行政機関の決定に含まれるクレームにより決定される範囲を超えない範囲について暫定的な法的保護を享受することができる。

知的所有権を所管する連邦行政機関に出願が提出された意匠は、出願の公開(第 1385 条第 4 項)の日から特許付与の公告(第 1394 条)の日まで、公開された意匠出願に含まれる物品の外観の像に示された意匠の本質的特徴の範囲内で、ただし、当該意匠の特許を付与する前記の連邦行政機関の決定に含まれる物品の外観の像に示された意匠の本質的特徴の範囲を超えない範囲について暫定的な法的保護を付与される。

2. 発明若しくは意匠に係る出願が取り下げられたか若しくは取り下げられたものとみなされた場合又は発明若しくは意匠に係る出願が拒絶され、かつ、本法に規定する当該決定に対して不服申立を提起することができる期間が経過した場合は、暫定的な法的保護は、付与されなかったものとみなされる。

3. 本条第 1 項に定める期間中に請求されている発明又は意匠を使用する者は、特許が付与された後、特許所有者に補償金を支払わなければならない。補償金の額は、当事者の合意により決定され又は紛争が生じた場合は裁判所により決定される。

4. 発明、実用新案又は意匠の登録及び特許の付与

第 1393 条 発明、実用新案又は意匠の国家登録及び特許付与手続

1. 本法第 1387 条第 1 段落、第 1390 条第 2 段落、第 1391 条第 2 段落又は第 1248 条に規定される方法で行われる発明、実用新案又は意匠に係る特許付与の決定に基づいて、知的所有権を所管する連邦行政機関は、発明、実用新案又は意匠を、相応する国家登録簿、すなわち、ロシア連邦国家発明登録簿、ロシア連邦国家実用新案登録簿又はロシア連邦国家意匠登録簿に登録し、かつ、当該の発明、実用新案又は意匠に特許を付与する。

複数の者の名義で 1 件の特許が求められた場合は、これらの者に 1 件の特許が付与される。秘密発明の特許を除く発明の特許、実用新案の特許又は意匠の特許は、電子形式及び出願人の請求に基づき紙面で発行する。複数の者の名義で当該特許が求められた場合は、これらの者に 1 件の特許が付与される。

2. 発明、実用新案又は意匠の国家登録及び特許付与は、適用される特許税の納付をもって完了する。出願人が所定の手続に基づいて特許税を納付しなかった場合は、当該の発明、実用新案又は意匠は登録されないものとし、対応する出願は、知的所有権を所管する連邦行政機関の決定により、取り下げられたものとみなされる。

発明特許、実用新案又は意匠の付与決定が本法第 1248 条の手続に従って争われたときは、出願取下の決定は行われない。

3. 発明特許、実用新案特許及び意匠特許の様式及びこれに記載する情報は、知的所有権の分野における規範的及び法規制を執行する連邦行政機関により決定される。

4. 知的所有権を所管する連邦行政機関は、権利所有者の申請に基づいて許可された発明特許、実用新案特許又は意匠特許に変更を施し、及び（又は）名称、権利所有者の名前、所在地又は住所、発明者・考案者・創作者の名前、宛先又は住所について変更を施し、更に明白、かつ、技術的な誤りを訂正するための変更を施す。

5. 知的所有権を所管する連邦行政機関は、前記の国家登録簿中の記載事項への変更についての情報をその公報において公告する。

第 1394 条 発明、実用新案又は意匠に係る特許付与に関する情報の公告

1. 知的所有権を所管する連邦行政機関は、発明者・考案者の名称（同人が名指されることを拒絶しなかった場合）、特許所有者の名称、発明又は実用新案の名称及び方式を含む、発明又は実用新案に関して行われた特許付与に関する情報をその公報において公告する。

知的所有権を所管する連邦行政機関は、創作者の名称（創作者が名指されることを拒絶しなかった場合）、特許所有者の名称、意匠の名称又は当該意匠の本質的特徴の全体的概念を示す物品の像を含む、意匠に係る特許付与に関する情報をその公報において公告する。

公告する情報の構成は、知的所有権の分野における規範及び法を執行する連邦行政機関により決定される。

2. 本条に基づく発明、実用新案又は意匠に対する特許付与に関する情報の公開に続き、何人も、出願書類及び調査報告書を調べる権利を有する。出願書類及び調査報告書を閲覧するための手続は、知的財産分野における規範及び法を執行する連邦行政機関がこれを定める。

第 1395 条 外国及び国際組織における発明及び実用新案の特許付与

1. ロシア連邦領域内でなされた発明又は実用新案に係る特許付与を求める出願は、各出願の知的所有権を所管する連邦行政機関への提出日から 6 月の期間満了後に、これを外国又は国際組織に提出することができる。但し、前記期間内に、出願人が、当該出願が国家機密を構成する情報を含む旨の通知を受けていないことを条件とする。発明又は実用新案の出願はその前に出願されてもよいが、出願における国家機密を構成する情報の存在に関する確認のための出願人の要請の後のみとする。出願のこの確認を実施するための手続は、ロシア連邦政府がこれを定める。

2. ロシア連邦で創作された発明又は実用新案についての特許協力条約又はユーラシア特許条約に基づく特許付与は、知的所有権を所管する連邦行政機関への事前の出願提出なしでも認められる。ただし、特許協力条約に基づく出願(国際出願)が知的所有権を所管する連邦行政機関を受理官庁として出願され、かつ、ロシア連邦が出願人が特許取得を意図している国として表示されており、また、ユーラシア出願が知的所有権を所管する連邦行政機関を経由して出願されていることを条件とする。

知的所有権を所管する連邦行政機関に提出された国際出願に対する優先権主張の基礎となる出願に関しては、本法第 1381 条第 3 段落第 2 副段落の規定は適用されない。

第 1396 条 本法に規定する出願と同じ法的効果を有する国際出願及びユーラシア出願

1. 知的所有権を所管する連邦行政機関は、国際出願中で主張されている優先日の 31 月後に、発明又は実用新案に係る国際出願であって、特許協力条約に従って提出され、かつ、出願人が当該発明又は実用新案について特許取得を意図している国としてロシア連邦を挙げているものの処理を開始する。ただし、発明又は実用新案に係る特許付与を求める出願を知的所有権を所管する連邦行政機関に提出することを条件とする。国際出願は、出願人の請求に基づき、この期限の満了前に検討される。

発明又は実用新案に係る特許付与出願の知的所有権を所管する連邦行政機関への提示は、ロシア語による国際出願又は前記出願のロシア語への翻訳文の提示をもって代えることができる。

これらの書類が所定の期間内に提出されない場合は、特許協力条約による国際出願の効力は、ロシア連邦に関して終了する。

徒過された所要の出願の提出期限は、不履行の満足な理由が説明された場合は、知的所有権を所管する連邦行政機関により回復され得る。

2. ユーラシア特許条約に従い本法に基づく発明出願の効力を有するユーラシア発明出願の検討は、知的所有権を所管する連邦行政機関がユーラシア出願の認証謄本をユーラシア特許庁から受領した日から開始される。

3. 特許協力条約に基づく、世界知的所有権機関の国際局によるロシア語の国際出願の公開又はユーラシア特許条約に基づく、ユーラシア特許庁によるユーラシア出願の公開は、本法第 1385 条に定める出願に関する情報の公開に取って代わる。

第 1397 条 同一発明に係るユーラシア特許及びロシア連邦特許

1. 同一の発明について又は同一の発明と実用新案について、同一の優先日を有するユーラシア特許とロシア連邦特許が異なる特許権者に帰属する場合、これら発明又は発明と実用新案

は、すべての特許権者の権利が遵守されるときにのみ、使用され得る。

2. 同一発明について又は同一発明と実用新案について、同一の優先日を有するユーラシアとロシア連邦特許が同じ者に帰属する場合、同人は、他の者に対して、これら特許に基づいて締結された使用許諾契約の下にこれら発明又は発明及び実用新案を使用する権利を付与することができる。

第6節 特許の存続期間の終了及び回復

第1398条 発明，実用新案又は意匠に係る特許の無効確認

1. 発明，実用新案又は意匠に係る特許は，次に掲げる場合は，全面的又は部分的に，無効と宣言することができる。

(1) 発明，実用新案又は意匠が本法の特許性の条件又は本法第1349条第4段落に規定する要件に適合しない場合及び意匠が本法第1231-1条に規定する要件に適合しない場合

(2) 提出日に提示された発明又は実用新案に係る出願書類が，当該技術分野に熟練した専門家が当該発明又は実用新案を実施することが可能な程度に十分に当該発明又は実用新案の本質的要素を開示するとの要件に合致していない場合

(3) 特許付与の決定時の発明又は実用新案のクレームに，出願の提出日に提示された書類に開示されていなかった特徴が含まれている(第1378条第2段落)か又は意匠特許付与の決定に添えられる資料に，意匠の本質的特徴は含まれるが，出願の提出日に提示された像を欠く物品の像又は意匠の本質的特徴を開示しているが出願の提出日に提示された像を欠く物品の像が含まれている場合(第1378条第3段落)

(4) 本法第1383条にいう条件に違背して，それぞれ同一の優先日を伴う同一の発明，実用新案又は意匠について複数の出願があったときに特許が付与された場合

(5) 本法上発明者・考案者・創作者若しくは特許所有者でない者をそのような者として表示するか又は本法上発明者・考案者・創作者若しくは特許所有者である者をそのような者として表示しない特許が付与された場合

2. 発明，実用新案又は意匠に係る特許は，本法第1363条第1段落から第3段落までに基づくその有効期間中，本条第1段落第1から第4副段落に規定する違反事項を知る者による知的所有権を所管する連邦行政機関への異論の提出により，争うことができる。

発明，実用新案又は意匠に係る特許は，本法第1363条第1段落から第3段落までに基づくその有効期間中，本条第1段落第5副段落に規定する違反事項について知る者により，裁判所において争うことができる。

発明，実用新案又は意匠に係る特許は，何れの関係者によってもそして本段落第1及び第2副段落により定められたその有効期間の後にも争われ得る。

3. 発明特許が紛争の対象となっている期間中，特許権者は，発明に係る特許を実用新案に係る特許に変更する出願を提出することができる。ただし，発明に係る特許の有効期間が本法第1363条第1段落に規定する実用新案に係る特許の有効期間を超過していないことを条件とする。知的所有権を所管する連邦行政機関は，発明に係る特許を実用新案に係る特許に変更する出願を，発明に係る特許が無効と宣言されること並びに実用新案が本法第1349条第4段落，第1351条及び第1376条第2段落第2副段落に規定する実用新案に係る特許性の要件及び条件に適合することを条件として認めることができる。この変更は，発明に係る特許が本法第1366条第1段落に従って契約により特許を譲渡する旨の提案がなされた出願に基づいて付与されており，かつ，この出願が特許を変更する出願の提出日において本法第1366条第3段落に従って取り下げられていない場合は，実行されない。発明特許を実用新案特許に変更するときは，出願の優先権及び提出日は維持される。

4. 発明，実用新案又は意匠に係る特許は，本法第1248条第2段落及び第3段落に従って取られた知的所有権を所管する連邦行政機関の決定又は効力を生じた判決に基づいて，全面的

又は部分的に無効とみなすことができる。

特許が部分的に無効とみなされるときは、発明、実用新案又は意匠に係る新特許が許可される。

発明特許を実用新案特許に変更するための出願を許容するときは、実用新案に係る特許が付与される。

5. 全面的又は部分的に無効と宣言された発明、実用新案又は意匠に係る特許は、特許出願の提出日から取り消される。

6. 後で無効とみなされた発明、実用新案又は意匠に係る特許に基づいて締結されたライセンス許諾契約は、特許無効決定の発出日において当該発明、実用新案又は意匠が十分に使用されていた範囲において効力を維持する。

7. 発明、実用新案又は意匠に係る特許を無効と宣言することは、知的所有権を所管する連邦行政機関が発明、実用新案又は意匠について行なった特許付与の決定(第 1387 条)の取消及び関係国家登録簿に行った記載(第 1393 条第 1 段落)の抹消を意味する。

第 1399 条 発明、実用新案又は意匠の特許の存続期間の早期終了

発明、実用新案又は意匠の特許の効力は、次に掲げる場合に、早期に終了する。

特許権者により知的所有権を所管する連邦行政機関に提出された請求に基づいて一当該請求の受理日から。一群の発明、実用新案又は意匠について特許が付与され、かつ、特許権者の請求は一群に含まれる特許権の客体すべてについて提出されていないとき、特許の効力は、請求中に明記された発明、実用新案又は意匠に関してのみ終了する。

発明、実用新案又は意匠の維持手数料の期限内納付を怠った場合一維持手数料に係る納付期限満了の後。

第 1400 条 発明、実用新案又は意匠に係る特許の効力の回復。事後使用権

1. 知的所有権を所管する連邦行政機関は、特許手数料が所定の期限内に納付しなかったことを理由として終了された発明、実用新案又は意匠に係る特許を、当該特許を所有していた者又はその法律上の承継人の申立に基づいて回復することができる。特許の有効性の回復に係る申立は、特許手数料の納付期間の満了日から 3 年以内、ただし当該特許の本法に基づく有効期間の満了前に、当該連邦行政機関に行うことができる。

2. 知的所有権を所管する連邦行政機関は、発明、実用新案又は意匠に係る特許の有効期間の回復についての情報を、その公報において公告する。

3. 発明、実用新案又は意匠に係る特許の有効性の終了日と当該意匠の回復の事実の知的所有権を所管する連邦行政機関の公報における公告日との間に、当該発明、実用新案又は意匠の使用を開始したか又はそうするために必要な準備を行った者は、ロイヤルティの支払なしにこの使用を継続する権利を維持するが、かかる使用の範囲の拡大を伴わないことを条件とする(先使用権)。

4. 先使用権は、当該発明若しくは同等の特徴についてのみ当該発明と異なる方法(第 1358 条第 3 段落)、実用新案又は意匠を使用し又はそのために準備が行われた事業と一括してでのみ、他人に移転することができる。

第7節 秘密発明の法的保護及び使用の特性

第1401条 秘密発明の特許付与を求める出願の提出及び処理

1. 秘密発明の特許付与を求める出願（「秘密発明出願」）の提出，かかる出願の審査及び処理は，国家機密に関する制定法に従い行われる。
2. 機密の程度により「極めて重要」又は「最重要機密」と分類された秘密発明出願並びに軍備及び軍事技術，諜報活動，防諜活動，作戦行動及び調査活動の方法及び機器に関連し，かつ，「機密」に分類された秘密発明出願は，それぞれの主題に応じて，ロシア連邦政府，連邦行政機関，国営原子力企業（Rosatom），国営宇宙開発企業（Roskosmos）（「指定当局」）に認定された連邦行政機関に提出される。他の秘密発明出願は知的所有権を所管する連邦行政機関に提出される。
3. 知的所有権を所管する連邦行政機関による発明の出願審査において，当該出願中の情報が国家機密を構成することが判明した場合，当該出願は，公的機密に関する制定法に従って機密として分類され，秘密発明出願と見なされる。
外国人又は外国法人により提出された出願を機密として分類することは認められない。
4. 秘密発明の出願の処理において，本法第1384条，第1386条から第1389条までの規定が準用される。その出願の公開はなされない。
5. 秘密発明の新規性が技術水準と比較される場合，ロシア連邦領域内で特許付与された秘密発明及び発明者証がソビエト連邦において付与された秘密発明は，先行技術に含まれる（第1350条第2項）。但し，これら発明に対する秘密性の分類格付が，新規性を現在判定中である当該発明の分類格付を上回らないことを条件とする。
6. 指定当局による秘密発明出願についてなされた決定に対して提起された申立は，定められた手続の下で検討される。かかる申立に対して行われた決定については，裁判所において争うことができる。
7. 発明の出願から実用新案の出願への変更に関する本法第1377条の規定は，秘密発明出願には適用されない。

第1402条 秘密発明の国家登録及び特許付与。秘密発明に関する情報の開示

1. ロシア連邦発明国家登録簿への秘密発明の国家登録及び秘密発明に対する特許付与は，知的所有権を所管する連邦行政機関によりなされ又は秘密発明の特許付与の決定が指定当局により行われた場合は，前記指定当局によりなされる。秘密発明を登録し，かつ，当該秘密発明に対する特許を付与した指定当局は，知的所有権を所管する連邦行政機関に通知する。
秘密発明を登録し，かつ，当該秘密発明に対する特許を付与した指定当局は，秘密発明の特許及び／（又は）ロシア連邦発明国家登録簿の明白，かつ，技術的な誤りを是正するための訂正をする。
2. 秘密発明出願及びその特許並びに秘密発明に関連した登録簿の変更に関する情報は，ロシア連邦発明国家登録簿には掲載されない。かかる特許に関する情報のあらゆる開示は，国家機密に関する法律に準拠する。

第1403条 秘密性の分類格付の変更及び発明の機密解除

1. 秘密格付の分類の変更及び発明の機密解除並びに出願文書及び秘密発明の特許からの機

密分類の変更又は削除は、国家機密に関する法律に従い行われる。

2. 発明の秘密性の分類格付を上げる場合、知的所有権を所管する連邦行政機関は、秘密発明出願に係る出願書類をその主題に応じて適切な指定当局に送付する。秘密性の分類格付を上げた時点で完了していなかった出願の更なる検討は、指定当局により行われる。発明の秘密性の分類格付を下げる場合、秘密発明出願の後続処理は、当該出願を従前処理した当局と同じ指定当局により行われる。

3. 発明の機密解除の場合、指定当局は機密解除された出願書類を知的所有権を所管する連邦行政機関に送付する。指定当局による機密解除の前に完了しなかった更なる検討は、前記連邦行政機関により行われる。

第 1404 条 指定機関により付与された秘密発明特許の無効確認

指定機関による秘密発明特許付与に対する、本法第 1398 条第 1 段落第 1 副段落から第 4 副段落までに規定する理由に基づく不服申立は、当該指定機関に提出され、かつ、その所定の手続に従って処理される。不服申立に係る当局の決定は、当該機関の長に承認され、その承認の日に効力を生じ、かつ、裁判所で争うことができる。

第 1405 条 秘密発明に係る排他権

1. 秘密発明の使用及び秘密発明に係る排他権の処分は、国家機密に関する法律に従わなければならない。

2. 特許譲渡契約に基づく排他権の移転及びライセンス許諾契約に基づく秘密発明を使用する権利は、当該秘密発明特許を付与した機関での又はその法律上の承継機関でまた法律上の承継機関が存在しない場合は知的所有権を所管する連邦行政機関で国家登録を受けることを条件とする。

3. 本法第 1366 条第 1 項及び第 1368 条第 1 項により各々規定された、特許譲渡契約を締結するための公募及びオープンライセンスの宣言は、秘密発明については認められない。

4. 本法第 1362 条に定める強制実施許諾は秘密発明には適用されない。

5. 本法第 1359 条に定める活動及び発明に係る特許の存在を知らず、かつ、知り得なかった者による秘密発明の使用は、秘密発明の特許権者の排他権の侵害とはされない。発明の機密解除の後又は特許権者による同人への当該特定発明特許の存在の通知の後には、同人は、先使用权を行使していた場合を除き、発明の使用を止めるか又は特許権者と使用許諾契約を締結する義務を負う。

6. 秘密発明に対する排他権の行使は認められない。

第 8 節 発明者及び特許権者の権利の保護

第 1406 条 特許権の保護に関連する紛争

1. 特許権の保護に関連する紛争は、裁判所により解決される。かかる紛争には、特に、次の各号に関する紛争が含まれる。

- (1) 発明者、実用新案の考案者又は意匠の創作者
- (2) 特許権者の確定
- (3) 発明、実用新案又は意匠に係る排他権の侵害
- (4) 排他権の移転(又は特許の譲渡)のための契約及び発明、実用新案又は意匠の使用のための使用許諾契約の締結、実行、変更及び終了
- (5) 先使用权
- (6) 後続使用权
- (7) 補償の額、支払期日及び支払方法

2. 本法第 1387 条、第 1390 条、第 1391 条、第 1398 条、第 1401 条及び第 1404 条を参照する状況において、特許権の保護は、本法第 1248 条第 2 項及び第 3 項における行政手続に従って行われる。

第 1406-1 条 発明、実用新案又は意匠に対する排他権の侵害の責任

発明、実用新案又は意匠への排他権が侵害された場合、著作者又はその他の権利者は、侵害者から本法(第 1250 条、第 1252 条及び第 1253 条)に確立された他の適用可能な救済や懲罰的制裁を利用するほかに、損害賠償を請求する代わりに、選択により侵害者に下記の補償金を要求する権利を有する：

- (1) 侵害の性質に基づいて裁判所の裁量により決定される 10,000 から 5,000,000 ルーブルまでの金額；
- (2) 侵害者が採用した方法で発明、実用新案又は意匠の法的使用のための比較できる環境下で通常課される価格を基礎にして決定される発明、実用新案又は意匠を使用する権利の価値の 2 倍。

第 1407 条 特許の侵害に関する裁判所の判決の公表

特許権者は、本法第 1252 条第 1 項(5)に基づき、発明、実用新案、意匠の不法使用についての又は自己の権利のその他の侵害についての知的財産裁判所の判決を、知的所有権を所管する連邦行政機関の公報への掲載をもって公表するよう請求する権利を有する。

第73章 新品種に係る権利

第1節 総則

第1408条 新品種に係る権利

1. 次に掲げる知的財産権は、本法に基づく法的保護の条件を満たす新品種(新品種)の育成者に帰属する。

(1) 排他権

(2) 創作者人格権

2. 本法に規定する場合には、新品種の育成者は、その他の権利(特許を取得する権利、新品種の命名権及び公的新品種について補償を受ける権利を含む)も有する。

第1409条 ロシア連邦領域内での新品種に係る排他権の効力

ロシア連邦領域内において、排他権は、新品種を所管する連邦行政機関が付与した特許により証されたか又はロシア連邦が締結した国際条約に基づきロシア連邦領域内で効力を有する特許により証された新品種について認められる。

第1410条 新品種の育成者

自己の創作性により新品種の育成、二次的育成又は発見をもたらした飼育者は、新品種の育成者とされる。新品種の付与を求める出願中に育成者として記載された者は、これを否定する証明がない限り、新品種の育成者とされる。

第1411条 新品種の共同育成者

1. 自己の共同の創作により品種を創作し、二次的育成し又は発見した自然人らは共同育成者とされる。

2. 共同育成者の各自は、かかる共同育成者間の合意による別段の定めがない限り、自己の裁量で新品種を使用する権利を有する。

3. 新品種の使用に由来する収益の分配及び新品種に係る排他権の処分に関する共同育成者の相互関係は、本法第1229条第3項の規定により決定される。共同育成者は共同で、新品種の特許を取得する権利を処分する。

4. 共同育成者の各自は、自己の権利を個別に保護する権利を有する。

第1412条 新品種に係る知的財産権の客体

1. 新品種に係る知的財産権の客体は、これら知的活動の成果が本法に定める当該品種のための確立された要件を満たす場合は、新品種保護国家登録簿に登録された植物品種及び動物品種である。

2. 植物の品種は、保護の適格性の根拠に関わらず、所定の遺伝子型又は遺伝子型の組み合わせの特徴により定義され、かつ、単一又は複数の特徴により同一植物分類の他の植物群と区別される植物群である。

品種は、単一又は複数の植物により又は当該部分(一部又は複数の部分)を当該植物品種全体の繁殖に用いることができることを条件として植物の一部分又は複数の部分により表現され

得る。

クローン、株、第1世代ハイブリッド及び個体群は植物品種の保護可能なカテゴリーである。

3. 動物品種は、保護可能性にかかわらず、遺伝学的に決定づけられる生物学的及び形態学的属性及び特徴を有し、そのいくつかが前記の一群において特異的で、他の動物の一群と区別されるものである。品種は、雌又は雄の個体又は、当該品種(血統書付動物)の繁殖やそれらの配偶子又は接合子(胚)の再生産のために割り当てられた血統材料により表現される。

共通形態又は異種交配は動物品種の保護可能なカテゴリーである。

第1413条 新品種の保護の要件

1. 適格性の基準を満たし、かつ、農業分野における規範的、かつ、法的規制を執行する連邦行政機関によりその一覧表が確立した動植物の属及び種に関連する新品種について、特許が付与されるものである。

2. 新品種の適格性の基準は、新規性(本条第3項)、顕著性(本条第4項)、均一性(本条第5項)及び安定性(本条第6項)である。

3. 植物品種又は動物品種は、前記新品種の種子又は育種材料が、特許出願の提出日において、まだ販売されておらず、かつ、他に飼育家、当該飼育家の法定相続人により又は彼らの同意を得て、新品種を用いるために第三者に対し移転されていない場合には、新規であるとされるものである。但し、

(1) ロシア連邦領域内で上述の日付の1年前よりも早く；

(2) 他国の領域内で上述の日付より4年以上早く、葡萄の品種、装飾樹若しくは果樹作物又は森林樹の品種に関する場合は6年以上早く。

4. 新品種は、特許出願の提出の時点で存在するその他すべての品種とは明確に区別されるものでなければならない。

公報又は参考文献収集物に記録されているか又は刊行物に正確に記載された新品種は、公知の新品種とされるものである。

特許出願の提出により、当該新品種の特許が付与されることを条件として、新品種は提出日時点で公然知られたものに至ったとされる。

5. 同品種の植物、同品種の動物は、繁殖の特質により発生しうる個体変異を考慮して、それらの特徴において、十分に均一であるべきである。

6. 新品種は、反復的な繁殖の後又は特別な繁殖周期において各繁殖周期の終了時に、それらの基本的な特徴が変化しないままである場合に安定しているとされる。

第1414条 新品種の国家登録

新品種に係る排他権は、新品種の国家登録を条件として認められ保護され、当該条件の下で、新品種を所管する連邦行政機関は新品種の特許を出願人に付与する。

第1415条 新品種の特許

1. 新品種の特許は、新品種の優先権、新品種に係る育成者人格権及び排他権を証する。

2. 新品種に係る知的財産権の範囲は、新品種の明細に明記された本質的特徴の組み合わせにより定められる特許に基づいて与えられる。

第 1416 条 育成者証明書

新品種の育成者は、育成者証明書を取得する権利を有し、当該証明書は新品種を所管する連邦行政機関により付与され、かつ、育成者人格権を証する。

第 1417 条 新品種の育成及び使用のための国家による奨励策

本国家は、新品種の育成及び使用を奨励し、かつ、当該新品種の育成者及び新品種に係る排他権を有するその他の保有者(特許権者)及びこれら新品種を使用する被許諾者に対し、ロシア連邦の制定法に従って便宜を与える。

第2節 新品種に係る知的財産権

第1418条 新品種に係る育成者権

育成者権，すなわち，新品種の育成者として認められる権利は，新品種に係る排他権が他人へと譲渡または移転される場合又は新品種の使用の権利が他人へと移転される場合も含めて不可譲，かつ，移転不可能である。この権利の放棄は無効である。

第1419条 新品種の命名権

1. 育成者は，新品種に命名する権利を有する。
2. 新品種の名称は，新品種を識別することができ，短く，かつ，同一又は類似の植物又は動物の種類の既存の品種の名称とは区別可能なものとすべきである。名称は，数字のみから構成されるものではなく，品種の特徴，起源若しくは意味又は創作者の同一性に関する混同を起ささないもの，かつ，人間性及び倫理性の原則と矛盾しないものでなければならない。
3. 育成者により又は育成者の同意を得て特許出願を提出した他の者(出願人)により提案された新品種の名称は，新品種を所管する連邦行政機関により承認されなければならない。提案された名称が本条第2項に定める要件を満たさない場合，出願人は上述の連邦行政機関の請求に応じて，別の名称を30日以内に提案しなければならない。出願人が上述の期間の満了前に上述の要件を満たす別の名称を提案せず，かつ，新品種の名称の承認に係る拒絶について法廷で争わないとき，新品種を所管する連邦行政機関は，当該新品種の登録を拒絶する権限を有する。

第1420条 新品種の特許を取得する権利

1. 新品種の特許を取得する権利は，当初は，新品種の育成者に帰属する。
2. 新品種の特許を取得する権利は，他人(法定相続人)にこれを移転することができ又は相続による承継によ又は契約，特に，労働契約に基づく場合を含む法律に規定される場合及びその根拠に基づきこれを他人に移転することができる。
3. 新品種の特許を取得する権利の譲渡に関する契約は，書面で行われなければならない。書面で契約を締結することを怠った場合，契約は無効となる。
4. 保護可能性が否定される危険は，当事者の契約に別段の定めがない限り，新品種の特許を取得する権利を獲得した者が負担する。

第1421条 新品種に係る排他権

1. 本法第1229条に従い，本条の第3項に定める方法により新品種を使用する排他権は，特許権者に帰属する。特許権者は，新品種に係る排他権を処分することができる。
2. 新品種に係る排他権は，植物材料，すなわち品種の繁殖以外の目的で使用される植物又はその一部と，商品動物，すなわち，品種の繁殖以外の目的で使用される動物であって，種子又は繁殖動物が特許権者の許可なく民間の流通に置かれた場合に当該種子又は繁殖動物から得られたものにも適用される。この場合，種子は，新品種の繁殖のために使用される植物又はその一部と見なされる。
3. 新品種の種子及び飼育材料により行われる次の各号に掲げる行為は新品種の使用とみなされる。

- (1) 生産及び繁殖
- (2) さらなる繁殖のための調整
- (3) 販売の申し出
- (4) 販売その他民間の取引への導入
- (5) ロシア連邦領域からの輸出
- (6) ロシア連邦領域への輸入
- (7) 本項(1)から(6)までに言及されるいずれかを目的とする保管

4. 新品種に係る排他権は、次に掲げる品種の種子及び飼育材料にも及ぶものである。

保護された(発生源)植物品種又は動物品種が、他の新品種自体の特徴を本質的に受け継ぐ新品種でない場合は、保護された当該植物品種又は動物品種の特徴を本質的に受け継ぐもの保護された植物品種又は動物品種と明確に区別されないもの種子の生産のために保護された品種の反復的な使用を要する場合。

別の保護された(発生源)新品種の特徴を本質的に受け継ぐ新品種が、次に掲げる点で、発生源とは明確に区別される場合は、別の新品種と見なされる。

新品種が、発生源の又は発生源自体の本質的特徴を受け継ぐ新品種の最も本質的特徴を受け継ぎ、当該発生源遺伝子型又は遺伝子型の組み合わせを反映する基本的特徴を保持していること

発生源植物品種又は動物品種からの個体の選択、誘導変異体の選択、逆異種交配、遺伝子工学といった技術の使用に起因する逸脱を除き、発生源新品種の遺伝子型又は遺伝子型の組み合わせに適合していること

第 1422 条 新品種に係る排他権の侵害に該当しない行為

新品種に係る排他権は、次に掲げる行為によっては侵害されない。

- (1) 非営利目的である場合の、私的な、家族の、家庭内の又は他の非企業家の必要を満たすために行われる行為
- (2) 学術的研究目的又は実験目的で行われる活動
- (3) 保護された新品種を他の植物品種及び動物品種の育成のために開始材料として使用すること、並びに本法第 1421 条第 4 項に定める場合を除き、本法第 1421 条第 3 項に従った上記育成された植物品種及び動物品種の客体に関する行為
- (4) 農場で取得した植物材料を、ロシア連邦政府が指定する属及び種の植物として挙げられている植物品種を当該農場域内で栽培するための種子として、当該植物材料を取得した後 2 年間使用すること。本号の規定は、法令に従って中小事業として分類される個人事業主及び法人並びに市民に適用される。
- (5) 特定の農場における使用のための商品動物の繁殖
- (6) 特許権者により又は特許権者の同意を得た他人により市場に置かれた種、植物材料、育種材料及び商品動物に対して行われるあらゆる行為。但し、次に掲げる行為を除く。

植物品種又は動物品種のさらなる繁殖

植物品種又は動物品種の増殖を可能とする植物材料又は商品動物を、ロシア連邦領域から当該属又は種が保護されていない国へ輸出すること(後続する消費加工のための輸出を除く。)

第 1423 条 新品種の強制使用許諾

1. 新品種の特許の付与日から 3 年の期間が満了の後、新品種を利用することを望み、かつ、その準備ができていない何人も、特許権者が慣行に一致する要件による種子又は育種材料の生産又は販売のための使用許諾契約の締結を拒絶した場合、特許権者に対して当該新品種をロシア連邦領域内で利用する通常強制(非独占的)使用許諾の付与を求める法的請求を裁判所に提起する権利を有する。この者の請求には、新品種の利用の範囲、規模、支払方法及び支払条件を含む当該実施権の条件が示されていなければならない。

特許権者が、各新品種を使用する権利を申立人に付与することを妨げる正当な理由がある旨の立証を怠った場合、裁判所は、申立てられた実施権を付与する旨及び請求された条件について決定を行うことができる。当該使用許諾に基づく支払総額は裁判所の決定において設定されるが、類似の状況下で認められる使用許諾の対価を下回らない額とされる。

2. 本条第 1 段落に規定する判決に基づいて、新品種を所管する連邦行政機関は、単純強制(非排他的)ライセンスの条件に基づいて新品種を使用する権利の国家登録及び付与を実施する。

3. 通常強制(非独占的)使用許諾を認める裁判所の決定に基づいて、特許権者は、通常強制(非独占的)使用許諾による権利を利用するのに十分な数量の種又は対応する育種材料を、ライセンス料と合理的な期間と条件を代償として被許諾者に提供する義務を負う。

4. 使用許諾が付与された条件に被許諾者が違反した場合又は当初の事情が大きく変化したため、当該事情が強制使用許諾の付与の時点で存在していたならば、当該使用許諾は全く付与されなかったか、付与されるとしても実質的に異なる条件となっていたであろう場合、通常強制(非独占的)使用許諾の効力を、特許権者による訴訟に基づいて裁判所によって終了することができる。

第 1424 条 新品種に係る排他権の存続期間

1. 新品種に対する排他権及び当該権利を証する特許の存続期間は、保護品種国家登録簿への新品種の正式登録日から起算して 30 年間である。

2. 葡萄、装飾樹及び果樹の栽培の品種及び森林樹の品種(それらの台木を含む。)の場合、排他権及び当該権利を証する特許の存続期間は 35 年間である。

第 1425 条 新品種の公有財産への移行

1. 新品種は、排他権の終了時に公有財産となる。

2. 公有財産である新品種は、何人も、同意又は許可なく、かつ、対価の支払を要せず無償でこれを使用することができる。

第3節 新品種に係る排他権の処分

第1426条 新品種に係る排他権の譲渡契約

新品種に係る排他権を譲渡する契約(「特許譲渡契約」)に従って、一方当事者(特許権者)は、各新品種に係る排他権の全てを、他方当事者すなわち排他権の譲受人(特許購入者)に対して移転し又は移転義務を負う。

第1427条 新品種の特許譲渡契約を締結するための公募

1. 新品種の育成者である出願人は、新品種の特許付与を求める出願時に、新品種の特許が付与された場合、ロシア連邦の市民又はロシア法人であって特許譲渡契約を締結する意思を最初に表明し、かつ、その旨を新品種を所管する連邦行政機関へ通知した何人とも慣行による条件で当該契約を締結する義務を出願人が負う旨の申告を提出することができる。当該申告が提出された場合、新品種の特許付与を求める出願及び当該出願にに対して付与された特許について本法に定める特許手数料は、出願人に対し課されない。

新品種を所管する連邦行政機関は、上述の申告に関する情報を公報に掲載する。

2. 本条第1段落に定める宣言に基づき特許所有者と特許譲渡契約を締結した者は、出願人(特許所有者)が免除されたすべての特許手数料を納付する義務を負う。その後の特許手数料は、所定の手続に従って納付する。

特許譲渡契約に基づく買い手への排他権の移転の国家登録は、出願人(特許権者)が免除されている特許税の納付を条件として、新品種を所管する連邦行政機関が行う。

3. 申告が行われた特許付与に関する情報の公開日から2年以内に、新品種を所管する連邦行政機関が特許譲渡契約の締結を希望する書面通知を受理しない場合、特許権者は、自己の申告の取下げの請求を上記連邦行政機関に提出することができる。この場合、本法に基づいて出願人(特許権者)が免除を受けた特許手数料は、納付対象となる。その後の手数料は、所定の手続に従い納付される。

新品種を所管する連邦行政機関は、上記宣言の取下げに関する情報を公報に掲載する。

第1428条 新品種の使用権を付与するための使用許諾契約

使用許諾契約の下で、一方当事者すなわち特許権者(許諾者)は、他方当事者である使用者(被許諾者)に対し、契約の条件で特許により証された各新品種を使用する権利を付与し又は付与する義務を負う。

第1429条 新品種に係るオープンライセンス

1. 特許権者は、何人に対しても新品種を使用する権利を付与する(オープンライセンス)可能性を明言する申告を、新品種を所管する連邦行政機関に提出することができる。

この場合、特許維持手数料額は、新品種を所管する連邦行政機関がオープンライセンスに関する情報を公開した年の翌年から50%減じられる。

新品種を使用する権利が何人に対しても付与され得る条件は、新品種を所管する連邦行政機関に提出され、当該連邦行政機関は、オープンライセンスに関する情報を特許権者の費用負担で公報に掲載することができる。特許権者は、上述の新品種を使用する意思を表明した者と、通常(非独占的)使用許諾の条件により使用許諾契約を締結する義務を負う。

2. 新品種を所管する連邦行政機関がオープンライセンスに関する情報を公報へ掲載した日から2年の期間満了時に、特許権者は、オープンライセンスに関する自己の申告の取下げの請求を上記連邦行政機関に提出する権利を有する。

オープンライセンスの取下げの前に、何人も新品種を使用する意思を表明しなかった場合、特許権者は、オープンライセンスに関する情報の公開日以降の期間に係る特許維持手数料の残額を納付し、かつ、将来については全額を納付する義務を負わなければならない。

使用許諾契約がオープンライセンスの取下げの前にオープンライセンス条件で締結された場合、被許諾者は、契約が効力を有する全期間にわたり自己の権利を保有する。この場合、特許権者は、オープンライセンスの取下げ日から、特許維持手数料の全額を納付する。

新品種を所管する連邦行政機関は、オープンライセンスの申告の取下げに関する情報を公報に掲載する。

第4節 労働契約に基づく職務遂行中に育成，二次的育成又は発見がなされた新品種

第1430条 職務育成品種

1. 自己の職務遂行中又は雇用者が指定した特定の任務遂行中に従業者が育成し，二次的育成し又は発見した新品種は，職務育成品種とされる。
2. 職務育成品種に係る育成権は，従業者(育成者)に帰属する。
3. 職務育成品種に係る排他権及び特許を取得する権利は，従業者と使用者との間の労働又は民事法契約に別段の規定がない限り，使用者に帰属する。
4. 雇用者と従業者との間の契約中(本条第3項)に別の定めがない場合には，従業者は，自己の職務遂行中又は雇用者が指定した特定の任務遂行中における，新品種としての法的保護の付与が可能な育成，二次的育成又は発見の成果を，書面で雇用者に通知しなければならない。従業者が，新品種としての法的保護の付与が可能な育成，二次的育成又は発見の成果を通知した日から4月以内に，雇用者が，新品種を所管する連邦行政機関に対し当該新品種の特許出願を提出することを怠り，新品種について特許を取得する権利を第三者に移転することを怠り又は成果に関する情報について秘密を保持するよう従業者に通知することを怠った場合，当該新品種の特許を取得する権利は従業者に返還される。このような状況において，特許の存続期間中，雇用者は，通常(非独占的)使用許諾条件で，職務中に取得された新品種を自己の生産に使用する権利を有し，特許権者に対価を支払うものとし，かつ，支払額，支払条件及び支払方法は，従業者と雇用者との間の契約により決定され，紛争の場合には裁判所により決定される。
5. 従業者は，職務中に育成，誘導又は発見した新品種の使用について，使用者から報酬を受ける権利を有するものとし，その金額及び条件は両者間の合意により定められる。ただし，金額は，ライセンス付与からの所得を含む新品種の使用からの年間所得額の2パーセントを下回ってはならない。職務育成品種の使用に係る使用者による報酬支払の金額，方法又は条件に関する紛争は，裁判所により裁定される。
報酬は，新品種が使用された各年の終期から6月以内に従業者に支払われる。
職務育成品種に対する報酬に係る権利は不可譲であるが，育成者の排他権の有効期間の残存部分については，育成者の相続人に移転することができる。
6. 雇用者の金銭的，技術的又はその他の有形資産を用いたが，自己の職務又は雇用者が指定した特定の任務としてでなく，従業者が育成し，二次的育成し又は発見した新品種は，職務育成品種とは見なされない。当該新品種について特許を取得する権利及び当該新品種に係る排他権は，従業者に帰属する。このような状況では，雇用者は，自己の裁量で，新品種に係る排他権の全存続期間にわたり自己の必要のために新品種を使用する無償の通常(非独占的)使用許諾の付与を要求する権利又は当該新品種の育成，二次的育成又は発見と関連して雇用者が負担した費用の返還請求権を有する。

第1431条 注文に基づいて育成，二次的育成又は発見がなされた新品種

1. 主題が(注文による)新品種の育成，二次的育成又は発見である契約に基づいて育成，二次的育成又は発見された新品種について特許及び排他権を取得する権利は，請負人(業務遂行者)と顧客との間で締結された契約に別段の規定がない限り，顧客により所有される。
2. 本条第1段落に基づき新品種特許を取得する権利及び新品種に係る排他権が顧客に帰属

する場合、請負人(業務実施者)は、契約に別段の規定がない限り、特許の有効期間において、無償の単純(非排他的)ライセンスの条件で自己の必要のために当該新品種を使用する権利を有する。

3. 請負人(業務遂行者)と注文者との間の契約により、新品種の特許を取得する権利及び新品種に係る排他権が請負人(業務遂行者)に帰属する場合、注文者は、契約が特許の全存続期間にわたり無償の通常(非独占的)使用許諾の条件で結ばれた目的のために、当該新品種を使用する権利を有する。

4. 本条第1項に定める特許権者ではない新品種の育成者は、本法第1430条第5項に基づく対価の支払を受ける。

第 1432 条 国家又は地方自治体との契約に基づき育成、二次的育成又は発見がなされた新品種

本法第1371条の規定は、国家又は地方自治体との契約に基づき育成、二次的育成又は発見がなされた新品種に対して準用される。

第5節 新品種の特許の取得。新品種の特許の終了

第1433条 新品種の特許付与を求める出願

1. 新品種の特許出願(「特許出願」)は、本法に基づいて特許を取得する権利を有する者(「出願人」)により、新品種を所管する連邦行政機関に提出される。
2. 特許出願には、次に掲げるものを含める。
 - (1) 新品種の育成者及び特許を請求する者の名称並びに各人の本籍又は現実の居所を表示した、特許付与を求める願書
 - (2) 新品種に係る質問票
3. 特許出願を構成する書類が満たすべき要件は、農業分野における規範及び法を執行する連邦行政機関が、本法に基づいてこれを定める。
4. 特許出願は単一の新品種のみに関連するものでなければならない。
5. 本条第2項に定める書類はロシア語又はその他の言語で提出される。当該提出書類がロシア語以外の言語である場合、ロシア語への翻訳文が特許出願に添付されなければならない。

第1434条 新品種の優先権

1. 新品種の優先権は、新品種を所管する連邦行政機関に対する特許出願の提出日である。
2. 新品種を所管する連邦行政機関が、同一の新品種に対して複数の出願を同日に受け付けた場合、優先権は、出願を送付したより早い日付により定められる。審査によりこれら出願が同じ送付日であることが判明した場合、出願人の間における合意により別段の定めがない限り、特許は、新品種を所管する連邦行政機関により与えられたより小さい登録番号を有する出願に、付与される。
3. 新品種を所管する連邦行政機関に提出された出願が、ロシア連邦と新品種の保護に関する条約を既に締結している外国のその出願人により提出された出願によって先行されていた場合、当該出願人は最初の出願に続く12月間、当該最初の出願の優先権を享受する。
当該出願人は、新品種を所管する連邦行政機関に提出した出願において、最初の出願の優先日を明記しなければならない。新品種を所管する連邦行政機関が出願を受理した日から6月以内に、出願人は、関係国の所管官庁が証する最初の出願の謄本及びそのロシア語による翻訳文を提出しなければならない。これらの要件が充足された場合、出願人は、最初の出願の提出日から3年間、補助書類及び試験に関する資料を提出する必要がない。

第1435条 特許出願の予備審査

1. 特許出願の予備審査の過程で、優先日が定められる。本法第1433条第2項に定める書類の存否及び当該書類が所定の要件に合致しているか否かが確認される。特許出願の予備審査は1月以内に行われる。
2. 予備審査中に、出願人は、自己の発意により、出願書類を補足、釈明又は訂正してもよい。新品種を所管する連邦行政機関は、未提出の書類または釈明書類を提供するよう出願人に対して要求することができ、かつ、出願人は、所定の期間内に当該書類を提出するよう要求される。
出願日に未提出であった書類が所定の期間内に提出されなかった場合、出願は審査されず、かつ、出願人はその旨を通知される。

3. 新品種を所管する連邦行政機関は、予備審査が完了すると、直ちに予備審査の肯定的な結果を出願人に通知する。

受理された出願に関する情報は上述の連邦行政機関の公報に掲載される。

4. 出願人が、新品種を所管する連邦行政機関による予備審査の結果に関する決定に同意しない場合、司法判断を求めるために決定の受領日から3月が出願人に与えられる。

第 1436 条 新品種の暫定的な法律上の保護

1. 新品種を所管する連邦行政機関に出願された新品種は、出願日から特許付与日までは、新品種としての暫定的な法律上の保護を享受する。

2. 新品種の特許の付与の後、特許権者は、新品種の暫定的な法律上の保護期間に、本法第1421条第3項に定める行為を出願人の許可なく実行した者が支払う金銭的対価を受領する権利を有する。対価の額は、当事者間の合意により決定され、争いがある場合には裁判所により決定される。

3. 新品種の暫定的保護期間中、出願人は、学術的目的のみの場合及び販売又は移転が新品種特許を取得する権利の譲渡又は予備品貯蔵用の種子又は育種材料の生産に関連する場合に、当該種子又は育種材料の販売又は移転を許可される。

4. 特許出願の審理が受理されなかった場合(第1435条)又は特許の付与を拒絶する査定が特許出願に関して行われ、かつ、当該査定につき本法により定める不服申立期間が徒過した場合又は本条第3項に定める要件に出願人が違反した場合、新品種の暫定的な法律上の保護は効力がないとされる。

第 1437 条 新品種の新規性に対する審査

1. いかなる利害関係人も、特許出願に関する情報の公表日から6月以内に、主張される新品種の新規性に対する審査を、新品種を所管する連邦行政機関に請求することができる。

新品種を所管する連邦行政機関は、当該請求の受理及びその内容を出願人に通知する。出願人は、通知の受領日から3月以内に、当該通知につき、新品種を所管する連邦行政機関に対し、理由を記載した反論を提出することができる。

2. 新品種を所管する連邦行政機関は、資料に基いて決定を行い、かつ、利害関係人に決定を通知する。新品種について新規性の基準を充足していない場合、特許を拒絶する査定が行われる。

第 1438 条 新品種の顕著性、単一性及び安定性に対する試験

1. 新品種の顕著性、単一性及び安定性に対する試験は、農業分野における規範及び法を執行する連邦行政機関が定める手順及び条件に従い実施される。

出願人は、新品種を所管する連邦行政機関が定める場所に期限内に、必要な数量の試験用の種子又は育種材料を提供することが要求される。

2. 本条第1項に定める目的のため、新品種を所管する連邦行政機関は、関連条約を締結している他国の所管官庁が実施した試験の結果、当該国家当局との契約に基づき他のロシアの機関が実施した試験の結果及び出願人が提供したデータを使用することができる。

第 1439 条 新品種の国家登録手続及び特許付与

1. 新品種を所管する連邦行政機関は、新品種が法的保護の基準(第 1413 条第 2 項)を充足し、かつ、本法第 1419 条の要件を充足する場合、新品種の特許を付与し、新品種の明細を作成し、新品種を保護品種国家登録簿に記録する。
2. 次の各号に掲げる情報が、保護品種国家登録簿に含まれる。
 - (1) 植物又は動物の属及び種
 - (2) 植物品種又は動物品種の名称
 - (3) 新品種の国家登録日及び登録番号
 - (4) 特許権者の氏名又は名称及びその本籍又は住所
 - (5) 新品種の育成者の氏名及びその住所
 - (6) 新品種の明細
 - (7) 新品種の特許の他人への移転の事実、譲受人の名称並びに本籍又は住所の表示
 - (8) 締結された使用許諾契約に関する情報
 - (9) 新品種の特許有効期間終了日及び当該終了の理由
- 2-1. 権利所有者の請求に基づき、新品種を所管する連邦行政機関は、権利所有者及び(又は)新品種の育成者に係る情報(権利所有者の名称、その所在地又は居所、新品種の育成者の名称、郵便宛先を含む)に関する変更並びに国家保護新品種登録簿及び新品種に係る登録証中の明白、かつ、技術的な誤記を訂正するための変更を施す。
3. 新品種の特許は出願人に付与される。数名の出願人が特許出願中に記載されている場合、特許は最初に記載された出願人に付与され、かつ、当該出願人間の合意に従い出願人により共同で使用されえる。
4. 新品種特許の様式及びそれに含まれる情報は、新品種を所管する連邦行政機関により決定される。

第 1440 条 新品種の保存

1. 特許権者は、新品種が保護品種国家登録簿へ収載された日に存在する植物品種又は動物品種の明細に記載された特徴を保持する新品種の特許の存続期間中、植物品種又は動物品種を維持する義務を負う。
2. 特許権者は、新品種を所管する連邦行政機関の請求に応じて、日常的試験のための種子又は育種材料を自己の費用で送付する義務及び実地審査を実施する機会を与える義務を負う。

第 1441 条 新品種の特許の無効確認

1. 新品種の特許は、次の各号に掲げる事由が証明された場合、存続期間にわたり無効であると宣言される。
 - (1) 出願人が提示した新品種の単一性及び安定性に関する確証されていないデータに基づいて特許が付与された
 - (2) 特許付与日に、新品種は新規性又は顕著性の基準を充足していなかった
 - (3) 特許権者として特許中に記載された者は、法律上その特許に対する権利がなかった
2. 新品種の特許付与について、本条第 1 項に定める違反を知った何人も、新品種を所管する連邦行政機関に意見を提出することにより、異議を申立てることができる。
新品種を所管する連邦行政機関は、上記請求の謄本を特許権者に送付し、特許権者は、上記

謄本の送付日から3月以内に理由を記載した反論を提出することができる。

新品種を所管する連邦行政機関は、追加の試験が要求されない限り、上記請求の提出日から6月以内に前記事項に関する決定を行う。

3. 無効とされる新品種の特許は、特許出願日に遡って無効とされる。この場合、特許を無効とする決定の前に締結された使用許諾契約は当該決定日までに実施された限りにおいて、効力を保持する。

4. 新品種特許の無効確認により、新品種を所管する連邦行政機関がなした特許付与の決定(第1439条)を覆され、保護品種国家登録簿中の対応する記録は取り消される。

第1442条 新品種の特許の存続期間満了前終了

新品種の特許は、次の各号に掲げる状況において存続期間満了前終了の対象となる。

(1) 新品種がもはや、単一性及び安定性の基準を充足しない

(2) 特許権者が、新品種を所管する連邦行政機関の請求に応じて当該請求から12月以内に、新品種の安全性を検査するために必要な種子、育種材料、書類及び情報を提供しなかったか又は当該目的のための新品種の実地審査の機会を提供しなかった

(3) 特許権者が、特許の存続期間満了前終了を求める請求を、新品種を所管する連邦行政機関に提出した

(4) 特許権者が所定の期限内に特許維持手数料を納付することを怠った

第1443条 新品種に関する情報の公表

1. 新品種を所管する連邦行政機関は、次の各号に掲げる情報を掲載した公報を公表する。

(1) 特許出願について、新品種の優先日、出願人の名称、新品種の名称及び育成者が表示を拒絶しない限り、品種の育成者の表示

(2) 特許出願に対して行われた特許付与の査定

(3) 新品種の名称の変更

(4) 新品種の特許の無効

(5) 新品種の保護に関するその他の情報

2. 新品種の特許付与を求めて提出された出願及び当該出願に関して行われた査定に関する情報公表後は、何人も、出願の資料を閲覧する権利を有する。

第1444条 新品種の使用

1. ロシア連邦領域内で販売される種子及び育種材料は、それらの品種、種属及び起源を証明する文書とともに提供される。

2. 保護品種国家登録簿に記載された新品種の場合、本条第1項に定める文書は特許権者及び使用許諾の被許諾者のみに付与される。

第1445条 外国における新品種の特許取得

新品種特許の出願はこれを外国で提出することができる。新品種のロシア連邦外における保護に関する経費は出願人がこれを負担する。

第6節 新品種の育成者及びその他の特許権者の権利の防御

第1446条 新品種の育成者又はその他の特許権者の権利の侵害

新品種の育成者又はその他の特許権者の権利は、特に次に掲げる行為により侵害される。

- (1) 本法第1421条第3項に違反する新品種の使用
- (2) 実際に登録されているのとは異なる名称での新品種種子又は育種材料の命名及び(又は)販売
- (3) 種子又は育種材料が純粋の新品種の種子又は育種材料ではない場合に、他の種子又は育種材料に、登録済の新品種種子又は育種材料の名称を使用し(又は)販売すること
- (4) 生産された及び/又は販売種子又は育種材料に登録済の新品種の名称と混同を生ずるほど類似した名称を命名すること

第1447条 新品種に係る排他権の侵害に関する裁判所の判決の公表

新品種の育成者又はその他の特許権者は、違法な新品種の使用に関する又は本法第1252条第1項に基づく特許権者の権利に係るその他の侵害に関する裁判所の判決について、新品種を所管する連邦行政機関による公報への掲載をもって公表するよう要求する権利を有する。

第 74 章 集積回路の回路配置に係る権利

第 1448 条 集積回路の回路配置

1. 集積回路の回路配置は、集積回路を構成する素子及び有形的媒体上に固定された素子間の配線の組み合わせの三次元配置と関係する。集積回路は、製造品の媒体として作用する内部マトリックス及び（又は）材料表面上に集積されている電子回路、素子及び配線の諸機能を実行するために生み出されたマイクロ電子工学製品の最終形態又は中間形態である。

2. 本法が提供する法的保護は、創作者の知的活動の成果として創作され、かつ、創作者及び（又は）集積回路の回路配置の分野における専門家にその創作日において知られていない独創的な集積回路の回路配置にのみ適用される。集積回路の回路配置は、別段の証明がなされない限り、独創的とみなされる。

集積回路の回路配置であって、その創作の日において集積回路の回路配置の分野の熟練者に知られている要素から構成されるものは、当該要素全体の空間幾何学的配置及び要素間のリンクが全体として独創的であるときは法的保護を取得することができる。

3. 本法が付与する法的保護は、集積回路の回路配置中に具現化されうるアイデア、方法、システム、技術又はコード化された情報には適用されない。

第 1449 条 集積回路の回路配置に係る権利

1. 次の各号に掲げる知的財産権は、本法により定める法的保護のための条件を満たす集積回路の回路配置の創作者に帰属する。

(1) 排他権

(2) 創作者人格権

2. 本法に規定する場合、集積回路の回路配置の創作者は、職務回路配置の使用に対する報償に係る権利を含め、その他の権利も有する。

第 1450 条 集積回路の回路配置の創作者

その創造的仕事により集積回路の回路配置の創作に導いた者は、回路配置の創作者とみなされる。集積回路の回路配置の国家登録を求める出願において創作者として記載された者は、別段の証明がなされない限り、当該配置の創作者と見なされる。

第 1451 条 集積回路の回路配置の共同創作者

1. その共同の創造的仕事により集積回路の回路配置の創作をもたらした複数の者は、回路配置の共同創作者とみなされる。

2. 各共同創作者は、共同創作者間の合意による別段の定めがない限り、自己の裁量で回路配置を利用する権利を有する。

3. 本法第 1229 条第 3 項の規定は、集積回路の回路配置の利用から得た収益の分配及び回路配置に対する排他権の処分に関する共同創作者の相互関係を規定する。

集積回路の回路配置の国家登録証明書を受ける権利の処分は、共同創作者が共同でこれを行う。

第 1452 条 集積回路の回路配置の国家登録

1. 権利所有者は、集積回路の回路配置の有効期間(第 1457 条)中に、権利所有者の判断で当該回路配置を知的所有権を所管する連邦行政機関に登録することができる。

国家機密を構成する情報を含む回路配置は、国家登録の対象となり得ない。回路配置の国家登録を求める出願を提出する者(出願人)は、ロシア連邦の法令に従った国家機密を含む回路配置に係るすべての情報開示について責任を負う。

2. 回路配置の国家登録を求める出願(登録出願)を提出する前に回路配置が利用された場合、出願は、回路配置の最初の利用から 2 年以内に提出することができる。

3. 登録出願は単一の回路配置にのみ係るものとし、かつ、次に掲げるものを含んでいなければならない。

(1) その名により国家登録が請求される者及び名指される権利を拒絶しない創作者、各人の本籍及び現実の住所並びに利用が既に発生している場合は回路配置の最初の利用日を明記した回路配置の国家登録を求める出願

(2) 回路配置を識別する預託資料(要約を含む)

4. 登録出願に関する規則は、知的所有権の分野における規範的及び法規制を執行する連邦行政機関により決定される。

5. 登録出願に基づいて、知的所有権を所管する連邦行政機関は、必要な書類及び当該書類が本条第 3 項の要件に合致しているか否かを審査する。審査を通過した場合は、当該連邦行政機関は、回路配置を集積回路配置登録簿に記載し、集積回路配置の国家登録証を出願人に付与し、かつ、登録回路配置に関する情報をその公報において公告する。

知的所有権を所管する連邦行政機関の請求に基づき又は自発的に、創作者又はその他の権利所有者は、国家登録の前に、登録出願書類を追加、明確化及び補正することができる。

6. 集積回路の回路配置の国家登録の手続、国家登録証の形式、登録証に記載すべき情報の一覧及び知的所有権を所管する連邦行政機関がその公報において公告すべき情報の一覧は、知的所有権の分野における規範及び法を執行する連邦行政機関により決定される。

7. 権利所有者の申請に基づき、知的所有権を所管する連邦行政機関は、権利所有者及び(又は)回路配置の創作者についての情報(権利所有者の名称、その所在地又は居所、回路配置の創作者の名称、その郵便宛先を含む)に変更を施し並びに集積回路配置登録簿及び当該回路配置の国家登録証中の明白、かつ、技術的な誤りを訂正するための変更を施す。

知的所有権を所管する連邦行政機関は、集積回路配置登録簿に施された記載事項の変更に関する情報をその公報において公告する。

8. 集積回路配置登録簿に記載された情報は、別段の証明がなされない限り、確実なものともみなされる。出願人は、提出された登録情報の正確性について責任を負う。

第 1453 条 集積回路の回路配置に対する創作者人格権

創作者人格権、すなわち回路配置の創作者とされる権利は不可譲、かつ、移転不能である(他人への(権利の全)移転の場合又は回路配置に係る排他権の移転の場合及び他人への利用権の付与の場合を含む。)。この権利の放棄は無効である。

第 1454 条 回路配置に係る排他権

1. 本法第 1229 条に基づき、法令に反しない態様で回路配置を(特に本条第 2 項に明記する方

法により)利用する排他権(回路配置に係る排他権)を、権利者は有する。権利者は、回路配置に係る排他権を処分することができる。

2. 回路配置の利用は、営利目的による行為であり、特に下記のものが挙げられる。

(1) 集積回路への包含による、或いはその他の方法による回路配置全体又は一部の複製。但し、創作性のない回路配置の部分の複製を除く。

(2) 回路配置、回路配置を含む集積回路又は当該集積回路を含む商品について、ロシア連邦領域内へ輸入し、販売し、及びその他の態様で民間の交易へ導入する行為

3. ある回路配置と同一の回路配置を独立して創作した者は、当該回路配置とは別個の排他権を有する。

第 1455 条 集積回路の回路配置の法的保護の標章

権利者は、回路配置に係る自分の排他権を他者に通知するために、回路配置上及び当該回路配置を含む商品上に配置される保護標章を使用する権利を有し、当該標章は、大文字「T」、回路配置に係る排他権の存続期間の開始日及び権利者を特定する情報から構成される。

第 1456 条 回路配置に係る排他権の侵害に該当しない行為

次の各号に掲げる行為は、回路配置に係る排他権の侵害ではない。

(1) 違法に複製された回路配置を含む集積回路について本法第 1454 条第 2 項に定める行為及び当該集積回路製品が組み込まれたものに関する行為であって、当該行為をなす者が、違法に複製された回路配置が集積回路に含まれていたことを知らなかった又は知らなかったに違いないとき。違法な回路配置の複製に関する通知を受領したとき、上述の者は、違法に複製された回路配置を備えた集積回路を含む商品の手持ち在庫及び当該受領時まで注文された商品を利用することができる。この状況において、上述の者は、類似の状況において類似の回路配置に支払われていたであろう対価に相当する回路配置の利用の対価を権利者に支払う義務を負う。

(2) 営利目的ではない私的目的による回路配置の利用及び評価、分析、研究又は教育を目的とした回路配置の利用

(3) 回路配置に係る排他権を有する者又は権利者の許可を得た他の者により既に適法に交易に導入された回路配置を備えた集積回路の頒布

第 1457 条 回路配置に係る排他権の存続期間

1. 回路配置に係る排他権は 10 年間有効である。

2. 回路配置に係る排他権の存続期間は、回路配置、回路配置を備えた集積回路又は当該集積回路を含む商品のいずれかの最初の利用日又は回路配置が知的所有権を所管する連邦行政機関に登録された日のうち当該事由が最先に発生した日から起算して算出される。前者において、回路配置が最初に利用された日は、ロシア連邦又は外国において当該回路配置が民間の交易へ導入されたことが文書により確立される最先の日付を意味する。

3. 同一の創作性のある回路配置が別の創作者により独立して創作された場合、当該回路配置に係る排他権は、それらの回路配置のうち最先のものに係る排他権の発生日から 10 年の期間満了時に終了する。

4. 回路配置に係る排他権が終了したときは、当該回路配置は公有財産となる、すなわち、何

人も、誰の同意も許可もなしに、かつ、如何なる対価も支払うことなく、自由にこれを利用することができる。

第 1457-1 条 回路配置に係る排他権の相続による移転

排他権の相続による移転に関する規定(第 2384 条)は、回路配置に係る排他権に適用される。

第 1458 条 回路配置に係る排他権の譲渡契約

回路配置に係る排他権の譲渡契約に基づき、一方当事者(権利者)は、他方当事者に対し、回路配置に係る排他権を全範囲で移転し又は移転する義務を負う。

第 1459 条 回路配置の利用権を付与する使用許諾契約

利用許諾契約に基づき、一方当事者(回路配置に係る排他権の保有者(許諾者))は、他方当事者(被許諾者)に対し、契約に定める範囲内で当該回路配置を利用する権利を付与し又は付与する義務を負う。

第 1460 条 回路配置に係る排他権を処分する契約の方式、回路配置に係る排他権の移転及びその質入の国家登録並びに回路配置を利用する権利の規定

1. 回路配置に係る排他権の譲渡に係る契約及びライセンス許諾契約は、書面により締結されなければならない。この書面契約方式に従わないときは、契約は無効とされる。
2. 回路配置が登録された場合(第 1452 条)は、回路配置に係る排他権の譲渡及び質入、回路配置を使用する契約上の権利に関する規定及び回路配置に係る契約無しでの移転は、本法第 1232 条に定める態様により、知的所有権を所管する連邦行政機関による国家登録の対象となる。

第 1461 条 職務回路配置

1. 自己の職務中又は雇用者が指定する特定の任務遂行中に従業者が創作した回路配置は、職務回路配置とされる。
2. 職務回路配置に係る創作者人格権は、従業者に(創作者に)帰属する。
3. 職務回路配置に係る排他権は、使用者と従業者との間の労働又民法契約に別段の規定がない限り、使用者に帰属する。
4. 回路配置に係る排他権が使用者に帰属するか又は第三者に移転された場合は、従業者は、使用者から対価を受ける権利を有する。対価の額、その支払の条件及び手続は、使用者と従業者との間の契約により及び紛争が生じた場合は裁判所により決定される。
職務回路配置の対価に係る権利は不可譲であるが、創作者の排他権の残存する存続期間については創作者の相続人に移転する。
回路配置に係る排他権が創作者に帰属する場合は、使用者は、対価を権利所有者に支払うことを条件として、当該回路配置を単純(非排他的)ライセンスに基づいて使用する権利を有する。
5. 雇用者の財政的、技術的又はその他の有形資産を用いたが、自己の職務中又は雇用者が指定した特定の任務としてでなく、従業者が創作した回路配置は、職務回路配置とはされない。当該回路配置に係る排他権は、従業者に帰属する。この場合、雇用者は、自己の裁量で、回路

配置に係る排他権の全存続期間に、自己の必要のために無償の通常(非独占的)使用許諾又は当該回路配置の創作と関連して雇用者が負担した費用に対する弁済を請求する権利を有する。

第 1462 条 契約に基づいて創作された回路配置

1. 研究、開発及び技術的業務を行う契約又は合意であつて回路配置の創作について明示的に規定していないものに基づいて創作された回路配置に係る排他権は、契約に別段の規定がない限り、請負人(業務遂行者)に帰属する。

かかる場合、顧客は、契約に別段の規定がない限り、かかる排他権の有効期間中、追加の対価を支払うことなしに、単純(非排他的)ライセンスに基づき、契約により定めた目的のために、そのようにして創作された回路配置を利用する権利を有する。請負人(業務遂行者)が回路配置に係る排他権を他人に移転したときは、顧客は、元のライセンス許諾条件に基づいて回路配置を利用する自己の権利を維持する。

2. 請負人(業務遂行者)と依頼人との間の契約に従い、回路配置に係る排他権が依頼人に対し引き渡されるか又は権利者が指示する第三者に対し移転された場合、請負人(業務遂行者)は、契約に別段の定めがない限り、回路配置に係る排他権の存続期間にわたり無償の単純(非独占的)使用許諾条件により、自己の必要のために当該回路配置を利用する権利を有する。

3. 回路配置に係る排他権を有していない、本条第 1 項に定める回路配置の創作者は、本法第 1461 条第 4 項に基づく対価請求権を有する。

第 1463 条 注文に基づき創作された回路配置

1. 回路配置が、(契約に基づく)その創作を主題とする契約に基づいて創作されたときは、かかる回路配置に係る排他権は、請負人(業務遂行者)と顧客との間の契約に別段の規定がない限り、顧客により所有される。

2. 本条第 1 段落に従い、回路配置に係る排他権が顧客又は同人が指定する第三者に所有される場合は、契約に別段の規定がない限り、請負人(業務遂行者)は、排他権の有効期間中、無償の単純(非排他的)ライセンスに基づき、自己の個人的必要のために当該回路配置を利用する権利を有する。

3. 請負人(業務遂行者)と顧客との間の契約に従い、回路配置に係る排他権が業務遂行者に帰属する場合は、顧客は、排他権の有効期間中、無償の単純(非排他的)ライセンスの条件に基づき、適切な契約により定めた目的のために、回路配置を利用する権利を有する。

4. 注文に基づいて創作された回路配置の権利者ではない創作者は、本法第 1459 条第 4 項に基づく対価の支払を受ける。

第 1464 条 国家との契約に基づき創作された回路配置

本法第 1298 条の規定は、国家又は地方自治体との契約に基づき創作された回路配置に準用される。

第 75 章 営業秘密(ノウハウ)に係る権利

第 1465 条 営業秘密(ノウハウ)

1. 営業秘密(ノウハウ)とは、科学技術の分野における知的活動の成果及び第三者に知られていないおかげで現実の又は潜在的価値を有する専門的活動の実行方法についてのあらゆる種類(生産、技術、経済、組織等)の情報であって、第三者は、合法的条件での自由な利用ができず、かつ、情報の所有者がそれを秘密にしておくための合理的な措置を特に商業上の秘密の制度を導入することにより取るものをいう。
2. 営業秘密とは、義務的開示の対象になっていない情報であり、また係る情報は法令又はその他の法的措置により利用制限対象となることを禁止されてもいない。

第 1466 条 営業秘密に係る排他権

1. 本法第 1229 条に基づき、法令に反しないいかなる態様で営業秘密を利用(経済的及び組織的解決法の製造及び実施を含む。)する排他権(営業秘密に係る排他権)は、営業秘密の所有者に帰属する。営業秘密の所有者は、自己の排他権を処分することができる。
2. 保護される営業秘密の内容を構成する情報を善意で、かつ、営業秘密の他の所有者とは独立して所有する者は、当該営業秘密に対する独立した排他権を取得する。

第 1467 条 営業秘密に係る排他権の有効期間

営業秘密に係る排他権は、当該営業秘密の内容を構成する情報の秘密性が維持される限り効力を有する。機密情報の開示時に、すべての権利者について、営業秘密に係る排他権は終了する。

第 1468 条 営業秘密に係る排他権の譲渡契約

1. 営業秘密に係る排他権の譲渡契約に基づき、一方当事者(権利者)は、営業秘密に係る排他権の譲受人である他方当事者に対し、営業秘密に係る排他権の全てを移転し又は移転する義務を負う。
2. 営業秘密に係る排他権が譲渡される場合、自己の権利を処分した者は、営業秘密に係る排他権の存続期間が終了するまで営業秘密を秘密に保持する義務を負う。

第 1469 条 営業秘密の利用権を付与する使用許諾契約

1. 使用許諾契約に基づき、営業秘密に対する排他権の保有者(許諾者)である一方当事者は、契約に定める条件で営業秘密を利用する権利を、他方当事者(被許諾者)へ付与し又は付与することに同意する。
2. 使用許諾契約は、その有効期間を明記して又は特定せずに、締結されうる。使用許諾契約の有効期間が契約に明記されていない場合、各当事者は、より長い期間が契約に規定されていない限り、他方当事者に対し、遅くとも 6 月前までに拒否を通知することにより、いつでも随時契約を撤回することができる。
3. 営業秘密を利用する権利を付与する場合、自己の権利を処分した者は、使用許諾契約の全有効期間にわたり営業秘密を秘密に保持する義務を負う。
使用許諾契約に基づき権利を取得した者は、営業秘密に係る排他権が終了するまで営業秘密

を秘密に保持する義務を負う。

第 1470 条 職務営業秘密

1. 自己の職務中又は雇用者が指定する特定の任務遂行中に従業者が創作した営業秘密に係る排他権(職務営業秘密)は雇用者に帰属する。
2. 自己の職務又は雇用者が指定する特定の任務に関して営業秘密を知得した者は、営業秘密に係る排他権が満了するまで、取得した情報を秘密に保持する義務を負う。

第 1471 条 契約に基づく業務遂行中に取得された営業秘密

業務上の秘密が、国又は地方自治体の必要に係る国又は地方自治体との契約に基づく研究、開発及び技術の業務に係る契約の履行中に取得された場合は、業務上の秘密に係る排他権は、関連契約(又は国若しくは地方自治体との契約)に別段の規定がない限り、請負人(業務遂行者)に帰属する。

第 1472 条 秘密取得に係る排他権の侵害に対する責任

1. 業務上の秘密に係る排他権の侵害者(業務上の秘密を構成する情報を違法に取得し、かつ、この情報を開示又は使用した者並びに本法第 1468 条第 2 段落、第 1469 条第 3 段落又は第 1470 条第 2 段落に従い当該業務上の秘密を維持する義務を負う者を含む)は、法令又はこの者との契約に別の責任が規定されていない限り、当該業務上の秘密に係る排他権の侵害により生じた損害を賠償する義務を負う。
2. 営業秘密を使用し、かつ、当該使用が不法である旨(偶発的に又は誤って自ら営業秘密へのアクセスを得た事実を含む。)を知らなかったか、その旨を知り得べき理由がない者は、本条第 1 項に基づく責任を負わない。

第76章 法人、商品、業務、サービス及び事業の識別手段に係る権利

第1節 商号に係る権利

第1473条 商号

1. 法人は、その商号を用いて民間市場で活動を行う営利団体であり、商号は、当該法人の設立文書において定められ、法人の正式登録のための統一法人国家登録簿に記載される。

2. 法人の商号は、自己の組織的及び法的形態の表示及び法人の実名称を含むものとし、職業を示す単語のみからは構成されない。

3. 法人は、ロシア語による完全名称を持つものとし、かつ、ロシア語による略称を持つ権利を有する。法人は、また、ロシア連邦の各構成国民のいずれかの言語及び(又は)外国語による完全な(又は)省略された企業名を持つ権利を有する。

法人のロシア語及びロシア連邦の各構成国民の言語による企業名には、ロシア語への翻字又はロシア連邦の各構成国民の言語への翻字による外国からの借用語を含めることができる。

ただし、当該法人の組織的及び法的形態を反映する用語及び略語はこの限りでない。

4. 法人の企業名には、次に掲げるものを含めることができない。

(1) 外国の完全な又は省略した公式名称並びにかかる名称から派生した語

(2) 連邦国家機関、ロシア連邦構成国の機関及び地方自治体政府機関の完全な又は省略した公式名称

(3) [廃止]

(4) 公の団体の完全名称又は略称

(5) 公益並びに人間性及び道徳の原則に反する名称

国営単一企業の企業名には、当該企業がロシア連邦又はロシア連邦構成国にそれぞれ属している旨の表示を含めることができる。

法人の企業名にロシア連邦又はロシアの公式名称並びにこれらの名称から派生した語を含めうることは、ロシア連邦政府により定められた手続に従って許可が与えられている場合は認められる。法人の企業名にロシア連邦又はロシアの公式名称及びこれらの名称から派生した語を含めることに関する許可が撤回された場合は、当該法人は、3月以内にその設立書類に適切な変更を施す義務を負う。

5. 法人の企業名が本法第1231-1条、本条第3段落及び第4段落の要件に適合しなかった場合は、法人の国家登録を行う機関は、かかる法人に対しその商号変更を強制するための法的請求を提出することができる。この場合、本法第61条第2段落及び第3段落の規定は適用されない。

第1474条 商号に係る排他権

1. 法人は、法令に反しないあらゆる態様で商号を識別手段として使用する(標章、レターヘッド、請求書及び他の文書上、広告及び宣伝中、商品又はその包装上あるいはインターネット上での表示を含む。)ための排他権(商号に係る排他権)を有する。

省略した商号並びにロシア連邦国民の言語及び外国語での商号は、統一法人国家登録簿に記載されていることを条件として、商号に係る排他権として保護される。

2. 商号に係る排他権の処分(他人に対する商号使用权の譲渡又は付与を含む。)は認められな

い。

3. ある法人が、他の法人の商号と同一の商号又は混同を生ずるほど類似した商号を使用することは、これらの法人の業種が類似であり、かつ、後者の法人の商号が前者の法人の商号よりも先に統一法人国家登録簿に記載されていた場合は認められない。

4. 本条第3段落の規定に違反した法人は、権利所有者の要求に基づき、かつ、その選択により、権利所有者の企業名と同一であるか若しくはそれと混同を生じる程に類似する企業名を権利所有者が行っている活動に類似する活動に関して使用することを停止するか又は当該企業名を変更しなければならず、かつ、生じた損害については、権利所有者に補償しなければならない。

第 1475 条 ロシア連邦領域内での商号に係る排他権の有効期間

1. 統一法人国家登録簿に記載された商号に係る排他権は、ロシア連邦領域内において有効である。

2. 商号に係る排他権は、法人の国家登録日から生じ、法人の清算又はその商号の変更と関連して統一法人国家登録簿から商号が削除される時点で終了する。

第 1476 条 商号に係る権利と、取引名、商標及びサービスマークに係る権利との関係

1. 商号又はその個々の要素は、権利者に帰属する取引名の一部として、権利者がこれを使用することができる。

取引名に含まれる商号は、取引名の保護とは独立して保護される。

2. 商号又はその一部の要素は、権利者に帰属する商標又はサービスマーク中において、権利者がこれを使用することができる。

商標又はサービスマークに含まれる商号は、商標又はサービスマークの保護とは独立して保護される。

第2節 商標に係る権利及びサービスマークに係る権利

1. 総則

第1477条 商標及びサービスマーク

1. 商標証明書に証される排他権(第1481条)は、商標について、すなわち、法人又は個人事業主の商品を識別することが意図された標章について認められる。
2. 商標に関連した本法の規定は、サービスマーク、すなわち、法人又は個人事業主が遂行した業務又はサービスを識別することが意図された標章に適用される。

第1478条 商標に係る排他権の保有者

商標に係る排他権の所有者は、法人又は個人事業主であつてよい。

第1479条 ロシア連邦領域内での商標に係る排他権の効力

知的所有権を所管する連邦行政機関により登録された商標に係る排他権は、ロシア連邦領域内において効力を有し、また、ロシア連邦が締結した国際条約に定める他の場合にも同様に効力を有する。

第1480条 商標の国家登録

商標の国家登録は、本法第1503条及び第1505条に定める手続に従い、知的所有権を所管する連邦行政機関がロシア連邦商標・サービスマーク国家登録簿(商標国家登録簿)へ収載することにより行われる。

第1481条 商標証明書

1. 商標証明書は、商標国家登録簿に登録された商標について発行される。
2. 商標証明書は、商標の優先権及び証明書中に明記された商品に関する商標に係る排他権を証明する。

第1482条 商標の種類

1. 単語、図、三次元及び他の標章又はそれらの組み合わせは商標として登録されることができる。
2. 商標はあらゆる色彩又は色彩の組み合わせでこれを登録することができる。

第1483条 商標登録に対する拒絶理由

1. 識別性を有さないか又は次に掲げる要素のみから構成される標識は、商標としての国家登録を受けられない。
 - (1) 特定の種類の商品を表示するために一般に使用されてしまっているもの
 - (2) 一般に受け入れられた表象及び用語
 - (3) 商品の特徴付ける要素であつて、当該商品の種類、性質、数量、特性及び価額並びに当該商品の製造又は販売の時期、場所若しくは方法を含むもの
 - (4) 商品の形状であつて、もっぱら又は主として商品の特性又は用途により決定されるもの

を表示する要素

これらの要素は、保護されない要素として商標に含めることができる。ただし、これらが支配的な位置を占めないことを条件とする。

1-1. 本条第1段落の規定は、次に掲げることに該当する表示には適用されない。

(1) その使用を通じて、識別性を有する特性を取得するに至ったこと

(2) 本条第1段落第1副段落から第4副段落にいう要素のみから構成され、かつ、識別性能を有する特性の組合せを形成していること

2. 本法第1231-1条に従って法的保護の対象とならないものに係る標識又はこれと混同を生じる程にこれに類似する標識は、商標としての国家登録を受けられない。

3. 次に掲げることに該当する要素を提示するか又は含む表示は、商標としての国家登録を受けられない。

(1) 商品又はその製造者に関して消費者に虚偽であるか又は誤認を生じさせる虞があること

(2) 公益並びに人間性及び道徳の原則に反すること

4. 公式名称と同一であるか又は混同を生じる程に類似する商標又はロシア連邦国民の文化遺産又世界の文化及び自然遺産の特に貴重な対象の画像並びにコレクション及び基金に所在する文化的価値の有る画像である商標は、国家登録を受けられない。ただしこのことは、前記の客体の所有者でない者であって、所有者又は所有者により商標としての登録について明示的に授権された者の同意を得てないもの名義で登録が求められている場合に限る。

5. ロシア連邦が締約国である国際条約に基づき、締約国の1により保護されている要素を構成するか又はかかる要素を含む商標について商標の国家登録が認められない場合、かかる国際協定の加盟国は、かかる商標を、ぶどう酒又は蒸留酒がその領域を原産地とし(すなわち当該国の国境内で生産され)、かつ、(主として原産地により決定される)特定の品質、評判又はその他の特性を有するものとして特定する標識として使用することができる。ただし、当該商標が、前記地理的領域の領域を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒を指すことを意図している場合に限る。

6. 次に掲げるものと同一であるか又は混同を生じる程に類似する名称を商標として登録してはならない。

(1) 類似の商品に関して登録を出願した他人の商標(第1492条)であって先の優先日を有するもの。ただし、国家商標登録に係る出願が、取り下げられていない、取り消されていない又は国家登録の拒絶決定が確認されていない場合。

(2) 他人の商標であって、類似の商品に関する、先の優先権を有するもので、ロシア連邦において保護されている(ロシア連邦が締約国である国際条約に基づく場合を含む)もの

(3) 本法に基づいてロシア連邦において一般的に知られている商標として認められた他人の商標であって、類似の商品に関する、請求されている表示よりも先の優先権を有するもの同一の名称の商品に係る商標であって、本段落第1副段落及び第2副段落にいう商標と混同を生じる程に類似するものの登録は、権利所有者の同意があれば認められる。ただし、かかる登録が消費者に誤認を生じさせる目的でないことを条件とする。権利所有者は、一度与えた同意を撤回することはできない。

本段落第5副段落の規定は、団体標章と混同を生じる程に類似する標識には適用されない。

7. 本法に従って保護されている地理的表示若しくは原産地名称又は商標の優先日前に登録出願が行われた名称と同一であるか又は混同を生じる程に類似する名称は、当該地理的表示

若しくは原産地名称又は前記のものと混同を生じる程に類似する名称が、当該地理的表示又は原産地名称を使用する権利を所有する者の名義で登録された商標に保護されていない要素として含まれている場合を除き、如何なる商品に関しても商標として登録することができないが、登録を求める商標が当該地理的表示又は原産地名称の登録による識別の対象である商品と同一の商品に関連することを条件とする。

8. 標章が、ロシア連邦領域内で保護される商品名若しくは取引名(又はかかる商品名又は取引名の個別要素)又は保護品種国家登録簿に登録された新品種の名称と同一又は混同を生ずるほど類似しており、当該商品名、取引名若しくは名称に係る権利が、登録を求める商標の優先日より先にロシア連邦において発生していた場合、当該標章は類似商品について登録できない。

9. 表示が次に掲げるものと同一である場合は、商標として登録できない。

(1) 権利所有者の同意がない、商標の国家登録出願(第1492条)の提出日にロシア連邦において知られている科学、文学又は芸術の著作物の標題、かかる著作物からの文学上の人物又は引用、芸術の著作物又はその断片であって、各著作物に係る権利が、登録商標の優先日より先に生じたもの

(2) 出願の提出日において、ロシア連邦における有名人の名前(第19条)、変名(第1265条第1段落及び第1315条第1段落第3副段落)若しくはその派生名称又は肖像又は影像であって、当該者又はその相続人の同意がないもの

(3) 意匠、適合標章であってこれらに係る権利が登録商標の優先日前に生じたもの
本段落の規定は、本段落で特定した対象物と混同を生じる程に類似する表示にも適用される。

10. その要素が本法に従って保護されている標識、それらの標識と混同を生じる程に類似する標識、さらには本法に従い保護された本条第9段落に挙げられる対象物は、類似する商品に関し商標として登録できない。

かかる標識の商標としての国家登録は、本条第6段落並びに第9段落第1副段落及び第2副段落にいう所要の同意がある場合には認められる。

11. 本条に掲げる理由により、ロシア連邦が締結した国際条約に従って登録された商標には法的保護は付与されない。

2. 商標の使用及び商標に係る排他権の処分

第 1484 条 商標に係る排他権

1. 自己の名で商標が登録されている者(「権利者」)は、法令に反しない態様(本条第 2 項に明記する方法を含む。)で本法第 1229 条に従い商標を使用する排他権(商標に係る排他権)を専有する。権利者は自由に当該商標に係る排他権を処分することができる。
2. 商標に係る排他権は、商標登録がなされている商品、著作物又は役務を識別することにより、特に次の各号に掲げる商標と位置付けることにより、これを行行使することができる。
 - (1) ロシア連邦領域内において、生産、販売の申入れ、販売、展示会及び見本市における展示がなされ若しくはその他の態様で民間の取引に導入され又は当該目的のために保管、輸送若しくはロシア連邦領域内への輸入がなされる商品(商品のラベル上及び包装上を含む。)への使用
 - (2) 業務遂行中、役務提供中の使用
 - (3) 商品の民間取引への導入に関する書類への使用
 - (4) 商品の販売申入れ、業務遂行及び役務提供並びに通知、看板及び他の広告における使用
 - (5) インターネット上(ドメイン名及び他のアドレス指定手段を含む。)での使用
3. 識別のために商標が登録された商品又はその類似商品につき、斯かる使用の結果として混同のおそれがある場合、何人も、商標権者の許可なく当該類似標章を使用する権利を有しない。

第 1485 条 商標の保護記号

商標に係る排他権の権利者は、通知目的で、自己の権利の法的保護を明示するために保護記号を使用することができ、当該記号は、登録商標の横に付され、かつ、ラテン大文字「R」若しくは円で囲まれたラテン大文字「R」®又は「商標」若しくは「登録商標」との文字による表示で構成されるものとし、当該保護記号は、使用された標章がロシア連邦領域において保護される商標であることを示す。

第 1486 条 商標の不使用の結果

1. 商標の法的保護は、3年間の当該商標の継続的不使用により、当該商標の登録による識別の対象となる商品の全部又は一部に関して早期に終了させることができる。

商標が登録された識別の対象となる商品全部又は一部について、権利者がその商標を使用していないと信じる利害関係者は、知的所有権を所管する連邦行政機関へ商標に対する権利の放棄申請を行うか、その利害関係者と商標が登録された識別の対象となる商品全部又は一部について商標の排他権の譲渡契約を締結することを、権利者に対して申し出ることができる(以下、利害関係者の申し出)。

利害関係者の申し出は、権利者に、同様に商標の国家登録に記載された住所又はロシア連邦が加盟する国際条約に規定された対応する登録に記載された住所に送付される。

利害関係者の申し出は、商標の国家登録後3年経過以降権利者に送付することができる。

利害関係者の申し出の提出日から2カ月以内に権利者が商標権の放棄のための申請を提出せず、商標の排他権の譲渡に関する利害関係者との契約の締結も行わなかった場合、利害関係者は2カ月経過後30日以内に、不使用の結果として商標の法的保護の早期終了のための請

求の趣旨を添えて裁判所に訴える権利を有する。

利害関係者の新たな申し出は、利害関係者の先の申し出の送付の日から3カ月の期間経過以降に商標権者に対して送付され得る。

利害関係者の申し出の権利者への送付日の直前3年以内に商標権者が商標が登録された識別の対象となる商品について商標を使用していない場合、不使用の結果として商標の法的保護の早期終了の決定が裁判所によって下される。

商標の法的保護は、裁判所の決定の法的拘束力の確定日をもって終了する。

2. 本条の適用上、商標の使用は、商標所有者による場合若しくは本法第1489条に従いライセンス許諾契約に基づき当該権利が付与されたその他の者による場合又は本法第1484条第2段落に従い商標が使用されることを条件として権利所有者の管理下で他の者が商標を使用する場合に、なされているものと認められる。ただし、該当する行為が、商品を民間の取引に導入することと関連していない場合及び個別要素を一部変更した商標の使用が商標の本質に影響を与えず付与された保護が制限されない場合を除く。

3. 商標の使用の立証責任は権利者にある。

商標の不使用による商標の法的保護期間満了前の終了の問題を検討するにあたり、権利者が提出した、権利者の支配を超える事由により商標が使用されなかった事実の証拠が斟酌され得る。

4. 商標の法的保護の終了は、当該商標に係る排他権の終了を意味する。

第1487条 商標に係る排他権の消尽

権利者により直接又は権利者の同意を得てロシア連邦領域内における民間の取引に導入された商品について、他人による当該商標の使用は、商標に係る排他権の侵害とはされない。

第1488条 商標に係る排他権の譲渡契約

1. 商標に係る排他権の譲渡契約に基づき、一方当事者(権利者)は、商標登録により識別する対象である商品の全部若しくは一部に対応する商標についての排他権の全部を他方当事者すなわち排他権の譲受人に、移転し又は移転する義務を負う。

2. 契約に基づく商標に係る排他権の譲渡は、商品又はその生産者に関して消費者に誤認を生じさせるおそれがある場合は、認められない。

3. ロシア連邦の領域内で法的保護が付与されている地理的表示又は原産地名称を保護されていない要素として含む商標(第1483条第7項)を使用する排他権の譲渡は、使用権者が当該地理的表示又は原産地名称を使用する排他権を有する場合にのみ認められる。

第1489条 商標の使用権の付与に係るライセンス契約

1. ライセンス許諾契約に基づき、一方当事者すなわち商標に係る排他権の所有者(使用許諾者)は、他方当事者(使用権者)に対し、一定の契約上の制限内で商標を使用する権利を、商標登録の対象である商品の全部又は一部に関して使用が許容される区域を明示して又は明示しないで付与するか又は付与する義務を負う。

1-1. 商標を使用する権利を付与するライセンス許諾契約には、本法第1235条第6段落に規定する条件のほかに、当該商標を使用する権利が認められる商品の一覧を含めなければならない。

2. 使用権者は、自己が生産又は販売し、かつ、ライセンスを付与された商標を付した商品の品質が使用許諾者により定められた品質と一致することを確保する義務を負う。使用許諾者は、この条件の遵守を監視する権利を有する。使用権者及び使用許諾者は、商品の製造者としての使用権者に対して行われた請求について連帯で責任を負う。
3. ロシア連邦の領域内で法的保護が付与されている地理的表示又は原産地名称を保護されていない要素として含む商標(第 1483 条第 7 項)を使用する権利の付与は、使用権者が当該地理的表示又は原産地名称を使用する排他権を有する場合にのみ認められる。

第 1490 条 商標に係る排他権の処分に係る契約の方式並びに、商標に係る排他権の移転、商標に係る排他権の質権及び商標を使用する権利の付与の国家登録

1. 商標に係る排他権を譲渡する契約、ライセンス許諾契約及び商標に係る排他権の処分に係るその他の契約は、書面により行われる。書面契約要件を遵守しない契約は無効とする。
2. 商標に係る排他権の譲渡及び質権、契約の規定に基づくその使用に係る権利の付与並びに商標に係る排他権の契約によらない移転は、何れも、本法第 1232 条に従った国家登録を受けなければならない。

第 1491 条 商標に係る排他権の存続期間

1. 商標に係る排他権は、知的所有権を所管する連邦行政機関による商標の国家登録の出願日から又は分割出願に基づく商標登録の場合は原出願の日から 10 年存続する。
2. 商標に係る排他権の存続期間は、当該権利が有効に存続する最後の年に権利者が請求を提出することにより、更に 10 年間更新され得る。
商標に係る排他権の存続期間の更新は、回数制限なくこれを行うことができる。
権利者の請求により、商標権者は、更新請求の提出を、排他権の存続期間満了から 6 月の期間認められ得る。
3. 商標に係る排他権の存続期間の延長を反映させる登記は、商標国家登録簿及び商標証明書中に、知的所有権を所管する連邦行政機関がこれを記録する。

3. 商標の国家登録

第 1492 条 商標出願

1. 商標の国家登録を求める出願(「商標出願」)は、法人又は個人事業主(出願人)のいずれかにより、知的所有権を所管する連邦行政機関に提出される。
2. 各商標出願は、単一の商標に関連するものとする。
3. 商標出願は次の各号に掲げるものを含まなければならない。
 - (1) 出願人名、出願人の居所は実際の住所を記載した、商標として標章の国家登録を求める出願
 - (2) 請求された標章(出願人が希望する場合は標章の立体模型の電子的情報を含む)
 - (3) 商標の国家登録を求める商品の一覧表であって、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類にしたがって当該商品をグループ化したもの
 - (4) 請求された標章の明細
4. 商標に係る出願は出願人により署名され、そして出願が特許弁護士又はその他の代理人を介して行われる場合は出願人若しくは出願を提出するその代理人により署名されなければならない。
5. 団体標章(第 1511 条第 1 段落)についての出願を作成する場合は、商標出願に団体標章の規約を添付しなければならない。
6. 商標出願は、ロシア語により提出する。

出願に添付される書類は、ロシア語又はその他の言語により提出する。書類がその他の言語により提出される場合は、出願にロシア語への翻訳文を添付する。ロシア語への翻訳文は、前記の要件を満たす義務に係る知的所有権を所管する連邦行政機関による通知の日から 2 月以内に、出願人により提出しなければならない。
7. 商標出願に含まれる書類及び出願に添付する書類(「出願書類」)の要件は、知的所有権の分野において規範及び法を執行する連邦行政機関がこれを定める。
8. 商標出願日は、本条第 3 項(1)から(3)までに定める書類を知的所有権を所管する連邦行政機関が受領した日とし、上記書類が同時に提出されない場合、最後の文書の提出日である。

第 1493 条 商標出願書類を閲覧する権利

1. 商標出願が知的所有権を所管する連邦行政機関に提出された後、何人も出願書類を閲覧する権利を有する。

知的所有権を所管する連邦行政機関は、商標について提出された出願に関する情報をその公報において公表する。

出願に関する情報の公表の後、かつ、商標の国家登録に関する決定が下されるまでに、何人も、出願商標における本法第 1477 条及び第 1483 条の要件に対する請求された標章の不遵守に関して主張を記載した申立書を知的所有権を所管する連邦行政機関に提出する権利を有する。
2. 出願書類を閲覧し、当該書類の複写を取得するための手続は、知的所有権の分野において規範及び法を執行する連邦行政機関がこれを定める。

第 1494 条 商標の優先権

1. 商標の優先権は、知的所有権を所管する連邦行政機関への商標の出願日より確認される。
2. 本法第 1502 条第 2 項(分割出願)に従い、同一標章に係る出願人の別の出願(もとの出願)を基礎として出願人が提出した商標の出願の優先権は、知的所有権を所管する連邦行政機関に対するもとの出願日より定められる。もとの出願につき先の優先権があるとき、分割出願日にもとの出願が取り下げられていなかったこと、かつ、取り下げたと見なされていなかったことを条件として、かつ、もとの出願に関する決定の前に分割出願が提出されていたことを条件として、当該先の優先日を以て定められる。

第 1495 条 条約優先権及び展示会優先権

1. 商標の優先権は、工業所有権の保護のためのパリ条約の同盟国内における商標に係る最初の出願日より確立され得る(「条約優先権」)。但し、商標出願が上記の日から 6 月以内に知的所有権を所管する連邦行政機関に提出されたことを条件とする。
2. 工業所有権の保護のためのパリ条約の同盟国のうち一国の領域内で開催された公式の又は公認の国際展示会の展示物に貼付された商標の優先権は、展示会での展示が開始された日付により確立され得る(「展示会優先権」)。但し、商標の出願が、その日から 6 月以内に知的所有権を所管する連邦行政機関に提出されることを条件とする。
3. 条約優先権又は展示会優先権の享受を希望する出願人は、商標出願の提出時に又は知的所有権を所管する連邦行政機関に対する出願日から 2 月以内にその旨を示さなければならず、かつ、当該請求の有効性を確認する必要な書類を提出するか又は出願日から 3 月以内に当該書類を上記連邦行政機関に提出しなければならない。
4. 商標の優先権は、ロシア連邦が締結した国際条約に従い、商標の国際登録日より確立され得る。

第 1496 条 商標の優先日同日の結果

1. 全部又は一部が重複する商品の一覧に係る同一の商標が異なる出願人により出願され、かつ、これらの出願が同一の優先日を有する場合、上記一覧表が重複する商品について請求された商標は、出願人間の合意により決定される出願人のうち 1 名のみの名において、登録され得る。
 2. 全部又は一部が重複する商品の一覧に係る同一の商標が同一出願人により出願され、かつ、これらの出願が同一の優先日を有する場合、一覧表が重複する商品に関して、商標はこれらの出願から出願人が選択した 1 個の出願についてのみ登録される。
 3. 同一の商標に係る出願が異なる出願人によりなされた場合(本条第 1 項)、これらの出願人は、知的所有権を所管する連邦行政機関から通知を受領した日から 7 月以内に、当該連邦行政機関に対し、商標の国家登録を請求する複数の出願について到達した合意を報告せねばならない。この期間に、同一の商標に係る出願を提出した出願人(本条第 2 項)は、自己の選択を報告せねばならない。
- 知的所有権を所管する連邦行政機関がこの報告又は期限の延長申請を規定される期限内に受理しなかった場合、当該連邦行政機関による決定に基づき、当該商標出願は取り下げられたとされる。

第 1497 条 商標出願の審査及び出願書類の補正

1. 商標出願の審査は知的所有権所管する連邦行政機関がこれを行う。

出願の審査には、方式審査及び商標として請求された指定標章(出願された標章)の実体審査が含まれる。

2. 商標出願の審査期間中、決定がなされる前に、出願人は、出願資料を補足、釈明又は訂正する(補充資料を提出する場合を含む。)権利を有する。

出願日における出願に特定されていない商品一覧表が補充資料に含まれているか又は商標の標章が著しく変更された場合、当該補充資料は受理されない。出願人は、当該補充資料を独立した出願として作成し出願することができる。

3. 商標に係る出願中の出願人についての情報の変更(商標を登録する権利の移転若しくは取得の場合又は出願人の表示若しくは名称の変更若しくは出願書類中の明白、かつ、技術的な誤記の訂正によるものを含む)は、商標の国家登録(第 1503 条)の前又は商標国家登録の拒絶決定の前にこれを行うことができる。

4. 商標出願の審査の間、知的所有権を所管する連邦行政機関は、出願人に対し、審査に不可欠な追加資料を提出するよう求めることができる。出願人は、かかる補足資料を、前記の請求又は出願に反対する資料の写しの受領日から 3 月以内に提出しなければならない。ただし、資料の写しの受領に関しては、出願人が、知的所有権を所管する連邦行政機関からの請求を受領した日から 2 月以内にかかる写しを請求したことを条件とする。出願人が請求された追加資料を提出しないか又は提出に係る期間の延長を申し立てなかった場合は、出願は、知的所有権を所管する連邦行政機関の決定に基づいて取り下げられたものとみなされる。出願人の申請に基づき、当該連邦行政機関は、追加資料の提出期限を 6 月の範囲内で延期することができる。追加資料であって、出願の提出日に出願に示唆されていなかった商品一覧を含むか又は商標として請求されている標章中の重要な変更を含むものに関しては、本条第 2 段落の規定が適用される。

第 1498 条 商標出願の方式審査

1. 商標出願の方式審査は、知的所有権を所管する連邦行政機関へ提出された日から 1 月以内に行われる。

2. 商標出願の方式審査中、必要な全出願書類の存在及び、それらが規定の要件に適合するかが確認される。方式審査の結果として、出願書類はさらに審査するために受理されるか又は検討のための出願書類の受理が拒絶される。知的所有権を所管する連邦行政機関は、方式審査の結果を出願人に通知する。

出願人には、方式審査の肯定的な結果の通知とともに、本法第 1492 条第 8 項に従って定める出願日が通知される。

第 1499 条 商標として請求されている標章の審査

1. 商標として請求されている標章の審査(請求されている標章の審査)は、方式審査が完了した後の更なる審査のために受理された出願に基づいて行う。

この更なる審査の間、標章が本法第 1477 条、第 1483 条第 1 段落から第 7 段落まで、第 9 段落第 3 副段落(意匠に関するもの)及び第 10 段落(識別手段及び意匠に関するもの)の要件との適合性について確認を受け、また、商標の優先権が確立される。

本法第 1493 条第 1 段落第 3 副段落に従って申立が受領された場合は、請求された表示の本法第 1477 条及び第 1483 条の要件に対する不遵守に関する主張は、請求された標章の実体審査を行う際に考慮に入れる。

2. 請求された標章の審査の結果に従い、知的所有権を所管する連邦行政機関は、当該商標を登録するか又は公式登録を拒絶するかを決定する。知的所有権を所管する連邦行政機関は、ロシア連邦が締結した国際条約に従い、商標の審査の結果に基づいて、ロシア連邦の領域内において当該商標に法的保護を付与するか又は法的保護を付与することを拒絶するかを決定する。

3. 出願当初の商品一覧又は本法第 1497 条第 2 段落に従って出願人により修正された商品一覧についての商標を拒絶する又は登録する決定を行う前に、出願人は、書面により、請求された標章が本条第 1 段落第 2 副段落に適合しているかどうかの確認結果について通知され、また通知中で述べられた理由に応答する反論を提出することが認められる。出願人の応答の主張は、標章の審査に関する決定を検討する際に考慮に入れる。ただし、かかる主張が、通知が出願人に送付された日から 6 月以内に提出されることを条件とする。

4. 商標の国家登録の査定は、次の各号に掲げる事由に関連して、商標の登録前に知的所有権を所管する連邦行政機関がこれを再審理することができる。

(1) 類似商品について同一の標章又は混同を生ずるほど類似した標章を有する、本法第 1494 条、第 1495 条及び第 1496 条に従い優先日が先である出願の受理

(2) 登録査定中に明記された商標と同一又は混同を生ずるほど類似した地理的表示又は商品や表示の原産地名称としての国家登録

(3) 優先日が同日若しくは先の商標につき全部若しくは一部が重複する商品一覧表に関する、同一の商標又は既に保護されている同一の商標の発見

(4) 商標として請求された表示の国家登録が商品又はその生産者に関して消費者の誤認を生ずる場合における出願人の変更

第 1500 条 商標出願に関する決定に対する上訴

1. 商標出願に係る検討のための受理の拒絶、商標の国家登録、商標の国家登録の拒絶及び商標出願の取下の宣告に関する知的所有権を所管する連邦行政機関の決定、ロシア連邦領域内でロシア連邦が締結する国際条約に従って商標に法的保護を付与する又は付与することを拒絶する決定は、関係する決定送付の日又は当該連邦行政機関に請求された自己の出願に反対する資料の写し送付の日から 4 月以内に、出願人により知的所有権を所管する連邦行政機関を通じて不服申立を行うことができる。ただし、資料の写しに関しては、出願人が関係する決定の受領日から 2 月以内に当該資料の写しを請求したことを条件とする。

2. 知的所有権を所管する連邦行政機関への不服申立の間、出願人は、本法第 1497 条第 2 段落及び第 3 段落に従って認められる出願書類の変更を行うことができる。ただし、かかる変更により、商標の国家登録を拒絶する唯一の根拠であった理由が除去され、当該商標登録に関する決定を行うことができることを条件とする。

第 1501 条 商標出願の審査に関連して徒過した期限の回復

1. 知的所有権を所管する連邦行政機関は、出願人が徒過した本法第 1497 条第 4 段落及び第 1500 条第 1 段落にいう期限を、その到来の日から 6 月以内に提出された出願人の請求によ

り回復することができる。ただし、出願人が当該期限を遵守しなかった理由を示すことを条件とする。徒過した期限の回復に係る出願人の請求は、本法第 1497 条第 4 段落に従って要求される資料若しくは当該期限の延長に係る申立と同時に又は本法第 1500 条に従って当該連邦行政機関への不服申立と共に、当該連邦行政機関に提出しなければならない。

2. 本法第 1497 条第 4 段落に規定する出願人のための期限の回復は、出願が取り下げられた旨を宣言する決定の破棄及び徒過した期限の回復に係る知的所有権を所管する連邦行政機関の決定に基づき、本章の規定に従って回復される。

第 1502 条 商標出願の取下及び分割出願の申請

1. 出願人は、商標出願を、審査の如何なる段階においても、ただし商標の国家登録の日までに取り下げることができる。
2. 商標出願の審査の間又は商標の国家登録若しくは商標の国家登録の本法第 1483 条第 6 段落に規定する理由に基づく拒絶に係る知的所有権を所管する連邦行政機関の決定に対する異論の知的所有権を所管する連邦行政機関による検討の間、出願人は、決定が下されるまで、同一の表示に係る分割出願を知的所有権を所管する連邦行政機関に提出する権利を有する。分割出願には、原出願の当該連邦行政機関への提出日に原出願に明示された商品中の商品であって、引き続き有効な原出願に記載された一覧中のその他の商品(引き続き原出願の対象となる)と同種でないものの一覧を含んでいなければならない。

第 1503 条 商標の国家登録に係る手続

1. 本法第 1499 条第 2 段落及び第 4 段落又は第 1248 条に従って下された商標の国家登録に関する決定に基づき、知的所有権を所管する連邦行政機関は、当該商標の国家登録及びその証明書の発行に係る税の納付の日から 1 月以内に、国家商標登録簿に当該商標の国家登録を行う。国家商標登録簿は、商標、権利所有者に関する情報、商標の優先日、登録商標により識別される商品の一覧、国家登録日、商標の登録に関するその他の情報及びこれら事項のその後の修正を含む。

2. 出願人が所定の手続に基づき本条第 1 段落に規定の料金を納付しない場合は、商標は登録されず、かつ、対応する出願は、知的所有権を所管する連邦行政機関の決定に基づき、取り下げられたものとみなされる。

本法第 1248 条に従って商標の登録に関する決定が争われている場合は、出願の取下の宣言に関する決定は適用されない。

第 1504 条 商標証明書の発行

1. 商標証明書は、商標の商標国家登録簿への正式登録日から 1 月以内に知的所有権を所管する連邦行政機関により電子的情報及び出願人が希望すれば紙で発行される。
2. 商標証明書の形式及びそれに含まれる情報は、知的所有権の分野において規範及び法を執行する連邦行政機関がこれを定める。

第 1505 条 国家商標登録簿及び商標証明書における変更

1. 知的所有権を所管する連邦行政機関は、商標の登録に関するデータ、特に権利所有者、その名称又は氏名、所在又は居所、郵便宛先についてのもの並びに商標の登録による識別の

対象である商品及びサービスの一覧の減縮に関連する修正、個々の商標の要素の修正で商標の本質を変更しないもの並びに明白、かつ、技術的な誤記を訂正する修正に関して、権利所有者の請求に基づき、国家商標登録簿及び発行された商標証明書に変更を施す。

2. 商標に係る法的保護の付与(第 1512 条)につき異議が申立てられる場合、権利者の請求によりもとの登録に明記された商品のうち、もとの登録に残っている一覧表に記載されている商品と同種ではない単一若しくは数個の商品に係る商標の別の登録を、登録されている商品に係る商標登録から分割することができる。当該請求は、商標登録に関する紛争解決に関する最終決定が行われる前に、権利者によって提出される。

3. [廃止]

4. [廃止]

第 1506 条 商標の国家登録に関する情報の公表

商標の国家登録に関する情報、及び、本法第 1503 条に従い商標国家登録簿に記載された情報は、商標の商標国家登録簿への登録後速やかに又は対応する変更が商標国家登録簿に記録された後速やかに、知的所有権を所管する連邦行政機関がこれを官報への掲載をもって公表する。

第 1507 条 外国における商標の登録及び商標の国際登録

1. ロシアの法人及び市民は、外国で商標を登録し又は当該商標の国際登録を行う権利を有する。

2. 商標の国際登録を求める出願は、知的所有権を所管する連邦行政機関を介して提出される。

4. 周知商標の法的保護の態様

第 1508 条 周知商標

1. 自己が用いる商標又は商標として使用される標章がロシア連邦内において周知であると信じる者の申請により、国家登録を根拠として又はロシア連邦が締結した国際条約に基づきロシア連邦領域内において保護されている商標、或いは商標として使用されているがロシア連邦領域内において法的保護を享受していない標章は、当該商標又は当該標章が、申請時点において、集中的に使用されていた結果、当該出願人の商品について関係する消費者の間でロシア連邦内で広く知られていた場合には、知的所有権を所管する連邦行政機関の決定によりロシア連邦内における周知標章と認められる。

商標及び商標として使用される標章は、同一又は混同を生ずるほど類似し、類似商品について使用されることが意図された他人の商標の優先日後に広く知られた場合、周知標章とみなされない。

2. 周知商標には、商標について本法に定める法的保護が付与される。

周知商標に対する法的保護の付与とは、周知商標に係る排他権が認められることを意味する。周知商標の法的保護は無期限に有効である。

3. 周知商標の法的保護は、周知であるとされる商品と同種ではない商品にも及ぶ。但し、他人による上記商品の商標の使用が、周知商標に係る排他権の保有者を消費者に連想させ、当該保有者の適法な利益を損なう可能性があることを条件とする。

第 1509 条 周知商標に対する法的保護の付与

1. 本法第 1508 条第 1 項に従い適用される知的所有権を所管する連邦行政機関の決定に基づいて、法的保護が周知標章に与えられる。

2. 周知と認められた商標は、知的所有権を所管する連邦行政機関がこれをロシア連邦周知商標一覧表(「周知商標一覧表」)に収載する。

3. 知的所有権を所管する連邦行政機関は、商標の周知商標一覧表への収載日から 1 月以内に、周知商標証明書を電子的情報及び出願人が希望すれば紙で発行する。

周知商標の証明書の形式及びこの証明書に記載される情報は、知的所有権の分野において規範及び法を執行する連邦行政機関がこれを定める。

4. 周知表標に関する情報は、周知商標一覧表に収載後速やかに、知的所有権を所管する連邦行政機関による官報への掲載をもって公表される。

5. 団体商標の法的保護の特長

第 1510 条 団体商標に係る権利

1. その組織及び活動が設立国の法令に反しない者の団体は、ロシア連邦領域内で団体標章を登録する権利を有する。

団体商標は、その団体の構成員である者が生産し又は販売する商品が、品質又はその他の特性において共通の特徴を有することを示すことが意図された商標である。

団体商標は、団体の構成員の各自が使用することができる。

2. 団体商標に係る権利は、不可譲であり、かつ、使用許諾契約の対象とすることができない。

3. 団体商標を登録した団体の構成員は、団体商標とともに自ら自身の商標を使用する権利を有する。

第 1511 条 団体商標の国家登録

1. 知的所有権を所管する連邦行政機関に提出される団体商標の登録を求める出願（「団体商標出願」）には、団体商標の設定証書を添付するものとし、当該証書には次の各号に掲げる事項が記載されていなければならない。

(1) 自己の名で団体商標を登録する権限を有する団体(商標権者)の名称

(2) 当該団体商標を使用する権利を有する者の一覧表

(3) 団体商標の登録目的

(4) 団体商標が示すこととなる商品が備える品質又はその他の一般的な特性に共通する特徴の一覧表

(5) 団体商標の使用の条件

(6) 団体商標の使用の管理手続

(7) 団体商標の設定証書の違反に対する責任に関する規定

2. 本法第 1503 条及び第 1504 条に定める情報に加えて、商標国家登録簿及び団体商標証明書には、当該団体商標を使用する権利を有する者についての情報が記載される。この情報並びに当該商標が登録された商品の品質の均一な特徴及びその他の共通の特徴に関する団体商標の設定証書からの要約は、知的所有権を所管する連邦行政機関による官報への掲載をもって公表される。

商標権者は、知的所有権を所管する連邦行政機関に、団体商標の設定証書について行った変更を通知しなければならない。

3. 団体商標が、品質又はその他の一般的な性質の共通の特徴を備えない商品について使用される場合、団体商標の法的保護は、利害関係人の請求に応じて下される裁判所の決定に基づいて、その全部又は一部につき早期に終了され得る。

4. 団体商標及び団体商標出願は、各々商標及び商標出願へと変更可能であり、その逆も可能である。当該変更のための手続は、知的所有権の分野において規範及び法を執行する連邦行政機関がこれを定める。

6. 商標に係る排他権の終了

第 1512 条 商標への法的保護に対する異議申立及び無効確認の根拠

1. 商標に対する法的保護の付与に対する異議は、商標の国家登録(第 1499 条第 2 項)並びにそれに基づき商標に係る排他権を認めること(第 1477 条及び第 1481 条)の決定に対する異議である。

商標に対する法的保護付与の無効確認の効果として、商標登録についての知的所有権を所管する連邦行政機関の査定の取り消しを伴う。

2. 商標への法的保護付与については、異議申立を行い、次に掲げる何れかの態様で、無効にすることができる。

(1) 商標に係る排他権の全有効期間中、全面的又は部分的に。ただし、法的保護が、本法第 1483 条第 1 段落から第 5 段落まで、第 8 段落及び第 9 段落の要件に違反して付与されていることを条件とする。

(2) 商標の公式登録についての情報の公報における公告(第 1506 条)の日から 5 年以内において、全面的又は部分的に。ただし、法的保護が、本法第 1483 条第 6 段落、第 7 段落及び第 10 段落の要件に違反して付与されていることを条件とする。

(3) 商標に係る排他権の全有効期間中、全面的に。ただし、法的保護が、本法第 1478 条の要件に違反して付与されていることを条件とする。

(4) 法的保護の全有効期間中、全面的に。ただし、法的保護が、本法第 1508 条第 3 段落に従って実施されている他人の認識されている周知登録標章との関係で後の優先権を有する商標に付与されていることを条件とする。

(5) 商標に係る排他権の全有効期間中、全面的に。ただし、法的保護が、工業所有権の保護に関するパリ条約加盟国の 1 においてこの排他権を所有する者の代行者又は代理人の名義で、当該条約の要件に違反して付与されていることを条件とする。

(6) 法的保護の全有効期間中、全面的又は部分的に。ただし、商標又は混同を生じる程にそれに類似する他の商標に係る法的保護の付与に関連する権利所有者の行為が、確立した手続に基づいて当該権利の濫用又は不正競争であると宣言された場合に限る。

(7) 法的保護の全有効期間中、全面的又は部分的に。ただし、それが本法第 1496 条第 3 段落の要件を満たさないで付与されている場合に限る。

本段落第 1 副段落から第 3 副段落までの規定は、異議の提出(第 1513 条)の日に既に生じている事情との条件で適用される。

3. ロシア連邦内における登録による周知商標に対する法的保護の付与は、本法第 1508 条第 1 項の要件に違反して当該法的保護が商標に付与された場合、異議申立事由となり、当該商標に係る排他権の存続期間中、全部又は一部にわたって無効とされ得る。

4. ロシア連邦が締結している国際条約に従って登録されている商標に対するロシア連邦の領域における法的保護の付与は、本条第 2 段落に規定する理由に基づいて争い、無効を宣言させることができる。

第 1513 条 商標の法的保護の付与に対する異議申立及び無効化の手続

1. 商標の法的保護の付与に関しては、本法第 1512 条に規定する理由及び期限に従い、かかる付与に対する不服申立を知的所有権を所管する連邦行政機関に提起することにより、争う

ことができる。

2. 利害関係人は、本法第 1512 条第 2 段落第 1 副段落から第 4 副段落まで、第 6 副段落及び第 7 副段落並びに第 3 段落に規定する理由に基づき、商標に係る法的保護の付与に対して不服申立を行うことができる。

3. ある商標に係る排他権の関係所有者は、本法第 1512 条第 2 段落第 5 副段落に規定する理由に基づき、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国の 1 において、当該商標に係る法的保護の付与に対して不服申し立てを行うことができる。

4. 知的所有権を所管する連邦行政機関による、商標に対する法的保護付与の無効決定又は無効確認を拒絶する決定は、本法第 1248 条に従い効力を生じるものとし、かつ、裁判所で争いうる。

5. 商標に対する法的保護付与が完全に無効となった場合、商標証明書及び商標国家登録簿への収載は取り消される。

商標に対する法的保護付与が一部無効となった場合、新しい商標証明書が発行され、かつ、適切な変更が商標国家登録簿になされる。

6. 商標に対する法的保護付与の無効確認の決定前に締結された使用許諾契約は、当該決定時までに履行されていた限度において維持される。

第 1514 条 商標の法的保護の終了

1. 商標の法的保護は、次に掲げる事由により終了する。

(1) 商標に係る排他権の有効期間の満了により

(2) 品質又はその他の一般的特性について共通の特徴を有さない商品についての団体商標の使用による当該商標の法的保護の早期終了を規定する本法第 1511 条第 3 段落に従って下された裁判所の決定に基づいて

(3) 商標の不使用による当該商標の法的保護の早期終了に関して本法第 1486 条に従って下された決定に基づいて

(4) 権利所有者としての法人の終了又は権利所有者である個人企業家の企業家活動の終了登録による、商標に係る法的保護を早期に終了させる知的所有権を所管する連邦行政機関による決定に基づいて

(5) 商標に係る権利の所有者が当該権利を放棄する場合

(6) 商標が、特定の種類の商品を指定するために使用される標識として公有財産である標識に転化した場合において、利害関係人による商標の法的保護の早期終了の請求に関して下された知的所有権を所管する連邦行政機関の決定に基づいて

(7) 対応する地理的表示又は原産地名称を使用する権利が終了した場合は、何人かの申請に基づき下された本法第 1483 条第 7 項に従って登録された商標の法的保護を早期に終了させる知的所有権を所管する連邦行政機関の決定に基づいて

2. 周知商標の法的保護は、本条第 1 項(1)から(6)までに規定される理由のみならず、本法第 1508 条第 1 項第 1 段に定める特徴を喪失した周知標章の場合における知的所有権を所管する連邦行政機関の決定により終了する。

3. 商標権者と契約を締結せずに行われる商標に係る排他権の移転の場合(第 1241 条)、当該移転が商品又はそれらの生産者に関して消費者に誤認させることが立証されるとき、当該商標の法的保護は、利害関係人が提起した訴訟において裁判所によりこれを終了することがで

きる。

4. 商標に係る法的保護の終了は、当該商標に係る排他権の終了をも意味する。
5. ロシア連邦が締結した国際条約に従って登録された商標に係るロシア連邦領域における法的保護は、本条に規定する理由及び手続に従った終了の適用を受ける。

7. 商標に係る権利の保護

第 1515 条 商標の違法使用に対する責任

1. 商標又は混同を生ずるほど類似した標章が違法に載った商品、ラベル及び包装は、模倣品とみなされる。
2. 商標権者は、商標又は混同を生ずるほど類似した標章が違法に使用されている模倣品、ラベル及び商品の包装を、侵害者の費用負担で、商業的流通から排除し破棄するよう要求する権利を有する。かかる商品を流通に置くことが公共の利益に鑑み必要な場合、商標権者は、使用された違法な商標又は混同という点で類似した標章を、侵害者の費用負担で、模倣品、ラベル及び商品の包装から除去するよう要求する権利を有する。
3. 業務遂行又は役務提供において商標に係る排他権を侵害する者は、当該業務遂行又は役務提供において使用された資料(書類、広告及び看板を含む。)から、商標又は混同を生ずるほど類似した標章を除去することを要求される。
4. 商標権者は、自己の選択により、侵害者に対し、損害に対する補償に代えて、次の各号に掲げる対価の支払請求権を有する。
 - (1) 侵害の本質に基づいて裁判所の裁量で決定された 1 万ルーブル以上 500 万ルーブル以下の金額
 - (2) 商標が違法に載った商品の 2 倍額又は同等の状況において通常合法的な商標の使用に適用される価格を基準とした商標の使用権の価値の 2 倍
5. ロシア連邦において登録されていない商標に関して保護記号を貼付した者は、ロシア連邦の制定法に従い責任を負う。

第3節 地理的表示又は商品の原産地名称に係る権利

1. 総則

第1516条 地理的表示及び原産地名称

1. 法的に保護される地理的表示は、特定の地理的区域を原産地とする商品を特定する名称であるが、商品の特定の特性、評判又はその他の特徴が前記地理的区域に関連するところが大きいことを条件とする(商品の特徴)。商品の特徴の発現に多大な影響を与える商品の製造段階の少なくとも1が、当該地理的区域の領域内に所在しなければならない。

法的に保護される原産地名称は、現代の若しくは歴史的な、公式の若しくは非公式の、完全な若しくは省略された国、都市若しくは村落、地方若しくはその他の地理的区域の名称を表すか若しくは含み又は当該名称から派生し、かつ、主として当該地理的区域に特有の自然環境及び(又は)人的要因により決定される特別な特性を有する商品に関して使用された結果として知られるようになった標章である。商品の特別な特性の発現に多大な影響を与える商品の製造段階のすべてが、当該地理的区域の領域内に所在しなければならない。

地理的表示又は原産地名称がその名称に使用される商品の製造の段階及び範囲並びに商品の特徴又は特別な特性は、連邦法及びロシア連邦のその他の規制に定める要件に適合しなければならない。これらの要件への適合は、連邦法に従って監視される。

2. 地理的表示又は原産地名称としての国家登録は、次に掲げる場合は、認められない。

(1) 当該名称が、商品が最初に製造又は市販された地理的区域の名称に関連するが、一定の商品を表示するためにロシア連邦において一般的に使用される名称となっており、かつ、その製造地に関連しない場合

(2) 当該名称が同一の種類の商品の地理的表示又は原産地名称として登録されている場合

(3) 当該名称が先の優先日を有する商標と同一であるか又は類似する場合において、当該地理的表示又は原産地名称の使用が商品又はその製造者に関して消費者に誤認を生じさせる虞があるとき

(4) 当該名称が植物又は動物の種の名称であり、かつ、当該地理的表示又は原産地名称の使用が商品に関して消費者に誤認を生じさせる虞がある場合

(5) 当該名称が商品又はその製造者に関して消費者に誤認を生じさせる虞がある場合

(6) 当該名称に関して、本条第1項第3段に定める要件を満たさない商品の地理的表示又は原産地名称としての国家登録を求める出願が行われた場合

3. 地理的表示に関連する本法の規定は、本法に別段の定めがない限り、原産地名称にも適用される。

第1517条 ロシア連邦の領域内での地理的表示又は原産地名称を使用する排他権の効力

1. 商品の地理的表示又は原産地名称を使用する排他権は、ロシア連邦の領域内で効力を有するが、知的所有権を所管する連邦行政機関に登録されていること及びロシア連邦が締結した国際条約に規定するその他の場合に該当することを条件とする。

2. 外国の地理的区域を原産地とする商品を特定する標章は、地理的表示として登録することができるが、当該標章が商品の原産国において地理的表示又はその他の商品識別手段として保護されていることを条件とし、本法第1516条の要件を満たす場合に限る。地理的表示を使

用する排他権の所有者は、商品の原産国において当該地理的表示又はその他の商品識別手段に係る権利の保護を受けている者のみとする。

外国の地理的領域の標章は、商品の原産地名称として登録することができるが、当該区域の標章が商品の原産国において原産地名称として保護されていることを条件とする。商品の原産地名称を使用する排他権の所有者は、商品の原産国において当該標章に係る権利の保護を受けている者のみとする。

第 1518 条 地理的表示の国家登録

1. 地理的表示は、その国家登録により認められ保護される。

地理的表示は、単独若しくは複数の市民、単独若しくは複数の法人又は団体(組合)若しくはその他の個人の団体であって、その創設及び活動が商品の原産国の法令に違反しないものが登録することができる。

2. 地理的表示を登録した者は、前記地理的表示を使用する排他権を与えられるが、登録された地理的表示が関連する商品が本法第 1516 条第 1 項に定める要件を満たすことを条件とする。

同一の地理的表示に関して地理的表示を使用する排他権は、同一の地理的領域の境界内で、ロシア連邦地理的表示・原産地名称国家登録簿(表示・名称国家登録簿)に記載されている特別な特性を有する商品を製造している何れの者にも付与することができる。

2. 地理的表示の使用

第 1519 条 地理的表示を使用する排他権

1. 権利所有者は、本法第 1229 条に従って、法令に違反しないあらゆる態様(本条第 2 項に明記された方法によるものを含む)で地理的表示を使用する排他権を有する。

地理的表示を使用する排他権が個人の団体に付与された場合は、当該団体の構成員であり、かつ、表示・名称国家登録簿に含まれる各個人が当該地理的表示を使用する権利を有するが、当該地理的表示が表示・名称国家登録簿に記載されている特別な特性を有する商品に関連して使用されることを条件とする。

2. 地理的表示の使用とは、特に、次に掲げるものの何れかに地理的表示を付すことをいう。

(1) ロシア連邦領域内において、生産、販売の申入れ、販売、展示会及び見本市における展示若しくは他の態様で民間の取引に導入されるか又は当該目的のために保管、輸送若しくはロシア連邦の領域内に輸入される、商品、ラベル及び商品の包装上

(2) 商品の民間の取引に導入されることに関連した書式上、請求書上、他の書類中及び印刷物中

(3) 商品の販売の申入れ、広告、看板及び宣伝において

(4) インターネット上(ドメイン名及び他のアドレス指示手段による場合を含む。)

3. 地理的表示の次に掲げる使用は、違法とみなされる。

(1) 真の原産地名称が特定されているか又は地理的表示が翻訳により若しくは「…風」、「…タイプ」、「模造品」及び類似のものなどの語とともに使用されている場合であっても、地理的表示を使用する権利を有さない者が地理的表示を使用すること

(2) 地理的表示を使用する権利を有する者による地理的表示の使用であって、表示・名称国家登録簿に記載されている特別な特性を有さない又は表示・名称国家登録簿に特定された地理的領域の境界外で製造された商品に関連するもの

(3) あらゆる商品に関する登録された地理的表示と類似する名称の使用であって、当該名称が商品の原産地又は商品の特性に関して消費者に誤認を生じさせる虞がある場合

4. 違法に使用された地理的表示又は当該地理的表示と混同を生じる程に類似する名称のついた商品、ラベル及び商品の包装は、模倣品とみなされる。

5. 権利所有者本人により又は権利所有者の同意を得て市販された商品に関連して他人が地理的表示を使用することは、地理的表示を使用する排他権の侵害とみなされない。

6. 地理的表示を使用する排他権の処分は、その譲渡又は地理的表示を使用する権利の他人への付与及び契約を締結しない地理的表示を使用する排他権の移転を含め、認められない。

第 1520 条 地理的表示及び原産地名称の保護記号

1. 本法第 1518 条第 2 項に従って地理的表示を使用する権利を有する者は、地理的表示の横に、「登録された地理的表示」、「登録された GI」という文言の形式による保護記号又は当該名称がロシア連邦において登録された地理的表示であることを表示する対応する紋章を付すことにより、前記権利を公表することができる。

本法第 1518 条第 2 項に従って原産地名称を使用する権利を有する者は、原産地名称の横に、「登録された原産地名称」、「保護された原産地名称を有する」、「登録された A0」という文言の形式による保護記号又は当該名称がロシア連邦において登録された原産地名称であること

を表示する対応する紋章を付すことにより、前記権利を公表することができる。

2. 知的所有権を所管する連邦行政機関は、本条第1項に定める紋章を承認するものとする。

第 1521 条 地理的表示に係る法的保護の実施

1. 地理的表示は、本法第 1516 条第 1 項に定める要件を満たす商品を製造することができる全期間にわたり保護される。

2. 地理的表示を使用する排他権の有効期間及び更新手続は、本法第 1531 条に定める。

3. 地理的表示の国家登録及び地理的表示を使用する排他権の付与

第 1522 条 地理的表示の出願

1. 地理的表示の国家登録及び当該地理的表示を使用する排他権を求める出願並びに先に登録された地理的表示を使用する排他権を求める出願(地理的表示出願)は、知的所有権を所管する連邦行政機関に提出しなければならない。

地理的表示出願は、単一の地理的表示のみに関して行われる。

地理的表示出願は、本法第 1518 条第 1 項第 2 段に定める者が提出することができる。

2. 地理的表示出願には、次に掲げるものを含めなければならない。

(1) 地理的表示の国家登録及び当該地理的表示を使用する排他権を求める出願又は先に登録された地理的表示を使用する排他権のみを求める出願であって、出願人の名称及びその住所又は実際の所在地を表示したもの

(2) 請求されている標章

(3) 地理的表示の国家登録及び当該地理的表示を使用する排他権又は先に登録された地理的表示に係る排他権のみを求める商品の表示

(4) 商品の原産地(製造地)(地理的区域の境界)の表示

(5) 商品の特性とその原産地(製造地)との関連に関する情報(地理的表示の国家登録及び当該地理的表示を使用する排他権を求める出願に関して)

(6) 商品の特性(商品を製造するために使用される原料及び商品の物理的、化学的、微生物学的、官能的又は芸術的特性を含む)の説明

(7) 商品特性の発現及び維持に重大な影響がある場合は、商品の製造方法の説明並びに商品の保管及び輸送要件に関する情報

(8) 地理的表示の法的保護を求める商品の製造要件への適合及び特性の維持を確保するための監視手続の説明

(9) 地理的表示出願が個人の団体により提出される場合は、地理的表示を使用する権利を有する者の一覧及び当該団体の構成員である個人による地理的表示の使用条件

(10) 連邦法により要求される場合は、商品を製造する権利を証明する情報

3. 地理的表示出願には、出願人がその原産地に関連するところが大きい各特性を有する商品を製造していること及び本条第 2 項に定める情報を証明する書類を添付する。

地理的表示出願が複数の者により提出される場合は、各出願人の商品に関して、本項第 1 段に定める書類を出願に添付しなければならない。

地理的表示出願が個人の団体により提出される場合は、本項第 1 段に定める書類には、当該団体の構成員である個人が、その原産地に関連するところが大きい各特性を有する商品を製造若しくは市販していること及び／又は請求されている表示を当該商品に関して使用していることを証明する書類を添付しなければならない。

ある商品をロシア連邦の領域内に所在する地理的区域の領域を原産地とするものとして特定する先に登録された地理的表示を使用する排他権を求める出願には、出願人が、表示・名称国家登録簿に特定された特性(第 1529 条)を有し、かつ、本条第 2 項(7)に定める要件に適合する商品を製造していることを証明する書類を添付しなければならない。

地理的区域であってその名称が地理的表示として請求されているものがロシア連邦外に所在する場合は、出願には、当該名称が本法第 1516 条第 1 項に定める要件に適合すること及び出

願人が商品の原産国において請求されている名称を使用する排他権を有することを証明し、かつ、本条第2項に定める情報を含む書類を添付しなければならない。

4. 地理的表示出願に含まれる書類又はそれに添付される書類(出願書類)に関する要件は、知的所有権の分野における規範及び法を執行する連邦行政機関により定められる。

5. 地理的表示出願の出願日は、本条第2項に定める書類が知的所有権を所管する連邦行政機関に引き渡された日とし、これらの書類が同時に提出されない場合は、最後の書類の提出日とする。

第 1522-1 条 原産地名称の具体的詳細

1. 原産地名称の国家登録及び当該原産地名称を使用する排他権を求める出願並びに先に登録された原産地名称を使用する排他権を求める出願(原産地名称出願)は、次に掲げるものを含め、本法第 1522 条第 2 項(1)から(4)まで、(7)から(10)までに定める情報を含まなければならない。

(1) 原産地名称の国家登録を求める出願の対象である商品が本法第 1516 条第 1 項第 2 段に定める特別な特性を有することを証明する情報

(2) 商品の特性(商品を製造するために使用される原料及び商品の物理的、化学的、微生物学的、官能的又は芸術的的特性を含む)の説明

2. 地理的区域であってその名称が原産地名称として出願されているものがロシア連邦の領域内に所在する場合は、出願には、出願人が、当該地理的区域の境界内で、本法第 1516 条第 1 項に定める要件を満たす商品を製造している旨のロシア連邦政府により公認された連邦行政機関により発行された結論を出願人が自発的に添付し又は入手できない場合は、ロシア連邦の構成主体の連邦行政機関若しくは当該地理的区域がその領域内に所在するロシア連邦の構成主体の最高権力機関により公認された団体(公認機関)により発行された結論を添付し、これにより本条第 1 項に定める情報を証明しなければならない。原産地名称出願及び当該原産地名称を使用する排他権を求める出願には、当該名称が当該商品に関して知られていることを証明する書類も添付しなければならない。

原産地名称出願が複数の者により提出される場合は、出願には、各出願人の商品に関して、本項第 1 段に定める結論を添付しなければならない。

原産地名称出願が個人の団体により提出される場合は、本項第 1 段に定める結論は、各個人に関して発行される。

ロシア連邦の領域内に所在する地理的区域に関する先に登録された原産地名称を使用する排他権を求める出願には、出願人が、当該地理的区域の境界内で、表示・名称国家登録簿に記載されている特別な特性を有する商品を製造している旨の公認機関により発行された結論を添付しなければならない。

本項第 1 段及び第 4 段に定める結論が出願人により提出されない場合は、知的所有権を所管する連邦行政機関は、公認機関に対し、当該結論又はそれに含まれる情報を請求する。公認機関は、出願人が手続に必要な書類を提出した場合は、当該機関が定める手続に従い、結論を発行する。

公認機関は、原産地名称が登録された商品の特別な特性の保存について管理を行うものとし、地理的区域に特有の条件が継続しているか否か及び原産地名称が登録された表示・名称国家登録簿に記載されている特定の特性を有する商品の製造可能性があるか否かに関する結論を

発行する。管理手続は、連邦法又はロシア連邦政府により定められる。

原産地名称出願の対象である地理的区域がロシア連邦外に所在する場合は、出願には、出願人が商品の原産国において請求されている原産地名称を使用する権利を有することを証明する書類を添付しなければならない。

3. 原産地名称及び原産地名称出願は、それぞれ地理的表示及び地理的表示出願に変更することができるが、本法の要件に適合することを条件とする。当該変更の手続は、知的所有権の分野における規範及び法を執行する連邦行政機関により定められる。

4. 地理的表示出願に含まれる書類及びそれに添付される書類(出願書類)に関する要件は、知的所有権の分野における規範及び法を執行する連邦行政機関により定められる。

第 1523 条 地理的表示出願の審査及び出願書類の変更

1. 地理的表示出願の審査は、知的所有権を所管する連邦行政機関が行う。

地理的表示出願の審査は、地理的表示として請求されている名称(請求されている名称)の方式審査及び実体審査を含む。

2. 地理的表示出願の審査中、知的所有権を所管する連邦行政機関は、審査を行うのに不可欠な追加資料を出願人に請求することができる。

出願人は、当該追加資料を、知的所有権を所管する連邦行政機関の請求から 3 月以内に提出しなければならない。当該期間は、出願人の申立に基づき、6 月を超えない範囲で延長することができるが、当該申立が前記請求に対する応答期限の満了前に受領されていることを条件とする。出願人が所定の期限を遵守しないか又は追加資料に係る請求に応答しない場合は、出願は、知的所有権を所管する連邦行政機関の決定により、取り下げられたものとみなされる。

第 1524 条 商品の原産地名称出願の方式審査

1. 地理的表示出願の方式審査中、必要な出願書類が存在しているか否か及び当該出願書類が所定の要件に適合するか否かが確認される。方式審査の結果に基づいて、出願は更なる審査のために受理されるものとし又は出願を拒絶する決定が下される。

出願が受理された場合は、出願人は、方式審査を通過した旨の通知を受領するものとし、同時に、本法第 1522 条第 5 項に従って出願日を通知される。

2. 知的所有権を所管する連邦行政機関は、知的所有権の分野における規範及び法を執行する連邦行政機関が定める手続に従い、審査のために受理された出願に関する情報及びそれに含まれる情報を公開することにより、地理的表示出願に関連する情報を公衆の利用に供する。知的所有権を所管する連邦行政機関は、地理的表示出願が提出されたことを公認機関及び本法第 1516 条第 1 項に定める管理を行う機関に通知する。

3. 本条第 2 項に定める情報の公開から 3 月以内に、何人も、地理的表示に対する法的保護の付与及び／又は地理的表示を使用する排他権の付与に対して異議を申し立てる異議申立を、知的所有権を所管する連邦行政機関に提起する権利を有する。

4. 本条第 2 項に定める情報が公開された後、何人も、出願書類を閲覧する権利を有する。書類の閲覧及び前記書類の複写の提供に係る手続は、知的所有権の分野における規範及び法を執行する連邦行政機関により定められる。

第 1525 条 地理的表示又は商品の原産地名称として請求されている名称の審査

1. 地理的表示又は原産地名称として請求されている名称が本法の要件に適合するか否かに係る当該名称の審査(請求されている名称の審査)は、出願の方式審査の結果として更なる審査のために受理された出願に基づいて行われる。

地理的表示として請求されている名称の審査中、当該名称が本法第 1516 条第 1 項、第 2 項(1)、(2)、(5)及び(6)の要件に適合すること並びに本法第 1522 条に定める情報及び書類が提供されていることを確認するために審査が行われる。

原産地名称として請求されている名称の審査中、当該名称が本法第 1516 条第 1 項、第 2 項(1)、(2)、(5)及び(6)の要件に適合すること並びに本法第 1522-1 条に定める情報及び書類が提供されていることを確認するために審査が行われる。

2. 請求されている名称の審査の結果に従い、知的所有権を所管する連邦行政機関は、地理的表示の国家登録を行い、地理的表示を使用する排他権を付与する決定若しくは原産地名称の国家登録を行い、当該原産地名称を使用する排他権を付与する決定又は原産地名称の国家登録を行うことを拒絶し、及び／若しくは当該名称に係る排他権を付与することを拒絶する決定を下す。

地理的表示出願が、先に登録された地理的表示を使用する排他権の付与を求める請求を含む場合は、知的所有権を所管する連邦行政機関は、当該排他権を付与するか又は付与を拒絶するかを決定する。

地理的表示又は原産地名称の登録に対して本法第 1516 条第 1 項に定める管理を行う機関により行われた異議申立は、知的所有権を所管する連邦行政機関が請求されている名称の審査の結果に基づく決定を下す際に考慮に入れる。

地理的表示の国家登録を行い、及び／若しくは地理的表示を使用する排他権を付与すること又は原産地名称の国家登録を行い、及び／若しくは原産地名称を使用する排他権を付与することの拒絶が予定される場合は、本法第 1516 条及び第 1522 条又は第 1522-1 条に定める要件に適合するか否かに関する請求されている名称の審査の結果に係る通知書を出願人に送付するとともに、出願人が当該通知に特定された理由に関する説明を提示するよう提案する。出願人の説明は、当該説明が、通知が出願人に送付された日から 3 月以内に提示された場合は、請求されている名称の審査の結果に基づく決定を下す際に考慮に入れる。

第 1526 条 地理的表示に対する法的保護の付与及び／又は地理的表示を使用する排他権の付与に対する異議申立の審査の結果に基づく決定

1. 地理的表示に対する法的保護の付与及び／又は地理的表示を使用する排他権の付与に対する本法第 1524 条第 3 項に定める異議申立の審査の結果に基づいて、知的所有権を所管する連邦行政機関は、請求されている名称の審査(本法第 1525 条第 1 項)を考慮に入れて、地理的表示の国家登録を行い、地理的表示を使用する排他権を付与するか又は地理的表示の国家登録を行うことを拒絶し、及び／若しくは当該地理的表示を使用する排他権を付与することを拒絶するかの決定を下す。

地理的表示出願が、先に登録された原産地名称を使用する排他権を求めるものである場合は、地理的表示を使用する排他権の付与に対する本法第 1524 条第 3 項に定める異議申立の審査の結果に基づいて、知的所有権を所管する連邦行政機関は、請求されている名称の審査を考慮に入れて、排他権を付与するか又は付与を拒絶するかの決定を下す。

2. 本条第1項に定める決定は、地理的表示の国家登録を行い、及び／又は地理的表示を使用する排他権を付与する決定(第1525条)の取消を生じさせる。
3. 地理的表示に対する法的保護の付与及び／又は地理的表示を使用する排他権の付与に対する異議申立の審査手続は、知的所有権の分野における規範及び法を執行する連邦行政機関により定められる。

第1527条 地理的表示出願の取下げ

1. 出願人は、地理的表示出願を、地理的表示の国家登録及び／又は当該地理的表示を使用する排他権の付与に関する情報が表示・名称国家登録簿に収載される前の審査の如何なる段階においても、取り下げることができる。
2. 地理的表示出願は、出願を取り下げられたものとみなす知的所有権を所管する連邦行政機関の決定に基づいて、取り下げられたものとみなされる。

第1528条 地理的表示出願に関する決定に対する不服申立：期限延長

1. 地理的表示出願を審査のために受理することを拒絶し又は当該出願を取り下げられたものとみなす知的所有権を所管する連邦行政機関の決定及び請求されている名称の審査の結果に基づく当該機関による決定(第1525条)については、出願人は、各決定の送付の日から3月以内に、知的所有権を所管する連邦行政機関に不服申立を提起することにより不服を申し立てることができる。

2. 出願人が本法第1523条第2項及び本条第1項に定める期限を徒過した場合は、知的所有権を所管する連邦行政機関は、前記期限を、当該期限の満了日から6月以内に提出された出願人の申立に基づき延長することができるが、出願人が当該期限を徒過した正当な理由を提示することを条件とする。

出願人は、徒過した期限の延長を求める申立を、本法第1523条第2項に従って請求された追加資料若しくは前記資料の提出のために定められた期限の延長に係る申立とともに又は本条第1項に従った知的所有権を所管する連邦行政機関への不服申立の提起と同時に、知的所有権を所管する連邦行政機関に提出する。

本項に従った期限延長は、出願を取り下げられたものとみなす決定を破棄し、徒過した期限を延長する知的所有権を所管する連邦行政機関の決定に基づいて行われる。

第1529条 地理的表示の国家登録手続

1. 本法第1524条第3項に定める異議申立がない場合は請求されている名称の審査の結果に基づく決定(第1525条)に従い又は地理的表示に対する法的保護の付与及び／若しくは地理的表示を使用する排他権の付与に対する異議申立の審査の結果に基づく決定(第1526条)に従い、知的所有権を所管する連邦行政機関は、地理的表示の表示・名称国家登録簿への国家登録を行う。

2. 表示・名称国家登録簿に収載される情報は、次に掲げるとおりである。地理的表示、地理的表示を使用する排他権を有する者に関する情報、地理的表示の登録による識別の対象である商品の特別な特性の表示及び説明、地理的表示に係る国家登録及び／又は排他権の付与に関連したその他の情報、排他権の存続期間の延長並びに当該情報のその後の変更。

第 1530 条 地理的表示又は商品の原産地名称を使用する排他権の証明書の発行

1. 知的所有権を所管する連邦行政機関は、地理的表示又は原産地名称を使用する排他権の証明書の発行に係る手数料の納付後、地理的表示又は原産地名称を使用する排他権の証明書を電子形式で及び出願人の請求に基づき紙面で発行する。
2. 地理的表示又は原産地名称を使用する排他権の証明書の様式及びそれに含まれる情報の一覧は、知的所有権の分野における規範及び法を執行する連邦行政機関により決定される。

第 1531 条 地理的表示又は原産地名称を使用する排他権の証明書の有効期間

1. 地理的表示又は原産地名称を使用する排他権の証明書は、地理的表示出願又は原産地名称出願が知的所有権を所管する連邦行政機関に提出された日から 10 年間効力を有する。
2. 地理的表示又は原産地名称を使用する排他権の証明書の有効期間は、証明書の所有者の請求に基づき、延長することができる。申請には、申請人が表示・名称国家登録簿に記載されている特徴を有する商品を製造していることを証明する書類又は申請人が表示・名称国家登録簿に記載されている特別な特性を有する商品を製造している旨の公認機関の結論を添付する。

商品をロシア連邦の領域外に所在する地理的区域を原産地とするものとして特定する地理的表示に関しては、権利所有者は、証明書の有効期間の延長を求める請求の提出日における商品の原産国において当該名称を使用する同人の権利を証明する書類を提出しなければならない。

ロシア連邦の領域外に所在する地理的区域の名称である原産地名称に関しては、権利所有者は、証明書の有効期間の延長を求める請求の提出日における商品の原産国において当該原産地名称を使用する同人の権利を証明する書類を提出しなければならない。

排他権の有効期間の延長を求める申請は、有効期間の最終年に提出しなければならない。

権利所有者の請求に基づき、地理的表示又は原産地名称を使用する排他権の有効期間の満了後、有効期間の延長を求める請求を提出するための 6 月を権利所有者に与えることができる。証明書の有効期間は、10 年間ずつ更新される。

排他権の有効期間は、10 年間ずつ延長される。

3. 地理的表示又は原産地名称を使用する排他権の有効期間延長の記録は、知的所有権を所管する連邦行政機関が表示・名称国家登録簿に記載する。

第 1532 条 表示・名称登録簿に登録された情報の変更

1. 知的所有権を所管する連邦行政機関は、権利所有者の請求に基づき、地理的表示又は原産地名称の国家登録及び地理的表示又は原産地名称を使用する排他権の付与に関連する表示・名称国家登録簿に登録された情報(第 1529 条第 2 項)を変更する。当該変更は、特に、権利所有者の名称、その所在地又は住所、通信宛先、地理的表示又は原産地名称を使用する権利を有する者の一覧、団体の構成員である個人による地理的表示又は原産地名称の使用条件に関する情報及び明白、かつ、技術的な誤記を訂正するための修正に適用される。
2. 本法第 1522 条第 2 項(1)から(4)まで及び(6)から(9)まで並びに第 1522-1 条第 1 項に定める情報を含め、地理的表示又は原産地名称の国家登録に関連する情報の変更を求める請求には、前記変更の必要性を証明する書類又は公認機関の結論を添付する。

第 1533 条 地理的表示の国家登録に関する情報の公告

表示・名称国家登録簿に記載された地理的表示の国家登録及び／又は当該地理的表示を使用する排他権の付与に関連する情報は、表示・名称国家登録簿への記載後速やかに、知的所有権を所管する連邦行政機関がその公報において公告する。

第 1534 条 外国における地理的表示の登録

1. ロシア法人及びロシア連邦の市民は、外国において地理的表示を登録する権利を有する。
2. 外国における地理的表示の登録を求める出願は、ロシア連邦における地理的表示の国家登録及び前記地理的表示に係る排他権の付与後に、提出することができる。

4. 地理的表示の法的保護及び地理的表示に係る排他権の終了

第 1535 条 地理的表示に対する法的保護及び地理的表示に係る排他権の付与に対する異議申立及び無効確認の根拠

1. 地理的表示に対する法的保護の付与に対する異議申立とは、地理的表示の国家登録を行い、当該地理的表示に係る排他権及び当該地理的表示を使用する排他権を付与する知的所有権を所管する連邦行政機関の決定に対する異議申立をいう。

先に登録された地理的表示に係る排他権の付与に対する異議申立とは、先に登録された地理的表示を使用する排他権を付与し、前記地理的表示を使用する排他権の証明書を発行する決定に対する異議申立をいう。

地理的表示に対する法的保護の付与の無効が確認されると、地理的表示の国家登録を行い、当該地理的表示を使用する排他権を付与する知的所有権を所管する連邦行政機関の決定は取り消され、表示・名称国家登録簿に行われた記録は抹消され、かつ、前記地理的表示を使用する排他権の証明書は無効になる。

先に登録された地理的表示を使用する排他権の付与の無効が確認されると、先に登録された地理的表示を使用する排他権を付与する知的所有権を所管する連邦行政機関の決定は取り消され、表示・名称国家登録簿に行われた記録は抹消され、かつ、前記地理的表示を使用する排他権の証明書は無効になる。

2. 地理的表示に対する法的保護の付与については、本項第 2 段に定める場合を除き、当該法的保護が本法に違反して付与された場合は、その全有効期間のいつでも、これを争い、無効にすることができる。先に登録された地理的表示に係る排他権の付与については、当該排他権が本法に違反して付与された場合は、先に登録された地理的表示に係る排他権の全有効期間のいつでも、これを争い、無効にすることができる。

地理的表示に対する法的保護の付与については、当該法的保護が本法第 1516 条第 2 項(3)及び(4)に違反して付与された場合は、地理的表示の国家登録に関する情報の公報における公告の日から 5 年以内に、これを争い、無効にすることができる。

3. 公認機関又は本法第 1516 条第 1 項(3)に定める管理を行う機関を含め、利害関係人は、本条第 2 項に規定する理由に基づき、知的所有権を所管する連邦行政機関に不服申立を提起することができる。

第 1536 条 地理的表示の法的保護及び当該地理的表示に係る排他権の終了

1. 地理的表示の法的保護は、次に掲げる場合に終了する。

(1) 地理的区域に特有の条件又は地理的表示に関して表示・名称国家登録簿に記載されている特定の特性を有する商品の製造可能性が消滅した場合

(2) 商品の原産国における地理的表示の法的保護が終了した場合

2. 地理的表示を使用する排他権の効力は、次に掲げる場合に終了する。

(1) 権利所有者が生産する商品が、地理的表示に関して表示・名称国家登録簿に記載されている特別な特性を有さなくなった場合

(2) 権利所有者が地理的表示に関して表示・名称国家登録簿に記載されている特定の特性を有する商品を製造する権利を喪失した場合

(3) 本法第 1516 条第 1 項第 3 段に定める要件に適合しない場合

- (4) 権利所有者が表示・名称国家登録簿に記載されている商品の製造方法、保管及び輸送の条件に組織的に違反した場合
- (5) 地理的表示の法的保護が本条第 1 項に定める理由に基づき終了した場合
- (6) 法人(権利所有者)が清算された場合又は個人事業主(権利所有者)がその企業家活動を終了した場合又は市民が死亡した場合
- (7) 排他権の有効期間が満了した場合
- (8) 排他権の所有者が知的所有権を所管する連邦行政機関に請求を提出した場合
- (9) 外国法人、外国の市民又は無国籍者が商品の原産国において地理的表示を使用する権利を喪失した場合

3. 公認機関又は本法第 1516 条第 1 項第 3 段に定める管理を行う機関を含め、何人も、本条第 1 項に規定する理由に基づき、地理的表示の法的保護及び地理的表示を使用する排他権の効力の終了を求める請求を知的所有権を所管する連邦行政機関に提出することができ、また、本条第 2 項に規定する理由に基づき、地理的表示を使用する排他権の効力の終了を求める請求を提出することができる。

地理的表示の法的保護及び地理的表示を使用する排他権の効力は、知的所有権を所管する連邦行政機関の決定に基づいて終了する。

5. 地理的表示及び原産地名称の保護

第 1537 条 地理的表示及び原産地名称の違法使用に対する責任

1. 権利所有者は、違法に使用された地理的表示若しくは原産地名称又は混同を生じる程に類似する名称のついた模倣品、ラベル及び包装を、侵害者の費用により、流通から排除し破棄するよう要求することができる。当該商品を流通に置くことが公共の利益のために必要な場合は、権利所有者は、違法に使用された地理的表示若しくは原産地名称又は混同を生じる程に類似する名称を、侵害者の費用により、模倣品、ラベル及び包装から除去するよう要求する権利を有する。
2. 権利所有者は、自己の選択により、侵害者から損害に係る代償の支払いに代えて、次に掲げる金額の支払を要求する権利を有する。
 - (1) 侵害の内容に基づき裁判所の裁量により決定される 1 万ルーブル以上 5 百万ルーブル以下の金額
 - (2) 地理的表示又は商品の原産地名称が付された偽造商品の価額の倍額
3. ロシア連邦において登録されていない原産地名称について原産地名称保護の標章を使用した者は、ロシア連邦の法令が規定するところにより、法的責任を負う。

第4節 取引名に係る権利

第1538条 取引名

1. 事業活動を行う法人(設立文書により事業活動を行う権利が法令に従い付与された非営利法人を含む。)及び個人事業主は、その取引上の、産業上の、及び他の事業上の識別を行うため(第132条)、商号ではなく、かつ、設立文書又は法人単一国家登録簿へ収載する義務の対象とならない取引名を使用することができる。
2. 取引名は、単一の又は複数の事業を識別するために権利者により使用されてもよい。単一の事業を識別する目的で、2個以上の取引名を同時に使用してはならない。

第1539条 取引名に係る排他権

1. 権利所有者は、商業上の名称を、法令に反しない如何なる態様でも、自己に帰属する事業の識別手段として使用する排他権(商業上の名称に係る排他権)を有し、これには、当該商業上の名称を看板、レターヘッド、インボイス及びその他の書類、発表文、広告、商品及びその包装並びにインターネットで表示することが含まれる。ただし、かかる名称が十分に識別性がある特徴を有し、かつ、権利所有者が自己の事業の識別のために当該名称を使用していることが特定の区域内で知られている場合に限る。
2. 取引名が、特定の者への事業の所有権に関して誤認を生ずるおそれのある取引名、特に、排他権により保護され、対応する排他権が先に生じた他人に帰属する他の会社名、商標又は取引名と混同を生ずるほど類似した名称である場合には、その使用は認められない。
3. 本条第2項の規定に違反した者は、権利者の要求に応じて、取引名の使用を止め、かつ、発生した損害につき権利者を補償する義務を負う。
4. 取引名に係る排他権は、名称が識別手段として使用されている事業の範囲内でのみ他人へ移転(契約に基づく場合、法定の一般承継により、及び法令に定めるその他の事由に基づく場合を含む。)することができる。
取引名が複数の事業を識別するために権利者が使用する場合、その内の一の事業内で取引名に係る排他権を他人へ移転することにより、権利者は、自己の他の事業につき、これを識別するために当該取引名を使用する権利を失うこととなる。
5. 権利者は、事業賃貸契約(第656条)又は営業権設定(フランチャイズ)契約(第1027条)に定める手続及び条件により、自己の取引名の使用权を他人へ付与することができる。

第1540条 取引名に係る排他権の効力

1. ロシア連邦領域において事業を識別するために使用される取引名に係る排他権は、ロシア連邦領域内で効力を有する。
2. 取引名に係る排他権は、権利者が1年間連続して使用しない場合、終了する。

第1541条 取引名に係る権利と商号及び商標に係る権利との関係

1. 取引名(権利者の商号又はその個別要素を含む。)に係る排他権は、商号に係る排他権とは独立して発生し、かつ、法的効力を有する。
2. 権利者は、取引名又は当該名称の個別要素を自己の商標中に使用することができる。商標に含まれる取引名は、商標の保護とは独立して保護される。

第 77 章 一体化技術の知的活動の成果の利用権

第 1542 条 技術に係る権利

1. 本章において使用される一体化技術とは、客観的形式で表現された技術的及び科学的活動の成果であって、本編の規定により法的保護の対象となる、発明、実用新案、意匠、コンピュータプログラム又はその他の知的活動の成果の何らかの組み合わせとして含み、かつ、民生又は軍事分野におけるある実用的な活動のための技術的基礎となりうるもの(「一体化技術」)である。

一体化技術は、本編の規定に基づく法的保護の対象とはならない知的活動の成果(技術的データ及び他の情報を含む。)を含むこともできる。

2. 一体化技術の一部である知的活動の成果に係る排他権は認識され、本法の規定に基づいて保護されるべきものである。

3. 複合的な客体(第 1240 条)の一部として一体化技術の知的活動の成果を利用する権利(「技術に係る権利」)は、一体化技術の一部である知的活動の成果に係る排他権の保有者との契約に基づいて、一体化技術の開発の全体的形成に寄与した者に帰属する。一体化技術は、一体化技術の創作の全体的形成に寄与した者により創作された、保護された知的活動の成果を含むこともできる。

第 1543 条 一体化技術に係る権利の範囲

国家との契約、予算収支を用いて資金を調達する他の契約の下、そして又助成費として、業務遂行に対する支払いに割り当てられた連邦予算又はロシア連邦構成体予算によって又はこれらの関与により創作された民生、軍事、特殊又は二重目的品目の一体化技術に係る権利に関連する関係に、本章の規定は適用される。

上記の規定は、予算貸付として返済可能な基準での連邦予算又はロシア連邦構成体予算の支出又はこれを使用して一体化技術の開発において生じた関係には適用されない。

第 1544 条 一体化技術の開発の全体的形成に寄与した者の知的活動の成果の利用権

1. 連邦予算又はロシア連邦構成体予算の財源を費消し又は当該財源の関与により一体化技術の開発の全体形成に寄与した者(「業務遂行者」)は、当該一体化技術に係る権利を有するが、当該権利が本法第 1546 条第 1 項によりロシア連邦又はロシア連邦構成体に帰属する場合はこの限りではない。

2. 本条第 1 項に従い一体化技術に係る権利を有する者は、権利者として認識され一体化技術に含まれる自己の知的活動の成果に係る権利を守るためにロシア連邦の制定法に定める措置(特許出願する、知的活動の成果の国家登録を求める、情報に関する機密及び非開示体制を導入する、一体化技術に含まれる知的活動の成果に係る排他権の保有者と排他権の譲渡契約及び使用許諾契約を締結する、及びその他の措置を講ずる)につき、当該措置が一体化技術の開発前に又は開発の過程において講じられなかった場合は、これを速やかに講ずる義務を負う。

3. 一体化技術に含まれる知的活動の成果に係る法的保護につき、本法が異なる方法を認める場合、その技術に対する権利を有する者は、自己の利益に最も適し、かつ、一体化技術の実用を確保できる法的保護手段を選択する。

第 1545 条 一体化技術を利用する義務

1. 本法第 1544 条に従い一体化技術に対する権利を有する者は、当該技術を利用する（「実施」）ことが要求される。

本法の規定により、当該権利を譲り受ける又は取得する何人も、同一の義務を負う。

2. 一体化技術を実施する義務の内容、期限、これらの義務の履行のための他の条件及び手続、不履行の結果、及び終了は、ロシア連邦政府がこれを定める。

第 1546 条 ロシア連邦及びロシア連邦構成体の技術に係る権利

1. 連邦予算資金の支出又は関与により開発された技術に係る権利は、次に掲げる場合、ロシア連邦に帰属する。

(1) 一体化技術がロシア連邦の防衛及び安全保障の確保に直接関連している場合

(2) 一体化技術が開発される前又はそれ以降、ロシア連邦が、一体化技術を実用化段階に引き上げる業務の資金手当を行った場合

(3) 業務遂行者が、一体化技術の開発に係る業務の完了後 6 月以内に、一体化技術に含まれる知的活動の成果に係る自己の排他権の確認又は確保に必要なすべての措置を取ることを確保しなかった場合

2. ロシア連邦の構成体の予算資金の支出又は関与により開発された技術に係る権利は、次に掲げる場合、ロシア連邦の当該構成体に帰属する。

(1) 一体化技術が開発される前又はそれ以降、ロシア連邦構成体が、一体化技術を実用化段階に引き上げる業務の資金手当を行った場合

(2) 業務遂行者が、一体化技術の開発に係る業務の完了後 6 月以内に、一体化技術に含まれる知的活動の成果に係る自己の排他権の確認又は確保に必要なすべての措置を取ることを確保しなかった場合

3. 一体化技術に係る権利が本条第 1 項及び第 2 項によりロシア連邦又はロシア連邦構成体に帰属する場合、業務遂行者は、引き続き権利をロシア連邦又はロシア連邦構成体へ移転するため、本法第 1544 条第 2 項に基づき知的活動の成果に係る自己の権利について認識され、これを守る措置を講じる義務を負う。

4. ロシア連邦に帰属する一体化技術に係る権利の管理は、ロシア連邦政府が定める態様で行われる。

ロシア連邦構成体に帰属する一体化技術に係る権利の管理は、対応するロシア連邦構成体の行政機関が定める態様で行われる。

5. ロシア連邦又はロシア連邦構成体に帰属する一体化技術に係る権利の処分は、本編の規定に従い行われる。

ロシア連邦に帰属する一体化技術に係る権利の処分の態様は、連邦技術の移転に関する法令にこれを定める。

第 1547 条 ロシア連邦又はロシア連邦構成体に帰属する一体化技術に係る権利の譲渡

1. 本法第 1546 条第 1 項(2)及び(3)並びに同条第 2 項に定める場合、ロシア連邦又はロシア連邦構成体が、同じ技術における知的活動の成果の実利用に必須の、知的活動の成果に係る権利を受領した日から 6 月の期間満了までに、当該技術に係る権利は、技術の実施に関心を持ち、かつ、技術を実施する実際の能力を有する者に譲渡される。

本法第 1546 条第 1 項(1)に定める状況において、技術に係る権利は、ロシア連邦が当該権利を自己のために保持する必要性を喪失次第直ちに、技術の実施に関心を持ち、かつ、これを実施する実際の能力を有する者に譲渡されなければならない。

2. ロシア連邦又はロシア連邦構成体による技術に係る権利の第三者への譲渡は、競争入札の結果からの対価の一般規則に従いなされなければならない。

ロシア連邦又はロシア連邦構成体に帰属する権利の譲渡の入札が不成功の場合、当該権利は競売により移転されることができる。

ロシア連邦又はロシア連邦構成体による一体化技術に係る権利の譲渡のための入札又は競売を実行する手続及び入札又は競売によらずロシア連邦又はロシア連邦構成体が移転を行う可能性がある場合及びその手続は、連邦技術の移転に関する法令にこれを定める。

3. 一体化技術に含まれる知的活動の成果をまとめた業務遂行者は、他の事情が同じならば、ロシア連邦又はロシア連邦構成体とその技術の取得のための契約を締結する優先的権利を享受する。

第 1548 条 技術に係る権利の対価

1. 技術に係る権利は、本法第 1544 条及び第 1546 条第 3 項に定める場合、対価なく付与される。

2. 技術に係る権利が契約により譲渡される場合(入札又は競売による場合を含む。)、報酬の額、条件及び手続は、当事者間の合意により決定される。

3. 一体化技術の実施が社会的及び経済的に重要性があり又はロシア連邦の防衛又は安全保障に対する重要性があるが、その実施のためには、その技術に係る権利を取得する費用が経済的に非効率であるような場合、ロシア連邦又は対応する権利を無償で受けたその他の権利者による当該技術に係る権利の移転も無償で行ってよい。いかなる場合に技術の移転に係る権利を無償で移転できるかについては、ロシア連邦政府が決定する。

第 1549 条 複数人に共同で帰属する一体化技術に係る権利

1. 予算財源及び他の投資家の財源の関与により開発された技術に係る権利は、開発者及び他の権利者により技術が開発された結果として、ロシア連邦、ロシア連邦構成体、プロジェクトにおけるその他の投資家に同時に帰属しうる。

2. 技術に係る権利が複数人に帰属する場合、当該複数人はこの権利を共同で行使する。複数人に共同で帰属する技術に係る権利の処分は、相互の同意によりこれを行う。

3. 一体化技術に係る権利の共有者のうち 1 名が行った技術に係る権利の処分のための取引は、当該取引の相手方がかかる無権限を知っていたか、知りうべきであったことの証明がある場合には、当該取引を行った者が必要な権限を欠いていたから、他の権利者らの請求があれば無効とされ得る。

4. 数名の権利者が権利を享有する一体化技術の利用及び当該権利の分配による収益は、相互の合意により権利者間で分配される。

5. 権利が複数人に帰属する技術の一部が独立している場合、権利者間の合意により、一体化技術に対するどれだけの権利が各権利者に帰属するかを決定する。技術の一部は、当該技術の他の部分とは区別して使用され得る場合には、独立した意味を有してよい。

各権利者は、当該権利者間の合意により他に定めがある場合を除き、独立した意味を有する

技術の当てはまる部分を利用する権限を有する。従って、技術に係る権利の総体及びその権利の処分は、権利者全員が共同でこれを行使し実行する。

一体化技術の一部の利用による収益は、技術のこの特定の一部に係る権利を保有する者へ渡される。

第 1550 条 一体化技術に係る権利の移転の一般要件

本法又は他のいかなる法令に別段の定めがある場合を除き、一体化技術に係る権利を有する者は、自己の裁量で、当該権利の全部又は一部を契約又はその他の方法(当該権利の譲渡契約、使用許諾契約又は権利譲渡契約若しくは使用許諾契約の要素を有するその他のいかなる契約形式を含む。)により処分することができる。

一体化技術に係る権利は、一体化技術体系に総体として含まれるすべての知的活動の成果に関して移転される。(技術の一部に対する)特定の成果に係る権利の移転は、そのような一体化技術の一部が本法第 1549 条第 5 項に照らし独自の重要性を有する場合にのみ認められる。

第 1551 条 一体化技術の輸出管理の要件

1. 一体化技術は、主としてロシア連邦領域内において、実施され、応用化(実施)されることが意図されている。

一体化技術に係る権利は、外国の領域内での利用のために、依頼人としての国家の取引先又は予算資金の管理者の同意を得て、対外経済活動に関する法令に従い移転されうる。

2. ロシア連邦領域外における一体化技術の利用を包含する取引は、知的所有権を所管する連邦行政機関における国家登録の対象となる。

取引の国家登録のための法的要件を遵守しない場合、当該取引は無効となる。